

阿見町議会会議録

平成23年第1回定例会

(平成23年3月8日～3月24日)

阿見町議会

平成23年第1回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	29
◎会期日程	30
◎第1号(3月8日)	33
○出席, 欠席議員	33
○出席説明員及び会議書記	33
○議事日程第1号	35
○開 会	37
・会議録署名議員の指名	37
・会期の決定	37
・諸般の報告	38
・茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について	39
・議案第2号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	39
・議案第3号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	41
・議案第4号から議案第10号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	42
・議案第11号から議案第18号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	59
・議案第19号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	63
・議案第20号から議案第26号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	82
・議案第27号から議案第28号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	94
・議案第29号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	95
・請願第1号(上程, 委員会付託)	96
・休会の件	96
○散 会	97
◎第2号(3月10日)	99
○出席, 欠席議員	99
○出席説明員及び会議書記	99
○議事日程第2号	101
○一般質問通告事項一覧	102
○開 議	103
・一般質問	103

藤井 孝幸	103
平岡 博	135
浅野 栄子	143
紙井 和美	154
細田 正幸	166
川畑 秀慈	170
○散 会	189
◎第3号（3月11日）	191
○出席, 欠席議員	191
○出席説明員及び会議書記	191
○議事日程第3号	193
○一般質問通告事項一覧	194
○開 議	195
・一般質問	195
難波 千香子	195
吉田 憲市	214
柴原 成一	231
久保谷 充	236
・休会の件	247
○散 会	248
◎第4号（3月24日）	249
○出席, 欠席議員	249
○出席説明員及び会議書記	249
○議事日程第4号	251
○開 議	253
・諸般の報告	253
・議案第3号（委員長報告, 討論, 採決）	253
・議案第4号から議案第10号（委員長報告, 討論, 採決）	254
・議案第11号から議案第18号（委員長報告, 討論, 採決）	264
・議案第19号（委員長報告, 討論, 採決）	271

・議案第20号から議案第26号（委員長報告，討論，採決）	279
・議案第27号から議案第28号（委員長報告，討論，採決）	283
・議案第30号から議案第33号（上程，説明，質疑，討論，採決）	284
・議案第34号から議案第39号（上程，説明，採決）	286
・請願第1号（委員長報告，討論，採決）	289
・意見書案第1号（上程，説明，質疑，討論，採決）	290
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査 について	292
○閉 会	293

第 1 回 定例会

阿見町告示第32号

平成23年第1回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年3月1日

阿見町長 天田 富司男

- 1 期 日 平成23年3月8日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成23年第1回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	3月8日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	3月9日	(水)	休 会		・議案調査
第3日	3月10日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（6名）
第4日	3月11日	(金)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第5日	3月12日	(土)	休 会		・議案調査
第6日	3月13日	(日)	休 会		・議案調査
第7日	3月14日	(月)	休 会		・議案調査
第8日	3月15日	(火)	休 会		・議案調査
第9日	3月16日	(水)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第10日	3月17日	(木)	午前10時	委員会	・民生教育（議案審査）
第11日	3月18日	(金)	休 会		・議案調査

第12日	3月19日	(土)	休 会		・ 議案調査
第13日	3月20日	(日)	休 会		・ 議案調査
第14日	3月21日	(月)	休 会		・ 議案調査
第15日	3月22日	(火)	午前10時	委員会	・ 総 務 (議案審査)
第16日	3月23日	(水)	休 会		・ 議案調査
第17日	3月24日	(木)	午前10時	本会議	・ 委員長報告 ・ 討論 ・ 採決 ・ 閉会

第 1 号

[3 月 8 日]

平成23年第1回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成23年3月8日（第1日）

○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
16番	櫛田豊君
17番	諏訪原実君

○欠席議員

18番	細田正幸君
-----	-------

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
消	防	長	瀬尾房雄君	
総	務	部	長	坪田匡弘君
民	生	部	長	横田健一君

生活産業部長	川村忠男君
都市整備部長	横田充新君
教育次長	竿留一美君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	篠崎慎一君
国保年金課長	吉田衛君
町民課長兼 うずら出張所長	松本道雄君
商工観光課長	鹿志村浩行君
環境課長	大野利明君
町民活動推進課長	飯野利明君
建設課長	浅野耕一君
水道課長	坪田博君
学校教育課長	黒井寛君
生涯学習課長	建石智久君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	大竹久

平成23年第1回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成23年3月8日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について
- 日程第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第6 議案第3号 阿見町立学校体育施設使用料徴収条例の制定について
- 日程第7 議案第4号 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第5号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第6号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第7号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第8号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第9号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について
- 日程第8 議案第11号 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第12号 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第13号 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第14号 平成22年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議案第15号 平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第16号 平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第17号 平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第18号 平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

- 日程第9 議案第19号 平成23年度阿見町一般会計予算
- 日程第10 議案第20号 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計予算
議案第21号 平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
議案第22号 平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算
議案第23号 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
議案第24号 平成23年度阿見町介護保険特別会計予算
議案第25号 平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号 平成23年度阿見町水道事業会計予算
- 日程第11 議案第27号 町道路線の廃止について
議案第28号 町道路線の認定について
- 日程第12 議案第29号 土浦石岡地方広域市町村圏協議会の廃止について
- 日程第13 請願第1号 常陸川水門（逆水門）の柔軟運用を求める請願書
- 日程第14 休会の件

午前10時30分開会

○議長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。全員協議会を開催し、執行部より詳細なる説明を受けておりましたので、時間が定刻過ぎましたことを、まずお詫び申し上げます。

ただいまから、平成23年第1回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより、議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤幸明君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によりまして、

9番 浅野栄子君

10番 藤井孝幸君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本件については、去る3月1日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○議会運営委員会委員長（諏訪原実君） それでは、会期の決定の件について御報告を申し上げます。

平成23年第1回定例会につきまして、去る3月1日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は5名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から24日までの17日間で、日程につきましては、本日本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、3月9日は休会で議案調査。

3日目、3月10日は午前10時から本会議で一般質問、6名。

4日目、3月11日は同じく10時から本会議で一般質問、4名。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、3月14日は委員会で、午前10時から総務常任委員会。

8日目、3月15日は委員会で、午前10時から民生教育常任委員会。

9日目、3月16日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

10日目から16日目までは休会で議案調査。

17日目、3月24日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。各議員の御協力をよろしくお願ひいたしまして、御報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から3月24日までの17日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月24日までの17日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今定例会に提出されました案件は町長提出議案第2号から議案第29号のほか、常陸川（逆水門）の柔軟運用を求める請願書、以上29件であります。

次に、本日までに受理した陳情書は、永住外国人住民の地方自治体参政権に関する要望書の1件です。内容はお手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成22年12月分から平成23年1月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成22年度普通建設等事業進捗状況、契約状況報告について、3月4日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第4、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙を行います。

本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規程により、議員1名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に浅野栄子君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました浅野栄子君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

ただいま当選されました浅野栄子君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項により告知をいたします。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第5、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん，おはようございます。本日は，平成23年第1回定例会を招集しましたところ，議員各位には，公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして，ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

それでは，議案第2号の専決処分承認を求める議案について，提案理由を申し上げます。

本案は，平成22年11月3日午後6時ごろです，阿見町小池2476番地1地付近町道第1237号線を岡見方面から荒川本郷方面に向かってマラソンの走行中，路肩の側溝のふたが外れており，側溝の中に足を踏み入れ，そのままコンクリートに左足ひざ下を強打し皮膚表面を切る損害を与えたので，地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めるものであります。

以上，提案理由を申し上げました。慎重審議の上，承認くださいますようお願いをいたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で，提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） この説明によりますと，マラソン中に左足を側溝のふたに入れたということなんですが，そんなに速いスピードじゃなくって走っていると思うんです。どうしてこの方だけが一人こうして落っこっちゃって，そいで自己責任じゃなくてなぜ町が弁償しなきゃいけないのか，その辺を御説明いただきたいです。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい，お答えいたします。まあどうして一人だけかっているのはちょっとわかりませんが，側溝が，後で建設課のほうで調べたんですが，L字溝になっていまして，その角のところに車がこすったような跡があったようなんですよ。それでそのL字溝がずれて，その隙間があいたと。そこに足を踏み入れた，要するに走っている途中にそこに足を入れてひざをけがしたということのようでございます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） そうすると，この損害賠償は，例えば交通事故なんかでも何対何とかっていう割合があると思うんですけど，どのぐらいの割合で賠償しているわけですか。

○議長（佐藤幸明君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） お答えします。町道につきましてはですね、これ町道ですから、町のほうに管理義務がございますので、一応治療費ということで、この賠償費をお支払いしたということでございます。

〔「割合を聞いてるんだろ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） これは治療費の全額を補償しているということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） そうすると、今後とも万一町道で、例えば側溝のふたにひっかかってけがをしたなんていう場合も全部町が負担するんですか。

○議長（佐藤幸明君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、道路の機能上の問題があるということであれば、道路のほう保険入っておりますので、町のほうで、その機能上の問題等があれば補償ということになろうかと思えます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第2号については、原案どおり承認することに決しました。

議案第3号 阿見町立学校体育施設使用料徴収条例の制定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第6、議案第3号、阿見町立学校体育施設使用料徴収条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 続きまして、議案第3号、阿見町立学校体育施設使用料徴収条例の制定につきまして申し上げます。

本案は、町立学校開放体育施設の使用について適正な使用料金を徴収することにより、有料公共施設との公平性を確保することを目的として制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月24日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第4号 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第5号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第6号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第7号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について

- 議案第 8 号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について
議案第 9 号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
議案第 10 号 阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正
について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第 7、議案第 4 号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第 5 号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第 6 号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第 7 号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について、議案第 8 号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について、議案第 9 号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、議案第 10 号、阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について、以上 7 件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 次に、議案第 4 号から議案第 10 号までの条例改正について申し上げます。

まず、議案第 4 号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきまして申し上げます。本案は、町長に対して平成 26 年に支払われる予定の退職金相当額を給料月額減額により相殺することを目的として改正するものであります。

次に、議案第 5 号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。本案は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償について所要の改正を行うものであります。

阿見町消費生活センターの消費生活相談員においては、職務内容の高度な専門性と、多様化・複雑化する相談業務の実情に対応していくために、報酬を再検討し改正するものであります。

次に、観光プロデューサーについては、平成 22 年度末をもって観光プロデュース事業が終了となるため、廃止するものであります。

次に、いきいき学びの町 AMI 推進会議委員については、平成 2 年に「いきいき学びの町宣言」を行って以来、生涯学習によるまちづくりを進めてまいりましたが、社会の急速な変化に伴い、町民の学びを取り巻く環境は大きく変化してきております。そこで、これまで進めてまいりました生涯学習をさらに推進するために推進体制を改正するものであります。

次に、生涯学習推進専門委員会については、これまでいきいき学びの町推進会議の専門委

員会として位置づけられていたものを、より具体的な実践組織とするため生涯学習課に位置づけ、時代の要請に応じた専門的な活動を行うために改正するものであります。

次に、教育振興基本計画策定委員会委員については、阿見町教育振興基本計画及び生涯学習推進計画策定に関連する所要の改正を行うものであります。

次に、町民活動センター長につきましては、臨時職員から非常勤特別職とするため、当該委員の報酬及び費用弁償を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、廃棄物対策管理官について申し上げます。阿見町を取り巻くさまざまな環境の現状につきましては、皆様も御承知のとおり、廃棄物の不法投棄により環境への大きなダメージと町民の不安を招く結果となっております。そのようなことから、当町の喫緊の問題を解決するために、茨城県警本部の生活環境課において産業廃棄物犯罪の取り締まりや本部特捜課を歴任し、専門的な知識及び経験と実績がある人材を廃棄物対策管理官として委嘱し、徹底した指導と取り締まりの強化を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第6号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正につきまして申し上げます。本案は、議案第5号に連動し、阿見町教育基本計画策定委員会及び阿見町生涯学習推進委員会の設置について所要の改正を行うものです。

次に議案第7号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。本案は、地方自治法第227条に基づき、町が徴収する手数料の額について定めた条例の改正です。

住民基本台帳カードにつきましては、国の財源措置とあわせ、平成20年11月1日から平成23年3月31日までの期間限定で、交付手数料の無料化を図ってまいりました。住民基本台帳カードは、氏名、生年月日、性別、住所の4つの基本情報の記載があり、公的な本人確認資料となるほか、別途、電子証明書の情報を取り込むと、インターネットを通して確定申告ができるなどの拡張機能があり、一部の自治体では、コンビニを活用した証明書の発行サービスを始めております。今後は、特に高齢者対策として、自動車運転免許証を返納した方など窓口の本人確認作業に有効な資料であることから、満65歳以上の交付申請及び再交付については恒久的に無料化を進めていくことが望ましいことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第8号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について申し上げます。本案は、町国民健康保険の被保険者が出産した場合支給する出産育児一時金について改正を行うものであります。

その改正内容としましては、緊急の少子化対策として、被保険者の経済的負担を軽減し安心して出産が迎えられるよう、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置として、出産育児一時金の支給額を全国一律4万円引き上げ39万円、産科医療補償制度加入分娩機関での出産の場合は42万円とされておりましたが、平成23年4月1日から恒久化されることになり

ましたので、町におきましても、この改正の趣旨に則り、経過措置の規定を本則の規定に改正するものであります。

なお、この案件につきましては、町国民健康保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添えます。

次に、議案第9号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について申し上げます。本案は、茨城県医療福祉制度が改正されたことに伴い、町条例の一部について所要の改正を行うものであります。

現在の妊産婦の医療福祉費助成については、平成21年7月から、妊産婦特有の疾病に限定されたことにより、申請手続には産婦人科医の疾病証明書の添付や複数回御来庁いただく必要があるなど複雑なものになり、妊産婦の方には負担をおかけしておりました。そのため、県においては現行制度を見直し、妊産婦の申請手続の簡略化と負担軽減を図るため、茨城県医療福祉制度の要綱等の改正を行ったものであります。その改正に伴い、町においても同様の改正を行うものであります。

なお、この改正を行いましても、助成対象となる疾病が妊娠に関連した疾病であることに何ら変わりはなく、妊娠の継続や安全な出産のために治療が必要となる疾病などとする一元的な表現とするものであります。

そのほか、引用法令の改正に伴う参照条項の整理を行うものであります。

次に、議案第10号、阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正につきまして申し上げます。

本案は、地方自治法に基づき徴収する債権のうち、町税以外にも地方税の例により滞納処分できるものとして、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、下水道使用料及び受益者負担金、農業集落排水使用料及び受益者負担金などがありますが、これら公債権の徴収に関する一元的な債権管理ルールを明確化するとともに滞納処分規定を設け、歳入と負担の公平性を確保するため、条例の一部を改正するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

皆様方のお手元にお配りしてございます日程表なんですけど、議案第10号、阿見町税外諸収入の延滞金とございますけども、滞納金と訂正のほどお願い申し上げます。

これより質疑を行います。なお、本案7件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） それでは、質疑をさせていただきます。

議案第4号、阿見町特別職の職員で常勤のもの給与、旅費に関する条例の一部改正についてであります。ただいまの町長の説明ですと、退職金をもらわないかわりに給与の減額をするということでありました。それは当然ですね町長の公約の中で、町長選の公約の中で退職金1,600万だったかな、はもらわないよということで選挙戦をした経緯というのは皆さん御存じのとおりだと思います。退職金と報酬とのですね、これは基本的なその考え方、本旨はですね、これは違うと思うんですが、なぜこの退職金をもらわないのか、これを質問したいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 退職金をもらわないんじゃないかと、今の状況の中では条例改正が非常に厳しい。44市町村でやるわけですから厳しいので、要するに1,600万の退職金をどこでん補するかという、ならば、やっぱり自分の給料を減額してそこに充てていくと。これはやっぱり皆さんにお約束したとおりやらなきゃいけないと私は思っていますし、退職金であるならば町からのものが相当出ていくんですよ。これであるならば実際、私のものがすべてここにてん補されるわけですから、そういう面では町にとってはいいのかなと思いますけど。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） ただいま、私の町民に対するお約束どおりという話しをされたんですが、町長は選挙戦の中で、給与をですね、減額するよということは言われていたんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 給料の減額は言っておりません。退職金はゼロにしたいということを行いました。しかし、今の現状の中で退職金をゼロにするのには非常に改正が必要だと。これは藤井議員の一般質問にも出てますけど、そういう中ではやはり厳しいので、それであるならばやっぱり自分の給料を減額してそれに充てるのが、これは町民とのお約束ですから、これは当たり前なことかなと。それにやっぱり自分ができることでありますから、このやつは、給料の減額は自分で皆さんに提案して皆さんに賛成していただければ、これができることでありますから、やはり自分が率先してやらなきゃいけないと、そう思っています。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 町民の皆さんとはお約束はしていないと。がしかし、自分の本旨で減額するのが妥当であろうと自分で決めたんだから、自分のやつだから通してくださいというお話でしたね、今ね。そうすると、なぜですね、退職金をゼロにするという公約をしといてですよ、それがならなかったということがですね、気がついたのはいつなんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） ほかの地域では、そういうことを、ほかの県ではやっている地区も

あります。しかし、今の状況の中では茨城県でこの提案をすること、これがなかなかいろんな首長の話聞いても厳しいということで、それではやはり厳しいのに4年間でこれができないとなれば、やはり私としては、町民との約束が一番大事なことです。やはりそれにてん補するには1,600万にどれだけの金額の減額をしていったらいいかということをよく考えながらやったわけです。やはり私もその関係の町村の長にそういう資料を渡しましたけれども、やはりこれは天田さんちょっと厳しいよと、なかなか43市町村の皆さんの意見統一をすることはこれは厳しいと、そういうことであるならば、自分でできることであるんです。いやこれは皆さんに採決していただかなければなりませんけど、自分でできることであるなら、人任せじゃないんです。それであるならば私の給料の減額、こういうものをしていけば、皆さんに納得していただけるのかなと。それでも納得してもらえないということなら、これはまた別ですけど、私は納得していただけるんじゃないかなと、町民には、そう思っています。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） あの、いつ、いつね、このことがわかったんですかとお聞きしたんですよ、今ね。選挙戦のときにはもうわかってたんですか。選挙戦のときに、退職金ゼロにすればね、自分が有利になるということで、わかっててやったんですか。それともその後ですね、いつわかったんですか。それも既にですね、そろそろ1年をたとうかとしているわけですよ。1年をたとうかとしているときにね、こういう町民のお約束。町民のお約束してないって言いましたよね、その給料減額にすることはね、言ってないって言いましたよね。そしたら、町民とのお約束を守るためにと、今何回もおっしゃっているんですが、それは自分の考えなんですか。自分で勝手に考えたんですか。町民のお約束と。町民にお約束していないと言っているんですけど。町民の約束を守らなきゃなんないってことを再三にわたって町長おっしゃってるんですが、その辺がちょっと理解に苦しむんですね。それとですね、なぜ退職金に町長がね、退職金ゼロでもいいよと、そういうふうにしますよと、そうしたいんですよって話でね、町長選を勝ち抜かれたわけですが、なぜ退職金がですね、町長の報酬の減額、これ退職金でそうやって言ったから、そうだから給料のほうに減額していくんだという、その転化をなされたその考え、今までのその転化をなされるまでの過程ね、これを教えてください。あといつ気がついたのかね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい、ありがとうございます。いろいろ発言をさせていただいてありがとうございます。私が選挙戦を戦っているときには、そういうものは実際にはここでやってるっていう、それはありましたけど、実際にじゃあ、町長という立場に立ってね、まあ自分ではできると思ってたんですよ。だけど、いろいろな話を聞いてね、3カ月たち、やっぱり半

年たち、各首長の皆さんにお話を聞くと、これは難しいよという状況でありました。じゃあ、退職金はそのまもらえればいいのか。そういうわけにはやはりいかないと思うんですよね。やはり自分が約束したことは、これをどうやってやはり皆さんにきちんと守っていくか。約束したことをきちんと守っていくことがやっぱり一番大事だと思うんですよね。いやじゃあ退職金はもらってもいいだろうと、給料もそのまもらうよと、そういう考えはやはり私の中にはないし、それで自分自身ができること、そしてそれが町民に理解していただけるような形でやらなければ、やはりこれは、何だやつはあんだけの約束をしながら何にもやってないんじゃないかと。それではやはり町民との約束にはならない。ただ、給料は減額どうのこうのって、そんな約束してないだろうっていう、そういう話ですけど、それがあれば、どういうね、形のものができるのか。なかなかできないですよね。やっぱり自分でもらってるものをどうやって減額しな……。減額しなければ、だってこれに合わせられないんだから。ほかのものでどうのこうのっていかないんですから、やはり私はそういう考えのもと、自分の給料をね、減額することによって、やはり1,600万というお金をやはり削減していくと。これはおれは当たり前の話だなと思うんですけどね。

○議長（佐藤幸明君） 14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 町長、あなたは提案者ですから、提案者しただけで決定権はございませんから、決定権は議会にあるんですから、議会にお願いしたほうがよろしいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） ええとですね、それじゃね、町民とのまあお約束はしてないけど、自分の善意でね、退職金ゼロにできないからそれでは済まないだろうと、私は町民とのですね、お約束という形はできないけども、それに見合ったものとして町民の皆さんに、まあ約束はしてないけど、その金額的なものだけは埋め合わせするよと、こういうことなんです。

それとですね、この期間、23年の4月1日から26年の3月19日までの間、60万と4,000円とするということを書いてあるんですが、これは3年間ですよ、ちょうどね。その期間で金額がですね、幾らになるのでしょうか、これ減額にした場合にね。それと今現在町長は幾らの給料をもらってるんでしょうかね、報酬ね。それをお聞かせください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

〔「このくらいすぐわかるんじゃないの。こんなにわかんねえの部長」「計算の根拠だろう、計算の根拠だよ」「だって、こういう議案出してくる以上は、もとの給与とか何とかっていうのはわかってなくちゃしゃあんめえ、部長。議案を出してくんだよ。議案を出してくんだもん」「想定内の質問だよ」「暫時休憩か」「暫時休憩にしろよ」「暫時休憩がいいよ」「そうだよ、暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） それではここで暫時休憩いたします。会議の再開は午前11時25分からといたします。

午前11時15分休憩

午前11時27分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 質問はですね、これから3年間この60万4,000円にした場合にどのぐらいの減額になるかという御質問だったと思います。本来町長の報酬85万ですので、これを60万4,000円で3年間ということだと、退職金も含めて1,677万の減額になります。本来85万で退職金を計算しますと1,870万の退職金になりますので。

〔「退職金はいれないの」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（坪田匡弘君） 退職金全額を計算したのが以上の金額でございます。退職金入れないで。入れませんと、1,136万円になります。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 町長の退職金がですね、幾ら、1,800万、そんなにもらえんだ。1,600万って当初言ってたんだよね。それでまあ、その退職金を含めてやると1千何百万、1,700万ぐらいになるって。退職金はゼロって考えてんだから、そしたら退職金含めなきゃ、この減額でいったら1,100万なんですよ。じゃないの。今部長言った1,100万なんですよ。そしたら退職金1,600万として町民に申しわけございませんでしたと言ったんですよ、今町長は。退職金ゼロと公約したんだから、それはできなくなっちゃったと。済いませんと。自分の気持ちとして給料減額して金額でつじつま合わせますからと言ったんじゃないですか、今。それに対してつじつま合っていないじゃないですか、これ。その分どういうふうに考えているんですか、町長。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 60万4,000円って提案しました根拠を申し上げます。まず今の町長の給料が72万2,000円でございます。22年度に受けていたのが72万2,000円と。本来85万ですので、この1年間72万2,000円との差額を計算しました。既にこれが減額をされております。さらにこれから3年間減額をしなければいけませんので……。

〔「何でそんな誤差になるの」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（坪田匡弘君） ちょっと待ってください。85万からどれだけ減額すればいいかと

ということで計算をしましたらば60万4,000円という金額が出てきたということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 22年度が72万2,000円、給料。これいつからもらってんですか、これ。それで、それを何、85万との差額がある。本当は85万だけど72万2,000円しかもらってなかったんだよということなの。それ、議会にかけないでいいの。かけないでしょ、だって知らないんだもの、72万なんてこれ。どうしたのこれ。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 現在の特別職の職員の給料、まあ町長の給料ですけども、それが72万2,000円になっております。これは以前の行政改革前の川田町長の時代ですけども、行政改革の中で15%削減した。85万から15%削減した金額で、給料でございます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 行政改革のね、結果として前町長さんが15%減額していいよということだったんでしょ。それ議決されたんだよね、それはね。そしたら新しい町長さんになって、行政がかわったんだから、そのままじゃあ15%いいですよということ通るんですか。85万なんでしょ、給料は。そうなんでしょ。そうすると15%分を、それをもう85万円もらったと思って、当初22年度は85万円もらったと思って15%減額した分は先に返したと。先に役場に納めたよってことなんですか。そうじゃないとつじつま合わないんだよね。1,100万にしかなんないから。前の町長さんがお決めになった15%減でいいですよっていうのを引き継いで、それで現町長がね、その分も85万円もらえんだけど、私は15%いらんないですよという形で、その金額も議会にも何も報告もなしに勝手に町のほうに納めてね、それでその金額とこれから85万円もらう中で60万何がしの金額、その差額をもって1,600万円になるかなんないかわかんない、1,100万とかさっき言ったからね。その金額をもって、その金額で計算してくれた人いるけども、その金額をもって、それで町民の皆さんにお約束のかわりと。金額でつじつまを合わせますよということなんでしょ。だからその金額が、なぜ22年は15%勝手にいらんないよと。これいらんないよというのは聞こえはいいですよ。だけどそれをこういうことに充てるからなんて、一言も言ってないでしょう。退職金のゼロに対するものに充てるから15%はいらんないよと。前の町長さんも、私も退職金いらんないから15%いいですよって言ったんならそれでいいですよ。前の町長さんは退職金もらってるわけですよ。どういう根拠で勝手にこういうことをやっちゃうんですか。それも今回のこういうね、特別職の給与ということで第4号で本会議に上げた中で、それで前の分も足し算するんだよ。そんな手品みたいなことやられたって、議員はね、議員を議会をこれは小ばかにしてるって言うんだよ、これ。町長首振ってるけどね。私も笑いながら

お話ししているけど、あきれてものが言えないよ、本当に。どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 85万円から15%削減して72万2,000円になったというのは、川田町長の意思でやられたものですので、川田町長がやめられましたので、本来はその時点で85万円に戻さなければいけなかったんですが、そのタイミングとといいますか、時期が合いませんでしたので、それで現在の天田町長にその状況を話しましたらば、そのままいいということでしたので、その15%減額を戻さないでそのままにして1年間は過ぎたということでございます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 今ちょっとほかの議員さんが計算したんですけどね、まあそれを充てたとしても、1,100万いかないんだよね。それを充てたとしてもね。それを先ほどから町長がね、退職金がゼロという公約のもとに出て、それがままならないから、一人ではままならないから、給料をもって減額して、その金額でね、つじつまを合わせて町民の皆さんにお約束のかわりをするという話でしたよね。だって、お約束できないんだもの、これ。退職金ゼロにできないんだから、でしょ。そういう気持ちで真摯に受けとめていただきたいということなんでしょ。ところが、そしたら金額でつじつま合わせるんでしょ。合わないじゃないですか、これ。1,800万なんでしょ、退職金が。全然合わないじゃないですか、これ。どういうことなんですか。町長が先ほどからお話しした町民とのお約束、申しわけないという気持ち、真摯な気持ち、それはどこへすっ飛んでっちゃったんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 減額したこの60万4,000円の数字は、ちゃんと計算をして合わせてありますので、基本は85万円で、それで退職した場合ということで、それがもとになって計算しています。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） それじゃね、部長ね、この計算の根拠あるでしょうから、22年度分とそれから今町長がこれからやろうと思っている分でね、それで町民のお約束って、その金額のお約束だけだよ。趣旨はできないんだから。マニフェストはできないんだ、この人は、約束したことができないんだから、その趣旨のものの金額のですね、明細をね、各議員にね配付してください。それでよく検討したいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 先ほども申しましたが、町長はあくまで提案するだけですから、議

決権は議会にあるんですから、ちょっとお待ちください。一たん、勝手に採用したよということとは許されませんから、一たん85万に上げて、しばらくやってみて、議会の方々と相談して、それからでいいんじゃないんですか。勝手な減額をするから、これ問題が起きるんですから。

〔「そりゃそうだ」と呼ぶ者あり〕

○14番（倉持松雄君） 一たん85万に上げて。

〔「わかってるんだよ」と呼ぶ者あり〕

○14番（倉持松雄君） 傍聴の方も来てるんですから、ちょうどよろしいですから、一たん上げて。そのほうがいいと思います。

○議長（佐藤幸明君） そういう議案はのっておりません。

10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） これも私の一般質問でね、退職金の件はじっくりやろうと思ったんですけども、ここでちょっと。このときもやるんですけども、要はその計算の根拠が85万でやって、現在72万円しかもらってないのに、何で85。本来ならもらえる額だから85万で計算をして3年間で1,600万になるっっちゃうけど、そんなうその計算しちゃだめよ。今もらってる額でやらないと。

〔「そうだよな」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） それだったらもう一遍85万に戻すことをしないと。今倉持議員が言ったように。85万に戻してから3年間で1,600にしないと、計算の根拠がまったく違うよ。架空の数字だもん、これ。どうですか、それは。総務部長。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 町長の給料が本来は85万円というふうにとらえまして、それで町長の公約の退職金をゼロにするという計算で、今の60万4,000円を提案しております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） だからそれが間違ってるんじゃないのち、おれ聞いてんのよ。現在もらってる額で3年間の1,600万計算しないと。もらってもない額で上乘せして、これでいいですっていう、そんな話はないよ。計算の根拠が間違っているよ。どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私は全然間違っていないと思いますね。やっぱり最初の本当の給料は85万っていう給料なんですから、それをまあどうしても本当に皆さんに出す1つの時期を逸したということは確かだと思います。給料を下げるっていうような公約はしてませんし、それであるならばやっぱり基本となるのは85万からの金額でやはりきちんとした金額を出していく。これは当たり前だなあと私は思いますけどね。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 前川田町長もね、減額するときにはちゃんと自分で条例出して減額してるでしょ、ね。それは町長の給料は条例に出すってなってるから。そうすると、これは時限立法だから、川田町長のときで終わりなのよ、72万ちゅうのは。だけど、それをさらに85万にしてもいいんですよ。それは条例で決めればいいんだから。だけど、条例にも決めないで、ただ自分の感覚で72万2,000円ちゅうのは、どこの根拠でそうしてるんですかちゅう話なのよ。それを私は聞いてんのよ。だから計算するんであれば、その今もらってる額で、85万じゃなくて72万2,000円で3年間1,600万を計算しないとだめっちゃってんの。だからそこはね、そこが狂ったら、全然もう基本が違うんだもん。しっかりと計算してくださいよ。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それはね、だから今言ったとおり、私はやっぱり85万というのが正規の金額ですから、それからどうするかっていう、そういう思いでこれはやっております。自分のね。だからこれは当たり前だと思いますけどね。85万というのがもとなんですから、そこからどうやってやるかっていうのがもとだと思いますよ。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） それは町長わかるんです。だから85万をもらえるんだったら、何で85万もらわないんです。勝手に72万2,000円にしたんですかっていう、そこを言ってるのよ。もらえるんだから85万、そうでしょ。だからどっかで宣言すれば、私は川田町長が72万2,000円だったけども、これは時限立法だから85万に戻していただきますって、85万もらえばいい。そのときにまた、いやおれは85万いらないと、前の町長どおりでいいちゅったら、条例で72万2,000円にすればいい。そうでしょ。それを、町長、条例違反になるのよ、そんなことしてたら。85万もらえるものを72万2,000円でいいちゅって、内々に決めてたら。時限立法ですよあれは、ね。そこの点どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 今の72万2,000円は、時期を決めた条例ではございませんで、時期は特に定めておりません。ただ考え方としまして、前の川田町長の決断したことなので、川田町長の時期までという考え方ということでございます。

あと退職金をゼロにするという、なしにするということでこれを計算しておりますので、どういったもとがあるにしろ、ゼロにするという計算でやっております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） いや、退職金ゼロにする、廃止するというのは、天田町長の公約だから、それは当然いいんですよ。だけどそれができなかったから、できなかったから自分の給

料を下げると、1,600万に見合うように下げると、あと3年間で。そこまではいいですよ。じゃあ、1,600万にするためには、3年間でどこを基礎にして計算するかという、そこが問題なの。85万にするのか72万2,000円にするのか。もらってもない額を計算の基礎にして1,600万にしてどうするんですか。今の額でやらないと。まあいいや、計算するちゅうから、計算してください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 計算をしてくださいという御質問だと思いますので、計算した資料は、あとで御提出いたします。

○議長（佐藤幸明君） 14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 藤井議員も言ったとおりに、ありがたい意見を執行部に与えてくれてんですから、だから素直に受け取って、で、一たん上げて、上げるんじゃなくてもとに戻す。上げてもとに戻して、そうして計算をし直す。その上げる段階には1つずつ皆さんに相談すれば反対しないんですから。全部相談して。だって、上げろ上げろって言ってる、こんな議会ないでしょうよ。勝手なことすっからだよ。だから、一たん85にして、そっから計算をしてその計算書を出したほうがいいですよ。これは、意見ただ言ってるだけじゃなくて、本当の思いやりの意見だからね。皆さんもそう言ってるんですから。皆さん、藤井さんも、言ってますよ。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） さっきちょっと、今までの、今のやりとり聞いててちょっと気になったところがあるんですが、22年度の72万2,000円でいいよと総務部長が町長に聞いたらいいいよと言ったから、そういうふうに計算したんだと、15%計算したんだという、さっき答えがありましたね。覚えてますか。それ町長、いいよって本当に言ったんですか。うなずいたんですか、それとも。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） いろんなものが進んでしまってね、やはりすぐできないっていう状況だったんで、じゃあさうしようっていうようなね、それでいいだろうっていうような話は部長にしています。これはもう、そのぐらいいね、やっぱり自分で決めないとね。そういうことはしています。

○議長（佐藤幸明君） 計算のですね、書式を皆さん方に配付するという、先ほどの答弁もございました。委員会に付託してある件でもございますので、質問がある場合には簡潔にお願いします。

12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） それじゃあこの件は終わらして……。

〔「関連なら関連でやってもらったら」と呼ぶ者あり〕

○12番（吉田憲市君） 私は10号について次質問したいんで、その前に何か関連の質問あるそうですから。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 確認というのかな、質問ですけども、町長の給与って、総務部長と町長だけで決められるのかどうか。ちょっと確認です。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 提案は町長のほうからしまして、議会のほうで議決をしていただくということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 先ほどの話では、何か二人でこう決めたような言い方をしてたからね。

〔「藤井さんが同意しなくちゃ決まらないよ、藤井さん」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） うん、だからそこはきちんとしないと。85万にするなり72万2,000円に条例を改正してやるなり、それはしないと根拠がないでしょ、町長の給与の根拠が、二人だけの話し合いでは、ね。法治国家だからね、ここは。頼みますよ。

○議長（佐藤幸明君） 11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） 町長が町民とのお約束という言葉を使いました。町民との約束で、町民の方がこれをどう受け取るかという問題ですけども、その本来85万だから、計算の基準が85万であったってということは、町民にはなかなか理解してもらえないのではないのかなと。今もらってる72万2,000円というのを基準にしなかったら、やはり町民は納得できないんじゃないかなと思います。我々議会も、今報酬を下げてるよ。何かあるときはこの報酬が根拠になると。本来はもっともらえるはずだからそれから何%でなくて、今もらってるのがあくまで議員の報酬は幾らだって聞かれたときには、今もらってる報酬が基準になると。これ世の中の常識だとして、部長そう思いませんか。今が基準になると。本来こうだからこうだっていうのは、なかなかそれは架空の話っていうか、自分たちにとって非常に都合のいい理屈をこねていると、そんなふう聞こえてなりません。

それからもう1点。阿見の町長選挙が終わった後だか前だか忘れましたが、退職金はゼロにするのは難しいということがあって、給料は半分にするんだということでやった、今当選している市長さんがいますよね、近隣の市長さんで。その人がよく調べて、退職金をゼロにするのは難しいと。だから退職金はもらうよと。そのかわり給料を退職金分減らすよと。最初っからそういうことで4年間始まったわけですよ。そうすればこんなごたごたにもならないし、

ならなかったと思うんですよ。だからその点はちょっとこう、対町民ということを見ると、非常にまずかった判断だったのではないかなと。選挙のときだけ退職金は1,600やめますよと言って、調べたらやめられないからこういうことにしますよと。それ気持ちはわかりますよ、約束だからやりますという、その気持ちはわかりますよ。で、そのときの基準が本来のもらえる金だと、今じゃないんだと。それはやっぱりちょっと町民にとっては……。今もめてんのもそこが問題だと思うんですよ。それは部長どう考えますか、今言った点。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○11番（久保谷実君） 部長、部長。部長。

○議長（佐藤幸明君） 部長という、部長に答弁を求めていますから、はい、総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えになるかどうかわかりませんが、町長が天田町長にかわられたときに、町長の報酬について過去の経緯をお話しをいたしました。で、川田町長が行革を進める中でこういうことで15%を下げておりますというふうなお話しをしました。それで川田町長が町長をおやめになりましたので、本来は85万円というところに戻すべきだろうという話しはしております。

○議長（佐藤幸明君） 11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） だから先ほどこでも議論になったように、本来は85万円だったら85万円にすれば問題なかったんですよ。本来はという言い方をするけども、本来がそうだったらしたらよかったですでしょうよ。それを本人が、川田町長が15%カットしたんだからそれでいきましようとなったら、その今出てきている15%カットしたのが、いわゆる現在の本来の数字になっちゃうわけでしょうよ。こういうときだけ本来の数字を持ち出して、ふだんはこうですよっつうのは、だからそれは町民に納得してもらえんと思ってるんですかって聞いてるんですよ。部長。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それはいろいろな意見はありますが、私は町民にきちんと言えば納得してもらえんと思えます、十分。

だから、これは部長じゃないから。私が約束したことだから、部長にどうのこうの言っても、それは答えられないですよ。

○議長（佐藤幸明君） 町民に理解してもらえんとの答えでした。

ほかに質疑はありませんか。

10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 72万2,000円。いずれにしても物議を醸した数字です、85万と72万

2,000円ね。だから、今から計算するというから、どちらも計算してくださいよ。それで最後にどっちが正しいか判断しましょうよ、ね、どうあるべきか。それでいいですか。

○議長（佐藤幸明君） 要望ですか。

○10番（藤井孝幸君） いやいや、いいですかちゅってんの。

○議長（佐藤幸明君） では、そのようにお願いをします。

ほかに質疑はありませんか。

12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 議案のですね、第10号ですね。阿見町税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正についてを質問をいたします。

この改正の内容を見ますと、延滞金の割合、第4条でいくなれば年14.6%。がしかし、これ特例をもってね、当分の間、第4条に対する延滞金を年7.3%の割合にしますよということだと思んですが、違ったら言ってくださいね。この当分の間というその当分の間は、どのようなとらえ方をしているのかとですね、延滞金の7.3%の割合にしますよと、第4条の14.6%にかかわらず7.3%でよろしいですよと。その税率のね、その延滞金の年率っていうか、その根拠をですね、どういうところから出てきているのか、質問をいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。この7.3%につきましては、納付期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間ということで7.3%でございます。この当分の間の根拠は、国税及び地方税を参考にしております。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 期間を聞いたんじゃないくてね、滞納の翌日から1カ月7.3%についてね、滞納の期間を聞いたんじゃないくて、この7.3%の税率を持ってきたその根拠は何ですかって聞いている。で、当分の間っていうのは、どういうふうにとらえたらよろしいんですか。だから県の国の何とかじゃなくてね、だってこれは国の問題じゃないでしょう。国の問題なんですか、これ。じゃないでしょう。そしたら、どのような形でこういうものをとらえてきたのかなということを質問しているんです。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） この数字は、国税と地方税と同じ数字にしております。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 当分の間っていうのはどのように解釈したらいいのか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 本来7.3%を当分の間、この特例基準という考え方で4.3%ですか。

現在4.3%らしいんですけども、それにするという。その当分の間というのは、その特例の基準の考え方ということでございます。これは毎年ですね、国で公定歩合等を参考にして決定している。毎年変わる%、割合でございます。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 国の何たらこうたらでね、変わるんだよと、毎年ね、でしょ、毎年変わるんだよって。これはたしか議案だよ、10号議案だから、町で決めるわけだよ、でしょ、この7.3%というのは、町でどういう経緯をもって決めたんですかって聞いてるんですよ。だから、地方とね、県とか国とかそういうものの参考にして決めたんだと言ったけども、なぜ、そうやったら参考にして決めているのかってことを聞いてるんだよ。わかります、言ってること。7.3%じゃなくてもいいんですよ、でしょ。じゃそれを、なぜ上からこういうふうに右へ倣え、隣でやってる。右じゃなくて上でやってる下でやってる。だから私のところも右へ倣えしてこれやるんだよと、なぜそういう根拠があったのかないのかね。それともお隣さんとまねしてやったんだよという話なのか、そこを聞いてるんですよ。で、当分の間っていう解釈もいろいろあると思います、これはね。だから町としての当分の間の解釈はどうなんですかとさっきから聞いてんだよ。

〔「すっきり答えて、すっきり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） この数字、期間、すべて地方税法の規定によっております。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号から議案第10号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月24日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

それではここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時からといたします。

午後 0時01分休憩

午後 1時00分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-
- 議案第11号 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第6号）
 - 議案第12号 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 - 議案第13号 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
 - 議案第14号 平成22年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第15号 平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第16号 平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第17号 平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）
 - 議案第18号 平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第8、議案第11号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、議案第12号、平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第13号、平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第14号、平成22年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第2号）、議案第15号、平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、議案第16号、平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第17号、平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第18号、平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、以上8件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長（天田富司男君） 議案第11号から第18号までの補正予算について提案理由を申し上げます。

まず、議案第11号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に4億7,920万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ141億5,140万6,000円とするほか、繰越明許費の設定及び地方債の補正をするものであります。

2ページの第1表・歳入歳出予算補正について、歳入からその主なものを申し上げます。第1款、町税では、景気後退の影響から個人所得の低迷が続いており、個人町民税の所得割が減額となる一方、法人町民税では、総額の本格的な回復には至っていないものの、一部の企業を中心に回復の兆しが見えてきており、町民税法人税割を増額。第11款、地方交付税では、今年度の国の補正予算の成立に伴い追加配分された普通交付税を増額するものであります。第15款、国庫支出金では、障害者自立支援給付費負担金を減額する一方、社会資本整備総合交付金を増

額。第16款，県支出金では，国民健康保険保険基盤安定負担金を増額する一方，障害者自立支援給付費負担金及びふるさと雇用再生特別基金事業補助金を減額するものであります。第18款，寄附金では，寄附の増に伴い予科練平和記念館整備管理基金師弟寄附金を増額。第19款，繰入金では，今年度をもって老人保健特別会計が廃止になるのに伴い，特別会計の清算金相当額を一般会計に繰り入れするため，老人保健特別会計繰入金を増額する一方，財源調整ため繰り入れていた財政調整基金繰入金を皆減するものであります。第20款，繰越金では，歳出の財源に充てるため前年度繰越金を増額。第21款，諸収入では，阿見吉原地区関連道路整備負担金を減額。第22款，町債では，事業費の確定に伴い社会資本整備総合交付金事業債を増額するものであります。

次に，4ページからの歳出であります，事業費の確定などによる計上が主なものとなっております。第2款，総務費では，一般管理費で職員給与関係経費の一般職退職手当負担金を増額する一方，住民情報ネットワーク運営事業の電算システム委託料及び使賃料を減額。財産管理費で印刷製本費を減額。選挙費で参議院議員通常選挙費及び茨城県議会議員一般選挙費，基幹統計調査費で国勢調査事業の事業費がそれぞれ確定したことにより不要額を減額。

第3款，民生費では，社会福祉総務費で国保財政安定化支援に係る繰出額の確定に伴い国民健康保険特別会計繰出金を増額。障害者福祉費で障害者介護給付費を，児童措置費で子ども手当を，保育所費で保育所運営費の管外保育委託料をそれぞれ減額するものであります。

第4款，衛生費では，保健衛生総務費で母子保健事業の健康診断等委託料を，健康増進費でがん健康診断委託料を，塵芥処理費で霞クリーンセンター運営費及び維持管理費の各種委託料をそれぞれ減額。

第5款，農林水産業費では，農業委員会費で農地流動化補助金を増額する一方，農業振興費で農業振興推進事業のふるさと雇用再生特別基金事業関連の業務委託料を，農地費で農業集落排水事業特別会計繰出金を減額するものであります。

第7款，土木費では，街路事業費で都市計画道路荒川沖・寺子線整備事業の土地購入費を減額する一方，都市計画道路中郷・寺子線等整備事業で補償額を増額。公共下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金を，公園費で街区公園整備事業の測量・設計・監理委託料を，土地区画整理費で本郷第一土地区画整理事業特別会計繰出金をそれぞれ減額。

第9款，教育費では，公民館費で本郷ふれあいセンター維持管理費の土地購入費を減額する一方，図書館費で図書購入代を増額するものであります。

第11款，公債費では，利子の償還費を減額。

第12款，諸支出金では，財政調整のため財政調整基金への積立金を増額するものであります。

次に，6ページの第2表，繰越明許費であります，財産管理費ほか10件について，それぞ

れ年度内に事業完了とならないことから翌年度に繰り越しをするものであります。

7ページの第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定により限度額を変更するものであります。

次に、議案第12号、国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に3億3,896万円を追加し、歳入歳出それぞれ51億9,679万8,000円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、交付額の確定に伴い療養給付費等交付金を減額する一方、前期高齢者交付金を増額。一般会計からの国保財政安定化支援に係る繰出額の確定などに伴い一般会計繰入金を増額。財源調整のため支払準備基金繰入金を減額する一方、前年度からの繰越金を増額。

歳出では、一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等療養給付費を増額する一方、後期高齢者支援金を減額するものであります。

次に、議案第13号、公共下水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に2,774万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ15億1,599万4,000円とするほか、繰越明許費の設定及び地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容としましては、下水道使用料及び下水道費県負担金の吉原東下水道整備負担金を増額する一方、一般会計繰入金及び下水道債を減額。歳出では、下水流量の増に伴い、霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金を増額する一方、公共下水道整備事業で測量・設計・監理委託量を減額するものであります。

次に、4ページの繰越明許費であります。公共下水道整備事業につきましては関連事業との調整に伴い吉原東地区下水道工事が遅延となることにより、霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金につきましては水処理施設工事のための事前協議に時間を要したため、工事着手が遅延し、それぞれ年度内に事業完了とならないことから翌年度に繰り越しするものであります。

地方債補正につきましては、事業費の確定により限度額を変更するものであります。

次に、議案第14号、老人保健特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に157万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,724万とするものであります。その主な内容としましては、今年度をもって老人保健特別会計が廃止となることに伴い、特別会計の清算金相当額を一般会計に繰り出しするもので、その財源としましては、前年度繰越金を充てるものであります。

次に、議案第15号、土地区画整理事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から3,507万円を減額し、歳入歳出それぞれ4億2,195万6,000円とするほか、繰越明許費の設定をするものであります。

歳入の主な内容としましては、本郷第一土地区画整理事業の保留地処分金及び同事業の繰入金金を減額する一方、同事業の繰越金を増額。歳出では、事業費の確定により本郷第一土地区画整理事業における計画策定委託料及び整地等工事を減額するものであります。

3 ページの繰越明許費であります。地権者との協議に時間を要したため、年度内事業完了とならないことから翌年度に繰り越しをするものであります。

次に、議案第16号、農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から5,065万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4億8,418万7,000円とするほか、繰越明許費の設定および地方債の補正をするものであります。歳入の主な内容としましては、事業費の確定等により農業集落排水事業補助金の汚水処理施設整備交付金、一般会計繰入金及び農業集落排水事業債を減額する一方、前年度からの繰越金及び雑入の消費税還付金を増額。歳出では、事業費の確定により実穀上長地区農業集落排水事業の下水道工事を減額するものであります。

4 ページの繰越明許費であります。中継ポンプ施設用地の地権者との協議に時間を要したため、年度内事業完了とならないことから翌年度に繰り越しするものであります。地方債補正につきましては、事業費の確定により限度額を変更するものであります。

次に、議案第17号、介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に779万円を追加し、歳入歳出それぞれ21億622万6,000円とするものであります。歳入の主な内容としましては、財源調整のため、介護給付費準備基金繰入金を減額する一方、前年度からの繰越金を増額。歳出では、介護給付費負担金及び地域支援事業支援交付金の実績精算に伴い、負担金及び交付金に返還が生じたため、償還金の国庫支出金等返還金を増額するものであります。

次に、議案第18号、後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から123万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億1,158万1,000円とするものであります。歳入の主な内容としましては、財源調整のため、療養給付費等負担金繰入金を減額する一方、前年度の実績精算に伴い、雑入の後期高齢者医療療養給付費等負担金精算金を増額。歳出では、一般管理費で後期高齢者医療事務費の郵便料を、後期高齢者医療広域連合への事務費負担金確定に伴い、同納付金を減額するものであります。

以上、提案理由を申し上げますが、慎重審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案8件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第11号から議案第18号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月24日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第19号 平成23年度阿見町一般会計予算

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第9、議案第19号、平成23年度阿見町一般会計予算を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 平成23年度第1回の阿見町議会定例会の開会に当たり、今年度の施政方針ということで、平成23年度の町政運営の基本的方針について所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様への御理解と御協力を賜りたいと存じます。少し長くなりますので、よろしく願います。

私が昨年3月に阿見町長に就任して以来、早いもので1年が経過しようとしております。私はこの間、まちづくりの基本は「町民の良識が町政の常識である」との理念に立ち、「笑顔のあふれるまちづくり」のため、町民の皆様にお約束した4つの誓いと18の約束を推進すべく政策を進めてまいりました。おかげをもちまして、小学校6年生までの医療費の無料化やデマンドタクシーの運行など、少しずつではありますが政策実現がなされているところであります。議員各位並びに町民の皆様には御理解と御協力をいただき、ここに改めて感謝を申し上げます。

我が国の経済は、景気改善テンポの鈍化した状態から徐々に脱しつつあり、海外経済の成長などを背景に緩やかな回復基調にあるといえます。しかしながら、海外景気の過熱やインフレに対する懸念は払拭されず、中東地域の不安定な情勢とあわせ、景気や物価面への影響が懸念される所です。そうした中、平成22年度末の国と地方を合わせた長期債務残高を見てみますと、約868兆円の見込みとなっており、依然として改善が進まず、国と地方自治体の財政状況は極めて硬直化した状況にあります。

本町の財政状況につきましては、歳入面では、企業業績回復の兆しが見え、法人町民税の微増は期待できるものの、個人所得の回復のおくれによる個人町民税の減収等により、一般財源総額では減少するなど、厳しい状況にあります。歳出面では、扶助費や社会保障関係の特別会計の繰出金が毎年増加となるなど、大きな財政負担となっておりまして。

このような状況におきまして、地方自治体には少子高齢化に対応した地域福祉の充実や環境問題への対応、新たな時代にふさわしい活力ある地域づくりの推進、住民生活に密着したインフラの整備など、増大・多様化する行政需要に適切に対応することが強く求められており、新たな視点でまちづくりを進めていかなければなりません。このようなことから、引き続き行財政改革を進め、限られた財源の有効活用に努めながら、優先度の高い事業から着実に実施してまいりたいと考えております。

これらの点を踏まえながら、町政運営の重要課題の取り組みについては、第5次総合計画の施策の大綱に沿って基本方針を申し述べてまいります。

1つ目は、「みんなの声が生きるまちづくり」であります。

町民の声を着実に反映し活かすことのできる「協働のまちづくり」を目指すため、町民と行政が相互の理解と信頼のもと、目的意識を共有して地域の課題等に取り組む地域コミュニティ活動や町民活動について積極的に推進してまいります。

これらの活動を効率的に進めるため、町民活動センターがボランティア団体等の拠点となり、町内にある既存団体の情報の一元化を図るとともに、NPO法人並びにボランティア団体のネットワークやコーディネート機能の充実を図ってまいります。また、「住民が主人公の町政」を実現するため、町民の皆様から直接町政に対する御意見や提言などをいただく広聴会を引き続き実施し、「町民参加」という言葉だけにとどまらず、町民自身が町の施策や運営にかかわるシステムをつくってまいります。

さらに、男女が性別にとらわれず、あらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を図るため、阿見町男女共同参画社会基本条例に基づき、男女共同参画推進に関する基本計画の策定を薦めてまいります。

また、大学との連携につきましては、茨城大学農学部、茨城県立医療大学、東京医科大学茨城医療センターにおいて、それぞれの専門である農業や保健医療分野のみならず、さまざまな分野での事業連携を図ってまいります。加えて、町内企業のニーズを把握し、産学連携の仲介等にも積極的に取り組み、地域振興、地域活性化につなげてまいります。

2つ目は、「環境を守り育むまちづくり」であります。

地球温暖化による異常気象や生態系への影響が深刻化する中、「阿見町環境基本条例」及び「環境基本計画」に基づき、町民と行政が一体となって、環境に優しいまちづくりを推進して

まいります。

また、ごみの減量化や資源化など、環境負荷の少ない資源循環型社会の形成を進めるとともに、霞ヶ浦沿岸自治体の責務として、従来から実践している「地球温暖化対策実行計画」と並行して、エコアクション21の第三者認証を取得するなど、自治体による環境マネジメントシステムの導入を図ってまいります。

さらに、廃棄物の不法投棄の監視、取り締まりなど、環境保全監視業務並びに廃棄物対策指導業務の強化を図ってまいります。ごみ処理施設につきましては、適正な維持管理、計画的な維持補修に努め、効率的な施設運営に努めてまいります。

また、恵まれた自然環境を次世代に継承できるよう、平地林や霞ヶ浦、神田池などの湖沼・河川について、積極的に保全・再生を行ってまいります。

3つ目は、「安全で安心して暮らせるまちづくり」であります。

町民が安心して暮らすことのできる清潔で潤いのある生活環境を目指し、上水道及び下水道の整備促進を図ってまいります。特に上水道事業につきましては、全国的にも低位にある普及率の向上を図るため、水道ビジョンに基づき、平成23年度から平成36年度までの「水道財政計画」及び「水道施設整備基本計画」を策定し、計画的かつ早急なる整備を図るべく、事業費を増額し給水区域の拡大を図るとともに、新規加入者への加入分担金の軽減措置を実施するなど、上水道の普及促進を図ってまいります。下水道事業につきましては、緊急雇用創出事業を活用し、生活排水全体の処理形態を調査した上で、公共下水道や農業集落排水の接続率の向上及び合併浄化槽の普及・設置に努めてまいります。

さらに、町民が安全に暮らすことのできる町を目指し、「阿見町地域防災計画」に基づき、総合的な防災対策を推進するとともに、大規模災害や複雑多様化する災害への対応強化に努めてまいります。消防・救急につきましては、非常時消防における待機室つき消防車庫の整備や消防団訓練用照明施設の設置など、消防体制の充実強化を図るとともに、救急需要に対応するため、高規格救急車を追加配備し、救急体制の充実を図ってまいります。

4つ目は、「健やかで明るくやさしいまちづくり」であります。

健康と福祉のまちづくりを推進するため、「あみ健康づくりプラン21」に基づき、町民の主体的な健康づくりを積極的に推進してまいります。特に、当町での死因の割合が高い循環器系疾患への対策について重点的に取り組むとともに、国が推進している子宮頸がん等を予防するためのワクチン接種事業にも積極的に取り組んでまいります。

また、高齢化社会に対応するため、「阿見町長寿福祉計画・第5期介護保険事業計画」を策定し、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生活を送ることができるよう、生活支援サービス等の充実を図ってまいります。

次に、児童対策としましては、現在、全小学校で実施している放課後児童クラブにおいて、6年生までの受け入れを順次進めているところであり、施設面では、昨年の第一小学校に続き、舟島小学校の学校施設内に専用施設を整備すべく取り組みを進めてまいります。また、現在、阿見第一小学校と舟島小学校でモデル的に実施している放課後子ども教室につきましては、放課後児童健全育成事業との連携のあり方や学校施設の利活用を含め、放課後対策の一元化を検討してまいります。

さらに、子育て支援機能の強化としまして、限定的ではありますが、うずら出張所を利用して幼児の保育を実施し、保育所待機児童の解消に努めてまいります。

医療福祉につきましては、町独自の施策として昨年10月から実施しております小学校6年生までの医療費負担の無料化を引き続き実施してまいります。

障害福祉におきましては、「第2期阿見町障害者基本計画・障害福祉計画」に基づき、障害者が住み慣れた地域や家庭で生きがいのある生活が営めるまちを目指し、障害福祉サービスの充実と障害者の自立支援を推進してまいります。

5つ目は、「いきいき学びのまちづくり」であります。

心豊かな人づくりを目指し、みずからが学びみずからが考える力、社会の変化に適切に対応できる力を育てるため、幼児教育、学校教育の充実を図ってまいります。教育の振興につきましては、教育基本法に基づき、「阿見町教育振興基本計画」を策定し、教育に関する諸施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいります。また、児童生徒の安全な教育環境を確保するため、校舎・体育館などの学校施設の耐震化を年次計画により順次進めてまいります。

生涯学習につきましては、町民が生涯いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、さらなる生涯学習社会への実現に向けて取り組んでまいります。特に、ふれあい地区館活動につきましては、事業の形骸化を避けるため、さらなる創意工夫や町民への事業啓発活動を積極的に行い、新たな魅力ある事業と触れ合いの場の提供に努めてまいります。スポーツ・レクリエーションにつきましては、町民の健康や体力づくりの場の提供や、町民交流を目的とした町民運動会を推進するとともに、住民の主体的な運営組織による総合型地域スポーツクラブ「阿見いきいきクラブ」を積極的に支援してまいります。

また、昨年2月に開館した予科練平和記念館につきましては、開館以来9万人の来館者を数えておりますが、町民はもとより多くの方々に戦史の記録を伝承し、次の世代へ継承できるよう、常設展示のほか特別展を開催するとともに、あらゆる広報媒体を活用した広報活動を展開し、全国へ発信してまいります。

6つ目は、「暮らしを支える活力あるまちづくり」であります。

安定した暮らしを将来にわたり支え、活力と賑わいのある地域産業を推進するため、農業の

振興については、農業後継者の育成や認定農業者に対する支援・相談活動を行うなど、担い手農家の育成に努めてまいります。また、全国的な課題であります耕作放棄地対策については、再生・利用の取り組みに対する支援を行うなど、耕作放棄地の拡大防止とその有効活用に積極的に取り組んでまいります。さらに、農産品のブランド化や環境に配慮した持続性の高い農業生産方式の浸透を図るとともに、地産地消を推進してまいります。

商業の振興につきましては、本町を取り巻く商業環境の変動を踏まえ、町商工会と連携を図りながら、地域商業の活性化に努めてまいります。

工業の振興につきましては、新たに設けた雇用促進奨励金などの優遇措置や本町の利便性等について積極的にPRし、県と連携して阿見東部工業団地への企業誘致を促進するとともに、あわせて地元雇用の促進を図ってまいります。

また、消費生活につきましては、消費者としての権利が守られた安心・安全な生活が実現できるように、消費生活センターの相談体制の充実強化を図ってまいります。

観光の振興につきましては、観光施策の推進母体となる「あみ観光協会」を設立し、観光施設のネットワーク化や観光ボランティアの育成、さらには観光客の誘客促進などの諸施策に取り組んでまいります。また、あみプレミアム・アウトレットや予科練平和記念館など、広域的な集客施設を有効活用するとともに、町の重要な観光資源である霞ヶ浦を初め、竹林、桜などを最大限に活用した町内周遊型観光プランの実現に努めてまいります。さらに、これらの地域振興・観光振興の拠点となる道の駅構想を推進するため、観光物産館を臨時的に設置し、町内を初めとした観光に関する情報の発信や観光協会会員による特産品の販売を行うなどの社会実験を通して、道の駅立地調査を実施してまいります。

7つ目は、「快適で便利な美しいまちづくり」であります。

活力ある地域づくりと安全で安心な生活ができるよう都市基盤整備を図り、快適で美しい都市環境づくりに努めてまいります。

まず、都市基盤の軸となる幹線道路につきましては、都市計画道路荒川沖・寺子線の延伸・整備を行うとともに、中央市街地と西部市街地を連結する幹線道路ネットワークを確立するため、都市計画道路中郷・寺子線の整備を加速してまいります。一方、生活道路である町道整備につきましては、道路の利用形態に合わせた施工方法の検討を行うとともに、国の交付金制度を活用し、積極的に整備促進を図ってまいります。

また、本郷第一土地区画整理事業につきましては、保留地販売の促進を図り、年度内の換地処分を目指してまいります。吉原地区につきましては、第一期施工地区である吉原東地区に続き、第二期施工地区である吉原西南地区が事業化されたことに伴い、引き続き事業者である県と連携をとりながら、円滑な事業推進に努めるとともに、適正な土地利用の誘導に努めてまい

ります。

交通体系につきましては、本年2月より開始したデマンドタクシーの運行を継続するとともに、「阿見町地域公共交通総合連携計画」に基づき、路線バス再編等に関する検討を行うなど、町民ニーズや地域事情に即した公共交通体系の整備に取り組んでまいります。

その他、良好な住環境づくりを目指し、公園・緑地などの保全・整備に努め、魅力ある景観形成の整備促進を図ってまいります。

最後に、「効率・効果・透明性を大切にすまちづくり」であります。

本町を取り巻く社会情勢や町民ニーズに迅速かつ的確に対応することができるよう、庁内組織機構の見直しを行うとともに、新たに策定した「阿見町行政改革大綱」及び「実施計画」に基づき、積極的に行政改革を推進してまいります。また、限られた財源の効果的配分や公有財産の有効活用を図るなど、効率的で弾力性のある財政運営を目指してまいります。さらに、自主財源を安定的に確保するため、公平・公正な課税、収納対策のさらなる強化を図るとともに、行政評価による進行管理を実施することにより、徹底した経費の削減を行い、財政の健全化を図ってまいります。

広域行政体制の推進につきましては、稲敷地方広域市町村圏事務組合との間で、「(仮称)稲敷広域・阿見町消防広域化等研究会」を設置し、消防広域化に向けた検討を進めてまいります。

以上、町政運営に関する所信の一端を申し上げましたが、「阿見町第5次総合計画後期基本計画」では、町民の役割を明示するなど、協働のまちづくりを積極的に推進しており、これらの目標を実現していくには、行政と町民が目的意識を共有していくことは大変重要であると考えております。職員においても、一人ひとりが目的意識を持ち施策に取り組むなど、一丸となって施策の実現に向けて努力してまいり所存であります。

ここに改めまして、議員各位並びに町民皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げ、平成23年度の施政方針といたします。

引き続きまして、議案第19号、平成23年度一般会計予算の概要について申し上げます。

まず、予算編成に当たっての基本的な考え方から申しますと、歳入面では町税などが横ばい程度で推移するものの、歳出面では扶助費や繰出金が依然として高負担となっており、普通建設事業費等の大規模事業により負担増が見込まれることから、あらゆる財源確保策を講じるとともに、一層の歳出削減に取り組み、町民生活の向上のため真に必要な事業を推進することを基本とし、限られた財源の重点的かつ効率的な配分を念頭に置き、予算編成に取り組んだものであります。

それでは、一般会計予算の概要について申し上げます。

一般会計の予算総額は、135億4,000万円で、平成22年度6月補正後と比較しますと0.5%の減、前年度の骨格予算と比較しますと6.6%の増となっております。

歳出の平成22年度6月補正後と比較した主な増減の内容としましては、都市計画道路中郷・寺子線等整備事業や子ども手当支給事業の増がある一方、都市計画道路荒川沖・寺子線整備事業、中郷土地区画整理事業及び公債費の元金償還費の減などにより、ほぼ同額の計上となったものであります。

歳入におきましては、平成20年度後半以降の世界的な景気後退に持ち直しの動きが見られるものの、個人所得の本格的な回復には至っておらず、個人町民税の所得割が減額となる一方、法人町民税については、総額の本格的な回復には至っていないものの、一部の企業を中心に回復の兆しが見え、法人町民税の法人税割が増額となっており、町税全体で0.6%の増額計上。そのほか、地方交付税、普通交付税が5.2%の微減となり、交付税全体でも3.8%の減額計上となっております。

また、翌年度以降に大規模な建設事業を控えているため、より一層の施策の厳選を図るとともに、重要施策の推進のために生じる財源の不足の補てん措置である基金からの取り崩しについては、必要最小限の額で対処したところであります。

次に、7ページの債務負担行為につきましては、教育振興基本計画策定委託など3件について、期間と限度額を設定するものであります。

8ページの地方債につきましては、都市計画街路整備事業など6件について、限度額、利率等を設定するものであります。

以上、一般会計予算の概要について申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当部長に説明してもらうので、慎重審議の上、議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

引き続き、担当部長から議案に対する詳細な説明を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 議案第19号、平成23年度の一般会計予算の内容につきまして御説明いたします。

お手元の平成23年度阿見町予算書を御参照願います。

まず、歳入につきまして、予算書の歳入歳出事項別明細書により、その主な内容を申し上げます。11ページをお開きください。

なお、前年度当初予算が骨格予算であったことから、これからの増減比較の内容につきましては、主に平成22年度6月補正予算後の額との比較で説明いたします。

第1款、町税から御説明いたします。第1項第1目、個人町民税では、世界的な景気後退に持ち直しの動きが見られるものの、個人所得の本格的な回復には至っておらず、現年課税分全

体で前年度と比較しまして4.5%の減額計上。第2目、法人町民税では、法人税割で総額の本格的な回復には至っていないものの、一部の企業を中心に回復の兆しが見え23%の増。現年課税分全体では前年度と比較しまして18.1%の増額計上。

第2項第1目、固定資産税では、土地で3.7%の減、家屋で5.1%の増、償却資産では2.4%の減。現年課税分全体では前年度と比較しまして0.4%の減額計上。

第5項、都市計画税では、現年課税分全体では前年度と比較しまして2.5%の増額計上。町税全体では、前年度と比較しまして0.6%の増額計上となっております。

13ページの第11款、地方交付税では、税収が同額程度で推移することが見込まれるものの、過年度分の法人町民税の法人税割の調整分などを考慮し算定した結果、普通交付税は平成22年度に引き続き交付が見込まれ、地方交付税全体では3.8%の減額計上となっております。

15ページの第15款、国庫支出金の第1項、国庫負担金では、被用者児童手当負担金の皆減がある一方、子ども手当国庫負担金の増などにより、前年度と比較しまして6%の増額計上。

16ページの第2項、国庫補助金では、社会資本整備総合交付金の増などにより、前年度と比較しまして7.8%の増額計上。

国庫支出金全体では、前年度と比較しまして6.1%の増額計上。予算書の数字であります骨格予算との比較では35.9%の増額計上となっております。

16ページ、17ページの第16款、県支出金の第1項、県負担金では、被用者小学校終了前特例給付負担金の皆減がある一方、子ども手当県負担金の増などにより、前年度と比較しまして0.9%の増額計上。

17ページ、18ページの第2項、県補助金では、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金及び子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費補助金の新規計上などにより、前年度と比較しまして19.7%の増額計上。

18ページ、19ページの第3項、委託金では、県議会議員一般選挙費委託金、参議院議員通常選挙費委託金及び国勢調査事務委託金の皆減などにより、40.1%の減額計上。

県支出金全体では、前年度と比較し1.5%の増額計上。骨格予算との比較では3%の増額計上となっております。

20ページの第19款、繰入金の第2項、基金繰入金では、財源調整としての財政調整基金繰入金が大幅な減となり、80.4%の減額計上。繰入金全体で前年度と比較しまして80.4%の減額計上。骨格予算との比較では5,659.1%の大幅な増額計上となっております。

21ページから23ページの第21款、諸収入の第4項、雑入では、高額療養費返納金の増などにより、1.2%の増額計上。諸収入全体で前年度と比較しまして0.8%の増額計上。骨格予算との比較では5.6%の増額計上となっております。

23ページの第22款、町債では、地方交付税の振替措置である臨時財政対策債の減がある一方、社会資本整備総合交付金事業債の増などにより、町債全体では、前年度と比較しまして1.4%の増額計上。骨格予算との比較では33.5%の増額計上となっております。

次に、24ページからの歳出について申し上げます。

第1款、議会費では、地方議会議員年金制度廃止に伴い、現在の年金受給者等の年金の支給に充てるため、各地方公共団体が負担金を支出することで議員報酬関係経費が大幅な増となり、議会費全体で前年度と比較しまして32.9%の増額計上。骨格予算との比較では32.2%の増額計上となっております。

26ページからの第2款、総務費ですが、第1項、総務管理費の第1目、一般管理費では、特別職及び職員の給与関係経費、臨時職員賃金、文書管理、電算システムなどに要する経費が主なもので、総合窓口整備関連経費の減による行政情報ネットワーク運営事業の減などにより、前年度と比較しまして8%の減額計上。

34ページから37ページの第7目、財産管理費では、老朽化した公共施設を計画的に修繕するための維持補修関連経費の増による財産管理費の増などにより、54.1%の増額計上。

37ページから39ページの第8目、企画費では、職員給与関係経費、企画事務費、さわやかフェアなどに要する経費が主なもので、デマンド交通システムの車両購入等の初期導入経費分の減による公共交通推進事業の減などにより、前年度と比較しまして28.8%の減額計上となっております。

41ページから44ページの第10目、町民活動推進費では、職員給与関係経費、自治振興費、町民活動センター事業などに要する経費が主なもので、男女共同参画意識調査関連経費の減による女性行政推進事業の減などにより、前年度と比較しまして0.5%の減額計上。

44ページから47ページの第11目、地域安全対策費では、防災無線基本調査委託料及び土砂災害ハザードマップ作成委託料の新規計上による防災管理費の増などにより、前年度と比較しまして25.2%の増額計上。

47ページ、48ページの第12目、諸費では、本郷第一土地区画整理事業地区内の事業実施による町界町名地番整理事業の増などにより、前年度と比較しまして146.3%の増額計上となっております。

49ページの第2項、徴税费の第2目、賦課費では、不動産鑑定委託料及び土地家屋評価委託料の減による賦課事務費の減などにより、前年度と比較しまして46.3%の減額計上。

〔「済みません、もう少しゆっくりやっていただけますか」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（坪田匡弘君） はい、済みません。

〔「話すのに大変なんです、済みません」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（坪田匡弘君） はい。49ページ、50ページの第3目、徴収費では、職員給与関係経費及び町税徴収に要する経費を計上しているもので、租税債権管理機構負担金の増による徴収事務費の増などにより、前年度と比較しまして0.7%の増額計上となっております。

53ページ、54ページの第4項、選挙費では、主に町議会議員一般選挙事業に要する経費を計上しているもので、参議院議員通常選挙事業や茨城県議会議員一般選挙事業の皆減などにより、前年度と比較しまして40.1%の減額計上。

55ページ、56ページの第5項、統計調査費の第2目、基幹統計調査費では、国勢調査事業の皆減などにより、前年度と比較しまして91.5%の減額計上。

以上、総務費全体では、前年度と比較しまして3.7%の減額計上。骨格予算との比較では0.5%の減額計上となっております。

次に、第3款、民生費について申し上げます。

56ページから59ページの第1項、社会福祉費の第1目、社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金の増などにより、前年度と比較しまして2.6%の増額計上。

59ページから63ページの第2目、老人福祉費では、老人保護措置事業、敬老事業、シルバー人材センター助成費、介護予防事業などが主なもので、地域介護・福祉空間整備補助金の増による高齢者福祉事務費の増などにより、前年度と比較しまして3.9%の増額計上。

64ページから69ページの第3目、障害者福祉費では、障害者訓練等給付事業の増などにより、前年度と比較しまして3.4%の増額計上となっております。

70ページ、71ページの第6目、医療福祉費では、医療給付事業の増などにより、前年度と比較しまして17.3%の増額計上。

76ページの第2項、児童福祉費の第2目、児童措置費では、児童手当支給事業が皆減となる一方、子ども手当支給事業の増により、前年度と比較しまして3.4%の増額計上となっております。

77ページから81ページの第4目、保育所費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理費、民間保育所管理運営に要する経費が主なもので、曙・青宿保育所解体工事の皆減による保育所整備事業の減などにより、前年度と比較しまして6.2%の減額計上。

81ページから84ページの第5目、児童館費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理費に要する経費が主なもので、舟島小学校区放課後児童クラブ建築設計委託料の新規計上による放課後児童施設整備事業の皆増などにより、前年度と比較しまして2.6%の増額計上。

以上、民生費全体では、前年度と比較しまして2.1%の増額計上。骨格予算との比較では3%の増額計上となっております。

次に、第4款、衛生費について申し上げます。

87ページから89ページの第1項、保健衛生費の第2目、予防費では、子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌ワクチン接種のための任意予防接種委託料の新規計上などによる予防接種事業の増などにより、前年度と比較しまして190%の増額計上。

91ページから93ページの第2項、清掃費の第2目、塵芥処理費では、霞クリーンセンター及びさくらクリーンセンターの運営や維持管理に要する経費を計上しているもので、霞クリーンセンターの維持補修工事の減などにより、前年度と比較しまして6.3%の減額計上。

94ページから95ページの第3項、環境衛生費の第1目、環境総務費では、職員給与関係経費、龍ヶ崎地方衛生組合及び牛久市・阿見町斎場組合の負担金などに要する経費が主なもので、龍ヶ崎地方衛生組合の負担金の減などにより、前年度と比較しまして8.1%の減額計上となっております。

95ページから98ページの第2目、環境整備費では、廃棄物対策管理官配置などに伴う廃棄物対策事務費の新規計上、設置要望数の増加に伴う浄化槽設置事業の増、及び環境マネジメントシステム認証取得支援業務委託料の新規計上などに伴う地球温暖化対策事業の増などにより、前年度と比較しまして43.8%の増額計上。

以上、衛生費全体では、前年度と比較しまして5.5%の増額計上。骨格予算との比較では7%の増額計上となっております。

次に、第5款、農林水産業費について申し上げます。

101ページから104ページの第1項、農業費の第3目、農業振興費では、農林水産業振興のための補助金、ふれあいの森管理事業などに要する経費が主なもので、国の農業者戸別所得補償制度実施に伴う水田農業構造改革対策事業の減などにより、前年度と比較しまして21.2%の減額計上。

以上、農林水産業費全体では、前年度と比較しまして5.4%の減額計上。骨格予算との比較では1.4%の減額計上となっております。

次に、第6款、商工費について申し上げます。

106ページから108ページの第1項、商工費の第1目、商工総務費では、職員給与関係経費、まい・あみ・まつり事業などに要する経費が主なもので、消費生活相談員の増員などに伴う消費行政推進事業の増などにより、前年度と比較しまして2.2%の増額計上。

108ページ、109ページの第2目、商工業振興費では、商工業の振興、阿見東部工業団地・阿見吉原東地区への企業誘致関係に要する経費を計上しているもので、企業立地奨励金の減による阿見東部工業団地・阿見吉原東地区企業誘致事業の減などにより、前年度と比較しまして35.2%の減額計上となっております。

109ページ、110ページの第3目、観光費では、協会設立に伴う支援措置としての町観光協会補助金の新規計上、及び道の駅の立地可能性を探る社会実験としての臨時観光物産館設置運営委託料の新規計上に伴う観光振興事業の増などにより、前年度と比較しまして61.5%の増額計上。

以上、商工費全体では、前年度と比較しまして17%の減額計上。骨格予算との比較では16.9%の減額計上となっております。

次に、第7款、土木費について申し上げます。

113ページ、114ページの第2項、道路橋梁費の第2目、道路維持費では、道路の維持補修や交通安全施設整備に要する経費を計上しているもので、道路橋梁維持補修事業の減により、前年度と比較しまして1.2%の減額計上。

114ページの第3目、道路新設改良費では、道路新設改良事業の増により、前年度と比較しまして32.8%の増額計上。

115ページから117ページの第4項、都市計画費の第1目、都市計画総務費では、職員給与関係経費、都市計画事務及び景観整備事業に要する経費を計上しているもので、町民の森整備工事の皆減による景観整備事業の減などにより、前年度と比較しまして6.5%の減額計上となっております。

117ページ、118ページの第2目、街路事業費では、都市計画道路荒川沖・寺子線整備事業の減がある一方、中郷・寺子線等整備事業の増などにより、前年度と比較しまして31.6%の増額計上。

119ページの第3目、公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金が減となり、前年度と比較しまして0.9%の減額計上。

119ページ、120ページの第4目、公園費では、街区公園整備事業の増などにより、前年度と比較しまして2.1%の増額計上となっております。

121ページ、122ページの第6目、土地区画整理費では、本郷第一土地区画整理事業特別会計繰出金の増がある一方、土地区画整理組合助成金の皆減による中郷土地区画整理事業の皆減などにより、前年度と比較しまして26.2%の減額計上。

122ページ、123ページの第7目、開発費では、阿見吉原地区道路関連工事の西南地区分の分担金皆増による阿見吉原土地区画整理事業の増により、前年度と比較しまして220.5%の大幅な増額計上。

以上、土木費全体では、前年度と比較しまして8.6%の増額計上。骨格予算との比較では、60.5%の増額計上となっております。

次に、第8款、消防費について申し上げます。

125ページから129ページの第1項、消防費の第1目、常備消防費では、職員給与関係経費及び消防署等の維持管理などに要する経費が主なもので、備品購入費の減による常備消防事業の減などにより、前年度と比較しまして4%減額計上。

131ページ、132ページの第3目、消防施設費では、消防施設整備に要する経費が主なもので、社会資本整備総合交付金を活用した高規格救急車への更新に伴う消防機械力整備事業の新規計上などにより、前年度と比較しまして1,085.5%の大幅な増額計上。

以上、消防費全体では、前年度と比較しまして5.5%の増額計上。骨格予算との比較では8.1%の増額計上となっております。

次に、第9款、教育費について申し上げます。

132ページから137ページの第1項、教育総務費の第2目、事務局費では、特別職及び職員の給与関係経費、臨時職員賃金、路線バス運行事業補助金、指導室事務費、教育相談センター運営事業、幼稚園就園奨励事業などに要する経費が主なもので、(仮称)教育振興基本計画及び生涯学習推進計画策定に要する経費の新規計上による事務局事務費の増などにより、前年度と比較しまして3.5%の増額計上。

137ページから145ページの第2項、小学校費の第1目、学校管理費では、職員給与関係経費及び各小学校施設の維持管理などに要する経費を計上しているもので、第一小学校の耐震診断委託料の増がある一方、小学校のコンピューター機器更新に伴う初期導入経費の減による学校施設整備事業の減などにより、前年度と比較しまして14.8%の減額計上。

149ページから153ページの第3項、中学校費の第1目、学校管理費では、職員給与関係経費及び各中学校施設の維持管理などに要する経費を計上しているもので、朝日中学校の耐震補強工事実施設計委託料の増がある一方、中学校のコンピューター機器更新に伴う初期導入経費の減による学校施設整備事業の減などにより、前年度と比較しまして10.5%の減額計上となっております。

159ページから169ページの第4項、社会教育費の第3目、公民館費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理費、各公民館事業などに要する経費を計上しているもので、駐車場整備に伴う土地購入費の皆減による本郷ふれあいセンター維持管理費の減などにより、前年度と比較しまして35%の減額計上。

173ページから176ページの第6目、予科練平和記念館費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理費、予科練平和記念館事業などに要する経費を計上しているもので、特別展委託料の新規計上による予科練平和記念館事業の増などにより、前年度と比較しまして6.4%の増額計上となっております。

176ページ、177ページの第5項、保健体育費の第1目、保健体育総務費では、一流指導者か

らの直接指導を通じてスポーツへの意識向上を図るスポーツ教室委託料の新規計上によるスポーツ教室事業の増などにより、前年度と比較しまして10.4%の増額計上となっております。

179ページから182ページの第3目、学校給食費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理などに要する経費を計上しているもので、給食センター整備事業の皆減などにより、前年度と比較しまして9.8%の減額計上となっております。

以上、教育費全体では、前年度と比較しまして9.8%の減額計上。骨格予算との比較では0.7%の減額計上となっております。

182ページ、183ページの第11款、公債費では、長期借入金等の元金及び利子の償還に要する経費を計上しているもので、ごみ処理施設等の衛生債の償還が終了間近になることから、長期借入金の元金及び利子の減により、前年度と比較しまして14.2%の減額計上となっております。

183ページの第12款、諸支出金の第1項、基金費では、町営住宅建替基金費の減などにより、前年度と比較しまして21%の減額計上。骨格予算との比較では99.2%の減額計上となっております。

以上で、平成23年度一般会計予算の説明を終わります。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 29ページの総務費のITコーディネーターの委託料が出ております。これ、206万9,000円ということなんですが、今年度22年度もこの予算が組まれてたと思うんですが、その実績とその評価っていうのはどうだったのか、また、今年度はどういう形で委託をしていくのか、ちょっとその辺をお聞かせいただければと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。今年度はですね、IT関係の実態ですね、機器等の実態を調査をいたしました。で、23年度は、これらの課題等を整理していくということを考えております。その後ですね、実際の見積もり等、積算等を詳細にチェックをいたしまして、減額につなげていくというような考えでおります。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

16番櫛田豊君。

○16番（櫛田豊君） 135ページ、教育費の中でですね、これは補助金になるのかな、路線バス運行だから補助金の部類に入るのか。ヘルメット購入補助金31万5,000円というのが、これは中学生に補助をしているのか、だれに補助をしているのか、お聞きします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。現在、阿見中、竹来中、朝日中学校ちゅうことで、自転車通学の中学生に対する補助金でございます。ヘルメット購入の補助金でございます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 16番櫛田豊君。

○16番（櫛田豊君） 細かい質問をしたわけなんですけど、町長、ちょっとお願いというか、町長の考え方をちょっと聞きたいなと思ひまして質問したんですけど、中学生に補助金ということで、どのくらいのお金を、何割くらい補助してるのかちょっとわかりませんが、まあこの金額からいけば小さな金額だと思うんですけど、実は、今阿見町の小学生がもうすぐ卒業があり、また4月には入学式があるということなんですけど、私、年は若いんですが孫がいて、荒川沖小学校のほうに入学をしてるんですけど、今2人おるんですけど、その子たちは、小学校に入るときに小学生のランドセルが、土浦市は子供たち全員がもらえるんですよ。金額はどのくらいかかるのかもわかりませんが、予算はどのくらい必要なのかもわかりません。調べたわけじゃありませんから。でもですね、阿見町では、そういう小学生が入学をするというときに、今までこう見ていると、小学校入るのには、親もしくは親戚の方という方がランドセルを買ってあげてお祝いをするわけなんですけど、今現在、阿見町の町長は我々議会に対して、議会のほうも一つも言うことを聞かないという状況である中でですね、私が言いたいのは、ま、今年は無理でしょうけど、あと町長3年ありますから、その間にですね、小学校の入学生ということになると、子供がだんだん少なくなってくると思ひますが、土浦市のように阿見町でも小学生、入学する子供に対してランドセルの補助ぐらいはできるのかなと、そういう考えはこれから持ってくれるのかなと思ひまして、質問をしたわけなんですけど、来年の3月定例会にもまだ私いられると思うんですけど、来年の3月の定例会までには、何か答弁がいただければなと思うんですけど。町長、今すぐということじゃないので、どうか補助ってどうか、もしできるのであれば、小学生のランドセルといひましても、今はテレビで宣伝しとるとおりに、1万円で購入するものもあれば、5万も7万もするランドセルがあるわけですよ。ですから、子供の負担、親の負担は別としてもね、阿見町としても、中学生のヘルメットを補助している状況ですから、補助は微々たるもんじゃないんですけど、この事業、私がお願いしたいと、やっってくださいということになれば大きな金額がかかるのかもわかりません。けど、どうか今、町長、私の質問の中で答弁していただきたいんですけど、今すぐには言ひませんが、将来、町長が3年間ありますから、その間に小学生の入学者に対してのランドセルの補助というものは考えてもらえるのかどうか。もしできればお答えをお願いしたいと思ひます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） どうにしろ、今すぐにやるよって言うようなことまで言っちゃうと大変なことになりますんで、内部の中で、本当にどういう形でほかの市町村がやっているのかってということと、まあJAでしたっけ、帽子、黄色い帽子やっているのがね、JAで黄色い帽子はいただいているような状況ですから、まあ町で、本当に子育て支援としてどういうものが一番いいのかってということも踏まえながら、今の問題提起を受けたいと思います。まず考えてみたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 町長の先ほどの所信表明演説で、町民活動センター、我々が俗に言うボランティアセンターというマルエツの2階、3階の。これは非常に情報の一元化何とかするということでもありますけども、これは非常にいいことで、私も大歓迎なんですけど、この43ページの町民活動センター長報酬というの。これ何か今までは週3日だったですよ、臨時で週3日。それは何か地位、役割が上がったのかどうかということをお教えいただきたいんですが。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） お答えいたします。町民活動センターのセンター長につきましては、今日ですね、議案第5号の非常勤特別職の一部改正で計上させていただいたものであります。これまでセンター長につきましては、臨時職員扱いということでした。センター長につきましては、今現在、週5日勤務となっております。やはりこれから協働のまちづくりを推進するには、やはり町民活動センターが核にならないといけないということもあわせて、これまでの臨時職員の身分では、それなりのやはり力を出せないということで、今回、非常勤特別職というような形で準公務員という形にですね、身分にしまして、さらなるボランティアの一元化もあわせて推進していきたいということでもあります。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

13番小松沢秀幸君。

○13番（小松沢秀幸君） 公債費なんですけど、公債費の中で現在残っている額の内容、どういう事業名が公債費で残っているのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 具体的な事業ではですね、大変細かくて、今ちょっと資料がございませんけども、款ごとですか、総務費とか民生費とか、そういった款ごとにございます。まず総務債というのがゼロ、22年末なんですけども。民生債が1億6,870万円、衛生債が2億

4,340万余り、農林水産業債が3,080万、土木債が11億1,250万——約ですね、消防債が約1,880万、教育債が約16億6,060万です。都市計画債です、13億7,890万、公営住宅債というのがあります、2億270万。減税補てん債が11億950万、臨時税収補てん債、9,100万。臨時財政対策債が50億9,930万ということです。それで、今申し上げたような内容がですね、予算書の193ページでございます。若干数字のとらえ方でちょっと違うところがありますが、大体おおむねこういったところでございます。

○議長（佐藤幸明君） 13番小松沢秀幸君。

○13番（小松沢秀幸君） この中で、前年度、今年度でプラスになっている公債があるのかどうか。それからもう1つ、今年度で、先ほど減額した公債があるということですが、その減額はどのような事業が減額になっているのか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 昨年度末から今年度末でプラスになったものが、教育債、都市計画債、臨時財政対策債です。

〔「幾ら」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（坪田匡弘君） 幾ら。ちょっと計算が……。計算がですね、はい。

それと22年度で終了したものです。終了したものを申し上げます。平成7年度のごみ処理施設建設事業、同じく平成7年度で粗大ごみ処理施設建設事業、これは衛生債の中です。個別にちょっと調べてないので済みません。個別にちょっとわかりかねます。

それと都市計画債の平成10年度分の鈴木街区公園整備事業、以上3つが終了しています。ごみ処理関係の衛生債は、ほかにもありますので、ほかにも少し残っているということですが、これは終了したということです。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） ページ数が95ページ、衛生費、環境整備費の中にですね、いいですか、廃棄物対策事務費、廃棄物対策管理官報酬というのがあるんですね。その下に委託料で環境保全監視業務委託料としてあるんですが、この監視官というのは、新規事業だそうなんですが、どういう方がこれになってですね、主にどのような仕事をなさるのか、それから下の環境保全監視業務委託料というのは、何名の方がどのような業種をするのか、ちょっとお聞かせ願います。

○議長（佐藤幸明君） 生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） はい、お答えします。まず今回ですね、新規事業というようなことで、廃棄物対策管理官、これは報酬ということ。それから委託料のほうで環境保全監視

業務委託料ということで、前にですね、阿見町予算の概要のほうでもですね、御説明したところですけども、廃棄物対策管理官につきましては、今回の先ほどの議案第5号の非常勤特別職の一部改正の中で、廃棄物対策管理官を置くということで、これも同じく計上したものであります。この廃棄物管理官につきましては、今阿見町でかなり大きい残土問題、懸案になっている事項がかなりございます。これまでも職員が対応してきたところなんですけども、なかなかその職員では対応できないというような形で、平成23年度から、廃棄物対策のプロパーというか、警察官の、当初うちのほうではですね、現役の警察官をお願いしたところなんですけども、現役ではちょっと出向、それから派遣は難しいというようなことで、警察官OBを派遣というような形になりまして、今回、警察官のOBを廃棄物管理官として採用するものであります。

それから、その下のほうの環境保全監視業務委託料、これにつきましては、今現在嘱託員として、またこの方も警察官のOBとしてお願いしております。この方については今現在1日5時間半ということなんですけども、やはりかなり今現在ですね、かなりそういった問題がかなり発生しているということで、時間を延長して7時間45分にするというようなことであります。そうしますと、社会保険の関係その他もありまして、嘱託から業務委託、人材派遣という形に制度を改正するものであります。

特に主な業務としましては、廃棄物対策管理官につきましては、もう当然ながら、今現在もんだいになっております残土問題の解消、それからその抑止力ということですかね、そういう形で当たっていただく。それから環境保全監視業務委託料のその監視員の方につきましては、その廃棄物対策もあわせながら、その他、空き地の適正管理とか、それから野焼きとかですね、それから公害等の監視というような形で、環境全般につきまして、その方にはお願いするということで、平成23年度からはですね、廃棄物対策専門の管理官と、それから環境全体の保全するための業務を請け負う嘱託員として環境保全監視業務員ということで、2名を採用するというものであります。

○議長（佐藤幸明君） ただいま16番榎田豊君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。

12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 今の部長の説明ですと、その対策管理官というのは1名ですよ。そして環境保全監視業務っていうのは何名なんですか。1名。

○生活産業部長（川村忠男君） ええ。

○12番（吉田憲市君） そしたら、失礼ですけども、金額を見ますと、片方は546万9,000円、片方は旅費まで含めても280万ぐらいですか。これ人数間違っていないですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） はい、お答えします。両方とも1人でございまして、勤務日数が違いまして、前者のですね、廃棄物対策管理官につきましては、原則週2日ということになっております。ただし、事案の発生した場合におきましては、それは連日になりますし、早朝からそれから夜間までということであります。もう一方のですね、環境保全監視員につきましては、1日7時間45分ということで、これは週5日ということであります。そういった勤務体制の違いがこの数字に表れております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 予科練記念館、これは私のほうの所掌なんですけど、民教の所掌なんですけども、商工観光課長にお伺いしたいんですけども、この予科練記念館に7,400万という金がかかっているんですよね、予算でね。これは教育委員会の所管なんですけども、それで先ほど町長の所信表明の中には、9万人という。で、500円かけても4,500万なんですよね、収入が4,500万円。それで7,000万円を毎年これはかかると思うんですが、ほぼね。まあ特別展示とかあるでしょうけども、要は、この差額をいかに薄めるかですね。教育施設であるか観光施設であるか、そういうそれは差はあるでしょうけども、7,400万という金が、7,000万円近くの金がだんだん毎年出るんですから、そこに商工観光課と、縦割り行政でつながりがなく、どちらもこう自分の事業をやるというような観点が多いんで、どうかその教育委員会と連携をとれる方策を考えているんだったら、教えてください。もし、今考えてなかったんであれば、教育委員会に私が民教のときに質問しますから、考えておいてくださいね、連携の方法を。ということで、観光課長がこの7,700万の金をいかに入場者を上げていくために教育委員会といかに連携するかという、その考えを持っておるんだったら教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。商工観光課長鹿志村浩行君。

○商工観光課長（鹿志村浩行君） はい、お答えいたします。商工観光課はですね、観光PR事業をやってきておりますけども、予科練平和記念館のですねPR、これは第一というふうに考えてございまして、教育委員会ともですね連携してこれまでもイベント等をやってきているということでございまして、例えば今年度で申し上げますと、まい・あみ・マルシェ、アウトレットでやっておりますけども、そこでもPRをしたりということでございまして、さらには来年度以降ですね、今日、全協のほうでも説明させていただいたところでございますけれども、観光協会におきましてですね、やはり町の施設ということで、予科練平和記念館のPR、これは第一にやっていきたいと思っておりますし、さらにはですね、臨時観光物産館におきましてですね、予科練平和記念館のPRをしてですね、アウトレットのお客さんをですね、予科練

平和記念館のほうにまわっていただくような、そんなことをやっていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） やってることもよくわかりました。まあこの7,400万というのは非常に大きな額なんでね、観光課がしっかり頑張ってますね、お客さんを誘致して、観光課だけが頑張ってもしょうがないんで、こっちの教育委員会のほうもね、しっかりとの方針のもとに集客効果を上げるように。あとでまたこれは委員会で質問はしますけども、切に観光課のほうにはよろしく願いをします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月24日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

それではここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後2時45分からといたします。

午後 2時36分休憩

午後 2時45分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-
- 議案第20号 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計予算
 - 議案第21号 平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
 - 議案第22号 平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算
 - 議案第23号 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
 - 議案第24号 平成23年度阿見町介護保険特別会計予算
 - 議案第25号 平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第26号 平成23年度阿見町水道事業会計予算

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第10、議案第20号、平成23年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第21号、平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計予算、議案第22号、平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算、議案第23号、平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算、議案第24号、平成23年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第25号、平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号、平成23年度阿見町水道事業会計予算、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 次に、議案第20号から第26号までの平成23年度特別会計及び企業会計予算の概要について申し上げます。

特別会計は、前年度より1件減って6件となり、予算総額は98億3,500万円で、平成22年度6月補正後と比較しますと2.8%の減。前年度の骨格予算との比較では2.7%の減となっております。

その内訳であります。平成22年度6月補正後の予算との比較で申し上げますと、議案第20号、国民健康保険特別会計予算は、49億8,200万で3.1%の増。

議案第21号、公共下水道事業特別会計予算は、15億700万で1.4%の増。

議案第22号、土地区画整理事業特別会計予算は、4億1,900万で8.4%の減。

議案第23号、農業集落排水事業特別会計予算は、1億5,100万で71.6%の大幅減。

議案第24号、介護保険特別会計予算は、21億4,800万で1.4%の減。

議案第25号、後期高齢者医療特別会計予算は、6億2,800万で2.4%の増。

そのほか、老人保健特別会計は平成22年度をもって廃止となります。

また、議案第26号、水道事業会計予算は、16億3,650万で19.3%の増となっております。

以上、特別会計及び企業会計予算の概要について申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当部長に説明させますので、慎重審議の上、議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

引き続き、担当部長から議案に対する詳細な説明を求めます。まず、議案第20号についての説明を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） それでは、議案第20号、平成23年度阿見町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

なお、さきに御説明いたしました一般会計は、前年度当初予算が骨格予算であったことから、平成22年度6月補正予算後の額との比較で御説明いたしましたが、一般会計以外の特別会計は

すべて通常予算としましたので、これからの御説明するすべての特別会計は当初予算額との比較で御説明いたします。

それでは、予算書の195ページをお開きください。

平成23年度の予算総額は49億8,200万円で、前年度と比較しまして3.2%の増となっております。これは、歳入・歳出とも国保税調定、療養諸費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金など数年次の実績内容などから、それぞれに勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、特別会計の予算組み立てに従い、歳出部門から御説明いたします。

208ページをお開きください。第1款、総務費につきましては、職員給与関係経費や事務費などに係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして8.4%の増となっております。

211ページをお開きください。第2款、保健給付費につきましては、近年の被保険者の加入状況や医療費歳出状況などを勘案し、前年度と比較しまして3.3%の増額計上としたもので、一般及び退職療養給付費並びに高額療養費や出産育児一時金などに対処するものであります。

213ページをお開きください。第3款、後期高齢者支援金につきましては、前年度と比較しまして0.5%の減額計上となっております。

214ページをお開きください。第5款、老人保健拠出金につきましては、平成22年度をもって概算拠出金の清算が終了しましたが、今後医療費拠出金の支払いが生じる場合を想定し、科目の措置と事務費の計上となっております。

第6款、介護納付金につきましては、国保被保険者のうち40歳から65歳未満の介護保険制度第2号被保険者に該当する拠出金を納付するもので、前年度と比較しまして11.7%の増額計上となっております。

第7款、共同事業拠出金につきましては、高額な医療費支出の多い保険者を県内各国保保険者が共同で拠出し合い、保険者間の医療費負担の均衡を図るもので、前年度と比較しまして2.3%の増額計上となっております。

216ページをお開きください。第8款、保健事業費につきましては、人間ドッグなどによる疾病予防対策、医療費抑制・制度啓発のための諸経費や、特定健康診査等事業費として健診委託料などを計上しているもので、前年度と比較しまして10.9%の増額計上となっております。

次に、歳入部門の主な項目につきまして御説明いたします。

戻りまして203ページをお開きください。第1款、国民健康保険税は、前年度と比較しまして2.9%の減額計上となっております。これは、国保被保険者の加入状況や景気低迷に伴う所得の低下等を勘案し、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも歳入・歳出の全体状況により必要措置額を計上したものであります。

204ページをお開きください。第3款、国庫支出金、第1項、国庫負担金の第1目、療養給付費当負担金は、歳出の一般療養給付費、後期高齢者支援金等及び介護納付金に係る負担金で、前年度と比較しまして5.5%の減額計上。

第2目、高額医療費共同事業負担金は、歳出における高額医療費共同事業拠出金に係る負担金で、前年度と比較しまして14.3%の増額計上。

第3目、特定健康診査等負担金は、特定健診等の委託費用に対する負担金を計上しているもので、前年度と比較しまして21.5%の増額計上となっております。

第2項、国庫補助金の第1目、財政調整交付金における普通調整交付金につきましては、近年の状況を勘案し、前年度と同額の計上となっております。また、特別調整交付金は、市町村の国保運営努力に応じ、国の予算の範囲内で、申請をした市町村を県及び国が評価・査定し交付されるもので、不確定な性格から当初予算では科目措置としております。

以上、国庫支出金全体では、前年度と比較しまして4.6%の増額計上となっております。

次に、第4款、療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者に係る療養諸費の町負担分や後期高齢者支援金等相当額などに対する交付金で、前年度と比較しまして18.5%の増額計上となっております。

第5款、前期高齢者交付金につきましては、65歳から75歳未満の前期高齢者の医療費負担における保険者間の不均衡を是正するためのもので、前年度と比較しまして23.5%の増額計上となっております。

第6款、県支出金の高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金及び都道府県財政調整交付金につきましては、国庫支出金と同じ趣旨によるもので、前年度と比較しまして5.6%の減額計上となっております。

第7款、共同事業交付金の第1目、高額医療費共同事業交付金につきましては、高額な医療費支出に伴う共同事業拠出金事業により配分される交付金で、前年度と比較しまして14.3%の増額計上。

第2目、保険財政共同安定化事業交付金につきましても同様に共同事業拠出金事業により配分される交付金で、前年度と比較しまして0.5%の減額計上となっております。

以上、共同事業交付金全体では、前年度と比較しまして2.3%の増額計上となっております。

第9款、繰入金の第1項、他会計繰入金につきましては、前年度と比較しまして7.1%の増額計上となっております。一般会計からの繰り入れの主なものとしては、保険基盤安定、職員給与費等及びその他繰り入れとして、町医療福祉制度による国保医療費波及分補てん経費などとなっております。

206ページをお開きください。第2項、基金繰入金につきましては、支払準備基金からの繰

入金で、景気低迷による税収の伸び悩みや、医療費の伸びにより財源不足が生じるため基金を取り崩し、繰り入れを行うものであります。

以上、繰入金全体では、前年度と比較しまして1.7%の増額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤幸明君） 次に、議案第21号についての説明を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） それでは、議案第21号、平成23年度公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の225ページをお開き願います。

23年度予算総額は15億700万となり、前年度と比較しますと1.4%の増額計上となっております。

それでは、まず歳入の主なものについて申し上げます。231ページをお開き願います。

第1款第1項の負担金の受益者負担金につきましては、前年度と比較いたしますと32.8%の減となります。

第2款第1項の使用料につきましては、使用者の増加それから事業所等における使用水量の増加等によりまして、前年度と比較いたしまして13.6%の増となっております。

第2款第2項の手数料につきましては、前年度と比較いたしまして1.3%の減となっております。

第3款第1項の国庫補助金につきましては、前年度と比較いたしますと0.4%の減となります。

第4款第1項の県負担金につきましては、吉原土地地区画整理事業の工事減少に伴い、36.1%の大幅減となります。

次に、232ページをお開き願います。

第6款第1項の他会計繰入金につきましては、前年度と比較いたしますとほぼ同額計上となっております。

第7款、繰越金につきましては、前年度と同額計上となっております。

第8款、諸収入につきましては、受益者負担金の延滞金収入を見込んでおります。

第9款第1項の町債につきましては、流域下水道事業債の増によりまして、前年度と比較いたしますと52.9%の大幅な増額計上となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。233ページをお開き願います。

第1款第1項第1目の一般管理費の主なものは、人件費を含めた事務費、使用料徴収事務費及び受益者負担金賦課徴収事務であります。前年度と比較いたしますと19.5%の増額計上とな

っております。主に消費税納付のための公課費の増によるものでございます。

次に、235ページの第2目の維持管理費でございます。これは管渠の正常な機能を維持するための調査点検委託料及び下水道処理に要する霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金であります。前年度と比較いたしますと15%の増額計上となっております。主に霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金の増によるものでございます。

次に、236ページをお開き願います。

第2項の下水道事業費ですが、主なものとしましては、人件費を含めた事務費、吉原土地区画整理事業の工事の委託費、霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金であります。前年度と比較いたしますと6.7%の減額計上となっております。主に霞ヶ浦湖北流域下水道事業が増になった反面、吉原土地区画整理事業の工事が減少になったものでございます。

次に、237ページをお開き願います。

第2款、公債費につきましては、管渠整備及び流域下水道建設事業に要した長期借入金の公共下水道事業債並びに霞ヶ浦湖北流域下水道事業債の元金・利子の償還費であります。前年度と比較いたしますと、元金につきましては0.9%の増、利子につきましては6.6%の減額計上となっております。

次に、238ページの第3款、予備費につきましては、前年度と同額計上となっております。

戻りますが、228ページをお開き願います。

第2表の地方債につきましては、借入金の限度額及び利率並びに償還方法を定めたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤幸明君） 次に、議案第22号についての説明を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） では続きまして、議案第22号、平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算案につきまして御説明申し上げます。予算書の245ページをお開き願います。

平成23年度の予算総額は4億1,900万円となり、前年度より4,700万円の減額計上となっております。主なものとしましては、本郷第一地区の起債償還金額の減によるものでございます。

まず歳入の主なものについて申し上げます。予算書の251ページをお開き願います。

第1款第1項の国庫補助金につきましては、前年比63%の増額計上となっております。

第2款第1項の財産売却収入につきましては、引き続き岡崎土地区画整理事業地内及び本郷第一土地区画整理事業地内における一般保留地の販売を行うもので、前年比30.6%の減額計上となっております。

第3款第1項の他会計繰入金につきましては、前年比18.1%の増額計上となっております。雑入につきましては皆減となっております。

次に、歳出について御説明申し上げます。予算書の252ページをお開き願います。

第1款の事業費、第1目、岡崎土地区画整理事業費は、役務費及び委託料で、前年度と比較いたしますと55.2%の減額計上となっております。減の主な理由といたしましては、地役権設定に伴う補償金の精算業務が終了したことによるものであります。

第2目、本郷第一土地区画整理事業費の主なものは人件費と委託費で、前年度と比較いたしますと8.4%の減額計上となっております。主な増減の内容といたしましては、公共施設の整備が完了したことに伴う工事費及び補償費、またそれに関連する人件費の減、換地処分に向けた委託業務による増であります。

予算書の254ページをお開き願います。

第2款の公債費であります。起債の元利償還に充てるもので、前年度と比較いたしますと10.2%の減額計上となっております。

第3款の予備費につきましては、前年度と同額計上となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 次に、議案第23号についての説明を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） それでは、平成23年度農業集落排水事業特別会計予算について御説明をいたします。ページ数は261ページからとなります。

平成23年度の予算総額は1億5,100万円で、前年度と比較しまして71.6%の減となっております。これにつきましては、実穀上長地区の農業集落排水事業に係る管路施設工事が平成22年度でほぼ完了することに伴い、設計委託料、工事請負費が減額となったものであります。

23年度の主な事業内容としましては、実穀上長地区において汚水処理施設内の記念碑の設置工事——竣工のですね、記念碑の設置工事等を実施いたします。また、小池地区、君島大形地区、福田地区、実穀上長地区につきましては、汚水処理施設等の維持管理費を計上しております。さらにこれら地区の地方債元利償還金を計上しております。

それでは、歳入のほうから御説明をいたします。ページ数は267ページとなります。

第1款、分担金及び負担金は、受益者分担金であり、小池地区、君島大形地区、福田地区、実穀上長地区は科目のみの設定でございまして、対前年度比100%の減ということになります。

第2款、使用料及び手数料は、小池地区、君島大形地区、福田地区の使用料と督促手数料を計上したものでありまして、対前年度比0.1%の減ということになります。

第3款、県支出金におきましては、福田地区、実穀上長地区事業に係る地方債の償還に対す

る補助金及び福田地区に係る排水設備の接続支援事業に対する補助率50%の補助金で、対前年度比29.4%の増であります。

続きまして、268ページをお開き願いたいと思います。

第4款、繰入金は、一般会計からの繰り入れでありまして、それぞれの事業の財源調整を図ったものであります。また、農業集落排水事業債減債基金繰入金は、福田地区それから実穀上長地区の元利償還に充てるため繰り入れるもので、対前年度比28.2%の増ということになります。

第5款、繰越金につきましては、各地区ごとの前年度繰越金を計上したもので、対前年度との増減はございません。

第6款、諸収入につきましては、雑入として消費税還付金を計上したものでありまして、対前年度比との増減はございません。

続きまして、歳出について御説明をいたします。ページ数が269から274ページになります。

まず第1款、事業費の主な内容としましては、13節で設計委託料、15節、工事請負費でありまして、平成22年度実穀上長地区の工事がほぼ完了することに伴い、23年度は污水处理施設内の竣工記念碑の設置工事のみを予定しております。で、対前年度比95.2%の減ということになります。

270ページ下段からをごらんください。

第2款、管理費は、小池地区、君島大形地区、福田地区、実穀上長地区の污水处理施設等の維持管理に要する経費を計上したもので、対前年度比2.6%の増となります。

次に、272ページの下段からをごらんください。

第3款、公債費は、小池地区、君島大形地区、福田地区、実穀上長地区の長期借入金の償還金及び利子で、対前年度比8.6%の増となります。

第4款、諸支出金は、農業集落排水減債基金費であります。県の要項に基づきまして、福田地区農業集落排水事業及び実穀上長地区農業集落排水事業に係る地方債の償還に要する財源としての交付金を基金として積み立てるもので、対前年度比29.2%の増ということになります。

最後に、第5款ですけれども、予備費につきましては、40万円ということで計上をさせていただきました。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤幸明君） 次に、議案第24号についての説明を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） それでは、議案第24号、平成23年度阿見町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の281ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度の介護保険特別会計の予算総額は21億4,800万円で、前年度と比較しまして約1.4%の減となっております。これは、平成22年度中に開設された特別養護老人ホームに阿見町民の入所者数が想定を下回ったこと等により、施設サービスの介護給付費が減となったことによるものであります。歳出の約95%を占めるこの保険給付費の財源につきましては、歳入における国・県の負担金、支払基金からの交付金及び65歳以上の第1号被保険者の保険料により賄われます。

次に、主な項目につきまして介護保険特別会計の予算計上の順位に基づき、歳出部門から御説明いたします。293ページをお開きください。

初めに、第1款、総務費、第1目、一般管理費につきましては、職員給与関係経費及び介護保険事務に要する経費を計上しておりますが、職員給与関係経費の増額等により、前年度と比較して2.6%の増額計上となっております。

294ページの第2項、徴収費では、保険料の賦課徴収に係る経費を計上しており、督促状の様式を従来の納付書から圧着はがきの形式に仕様変更したため、前年度と比較して10.4%の減額計上をしております。

295ページの第3項、介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会費及び認定調査等に要する経費を計上しており、認定調査の日数増による調査員賃金の増額のため、2.7%の増額計上となっております。

296ページの第5項、計画策定委員会費につきましては、介護保険事業計画の3年ごとの見直しの年に当たりますことから、計画策定業務委託料が皆増となるほか、委員会開催回数が増等により大幅な増額計上となっております。

次に、第2款、保険給付費についてであります。

297ページから298ページの第1項、介護サービス等諸費につきましては、居宅介護サービス費の利用者の増加により7.3%の増額、地域密着型介護サービス費も同様に5.0%の増額。また、施設介護サービス費が前年度の利用者数の実績が見込みを下回ったことにより9.2%の減額となるほか、居宅介護住宅改修費が12.5%、居宅介護サービス計画給付費が4.6%の増額となる一方、福祉用具購入費が15%の減額計上となっております。

同じく298ページから299ページの第2項、介護予防サービス等諸費につきましては、介護予防サービス給付費が前年度の利用者数の実績が見込みを下回ったことにより、12.9%の減額。地域密着型介護予防サービス費も同様に減額となる一方、介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費及び介護予防サービス計画給付費が増額計上となっております。

300ページの第4項、高額介護サービス等につきましては、高額介護サービス費が、居宅サービス費の伸びにより3.7%の増。高額介護予防サービス費につきましては、前年度実績より

減額計上となっております。

第5項の高額医療合算介護サービス等費につきましては、前年度から始まった新規給付のため、想定件数を大幅に上回ったことにより、増額計上となっております。

301ページの第6項、特定入所者介護サービス等費につきましては、施設サービス利用者の居住費及び食費の負担が、低所得者にとって過重な負担とならないよう、負担限度額を設け、その差額について公費負担するものですが、特定入所者介護サービス費は、施設入所者数の実績により4.9%の減、特定入所者介護予防サービス費も同様に減額計上となっております。

次に、302ページから304ページの第4款、地域支援事業費についてであります。

第1項、介護予防事業費、第1目、介護予防特定高齢者施策事業費につきましては、特定高齢者把握事業において、制度上、要介護リスクの判定のため実施する生活機能検査が廃止されたため、健診委託料皆減となったことにより59.9%の減額となっております。

第2目、介護予防一般高齢者施策事業費は、筋力向上事業と口腔機能向上事業を実施しておりますが、前年度とほぼ同額の計上となっております。

303ページの第2項、包括的支援事業につきましては、阿見町地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント事業、総合相談事業、権利擁護事業、並びに包括的・継続的ケアマネジメント支援事業に係る経費を計上したものであり、人件費等の減により3.8%の減額計上となっております。

303ページから304ページの第3項、任意事業費につきましては、高齢者の生きがいづくりを目的に実施している高齢者と子どものふれあい事業の実施地区数の増により、8%の増額計上となっております。

次に、歳入部門につきまして御説明いたします。戻りまして289ページをお開きください。

介護保険制度の給付に必要な財源は、利用者の1割負担のほかに50%を公費、残り50%を40歳以上の被保険者の保険料で賄います。公費の内訳は、国が25%、県が12.5%、市町村が12.5%であります。国の負担の25%のうち約5%は、市町村間の財政力の格差を調整するために調整交付金として交付されることとなります。

それでは、歳入部門の主な項目につきまして御説明いたします。

歳入の第1款、保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者数の増により、前年度と比較して2.9%の増額計上となっております。

次に、第3款、国庫支出金につきましては、保険給付費に要する費用の20%を国の法定負担分とする介護給付費負担金、また市町村間の財政力の格差を調整するために第1号被保険者の75歳以上の高齢者の比率や所得水準の格差に基づき交付される調整交付金、並びに地域支援事業に係る交付金で、保険給付費総額の減に伴い、前年度と比較して2.1%の減額計上としてお

ります。

第4款、支払基金交付金につきましては、保険給付費及び地域支援事業の介護予防事業費に係る30%分が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであり、前年度と比較して1.6%の減額計上をしております。

次に、290ページの第5款、県支出金につきましては、保険給付費及び地域支援事業の介護予防事業費の12.5%、並びに地域支援事業の包括的支援事業費の20%が県の法定負担分であり、前年度と比較して2.7%の減額計上としております。

第7款、繰入金、第1項、一般会計繰入金につきましては、291ページの事務費等一般会計繰入金の増により、0.2%の増額計上をしております。

次に、第7款、繰入金、第2項、基金繰入金につきましては、第1目、介護給付費準備基金は、保険給付費支出の減額による減額計上。第2目の介護従事者処遇改善臨時特例基金は、平成21年度からの3カ年の均等繰り入れのため、同額計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤幸明君） 次に、議案第25号についての説明を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） 続きまして、議案第25号、平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算について御説明をいたします。

予算書は313ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度の予算総額は6億2,800万円で、前年度と比較しまして2.4%の増となっております。これは、歳入・歳出とも前年度の実績内容などからそれぞれ勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、特別会計の予算組み立てに従い、歳出部門から御説明いたします。321ページをお開きください。

第1款、総務費につきましては、職員給与関係経費や事務に係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして2.5%の減額となっております。

322ページをお開きください。

第2款、納付金につきましては、町が徴収した保険料、保険料軽減に係る保険基盤安定分、広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分などを茨城県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、前年度と比較しまして2.8%の増額計上となっております。

それでは、歳入の項目につきまして御説明いたしますので、戻りまして319ページをお開きください。

第1款、保険料につきましては、前年度と比較しまして1.0%の減額計上となっております。

第3款、繰入金につきましては、職員給与費等、事務費等、保険料軽減に係る保険基盤安定、

広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分を一般会計から繰り入れるもので、前年度と比較しまして4.8%の増額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤幸明君） 次に、議案第26号についての説明を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） それでは、議案第26号、平成23年度阿見町水道会計予算について御説明いたします。

初めに、この企業会計につきましては、前年度は当初が骨格予算となっておりますので、比較増減につきましては、6月の補正後の比較で説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、329ページをお開き願います。

まず、第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数を1万4,850戸、年間総給水量を452万1,000立方メートル見込んでございます。給水量の内訳といたしましては、茨城県の企業局からの受水377万9,000立方メートル、自己水源、井戸でございますが、74万2,000立方メートルを見込んでおります。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございます。前年度比2%増の9億6,627万6,000円を計上しております。その主な収入であります。水道料金の9億2,469万5,000円を見込んでおります。

次に、主な支出でございますが、県企業局に支払う受水費4億1,822万円、減価償却費1億9,807万3,000円、企業債の支払利息1,428万2,000円でございます。

続きまして、330ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出でございます。資本的収入でございますが、311.3%増の2億8,900万円で、加入分担金3,600万円、工事負担金5,300万円、企業債2億円を計上してございます。工事負担金でございますが、これは県で事業を進めております吉原土地地区画整理事業地内の配水管の布設を町が受託工事として行っているものでございます。

次に、資本的支出でございます。53.8%増の6億7,022万4,000円で、建設改良費5億8,641万円、企業債の償還8,381万4,000円を計上しております。

建設改良費の主なものでございますが、配水管の新設工事2億9,380万円、老朽管の布設替え工事9,730万円であります。

起債償還金でございますが、これは昭和63年度から平成21年度までに借りた企業債の元金の償還でございます。

なお、資本的収入及び資本的支出に対して不足する3億8,122万4,000円につきましては、減債積立金、建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補てんしてまいります。

次に、第5条、企業債でございますが、目的、限度額等を定めたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤幸明君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案7件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号から議案第26号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月24日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第27号 町道路線の廃止について

議案第28号 町道路線の認定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程11、議案第27号、町道路線の廃止について、議案第28号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第27号及び議案第28号につきまして申し上げます。

まず、議案第27号、町道路線の廃止につきましては、主に阿見吉原土地区画整理事業地内の供与開始に伴う未供用路線の廃止であります。

次に、議案第28号、町道路線の認定につきましては、主に阿見吉原土地区画整理事業地内の供用開始に伴う道路の認定であります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案2件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号から議案第28号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月24日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第29号 土浦石岡地方広域市町村圏協議会の廃止について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第12、議案第29号、土浦石岡地方広域市町村圏協議会の廃止についてを議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 次に、議案第29号、土浦石岡地方広域市町村圏協議会の廃止につきまして申し上げます。

本案は、土浦石岡地方広域市町村圏協議会を廃止することについて協議するため、地方自治法第252条の6において準用する同法第252条の2第3項の規定により提案するものであります。

市町村合併の進展などに伴い、広域行政を取り巻く状況が大きく変化したことから、広域行政圏の基準などについて国が定めた広域行政圏計画策定要項が、平成21年3月31日をもって廃止されました。今後の広域連携等について、構成各市町村による協議を重ねた結果、初期の目的は十分達成されたことから、国の広域行政圏施策の方針転換を機会に、本協議会は、第4次土浦石岡地方広域市町村圏計画の計画期間が満了する平成22年度末をもって廃止使用とするものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 議案第29号、土浦石岡地方広域市町村圏協議会の廃止についてを議題といたしますと、先ほどの訂正をさせていただきます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第29号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第29号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号については、原案どおり可決することに決しました。

請願第1号 常陸川水門（逆水門）の柔軟運用を求める請願書

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第13、請願第1号、常陸川水門（逆水門）の柔軟運用を求める請願書を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月24日の本会議において審査の結果を報告されるよう、お願いいたします。

休会の件

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第14、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、3月9日を休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 3時40分散会

第 2 号

[3 月 10 日]

平成23年第1回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成23年3月10日（第2日）

○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
16番	櫛田豊君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

○欠席議員

12番	吉田憲市君
-----	-------

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
消	防	長	瀬尾房雄君	
総	務	部	長	坪田匡弘君
民	生	部	長	横田健一君

生活産業部長	川村忠男君
都市整備部長	横田充新君
教育次長	竿留一美君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	篠崎慎一君
秘書課長	佐藤吉一君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	岡田稔君
障害福祉課長	柴山義一君
農業振興課長兼 農業委員会事務局長	大塚芳夫君
町民活動推進課長	飯野利明君
建設課長	浅野耕一君
水道課長	坪田博君
学校教育課長	黒井寛君
指導室長	富田耕太郎君
学校給食センター所長	柳生典昭君
生涯学習課長	建石智久君
中央公民館長	篠山勝弘君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	大竹久

平成23年第1回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成23年3月10日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成23年第1回定例会

一般質問1日目（平成23年3月10日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 藤井 孝幸	1. 平成23年度予算と公約について 2. 小中学校のパソコン入札について 3. 政倫審の経過と調査結果について 4. 職員の飲酒運転事案について	町 長 町 長 町 長 町 長
2. 平岡 博	1. 耕作放棄地の拡大に歯止めをかけ再利用を促すため町は総合的かつ緊急的な対策プログラムを独自に取りまとめ推進できるか	町 長
3. 浅野 栄子	1. 早急な水道普及率の向上について 2. 路上駐車解消について	町 長 町 長
4. 紙井 和美	1. 障がい者の自立支援における町内施設間の連携強化と、個々に応じた支援を 2. 地域活性化のための公民館をもっと快適に利用するために	町 長 教 育 長
5. 細田 正幸	1. 阿見町住宅リフォーム助成制度の実施について	町 長
6. 川畑 秀慈	1. 学校給食について 2. 厳しい生活を強いられている高齢者に対して町はどう対処していくのか	町長・教育長 町 長

午前10時00分開議

○議長（佐藤幸明君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（佐藤幸明君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、10番藤井孝幸君の一般質問を行います。

10番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

〔10番藤井孝幸君登壇〕

○10番（藤井孝幸君） 皆様、おはようございます。通告に従い質問をいたします。

天田町長は、就任以来、はや1年が経過をいたしました。この間、いろんなことで阿見町が新聞紙上を賑わせ、「阿見町は何をやっているんだ」「阿見町議会は何をやっているんだ」という、非常に悪いイメージが県内外に知れわたりました。ここで、天田町長と議会との関係の1年をもう一度振り返ってみたいと思います。

まず、議会の反対を押し切って、自分の選挙応援者の二人を、過去の町長はやったことのない人事案件を専決処分で参与として採用をいたしました。このことから始まり、「私の生命線だ」と言って地域戦略室の設置、事業仕分け等の中央政府のコピー政策の提案——これは事業仕分け戦略室というのは無駄だということで、効果なしということで議会の反対で阻止をいたしました。

また、「阿見町役場職員は、私のマニフェストに忠実にあるべき」だと、「職員は町長の公約を実現するためにある」と、こう言い放ちました。これは独善的な発言で、職員は町長のためにあるのではなく、町民のためにあるのであります。もちろん町長も町民のためではございません。

さらに、町長の職にありながら、県議会議員選での特定の候補者の、公務時間中にもかかわらず堂々の選挙応援、私たちの常識では考えられないということでもあります。阿見町民の今後を

考えれば、私に言わせれば許されない行動だというふうに思います。

また、新学校給食センターの建設について、これも前町長——川田町長と執行部が3年もかけて多額の税金を投入をし、民設民営方針を決定をいたしました。天田町長もこれは過去議会に予算、調査予算とかですね、ずっと認めてきた内容でございます。いざ建設スタートという段階で、独断ですべて白紙に戻しました。これも独善的で行政の継続性を無視し、投入した税金を無駄にする暴挙でございます。そして、いまだ給食センターの建設は先行き不透明となっております。

また、議会においては、12月議会の出席を拒否し、議長の催促にやっと21分おくれで議会に出席をいたしました。さらに、ある議員の質問に対し答弁を拒否——これは、地方自治法違反にも当たるような行動でございます。これには議会も困惑し、あきれたわけでございます。こんな町長のもとでは審議にはならないということで、この議会を一時中断をいたしました。しかし、議員同士の話し合いもありまして、祭日に議会を再開をした経緯もでございます。

また、阿見町恒例の賀詞交歓会の中止、これも独断と偏見と言わざるを得ません。賀詞交歓会は、特に公費を使っているわけでもなく、参加される方々の会費で処理をされております。この賀詞交歓会は、町のそれぞれの職域、職務の代表者が集まる場所であります。この場所で唯一、町長のこれからの1年の政策を伝え、町有志に協力、支援を得る絶好の機会であるわけでございます。これを何の説明もなく——自分が過去参加したことが少なかったからかどうかわかりませんが、何の説明もなく中止をいたしました。これは理由が全くわかりません。こんな手法があっているのか、耳を疑いました。

最近では、某議員への政治倫理審査会への調査請求、町長はみずからやってはならないことをやりました。このことは後で質問をいたします。

まだまだ挙げれば枚挙にいとまはありませんが、すべて報道機関にリークをしながら議会との対立をあおり、議会は何をやっているんだと、議会に悪いような印象を内外に吹聴してきたわけでございます。議会との対立を殊さらにおおることが町民に、そして阿見町にプラスになることでありましようか。私は憤りさえ覚えております。この怒りの発信源はすべて町長にあるのに、議会としては報道機関に対して発信をしていただくような機会はございません。

町長、よく聞いてください。現在の日本は二元代表制なのです。法によって定められているものなのです。町長も町民に選ばれました。我々議員も町民に選ばれているわけでございます。町長は議員を4期やって、この点は十分承知しているというふうに思っていたわけですが、全くわかっていないということでございました。真の民主主義は時間がかかります。性急に自分のやりたいことを主張し、議会を無視してやる手法は、もうやめにしたらどうでしょうか。対立をおおることをあくまでも続けるのであれば、町民を不幸にするだけで、さらな

る町政の混乱が生まれるわけでございます。

そこで我々議員有志15名が、町長の姿勢に、やり方に耐えられず、議会の現状、そしてなぜ町長と今議会が対立しているのかを会報として——これは議員の有志が私費を投じてですが、私費を出し合って新聞折り込みで全町民に配布をいたしました。これはさらに必要とあれば2号、3号と継続をしたいと考えておりますが、この1年間、何度か一致点を見出そうと議員仲間では努力もしましたが、次々と問題発言が出るために、そのいとまもなく現在に至っているわけでございます。人間、自分の思うことを成し遂げるには、お互いにある程度の信頼関係が求められます。議会と信頼関係が薄い町長で、今回23年度の予算を組みました。町長が本格的な予算を組むのはこれが初めてと言っていいかもしれません。去年は骨格予算ということで、前町長の姿勢を引き継いだ部分が多分にありますので。

そこで質問をいたします。

まず1番目、平成23年度予算と公約について、町長はいろんな公約をいたしております。その公約がどのように23年度予算に反映をしているか、具体的にお答えをいただきたいと思えます。

2番目、次に、町長公約の財源の確保の手順についてお尋ねをいたします。その1つ、入札改革はどうなっているのか。「随意契約を一般競争入札にして財源を確保する」という約束をしておりますが、この約束はどうなっているのでしょうか。そして、同じ財源を確保する約束として、「組織をスリム化して人件費を削減」という約束をしておりますが、この具体的な方法についてお尋ねをいたします。

3番目、「退職金の廃止」を約束をいたしました。しかし、退職金の廃止はできないことがわかりました。退職金を廃止をして、「これは他の政策に回します」というような答えがございました。具体的にどうするのかお尋ねをいたします。

それから、これも退職金廃止と並んでですね、町長の目玉公約の1つでございましたが、「町長専用車の廃止」はできたのか、財源はどう変化したのかお尋ねします。

また、5番目に、この質問は財源には直接かかわる問題ではありませんが、ぜひお答えいただきたいと思えます。町民の健康・文化の項で、多目的運動施設の整備はどのような施設かということでお尋ねを、お答えをいただきたいと思えます。

6番目、政策実行の4つの手順の工程表はどうなっているのか。「事業の手順や手法を検討し、順次取り組む」という約束でした。1年が経過しましたので、その工程表も示していただければというふうに思えます。

以上で質問は終わりますが、残る3つの質問は質問席にて質問をさせていただきます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願

います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。いろいろる藤井議員には述べていただきました。本当にいろんな面で町長批判、非常にすばらしい批判かなと私は思っております。感謝しております。ただ、自分よがりの感じが否めないという思いもしますけれど、これは一般質問の中身じゃないんでね、そういう面では、まあ聞き流しておきます。

それでは、藤井議員の質問にお答えいたします。

質問の1ですが、平成23年度予算と公約について、2つの質問がございます。

1つ目の質問は、「23年度予算は町長みずからの公約をどのように反映しているのか、具体的にお答えください」についてお答えいたします。私は、皆様に18の約束をいたしました。平成23年度予算に反映した重立ったものを御説明いたします。

まず、子育て・学校の部門についてであります。小学校までの医療費の無料化につきましては、22年度から実施しておりますが、23年度も継続して実施してまいります。放課後児童クラブの6年生までの受け入れにつきましては、第一小、第二小、実穀小、吉原小、君原小の5校については通年の受け入れをし、残りの阿見小、本郷小、舟島小の3校については、夏休み期間中のみの受け入れとするなど、段階的に実施してまいります。

学校施設耐震化の推進につきましては、平成22年度に阿見小、阿見中の耐震補強工事を実施したところでありますが、23年度は舟島小の体育館の耐震・補強工事、第一小の校舎及び体育館の耐震診断、朝日中の耐震補強工事の実施設計を実施し、段階的にやっていきたいと思っております。

学校ファームの導入につきましては、23年度に全小学校へ導入してまいります。

次に、産業部門であります。

道の駅構想推進につきましては、23年度は道の駅立地調査事業として1,252万1,000円を計上し、仮設の観光物産館を設置して観光客のニーズを把握するとともに、農商工業、観光業等の関係者からなる道の駅検討準備会を立ち上げ、具体的な検討に着手いたします。さらに23年度、道の駅を主管している国土交通省の国道・防災課に町職員を実務研修として派遣し、実務上でも国とのパイプを築き上げ、道の駅構想の実現を図るものであります。

観光協会の設立につきましては、今月18日に各種観光施策の推進母体となる「あみ観光協会」が設立されることになっており、23年度は臨時職員関係経費の204万5,000円を含む285万3,000円を補助金として計上しております。

次に、環境部門であります。

環境マネジメントシステムの導入につきましては388万9,000円を計上し、地球温暖化対策実

行計画と並行して、エコアクション21の認証取得に向けた環境活動を開始いたします。

次に、まちづくりであります。

上水道の全面普及につきましては、予算を拡充して計画的に実施いたします。23年度は第三次拡張事業として2億9,380万円を計上し、新設配水管路布設工事として延長8,687メートルを予定しております。

デマンド交通システムにつきましては、先月から運行開始をしているところでありますが、23年度も運行主体である阿見町地域公共交通活性化協議会への負担金として900万円を計上し、地域の公共交通の拡充を図ってまいります。その他、具体的に予算化はされていないものについても実施に向けた検討をしております。

次に、2つ目の質問であります。町長の公約の「財源確保の手順」についてお答えいたします。

2つ目の質問事項は6点ございますが、1点目から4点目までは、9月と12月の定例会で藤井議員から同様の一般質問があり、そこで答弁しておりますので、同じような答弁になるかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

それでは、1点目の入札改革はどうなっているのか、「随意契約を一般競争入札にする」との約束についてお答えいたします。これまで随意契約で行っていた契約を一般競争入札にした案件はございません。それは、随意契約自体が金額が低いものですから、そういう要因もあります。これまで1者特命随意契約であったものを指名競争入札に見直したものや、指名競争入札で行えるものを一般競争入札に見直しを図ったものがございます。また、一般競争入札の対象枠を現在の4,000万円以上の建設工事から拡大するなど、入札契約制度の改善をしております。また、IT関係ではITコーディネーターを活用し、現在町施設全体のシステムの実態把握を行っております。来年度には課題と対策を整理しますので、平成24年度からその成果があらわれてくると思います。

次に2点目の「組織をスリム化して人件費の削減」の具体的方法については、行政改革による職員削減とあわせて随時検討しているところでありますが、平成23年度は、消防本部の広域合併等について検討を進めてまいります。また、組織機構の見直し及び適正な人事評価を行い、組織の機能化、機動化を進め、人件費の抑制につなげてまいります。

3点目の「退職金の廃止」はできないということであります。「退職金の廃止は他の政策に回す」、具体的にはどうするのかについては、当町を含め退職金の場合は、茨城県内の全市町村は、茨城県市町村総合事務組合に加盟しており、常勤職員の退職金と同様に、町長退職金の支給についても共同委任をしております。町長退職金の廃止については、同事務組合の条例改正が必要であり、組合を構成する県内全市町村の同意が必要であることから、早急な条例改正

は難しい状況であります。そこで、本定例会初日に、前回の定例会でお約束したとおり、退職金相当額分を4年間の任期中に減額できるよう、現行給料月額を減額する改正条例案を上程したところであります。

4点目の「町長専用車の廃止」はできたのか、財源はどう変化したのかについては、就任当初から黒塗りの町長専用車を使用しておらず、職員が通常使用しております公用車と同様のハイブリッド車を使用しております。また、公用車が足りない場合、また、ナビゲーションシステムの使用が必要な場合等、私が使用する予定がなければ一般の職員も利用しております。

財源はどう変化したかということではありますが、以前の黒塗りの町長専用車は、公用車購入時の下取り車として、また現在使用している町長車は、先ほど申し上げましたとおりハイブリッド車で燃費もよいこと、さらに私の通勤や休日に行われる町内の催し等への出席は、基本的に自家用車を使用しておりますので、金額として算出してはおりませんが、ある程度の財政的効果はあるかと思えます。

次に5点目の町民の健康・文化で多目的運動施設の整備はどのような施設かについてお答えします。

まず、当町における多目的施設の現状であります。総合運動公園内には、野球場4面、陸上競技場、多目的広場、フットサルコート2面、テニスコート6面半がございます。その他、町民体育館、各学校施設を開放し、年間延べ24万人の方に利用されております。しかしながら、住民スポーツニーズにこたえるためには、まだまだ施設が不足している状況にあります。

健康日本一の町を目指すためにもスポーツの振興は欠かせないものであります。このことから、現在の体育施設を最大限に活用するとともに、多目的運動施設については、公共の未利用地や公園施設等を有効に利用しつつ、整備も検討してまいりたいと考えております。未利用地の利用を考えたんですが、やはりこれも財源が、非常に大きな財源が必要ということで一時断念した経緯もあります。

次に、6点目の政策実行の4つの手順の工程表はどうなっているのか。「事業の手順や手法等の検討を行い順次取り組む」と約束についての質問にお答えします。

政策実行の4つの手順については、私の公約実現に向けてホームページに掲載しておりましたものであります。

内容は、手順1、就任後、直ちに歳出予算を必要としない町長退職金廃止条例の提案などに取りかかります。

手順2、18の約束のうち、次年度に予算化する事業を選定します。

手順3、事業仕分け、外部評価制度などにより経費の削減を行い、下記に示した財源を確保します。

手順4、残りの約束を実行するため、事業の手順や手法などの検討を行い、順次取り組んでいきます、としております。

手順1については、議会の御理解を得られず否決となりましたが、町長の多選自粛条例の議会への提案をいたしました。また、窓口時間の延長として、日曜日の窓口開庁時間を半日から1日に延長いたしました。

手順2については、先ほどの1つ目の質問でお答えしたとおりであります。

手順3については、今年度事業仕分けを実施しようとしたところではありますが、議員各位の御理解を得られなかったことから、今年度の実施を見送ることとなったところでもあります。事業仕分けを含む外部評価については、議会との相互理解を図り実施したいと考えております。

また、下記に示した財源であります。財源の確保について5つございます。

1つ目の行財政と役場改革の実行として、3点目で申し上げましたが、その他に、ここ私の任期4年、副町長を置かないということでもあります。また、補助金の見直しを徹底するということでもあります。

2つ目の制度改革と入札改革による成果については、1点目で申し上げたとおりでございます。

3点目の民間活力の活用で事業費を大幅削減として、「民間でできることは民間に任せ、協働のまちづくりで経費を削減する」については、9月定例会でお答えしておりますが、事業仕分け等の手法により検討していきたいと考えております。指定管理者等による公共施設の管理運営や里親制度を活用した道路や公園の管理など、町民との協働も含めた中で検討していきたいと考えております。この町は本当にボランティアの皆さんに支えられていると、そう感じております。

4つ目の町有財産を積極的に活用として、「未利用地の活用や売却、既存施設の利用促進を積極的に行います」についても9月の定例会でお答えしておりますが、未利用地の活用や売却については、具体的にまだ申し上げる段階には至っておりませんが、今は無理でも将来的に売却可能な土地が含まれていることも考えられるため、町有財産の現状や将来計画等も踏まえ取り組んでまいりたいと考えております。

既存施設の利用促進については、来年度、うずら出張所の会議室を利用し、待機児童解消に向けた1歳・2歳児対象の二区保育所運営拡張事業を実施いたします。

5つ目の企業誘致や立地による税収の増加として、「町の企業の活性化と優良な企業の立地による雇用と税収の確保を図ります」については、皆様もご存知のとおり、来年度は雪印乳業と、それに伴い東洋科学が東部工業団地に進出してまいります。本町にとっても茨城県にとっても大変喜ばしいことであり、今後ともこのような優良企業の誘致に努めてまいります。また、

当町において既に操業している企業につきましても、積極的に企業訪問を行い情報交換等を行うことにより、阿見町に立地してよかった、この先もずっと阿見町で操業していきたいと思われるような政策を進めてまいりたいと考えております。

手順4については、18の約束のうちで既に実施済みのもの、あるいは平成23年度事業として実施するもの以外については、今回予算化されていないものの諸事業の優先性を考慮し、また事業仕分け等の外部評価等も活用しながら事業の選択を進め、必要となる財源の確保に努め、段階的に実施してまいりたいと考えております。

財源につきましては、今定例会の初日に提案いたしました一般会計補正予算にもありましてとおり、財政状況が厳しいながらも今年度は普通交付税の加算等もあり、財政調整基金に8億7,000万円の積み立てができることとなりました。このあたりの財源も活用し事業の実施を図ってまいりたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） まず、1点目の23年度の予算で、町長との公約との関係でございますが、るる10項目ぐらい予算実現してますと言うけども、これはまあ前町長からのやってることも含めましてね、天田町長だけがやったということじゃなくて、前町長がやってる施策をそのまま受け継いだという部分もありますので、特にデマンド交通なんかはもう、既に23年の3月に決まっておりましたのでね。2月に実施すると、23年の2月に実施するということで、22年のもう3月の計画に載っておりましたからね。そういうことで着々とやっていただいていることだけは認めます。で、政権が変わるとこういうことなんだなということも理解しております。確実に進めていただきたいというふうに思います。

まず、2番目のですね、町長公約の「財源確保の手順」ということがございますが、これも私、12月という、12月もやりましたけども、やっぱり同じ質問内容で同じ答えでしたが、町長は「随意契約を一般競争入札にして財源を確保する」というふうにお答えになっているわけですよ。約束しているわけですよ。それが去年もそうでしたけども、「契約額が低いから随契約が一般競争にならない」というふうに答えておりますが、契約額が低いというのは、低さちゅうか、限度ちゅうのはどれぐらいの額を言うんですか。教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。随意契約は金額で基準を設けておりまして、建設工事が130万円以下の工事、それと物品等が50万円以下ということで規定しております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） それは契約規則で定められている額ですね。150万と50万ちゅうの

は。

ではですね、私が調査した範囲では、この契約額が50万と150万、建設で150万と言いましたけども……。

〔「130万」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） 130万、ごめんなさいね。これね、去年の12月までの契約で50万円以上のやつが大体140件あるんですよ。50万円以上の額ね。それで、100万円以上が72件、1,000万円以上が5件あるんですよ。だから、これは随契ですからね。で、50万円以下というように区切ると、そうじゃないんじゃないのと。1,000万が何であるのか、500万が何であるのかという話になっちゃうわけですね。で、これはね、町長が財源確保のために競争……、随意契約が、一般競争入札にしたほうが財源確保できるというお約束ですからね。そしたら1件もないというのがおかしいんですよ。やはり財源確保として約束したのであれば、50万円以上140件、これね、全体の12月までの契約の中で30%を占めているんですよ、件数。50万円以上ちゅうのが。だから、件数にしてですよ。額はちょっと計算はしてませんが。だから、それだけの1,000万円以上が4件とか、500万円以上が17件とかちゅう、そういうものがあるのにね、何でできないんだということを私は問うているわけです。お答えください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 今議員がおっしゃった規定以上の金額で随意契約をしているものなんですけども、随意契約の基準の中で、競争入札にすることが不利と認められるものというもので幾つかございます。例えば町の、庁内のパソコン、住民情報ネットワークとか行政情報ネットワークという事務処理の機器のリースとソフトウェアのリースがございませけれども、こういったものは毎年継続して使っておりまして、毎年競争して毎年機械をがらがら、ソフトをがらがら入れ替えるわけにはいきませんので、3月31日から4月1日に変わってもですね、事務は継続して行いまして、お客さんも来られるというようなことですので、そういったものはこの辺ならこの辺という期限で決めて、毎年随意契約でやっているというようなことがございます。

そういったことで、毎年金額が多くてもですね、競争にすることが適当ではないと思われるものについては、その理由をきちんと整理をしまして、起案をして随意契約にしているということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） それならそれでね、回答をつくるものとして、契約額が低いから随意契約を一般競争入札にはできないという、その回答はまずいです。ちゃんと契約のね、この阿見町随意契約運用基準の2条に該当するから随意契約を一般競争入札にできないという、そ

ういう答え方をしないと、契約額が低くなって、全然低くないよ、1,000万円以上あるんだもん。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） ね、それは答えがまずい。ちゃんと文章を……，作文する人のほうがまずい。これは町長がまずいんじゃないくてね。

○町長（天田富司男君） いえいえ、私が書いたんですよ。

○10番（藤井孝幸君） いいですか。それと、じゃあ、契約額が低いからという問題じゃなくて2条の、運用基準の2条の方向で1,000万、ここに1,858万5,000円という中学校の国語指導助手業務がありますよね。これとか例規類集データベースの更新料——これは何も同じことを一とこでやらないでもいいんじゃないんですか、190万円。それから霞クリーンセンターの点検業務、それから施設の、霞クリーンセンターの施設の技術管理業務、1,648万5,000円、こういう高い額がいっぱいあるわけですよ。で、この2条、2条のどれに該当するかって言ったら2条の2項に、そういうところに仕事は、そういうところしかいないというような状況ではないじゃないですか、ここは。入札すればできるでしょう、ほかに企業はいっぱいあるんだから、同じ、似たような企業が。どうですか、そこは。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 幾つか今指摘がございましたけれども、それぞれ一つ一つ理由があって随意契約をやっておりますので、全部今把握しておりませんが、それぞれ理由があって、それで理由が妥当だろうと、随意契約で妥当だろうということで判断をして進めているものでございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） それであればね、1件もないと、随契から一般競争入札には1件もないという話であれば、これは町長、約束違反だからね。財源を確保するために随契を一般競争入札にするって言ってんだから。そこはどっかでこれはできないということを、適正にやっているけども、やっているができないということは、どこかで……。

○町長（天田富司男君） 議会で言ってますよ。

○10番（藤井孝幸君） いやだめですよ。ね、いいですか。だから、そういう約束違反をしちゃだめ。私は財源を確保する、その方法として随意契約を一般競争入札にするというふうに約束しているんですから、それができないわけですから。やってみたらできないということになっているんで。だから、私が言うのは、何でこの随意契約を、高いものを随意契約にするんだという、そこにはね、50万とか100万とかそういうぐらいなら私も言いませんよ。けど1,800万とか、1,000万以上が4件もあるわけ。500万以上が14件か。そういうものをちゃんと面倒くさがらずに、職員はよ。本当の意味でこの2条に該当するかどうかを検討……，私なんか見た

ら2条に該当しない項目がいっぱいありますよ。だから、そういうものをちゃんと精査して、一般競争……、財源確保をするという努力をしてほしいわけ。町長がそう言ってんだから。ね、面倒くさがらずに。今までやっているから、過去調べてみたら、過去ずっと同じ業者がずっとやってますよ、確かに。けど、そこしかできないということじゃないんですよ。

要はね、そういうことは入札っちゃうのは、権力の介入を防いだりね、無駄な予算を使ったりしないように入札をするんですから。これはちゃんと皆さん方もわかっているはずだから、面倒くさがらずに職員が努力しないと。それは約束してくださいよ。どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、私どもも町長の指示に従いまして、指名競争ができるもの、競争できるものはなるべくするようにと、できるだけするように努めております。

それで、もう既に前のお話ですけども、議会の行政改革委員会のお力添えをいただきまして、霞クリーンセンターの契約は、かなり随意契約であったものを競争入札にしたという経緯もございます。そういったことで、これからも常にチェックをしながら進めていきたいと思っております。

それと随意契約に関しましても、毎年同じ金額ということではなくてですね、1者でも見積もり合わせということで、できるだけ低い的確なぎりぎりの金額でということ、業者の方には努力をしてもらっております。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 随意契約を一般競争入札ということは、なかなか本当に計画的に難しい。これは私がこういう立場に立ってよくわかりました。ただ、入札問題は前から自分自身もこれは改革しなければならないと思っておりますし、そういう意味では職員に対しても非常に厳しいことを言っております。そういう中で、次にパソコンの問題も出てきますから、そこでもまた答えにはなると思いますが、そういう面では改革に向けてね、積極的にやっているということだけは御理解いただきたい。

そういうことで、随意契約から一般競争入札にするのはなかなか難しい。まあ指名競争入札から一般競争入札にするには、やっぱり金額を4,000万から幾らか下げていくという、そういうものもやはり今後やっていくということで先ほども答弁したとおりです。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 金額、随意契約が金額的に難しいというんじゃなくてね、金額的に難しいというんじゃなくて業務の流れとか、そういうことから難しいわけですから、金額的にじゃないんですよ。だったら、金額的に言うんだったら、1,800万とか500万以上14件全部なるわけでしょう、規則からいけば。だから、それは私もそんなに強くは望みませんよ。それはいろいろ過去のつながりもあるし、そこしかできない部分もあるでしょう。ただ、この22年

度の契約を見てますと、相当2条に該当しない部分が結構あるんじゃないかと予測はできるわけですよ。そういう部分を職員が努力をして、ちゃんと入札をするなり競争させてくださいって言ってるわけですよ。よろしくお願いします。

じゃあ、次の質問です。組織をスリム化してね、人件費を削減するという、今お答えになったみたいですが、人事評価で人件費は削減できませんよ、人事評価では。そして、町長の言われるこの約束の「組織のスリム化で削減」と言うけど、町長の行政改革にしてもすべて活字に出ている部分でもね、「スリム化」という言葉は全然出てきてないんですよ。だから、それはほかの弁で見直しとか何とか出てますけどもね。「組織をスリム化して人件費を削減」というのは、スリム化ではできないんですよ。なぜならば、町長はほら、戦略室をつくるとかね、参与をつくるとかって、これはスリム化じゃないんですよ。自分の公約を実現するために組織は大きくするようになるわけですよ。課が増える、室が増えるということですね。それはスリム化じゃないですよ。歩んできた道が組織はスリム化というけども、スリム化にはならないんで、これは人事、私が言っているのは、人事評価とか何とかでは組織はスリム化できません。効率とか何とかちゅうのはできますけども。これは約束はしてますけども、どうでしょうか。スリム化で削減できますか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 組織のスリム化と人員の削減というのは、常に行政改革の中でも取り組んでいるところでございます。昨年17年から21年までの集中改革、国の集中改革プランに従いました町の行政改革の実施計画の中で、十数名の職員も削減しているところでございます。

それと、先ほど人事評価の中で削減——給与、人件費の削減はできないというお話だったんですけども、今取り組んでおります試行の段階で、まだ正式には取り組んでおりませんが、その人事評価の中では5段階の評価をいたしまして、その中で昇給の段階を決めて、極端に悪い方は大変でも昇給はしないよというようなことも今取り組んでいるところでございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） あのね、人事評価ちゅうのは、今5段階って言ってましたよね。細かいことを言うつもりはないんですけども、人事評価ちゅうのは、総額は大体給料決まっているんですよ。その中でA・B・Cか1・2・3・4・5か知りませんが、下げる、上げるで、評価の悪い人はね。だから額は決まっているんですよ。総額を減らすためにやるわけじゃないんですよ。これ行政改革の大綱にも書いているじゃないですか。人事評価は、職員の意識改革と人材の育成のためにやるんだって書いてある。このとおりなのよ。削減にはならないのよ、削減には。そうでしょう。行政改革の大綱に書いてあるんだもん、こうやって皆さん

方が計画したやつに。だから、人事評価では削減にはなりませんということを申し添えておきます。やるんだったらやってください、ぜひ。

それとですね、次の退職金の廃止。あくびしてるね。あくびしたらだめよ、町長。退職金の……、緊張感がないんだろう。

○町長（天田富司男君） 緊張感ありますよ。

○10番（藤井孝幸君） 退職金の廃止はできなかつた。これは後でまた私、やりますけども。これね、一遍ね、退職金は私はやろうと思ったんだけども、いろんな事務組合の規約があってできない。これは、それはもう公約違反ですからね。約束違反だから、一応建前として町民に謝って、そして私はそういう約束をしたんだけどもできなかつた。だから、自分の給料を1,600万退職金分を3年で減額してやりますと。そういうことで私はいいと思うんですね。だから、やっぱり約束をしていることは退職金は廃止をやるという公約ですから、そこはやっぱりどっかでね、町長も町民に約束はしたんだけどもできませんでしたという時期が必要だと思います。で、町長、どうですか、それは。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 実際、約束をしたわけですから、それがいろんな事情の中でなかなか難しいと、法改正がやはり難しいと。それであるならば、やはり自分の給料でそれだけのものをやらしていただきたいということで、これは先ほどの質問の中でも言っておりますし、公約違反と言えど皆さんに公約違反かもわかりませんが、そういうところで皆さんに御理解をいただきたいと、そう思っております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 一応ですね、町長やっぱりけじめをつけないとね。けじめはやっぱり必要ですよ。

○町長（天田富司男君） ありがとうございます。

○10番（藤井孝幸君） それとね、町長は先ほどの質問にちょっと答えてなかつたんですけども、私の退職金を減額をして、退職金をもらわないで、そのお金はほかに回すというふうに言ってるわけですよ。全協で答えているわけですね。だから、ほかに回すんであればですよ、どこに回すかっちゃうのは先ほどお答えになってませんけども。例えば難病手当1人、難病患者ですよ、1人に3,000円月額、それを私のこの1,600万はそっちに回しますとか言ったほうがPR効果があるんじゃないですか。どっかに回してくださいよ。どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私はスポーツ振興とか、やはり音楽で町を元気にしたいって、そういうことで今年度は150万円、スポーツ振興のほうでつけております。ここ、補正等を考えな

がら、音楽で町を元気にしたい、そういうところにもお金をつけていきたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） それならそれでね、先ほど答えていただければよかったですよ。だけど、私の先ほどの質問に具体的にどの政策に回すのだからちゅう答え、質問に答えていないからね。町長のやり方はスポーツと音楽ということで、それは結構だと思います。

じゃあ、次の質問に行きます。

町長専用車の廃止、これはるる予算のほうね、ガソリン代も、エコカーを使ってるからガソリン代も節約できるんじゃないかというように、それはもうそうだと思います。ただ、私は専用車を廃止しろって言ってるわけじゃないんですよ。町長は黒塗りの車を堂々と乗ってもらったらいんですよ。阿見の町長だもん、4万7,000の。だから、それを私は廃止しろって言うつもりはないんですけども、町長が廃止するちゅうからこういう質問になったわけですよ。

で、今専用車が町長ありますよね、エコカーの。これは職員がだれもが乗っているわけじゃないでしょう。それと何ですか、専用の運転手がありますよね。これ、専用車じゃないんですか、どうですか。運転手がいるのかいないのか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 町長が車に乗って移動する場合の運転手は、専任の運転手はおります。ただ、車のほうは町長の専用ということではなくてですね、職員も必要ならば使うということによっております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 町長の車を職員が使うわけじゃないでしょうもう、そんな。簡単にそんなこと言うけども。使ったことないでしょう、そんなの。だから、専用車が廃止とは言うけども、黒が白に変わっただけなんですよ。運転手は専用の運転手がおるんだもん。で、町長がね、通勤とか何とかに専用車を使わないで自分の車ちゅうのは、私はこれは私見ですけどね、やめていただいたほうがいい。事故があつたりしたらまた町政が混乱するから。やっぱり専用で安心、安全な格好で通退勤をしてほしい。だけど、結局専用車ちゅうのはあるんですよ、エコカーであろうが。運転手もおるんだもん、専用車は。これも言えば私は約束違反じゃないかというふうに思います。

あと、政策実行の4つの手順と工程表はどうなっているかと。行政改革の大綱とかでですね、やはり、やろうとしていることはわかります。それも見えます。ただ、行政改革の大綱に、町長の公約が含まれてないのがあるんです、やっぱり。それは町長の公約と職員が一つ一つ回答、核の行政改革をつくるのに、やっぱりすり合わせをしてないからですよ。これは職員がしっかり勉強して町長の公約を守るためにあるんだからって町長が言ってるんだから、すり合わせを

しっかりやらないと。町長が使っている言葉も出ていないし、それを体系づけていくのが職員の役目ですからね。町長がいちいちずっと何もかもやるわけじゃないんで、しっかりとした文章をつくってくださいよ。

例えば何がないかって言ったら、先ほど土地の……、町長はですね、財源確保の手段として、未活用地を売却するって書いてあるんですよ。未活用地を売却。だけど、この行政改革大綱の中で、22年から25年の間にやろうとしている——町長は計画的にやると言いましたけども、22年から25年の間にやろうとする計画の中に、未活用地の売却なんて1個も出てきてないんですよ。1項も。全然出てきてないんですよ。それは職員が町長の公約をどこまで勉強してるかっていう、そこになるんですよ。町長はちゃんと未活用地の売却で財源を得るって言うてるんだから。それに行政改革……25年の間に、25年って言ったら町長の任期がちょうど終わる時期ですよ。その間に出てこないってのはおかしいんですよ。町長は約束してるんだもん。そこはどうですか。そういうのがいっぱいありますよ。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほどと随分考え方が違ってきましたね。私の言うことをね、職員がみんなやるんだというのは、それはおかしいべなって随分言ってたようだけど……。

○10番（藤井孝幸君） 違う違う。

○町長（天田富司男君） どうなんです、それ。

○10番（藤井孝幸君） 回答回答。

○町長（天田富司男君） これは何もね、行革の中で入れなくてもいいことですよ。その都度その都度出てくるものですから。行革に入れたからどうのこうのっていう問題ではない。

あと、先ほども何か言いましたが、やっぱり専用車にしても何にしてもね、車の運転手から運転だけやってるわけじゃないですよ。やっぱり秘書課の中でちゃんとした業務もやっているわけだから、そういうこともやっぱり踏まえてもらわないと困るんですよ、ね。

○議長（佐藤幸明君） 総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 行政改革大綱に入っていないという御指摘だったんですけども、これはまだ決定したものを議会の皆さんには御説明しておりませんが、途中で経過ということで御説明したかと思うんですけども、その中では公共用地や実施計画の中で、公共用地や公共施設の有効な活用ということで、これは進めますということで、25年までの計画は盛り込んでございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） だから、その有効な活用ってのはね、今あるものを売るとかっていう、そういう問題じゃないでしょう。それを含まれているって言えば含まれているんで

しょうけども、「売却をして」って書いてある、売却をして、ね。だから、そういうことで町長が言ってるところが含まれていない部分もあるということなんですね。

それとあと、先ほども言いましたけども、「スリム化」という言葉が全然出てきてない。これは枝葉末節ですからいいですけども、そういうことをしっかりと町長の約束とすり合わせをして計画をつくってほしいということで。

それともう一つはね、「中間報告」と今言いましたけども、22年度からと25年度の間隔でかい離ですよ。本来ならばこの行政改革つちゅうのは、中間報告かどうかは知りませんが、これまできれいに詳しいものが年度当初に、22年度当初に出てこないでどうするんですか。22年度終わったところに出てきてるんだもん。これは中間報告つちゅう言えばそれまでですけども、そういう計画のずさんさが出てきていると、ずさんであろうという私の思いではね、出てきているわけですよ。だから、ちゃんと整合性を図ってくださいよ、町長の言うことと。いいですね。

それで、以上、第2問は終わります。

次はパソコンです。パソコンの質問をします。

昨年6月に行われた総事業費8,900万円の小中学校のパソコンの全台数入れ替えの入札について質問いたします。これは昨年9月と12月と、私が同じような質問をいたしました。その答弁に納得できなかったために、議会として議長名でパソコン入札における真相究明の要望書を町長に出しました。で、その回答を読んでも釈然としない部分が多々あるので、再度質問をさせていただきます。

その1つに、入札までの経過対応について、130社から入札までね、パソコンで賃貸業務と保守点検と2つ分けてますけども、130社から9社を選んだ——これは賃貸業務。それから、設定保守で165社から10社選んだと。その選定の根拠、9社と10社の選定の根拠は何ですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○10番（藤井孝幸君） ちょっと待ってください。まだ続きます、まだ続きます。

〔「……再質問……」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 答弁を求めたんだから、ちょっと。

○10番（藤井孝幸君） いや、あのね、続いてんだ、まだ。

○町長（天田富司男君） 今のは再質問。

○10番（藤井孝幸君） 再質問じゃないよ。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） もう一度質問を言います。入札までのパソコンのですよ、経過と対応についてでしょう、うん。賃貸業務は有資格者名簿から、130社から9社選んだ。それから、

設定保守業務は165社から10社選んだ。その選定の根拠は何かと。

それからまだ続きます。多くの入札辞退者が出た。なぜか。

3番目に指名委員会、資格審査会の役割を果たしたのか。

それから、4番目に入札予定価格の公表について、公表の是非について。

5番目、なぜ、法令規則違反が生じたのか明確にすることという回答は、指名業者が5社以上あり、選定規定は満たしているから重大な過失ではないと回答してますね。「関係法令と照らしても不適切なのはこれだけです」、本当にこれだけですか。

6番目、だれに責任があるのか、「かかわった全員にあります」と。だれに責任があるのかという質問に対して、「かかわった全員にあります」と。職員に、関係職員に対して再度注意を促す、これは注意だけでいいのかということ。

それから、なぜこのような不適切な指名競争入札が行われたのかを、今までなかったのかという、この7つの質問です。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それではお答えいたします。小学校のパソコンの入札についてということですが、小中学校のパソコン入札に関する議会からの真相究明要望に対する回答についての質問にお答えいたします。

まず、1点目の入札までの経過及び対応についてです。賃貸借については、先ほど議員も言われましたとおり9社、設定保守業務については10社を選定した根拠ということですが、これにつきましては、過去の入札への参加者及び県内に本社・営業所を有する者の中から、実績等を考慮して選定しました。

2点目の多くの辞退者が出たのはなぜかについてであります。昨年12月の回答では、賃貸借では指名した9社中4社、設定保守業務では10社中7社が辞退したことを回答しましたが、その理由は、賃貸借については、仕様書の条件を満たせないものが3社、会社の事情によるものが1社、合わせて4社、設定保守業務については、仕様書の条件を満たせないものが4社、会社の事情によるものが3社、合わせて7社であったというものであります。

賃貸借より設定保守業務のほうが辞退者が多かった理由としては、賃貸借の落札者以外の者が、設定保守業務に関しては賃貸借との一体性を考慮したことから、設定保守業務を辞退したケースもあったのではないかと推察されます。

次に、3点目の資格審査会の役割は果たしたのか。仕様書の条件を満たさない会社が含まれてしまったという点に関しましては、審査が不十分であったと考えています。これは毎度毎度言っておりますね。今後このようなことがないように徹底してまいります。

次に、4点目の入札予定価格の公表と公表の是非についてお答えいたします。

予定価格につきましては、競争入札における公正性・競争性を確保するため、原則非公表とされているところですが、当町においては、予定価格が130万円以上の建設工事に関しましては、事前公表を行っております。

建設工事に関しましては、建設業者の積算能力が向上したということで、公表することのメリットのほうがデメリットよりも上回るとの判断からであります。公表をしているところですが、建設工事以外の案件においては、公表することによって、それ以降に行う類似の契約の予定価格が推定されやすいというデメリットも考えられることから公表はしておりません。

次に5点目の「関係法令・規則に照らして、不適切な点がこれだけなのか」であります。これは、当該入札・契約の手続過程において、法令違反があるとの指摘に対する回答部分ですが、指名業者の選定については、阿見町物品調達入札参加資格選定規程第11条に基づき行うことになっております。当該案件に関しては、この規定の一部に若干合わないところがあったというものであり、その部分が不適切であったと回答したものです。不適切なところはこれだけであります。

次に6点目の「関係職員に対し、再度注意を促したのか」の回答に対し、「注意だけか」とのことですが、注意とともに、発注担当課や資格審査会でのチェック体制を強化したところがございます。

次に7点目の「不適切な指名競争入札がこれまでになかったのか」であります。5点目で申し上げたとおり、ほかにはありません。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） これね、9社のうちに4社が資格はなし、入札資格ね。それで、10社のうちに……、えーっと何だ、賃貸業務でね、9社のうちに5社で入札をしているんですよ。4社は辞退をしているわけね。その中に、資格のないものも3社おる。1社は会社事情。それと、レンタルじゃなくて保守点検、これは10社指名して3社で入札しているんですよ。その中で4社が資格はない。それで3社が会社辞退というふうに書いてますけども、ここで問題なのは、もちろん入札をするのに、資格のないのを入れてるちゅうのは、それは競争入札にはならないじゃないですか。資格のないやつをいっぱい入れて、それで資格のある何社だけで入札するという、談合の温床になるじゃないか、そんなことしたら。そうでしょう。だから、私はそういういい加減な入札の仕方をなぜやったんだって言いたいよ。だって、10社指名して4社は資格はないで、その中の1社、私が言ったのはね、地域的に——辞退した理由ですよ、地域的に対応できないと、それはそうですよ、仕様書に故障があったら60分以内に現場に来いって書いてるんだから。そんなの水戸とかあっちのほうに言ったって来れません。SEがいな

い、システムエンジニアがいないんだら。そういうところを、物理的に来れないところを入札に入れて、そして辞退をさせてって、そんな入札はないですよ。

だから、それが不適切なのはこれだけだったと、そして注意しました、チェックをします、これからチェックを強化しますという、そういう甘い問題ではないんじゃないかって言いたいですよ。どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） この問題はね、今までの経緯を調べてみればよくわかりますよ。それこそ1社入札と同じ。私がやった時点の前、随意契約で100%近くでみんなとってますよ。そういうことをどうやって直すかっていうことで私はやったんですよ。NEC1社だけのね、会社を設定してやってたんですよ、今まで。そうじゃないんだと、同じパソコンで同じ能力があるんならいろんな会社を入れろと。それでこういう結果になったんですよ。それはこの問題に対して、それはね、誤りがあったでしょう。だけど、誤りはもう十分何回も何回も藤井さん、謝ってるんですよ。

○10番（藤井孝幸君） 謝ってないよ。

○町長（天田富司男君） やってるよ。いつも謝っているじゃない。これは申しわけない、申しわけなかったって、毎回言ってますよ。ちゃんと見てくださいよ。毎回言ってますよ。だけど、どうしたらこの問題に対して競争の原理ができるか。私のところに随契で持ってきたから、こんなね1億1,000万だ、何千万だって。こういうものはだめだと。このまま判こを押したらそのままだったでしょう、私がね。だけど、やはり同じ能力があるパソコンであるならば、富士通であろうが、そういうもので同じ規格の中でできるんなら、そういう競争をさせろと。そういう競争の中でやったからこういう状況になったんじゃないんですか。どこにそういうね、癒着があるとか何とかって、どこにそれがあるの。きちんとね、癒着だ何だって言う前に、そういうことがあるって言うんなら、きちんと出してくださいよ。私はそういうことだったら、もう自分自身を必ず戒めますし、とんでもない話です。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 町長私ね、癒着なんていう言葉使ってないよ。癒着なんてそういう大それた言葉は使ってませんよ。要は、町長がそうは言うものの、確かに多くの業者を入れると言った。

○町長（天田富司男君） 言ってるじゃない、いつも。

○10番（藤井孝幸君） だから多くの業者を入れたけども、今までやったことがないっちなうけど、川田さんのときにはなかった。で、天田町長になってからこういうことが起こった。だから、そこを何でこういうことが起こったんだちゅうことを私は知りたいわけ。癒着の話じ

やないですよ。

じゃあ、癒着の話は聞かないで、この龍ヶ崎の入札した業者ですね、町長、何か関係ありますか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 業者と関係あるとか、知っているとか知らないとか、これは知ってますよ。知ってますけど、じゃあ、それがね、競争入札でやって、私がこの人に入れろって言ったんですか。何十何%だ、何十何%でおろしている人に。大体そういうことをね、言うこと自体がおかしいんですよ。あなた本当におかしいよ。みんなこうやって一生懸命ね、職員はやっていますよ。やっぱりやることに対して誤りはね、これは正しますよ。一生懸命正すほかない。だけど、それを一生懸命みんな謝ってる。それなのに何度も何度も同じことを。それで何だかわかんないけどね、知ってますか——知ってたら何なんですか。え？ そういうね、つまらない質問ですよ、これは。おれから言わせたら。もうちょっときちんとした質問してくださいよ。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） えっと、町長の、町長のね、有力な支援者の弟がおるということは、町長、御存じですよ。知ってますよね。だから、この入札は、落札した業者じゃないですよ。入札した業者じゃないですよ。入札した業者じゃなくて、辞退をした業者は、こう言ってるんですよ。これはね、言ってるっちゅうのは私は聞いてますからね。初めから仕組まれたんではないかということも言ってる人もおるんですよ。これありきで、ね。これありきで仕組まれたんでないかという、だって私に言わせれば、5社が適切、規則にたってるから5社が指名したら入札しているから適当だって言うけど、じゃあ、何で9社も10社も指名したんだっちゅう話になるわけですよ。で、しかも資格のないやつを。資格のあるやつを10社指名して10社が入札をして、そして初めて競争入札になるんですよ。そしたらもっと安くなったかもわからないじゃないですか。だから、そこを私は言ってるわけ。

○町長（天田富司男君） 議長。

○10番（藤井孝幸君） いやいや、ちょっと待ってください。

ね、だから、そういう町長が知ってるとか、関係者がそこに入ってるとか、だから何だって開き直ってどうするんですか。町長がそういう疑惑を持たれるからそう言ってるわけ。疑惑を持たれるから、まさに持ってるから、そんな話が出てるといことなんですよ。それは町長が口に出してないかもしれませんが、そんなの。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 何だか本当に寂しい、これは討論、議論になりますけどね。

○10番（藤井孝幸君） 二度としないために。

○町長（天田富司男君） やはり何のために競争入札、それで1社でも多くね、入れて、じゃあ、何でそういう癒着とかそういうのが出てくるんですか。競争、きちんと土俵をつくった中でね、みんなが一生懸命やっている。それこそ癒着だったら100%じゃないですか、入札。今までの入札の結果、教育次長に発表させてもいいですよ。今までどうだったか。私の前の状況、これちょっと聞いてください。

○10番（藤井孝幸君） 聞いてみましょうか。

○町長（天田富司男君） 次長、ちょっと言って。きちんと言ってくれよ。

〔「昔より今のことを議論しろよ」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） 昔のことは私はどうでもいいんだけど。今、今。

○町長（天田富司男君） だったら、昔がなけりゃ今のはないよ。

〔「町長、言ってんじゃねえよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） ……まずいでしょ。

○議長（佐藤幸明君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えいたします。あの、まあ町長、そうなんですけども、現在、小中学校でスムーズにコンピュータは動いているつつうことだけは御理解願います。それで、その前にですね、結果、今まで随契で、ある程度高止まりの金額でやって、今回は落札率が、これは予定価格がわかっちゃいますけども、わかんないように言いますと60%台で落ちたっちゃうことが状況なんで、御理解お願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 町長の質問にちゃんと答えなきゃだめよ。

要は、落札率が下がったっちゃうのはそれはいいんですよ。要は、10社指名すべきところに有資格者がいなかったっていうのに問題があるって私は言ってるんですよ。それでしかもだよ、資格審査会っちゃうのがあるでしょう。

〔「そうだよ、そこ」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） その資格審査会が、資格審査会って資格を審査して認定するって書いてあるんだよ、資格審査会の役割。その資格審査会が役をなしてないからどうなんだって聞いてるんですよ、これ。どうですか、それ。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 資格審査会のほうでは、その業務に対して、その業者、指名業者が的確かどうかというのをチェックするところなんですけども、仕様書の中で、ちょっと我々

が知識が足らなかったということだと思っんですけども、パソコン等のOAの知識が足らなかったということだと思っんですけども、今問題になっているプライバシーマークとか、情報セキュリティマネジメントという話ですね、そこまでチェックが至らなかったと。Pマークはだれも気がつく人がいなかった、知識がなかったということでございます。それ以外に関しましては、チェックをしているつもりだったんですが、そういったところの知識が足らなかったということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 資格審査会の役割は、ちゃんと資格を審査して認定するって書いてある、それが気がつかなかったって言ったら、資格審査なんて役に立たないじゃない、ないでいいじゃないの、そんなの。そうでしょう。で、問題はそこの資格審査が役に立たなかったことと、要は、調べればすぐわかるものの、認定、資格を持ってないことを、指名をしたという、この2つの問題なのよ。だから二度とこういうことがないようにしっかりしてくださいよ。いいですね。

それと、時間がないから、はい回答。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 藤井議員の指摘に対しては、もうこれはごもつとも。前にも言ったとおりのごもつともですよ。だから、こういうことは二度とないように、やっぱり気を引き締めかね、綱紀粛正をやらさせていただきますので、よろしく願いいたします。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） それで、この質問の最後でね、町長は9月の議会で、この件は私にすべて責任がありますと言いましたね。どういう責任かお聞かせください。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今の資格審査に対して、こういう状況になったのは私の責任でありますということ言ってるんですよ。入札のね、結果とかそういうものは全然私には土俵はつくっただけですから、それをどうのこうのはない。ただ、こういう不祥事だ——不祥事と同じですよ、これは。やっぱりね、資格がないものをそういう形で選んで、それをまた辞退させてしまったというのは、その業者に対してもこれは失礼なことですから。それは私に責任があると。何でもやはり一番私に責任があるということなんですよ。職員じゃなくて、私が責任を持たざるを得ない状況だということですよ。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 責任があるんだったらどういう責任があるんだっちゃんことを私は

問うているんですよ。どういう責任があるんだって。口で責任がある、責任があるったってしようがないでしょう。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） だから、こういうことを二度とさせないようにやるってことですよ。

〔「当たり前だっぺよ、そんなの」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） それが責任でしょう。あと何、またやめろって言うの。そんな簡単に言わないでくださいよ。

○10番（藤井孝幸君） 言及が好きだからね。言及が。

○町長（天田富司男君） あんまり責めないでくださいよ。

〔「頑張れ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） ねえ。やっぱりもう少しね、わかるようにやってくださいよ。もう何回も謝っているじゃないですか、この件に関しては本当に申しわけないと。

○10番（藤井孝幸君） はいはい。

○町長（天田富司男君） そしたら、やっぱり3回ぐらい謝ったら許してくれるのが普通じゃないですか。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） これでね、阿見町にもね、何かこの仕事を欲しかったらおれを通せとかね、そういう人がおるっていうんで聞いたんだけども、そういう話は火のないところに煙は立つかどうか知りませんが、そういう話を聞くわけよ。だから、そういうことがないよにね、ぴしゃっと公明正大に、業者を知っていると知らないとかちゅう問題はないんですけども、そういうこと噂立てられるわけですよ。そういう公言している人がおるから、仕事欲しかったらおれを通せとかって、それはとんでもないですよ、そんなの。そういうことがないよにぜひお願いします。

次の質問します。

政治倫理条例です。昨年12月8日付の常陽新聞、茨城新聞に大きく報道されました。ある議員が政治倫理条例に違反していると。そして町長みずからが政治倫理審査会に調査請求をしました。その調査結果報告は、本年の2月3日に報告されました。この件について、1つ、町長が政治倫理条例に違反すると疑いを持ったのはいつか。どこに疑いがあったのかをお尋ねします。2つ目、政倫審への調査審査請求は、町長個人の考え方ですか、それともその情報はどこから得たのですか。3番、なぜ新聞報道に至ったのですか。4番、政倫審調査結果から町長は該当者、議会に何をなすべきかをお尋ねいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） お答えいたします。「政倫審の経過と調査結果について」の質問にお答えします。

政治倫理条例は、平成12年6月の定例議会において、議員提出議案として提出され、可決された条例であります。その第1条に、「この条例は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを深く認識し、その担い手たる町長、副町長及び教育長並びに町議会議員が町民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、町政に対する町民の信託にこたえ、あわせて町民も町政に対する正しい認識と自覚のもとに、清潔で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする」とうたわれております。この精神は、町長等及び議員が自ら襟を正し、人格と倫理観を高め、町民からの信託にこたえていこうというものであると考えております。

したがいまして、政治倫理条例の対象となる我々としては、政治倫理条例の目的達成のために、なお一層の精進をしていかなければならないと考えております。

また、今回の政治倫理審査会の調査報告書、これに対しては、やはり政治倫理委員の皆さんの、その結果に対して厳粛に受けとめなければならぬと私は思っております。「条例、また規則の改正が喫緊の課題である」との指摘もありますので、改正に向けて議員の皆さんとよく話し合っていきたいと考えております。

あと一、二点ありましたが、これは個人的な問題でありますし、ただ、政治倫理審査会に提出したのは、阿見町長——私であります。

政治倫理審査会調査報告書以外のこと、または具体的答弁は、やはり個人的な問題があるということで、それは控えさせていただきたいと思えます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 個人的な問題とは言いますけどもね、これは新聞に報道されているんですよ、いっぱいね。非常に家族、本人、傷ついているんですよ。何でね、町長ね、疑いがある時点で新聞とリークしたのか。疑いがある時点ですよ。なぜ新聞に報道したのか、それをお尋ねします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） これは12月の何日だろう……、これは記者会見だな、定例記者会見でこういう話になって、こういう問題があるという話はしました。確かにね、この問題は非常にシビアな問題であります、やはり私たちが、私が一番言ったのは、町の行政マンとして、やはりこういうことはね、決してやってはならない、道義的責任は私にあるんだよと。大きなこれはやっぱり問題であるという話をさせていただきました。そのときにも、記者の皆さんにもそう言ったと思います。これは町が出さなければこういうことは起きなかったんだということでお話ししたあれがあります。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） えっとね、この政治倫理条例では、疑いのある時点では公表しちゃならないんですよ。条例に。いいですか。政治倫理条例の第8条3項。「違反する旨のものであった場合は、その内容について町広報等に公表しなければならない」ってあるんですよ。疑いがあった場合ですよ。違反する旨のものがあった場合、違反するということを断定されたときだけ公表するんですよ。疑いのあるときなんか公表しないんですよ。それはそうでしょうよ、名誉棄損にもなるし。それはどう解釈するんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 「町民全体の奉仕者として、品位と名誉を損なうような一切の行為及びその職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと」、疑惑をもたれるという、それ時点でやっぱり倫理というのはそこにやっぱり根ざしているわけですから、第2条の1項を見てください。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） それは政治倫理の趣旨を言ってるんであってね、町長が新聞に出すという、相手のこともよく考えないで、ただ新聞に出すということは、政治倫理条例ではですよ、条例では、違反であるという事実が認められたときには公表しなさいって書いてあるんですよ。そうしないと、疑いを持たれたやつはみんなどんどんどんどん公表されたらたまったもんじゃないですよ。そして、そしてですよ、この結果が、その結果ですよ、「本事案は条例に違反した事実が存在すると明確に断定することはできない」って書いてあるじゃないですか。政治倫理条例違反でも何でもありませんよ。だから結果が、これが違反っていうんだったら公表していいんですよ。違反だったら。違反でもないのに先に公表するから家族、名誉を傷つけて、そして最終的には違反じゃなかったと。こういうことを断定されているんですよ。それはね、町長どう思うんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） いろいろ言っておりますが、政治倫理審査会というのはどういう役割なのかと。やっぱり疑惑を持たれ、実際にね、私たちの——私は自分で思ってますよ。議員のとき、この問題はどうかと。政治倫理条例の特別委員長もしましたから、そのときには2親等というような話まで出て、そのとき、やはり2親等じゃきつ過ぎるだろうと。やっぱり私たちの共通認識はね、1親等であるならば、親が議員をやってて子供は町の仕事はできないよと。個人企業も企業ですし、そういう認識のもと、私は思ってます、これは。だから、非常にその点ではね、藤井議員とは見解は違うところがあります。ただ、政治倫理審査会というものをね、この結果が出たのはやっぱり厳粛に受けとめるということです。そして、ほら、当事

者は私には何のそういうものはないと。そうですよね。議会のほうもそういうわけでしょう。

じゃあ、藤井議員、私が聞きます。じゃあ、議会でこの問題に対して、ね、どういう、当事者に対してどういう質問をしたんですか。どういうことを質問して、どういう結論に達したんですか。いろんな質問をして、やはりこういう結論になったって言うんでしょから、それをお尋ねしたいんですよ。議会ではどういう対応をしたのか。

〔「町長、お尋ねできないよ、町長は……」 「答えんなよ。答えるとまたおかしくなっ…」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君に申し上げます。この場での質問する権利はございません。

〔「これ以上は立ち入んなよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） そういうことでね、答えないでいいそうなのです。

それで、要は非常に家族も本人も傷ついている。事前にやられてね。それで疑いがなかった。その疑いがなかったということを我々は言えないのよ。公表できないのよ。新聞は一部の新聞しかないからね。それで町長はね、「私も道義的責任は免れない」というふうに言われてますよね。どうするんですか、その責任は。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） だから、そういうことですよ。私もそういうことで、今後はそういう人にはやはり町の仕事はさせないということです。道義的責任というのはそういうことですよ、ね。そうでしょう。今までそうやってね、不信がられたものをやっぱりやらないということです。そうじゃないですか。私は本当に聞きたいのはね、そんなことを言うとどんどんどんどんエスカレートしていきますよ、これ。

○10番（藤井孝幸君） 当然だよ。当たり前の話だ。

○町長（天田富司男君） じゃあ、こうなんだ、どうなんだというのを私はもっと聞きたいです。こういうことでどうなんだって。実際ね、5年間、28回やってました、ね。本当だったら入札業者になれるわけですよ。何も悪いことやってないんだから。入札、もう18年にやって、その後当の本人がだっただけの資格をやるだけの業者なんですから。そういうこととか、ね。あと、じゃあ、カレンダー二人で名前……。

○10番（藤井孝幸君） 道義的責任を教えてください。道義的責任を。

○町長（天田富司男君） だから、道義的責任はそういうことで解決をしたいということです、ね。町として。町としてよ、対応。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） それでね、道義的責任は何だって言ったけど、責任は、私はこうこうこういう責任がありますですよ。だから減給しますとか、そういうのを責任なのよ、ね。だけどそれを減給しろって言うてるわけじゃないよ。そういうのが責任なんだよ。

それともう一つ、その政倫審の調査を受けた、何て言うのか、調査を受けた職員がね、倫理条例は知ってたけども、詳しくは知らなかったと、こう言うてるのよ。これって管理責任じゃないの。道義的責任と管理責任があるんですよ。それどうですか。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。もうそれをね、政治倫理審査会でその言葉ができたとき、私も愕然としました、本当に。知らなかったというのは、本当にこれは何なんだと思いましたね。私になって、本当にね、何カ月もないですからね。そういう面ではこの条例を知らなかったというものに対しては非常に愕然とした覚えがあります。

ただ、やはり政倫審の結果をね、やはり尊重するということが、それ以外にこの問題をどうのこうの言う状況じゃないんじゃないんですか。もしも本当にね、名誉、やっぱり人としてね、本当に人の命は地球よりも重い、人の名誉もプライドも、私はそれと同等だと思いますよ。本当にそれは。そういう思いであるならば、本当に自分の名誉を回復するっていうことになれば、それはまた別のステージになってしまうということですよ。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 私が問うてるのは、ね、道義的責任は何なんだと。それから管理責任もあるんじゃないかと。何かどっかの厚生労働大臣みたいに知りませんでしたと。課長通達で年金を出すのを知りませんでしたと同じじゃないの、そんなの。それは、管理者はそんなことは言わない。すべて私の責任です。それで終わりなのよ。で、どういう責任をとりますと。これが管理者の責任、道義的と管理責任があるちゅうことだけは間違えないでくださいよ。どうですか、そこは。どのような責任ですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

〔「何度も同じことを繰り返す……」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） どうもありがとうございます。

だから、何かあれば町でね、町の中で何かあれば私の責任になるっていうことは、もう前々から言ってるじゃないですか。

○10番（藤井孝幸君） 当たり前じゃないの、そんなもん。

○町長（天田富司男君） だから、その責任のとり方は、それはね、自分がやることで、あなたに答えることでもありません。

○10番（藤井孝幸君） あら。

○町長（天田富司男君） それはもう十分です。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 自分のやることで、私が問うてるんですよ、どういう責任があるんですかって。「あなたに答えることはない」ってそれはおかしいよ。

○町長（天田富司男君） だから責任はありますって。

○10番（藤井孝幸君） だから責任をとりなさいって言ってるんですよ。まあ、いいや。とにかくそういう責任がある。で、私がどういう責任があるということは言わないから、ね、それは逃げですよ、逃げ。しっかりとした責任があるちゅうことを認めてるんだから、ね。

それと次、時間もないので次の質問に移ります。

町職員が酒気帯び運転事案についての質問をいたします。昨年12月に3名の職員が酒気帯び運転で警察に切符を切られました。関係職員の懲戒処分の内容についてどのような処分があったのかを教えてください。それぞれ3名の懲戒処分の根拠は何ですか。それで管理者の責任はどうなっているのですか。再発防止にどのような処置を講じたのですか。この4点について伺います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 職員の飲酒運転事案についてのご質問にお答えします。

まず、「関係職員の懲戒処分の根拠は」についてですが、酒気帯び運転を行った職員は、2月1日付で停職6カ月の懲戒処分としました。同行為は、道路交通法第65条第1項の酒気帯び運転の禁止及び地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に違反する行為であり、同法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当するため処分したものであります。

同乗した職員二人に対しては、同じく2月1日付で、給料月額10分の1、それぞれ6カ月及び3カ月、減給とする懲戒処分としました。同行為は地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に違反する行為であり、同法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当するため処分したものであります。

次に「管理者の責任はどうなっているのか」とのことですが、これについて、担当課長を文書による厳重注意、担当部長を口頭による厳重注意といたしました。

次に「再発防止、どのような処置・対策を講じたか」ですが、これについては、2月1日に総務部長名で綱紀肅正を全職員に通知するとともに、全職員から誓約書を徴取いたしました。今後は、職員一人ひとりが公務員として自覚と法令等の遵守の徹底を図り、再発防止に努め、町民の信頼を取り戻す所存でございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 懲罰委員会で停職6カ月と3カ月減給ちゅうことになったことを今

ちょっと聞きましたけども、町の交通事故等に関する処分の基準には何て書いてあるんですかね。酒気帯び運転は。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。お答えする前に、今回の事案につきましては、私の部のほうの職員でありまして、私も管理責任で処分の対象になりました。信用失墜行為ということで、町民の皆様信頼を裏切る行為をしてしまったことに対しまして、私のほうからもお詫びを申し上げます。

それで、お尋ねの件でございます。阿見町職員の交通事故等に係る懲戒処分の基準の中で3条でございます。酒気帯び運転は、職員が酒気帯び運転をしたときは免職とするということで規定がございます。

〔「免職だ」「免職だっぺよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 明確にね、懲戒処分の基準で免職になっている。そして、同乗者は何て書いてありますか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 同乗者の規定がはっきり明記はしていないんですけども、読み取れるのはですね、9条の当事者以外の処分ということで、事故を起こした職員以外の職員が3条から——今の3条ですね、7条までの規定に該当する行為について幫助し、または黙認したときは、当該職員に対し、当事者に対する処分と同じ処分をするということで、これは規定してあります。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） そうなのよ。それでね、懲戒処分の基準がこうやって免職になっているのよ。飲酒運転、酒気帯び運転ね。それと同乗している者。これは幫助罪でちゃんと当事者に対する処分と同じ免職とすると、こういうふうに。免職なのよ。そこが、町長がそのまま懲戒処分権者ですからね、この基準を適用しなかった理由を教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。この処分と検討したところって言いますか、検討したのは、職員分限懲戒処分等審査委員会というのがございまして、そこで検討いたしました。

その中で、3条に規定はあるんですけども、8条に加重減免ということで、3条から前条7条までの規定による懲戒処分等については、次に掲げる事項を勘案して加重又は減免することができる。いろいろ事故の発生状況とか、さまざまなことを勘案しながら処分を決めるとい

う決まりがありまして、その中でいろいろ議論がありましたけれども、その加重減免を照らしてこの処分になったということでございます。細かいところはですね……。

〔「裁判例もあるんだからちゃんと説明しろよ」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（坪田匡弘君） ええ、そういうのもあるんです。

〔「それを言えばいいんだよ」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（坪田匡弘君） 処分の内容は、懲戒事由に該当すると認めらるる行為の原因、動機、性質、対応、結果、影響等のほか、被処分者の当該行為の前後における態度、懲戒処分の処分歴、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等、広範な事情を総合的に考慮して決定したものということでございます。具体的には事案の重大さ、町の処分基準、本人の処分歴、勤務成績等を考慮して減免したということでございます。

それと弁護士、顧問の弁護士さんにも相談したんですけども、今こういった事項、酒気帯びで免職になる事案が発生したときは、裁判になりまして、それで免職にした町のほうが、公共団体のほうが負けているということも参考にさせていただいています。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） あのね、基準があってないというような、そういう処分の仕方って、極めて行政としてはまずいんですよ。明らかに免職となっているのにもかかわらず、いろんな加重減免という理由があるから減免をした、判例もそうなっているから、弁護士が言ったという、これはね、町のとる姿勢じゃないのよ。町としては、基準のとおり処分、そして裁判をします。当然裁判にはね、判例は負けているんですよ。厳しく対応して、判例に負けたら、裁判で負けたらわかりましたと、それで職場復帰させる。これが一番正しいやり方なんですよ。それを初めから、裁判に負けるから加重減免しましたとか、そういう理由は通らないのよ。ちゃんとした毅然とした態度を町がとらないと職員が、私もその可能性は十分あります、よく酒を飲みますから。可能性は十分ありますよ。だけど、そういうぴしゃっとした処分を町がとらないと、これから職員の処分はできませんよ、全然。

私は首にしろっていうことを奨励しているわけじゃないんですよ。この基準どおりになぜやらないんだと。だって報告もしていないじゃないですか、これ、見つかったときに。去年の暮れにやって見つかったのは、外部からのどうなったのという質問からじゃないですか。報告義務も怠っているでしょう。どこに加重減免の余地があるんですか。だから、身内に甘いような処分をすると、だんだんだんだん深みに入るんですよ。だから、基準どおりにやらないと、これから処分できない。だから裁判でも何でもしろ、おまえは免職だというのが町の正しいやり方だと思うんですが、町長どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 先ほどの分限懲戒処分審査委員会では、今藤井さん言われたような意見も、強硬な意見も出ました。けども、ほかの意見も出ました。

処分された職員、例えば免職になったと。それで裁判を起こしたと。2年も3年もかかっていますね、裁判の経過が出て復職になりましたとなった場合に、果たして復職がきちんとできるかどうかと。そちらのほうの職員のことも考えなければいけないというようなこともございました。

それと、町がいろんな事例、弁護士さんの御意見も伺って、既に裁判をやると負けるとわかっている。そういったものをわかっていながら、職員のことも考慮しながら厳しい処分をやるのかというような意見もございました。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） これね、裁判に負けるから処分はやめたっていう、それはね、その発想が大体甘いよ。だって基準がないと一緒じゃない、そしたら。処分基準があるんだもん、ね。基準があるのに、基準どおりにやらなくて、裁判に負けるから、判例がそうなっているから柔らかくしましたって、そんな論理は通用しないよ。だったら、基準変えればいいじゃないですか、基準を。町長どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今部長が言ったとおりね、そういう分限基準があって、それであるならばね、もう酒飲みをやってつかまったらもう免職だと、そういう基準にする以外にないんじゃないですか。

○10番（藤井孝幸君） なってる、今なってる。

○町長（天田富司男君） いやいや、そうすると、またそれだけじゃなくて、そういうね、また助けられるような文言がそっちに載っているわけだから、そういうものをなしにしてそれだけにしなければ、だってきちんとしたことはできないんじゃないですか。そういうものもあるんですから。ただやめさせればいいという時代でもないとおれは思うんですよ。

○10番（藤井孝幸君） それはわかる。

○町長（天田富司男君） やっぱね、罪は憎んで人は憎まずってこともあるじゃないですか。余りそんなにいきり立たないで。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 町長がそういうことでね、助ける方法があるって、それは当たり前の話で、一人ちょっとした過失でね、過失で人の一生を終わるようなことをしちゃだめですよ。それは私もよくわかります。情状酌量の余地もあるし。だけど、酒気帯びちゅうのは、だって現行犯だよ、現行犯、確信犯ですよ。過失もへったくりもないんですよ、これ。ちゃんと飲み

屋からつけられて、役場の駐車場でつかまってるんだから。それを何、情状酌量の余地ある？あるわけないでしょう、そんなの。そういう基準にありながら処分をしない、軽くするということが、そのものが役場の体質を問われるわけですよ。一応厳しく処分をして、そして裁判になったときにはああそうかと言って快く迎え入れてやる。これはね、もうしようがない、裁判に負けるんだから、負けたんだから。これはしようがないですよ。だけど基準を曲げて、基準を曲げて将来負けるであろうからって、そんな処分の仕方はないよ。だったらこれ基準変えなさいよ。基準をね。どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） この基準をつくったときの経緯というのは市町村ですか、地方公共団体、公務員の事故が大変多かったときに、ほとんどの市町村でこういった厳しい基準をつくったという経緯があるかと思えます。その後、先ほど申し上げましたとおり、裁判になって、それはだめだと、覆されるというようなこともありましたので、そういった状況を見ながらこの基準を見直しておけばよかったと、今結果論になりますけども、そういうふうに考えております。ですので、この基準に関してはこれから見直しをしていくという考えであります。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 私もね、首にすることだけが本旨じゃないんですよ。ただね、基準に照らしてやらないと、次が非常にやりにくくなるということなんです。そのための規則ですから。そうでしょう。規則をないがしろにした処分というのは、規則なんか無いに等しいんですよ。先ほど町長、将来を奪うことはないと言いましたけども、同じ町が出資している法人で停職になっているのに、情状酌量の余地があるのに解雇している現実があるんですよ。それと今のは町長、矛盾するんですかね。これはどこかでまた私も町長の真意を聞きたいんでね、この場でそれを言うかどうかちゅうのは私も悩みましたけども。

町長の言うことが、将来を奪っちゃいかんと、だけど役場の規則では免職になっているのに停職6カ月で、情状酌量の余地があるって役場の規則に準じると言って、交通事故は6カ月の停職となっているのに、解雇という、矛盾しているんですよ。そういう結果、あるんでね、これは質問をするわけじゃないんだけど、そういう町長の言い方が矛盾をしているということなんです。役場の人間は免職になっているのに停職にして、そしてよその法人は停職6カ月になっているのに解雇なんて、そういう不公平なことはないでしょう。

だから、要は、質問はこれで終わりなんですけども、町長そのものもね、一生懸命やっていること、これも認めます。職員もやっていることも認めますよ。それは認めますけども、やはりやることについては、すべての業務は、これは法治国家だから規則にのっとって、規則に違反することがないようにしっかりとやっていただきたい。そして町長がその中で自分でやるこ

とは、約束したことはできないならできない、ごめんなさいと、しかし私はこうしますという意思をどこかであらわしてほしいと、こういうふうに思いますし、職員もちゃんと規則にのっとしてしっかりと仕事をやってください、ね。いいかげんな、5社が、入札なんかっているのは、ああいうのは最たるものですよ。10社も指名して半分も入札しないで、それが競争入札ってなんか言えるわけないでしょうもう。そんなことを平気でやって適切だったという、心理が私はわからない。もう少し真剣に考えてほしいことを要望しまして終わります。

○議長（佐藤幸明君） これで、10番藤井孝幸君の質問を終わります。

それではここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時からといたします。

午前11時50分休憩

午後1時00分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番平岡博君の一般質問を行います。

2番平岡博君の質問を許します。登壇願います。

〔2番平岡博君登壇〕

○2番（平岡博君） それでは、通告に従いまして、3月定例会における質問をさせていただきます。

質問のテーマは耕作放棄地の解消であります。御承知のように私は農業で生計を立てておる者です。稲作農家であり、島津地区では、営農組合の組合長を務めさせていただいております。その立場から、戸別補償対策やTPPとかの問題にいろいろ言いたいことはあるのですが、町や町長に解決してもらおう問題でもなさそうですので、とにかく阿見町で今困っている地域の問題、そして町政の果たす役割の大きな問題を取り上げたいと、1年生議員なりに真剣に考えたところです。耕作放棄地の問題が出てきました。この問題については、私自身、今日まで取り組んできた実績もありますので、本日改めて質問させていただこうとした次第であります。

さて、平成17年度の茨城県の耕作放棄地は約2万ヘクタール、平成7年から10年間で約2倍になっていて、何と全国都道府県中2番目の広さだったそうです。大体県平均で17.3%が耕作放棄地になっているということですが、驚くべきことに阿見町では約28%もあり、県南では最も高い耕作放棄地率でした。せっかくの農地の約3割近くが耕されることもなく、荒れるに任せている。これはもはや危機的状況と言えるほどです。耕作放棄地の解消と申しましたが、まずは、耕作放棄地の拡大に歯止めをかけることから始めるのが急務というべきでしょう。この辺、町の最新のデータというか、調査がありましたら教えてください。耕作放棄地の拡大に歯止めがかかっているのか、実際はもっとひどいことになっているんじゃないか、大変危惧して

いるところであります。

実はさきの調査の行われた平成20年度に、同僚の柴原議員がこの問題について質問されております。柴原議員はやはり町の対策を問いただしているのですが、当時の川田町長が答弁で、私たち島津営農組合の南高梅の栽培を取り組みの事例の1つとして紹介しているので、議員になって初めて知りました。

御存じかと思いますが、島津地区営農組合は十四、五人の組合員で南高梅の栽培をしております。約10年前、耕作放棄地対策として始めたのもたしかです。町の御支援もあって、南高梅は今全部で750本ほどになって、ちょっとした花の見ごろを迎えています。梅は茨城県の木だそうですけど、偕楽園あたりの梅と違って南高梅はふっくらとした実をつけて、梅酒や梅干しにするのには最適です。毎年6月には、収穫体験のお客さんらと一緒に収穫をするなどして販売をしていますが、大変な好評をいただいています。

梅林とはいえ、荒れた耕作放棄地をこのような収穫可能な農地に戻すには、大変苦勞が、労力が要りました。さらにいい梅の実をつくるためには、特に枝の剪定、消毒、多大な手間暇をかける必要がありました。それでもできてしまえば苦勞は忘れ、支えてくれた周囲の皆さんへの感謝と充実感があるのは確かです。少なくともあの土地がもう耕作放棄地に戻ることはない、そういう手ごたえを感じています。そうした取り組みをしながら耕作放棄地が約3割という阿見町の農村風景を日ごろ見るにつけ、私たちの経験を何とか町のために役立たせたいと、もっと取り組み自体を充実させたいという思いが募っています。

私たちの活動について言えば、町の農業振興課には、支援や情報の面で、さまざまな支援をいただきましたが、この先もう一步を目指すならば、農政以外の支援も必要かなと思いはじめています。つまり、私たちのつくるのが南高梅である以上、幾らいいものをつくってもそのまま、阿見町の名物、名産とはなりません。やはり和歌山にはかないません。ですから、梅干しや梅酒、その他の加工をして地域のブランド名をつけて販売する。そうした次の一步を踏み出さないと阿見町の自信作、自慢の品とはならないのです。これが「6次産業化」だと思います。一次産品と違う付加価値もあり、農家の主婦の副業になったり、定年で地域に戻った人たちの就業の場も提供できるメリットもあります。しかしながら、今の農家の組合は、新たな投資のリスクを抱えられないのも確かで、次の一步がなかなか踏み出せません。普段の米づくりの作業に影響の少ない作物として梅を選びましたが、この2品目の栽培、管理、農家は手いっぱいとなり、新商品の開発や技術の習得、まして市場開拓などは到底無理な話です。こうした農政の枠を超えたところまで支援する総合的な取り組みこそ、私たちが行政に期待するものです。

耕作放棄地の拡大に歯止めをかけ、その解消に向かうことも同じで、やはり総合的な対策が必要になると思います。農政の枠でメニューを流してよこしてくる国・県。耕作放棄地対策と

は別の枠組みで耕作放棄地の拡大に歯止めをかけ、その解消に向かう総合的かつ緊急的な対策を町独自にメニューがプログラムできないかと私は提案をしたいのです。

例えば私、個人的には食育や環境教育などで子供たちに農業に接点をもたらすプログラムができたらいいと考えたりもします。一方に6次産業があつて、もう一方には教育がある、こうした多岐にわたるプログラムが農地の利用価値を高めるはずです。ですから、農業振興課以外、商工観光課にももとより、企画財政課、町民活動推進課あたりが連携して、農地の活用に役立つようなメニューを選び、整理・体系化します。その上で農地所有者のニーズを引き出しながら、土地利用計画や雇用情報、制度資金の情報なども織り込んで、耕作放棄地対策に効果的な事業プログラムをメニュー化できないか、そんなイメージの提案です。この体系がされたメニュー、プログラムを農家やJA、地区組合、あるいは周辺企業に提示することで、その関心を引き出し、さまざまに利用してもらい、これが町独自の総合的かつ緊急的な耕作放棄地対策になるはずだと思いますが、町長のお考えはいかがでしょう。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 平岡議員の質問にお答えします。今の一般質問、非常に真摯な気持ちで聞かせていただきました。いろんな思いがこもった一般質問であります。心して答弁しなければ、そういう緊張感を持っております。

かつて農業は、私たちの生活にしっかりと根づき、食料の供給、環境の保全、そして労働の場の提供など、さまざまな面で社会に対して重要な役割を担ってきました。しかし、近年は耕作が行なわれなくなった農地、いわゆる耕作放棄地が増え、このままではさらに増加すると見られております。この耕作放棄地の発生の要因は、農業従事者の主力を担っていた世代の高齢化や、規模縮小や離農が進み、農地を受ける担い手がなくなっている状況下で、土地条件が悪い農地を中心に耕作放棄地が増大しております。そこでまず、当町の耕作放棄地の現状について御説明いたします。

平成20年度の耕作放棄地全体調査結果から、市街化調整区域内には、畑369.6ヘクタール、田んぼ12.5ヘクタール、計382.1ヘクタールもの耕作放棄地があり、これは、町内農地面積の15.1%に相当し、町内全域にわたり分布していることが確認されました。この結果を踏まえ、当町においても耕作放棄地の再生利用に向けた取り組みを行なっており、この再生作業に係る事業費の財源につきましては、国交付金、県補助金に、町独自で創設した「阿見町耕作放棄地再生利用緊急対策補助金」を上乗せして事業の推進を図っているところであります。

平成21年度は、平岡議員が中心となり南高梅の栽培に取り組んでいる島津地区営農実践組合

が、現存の梅林の隣接地に1.15ヘクタールの再生作業に取り組んでいただいております。灌木やシノが繁茂し、つるも作業を阻害するという非常に悪条件の中で、見違えるような農地に再生され、土壌改良を行なった後、南高梅を定植する計画で、さらに梅干しなど梅の加工品にも取り組む意向があり、現在、町や県担当者も交え、構想協議中と伺っております。

平成22年度は、上条地内の「のらっくす農園」が、新規作物であるエゴマの栽培に取り組む実証圃場として0.97ヘクタールを再生するほか、町内6箇所ですべて約4ヘクタールの耕作放棄地で担い手が再生作業に取り組んでいるところであります。また、当町の特色的な取り組みといたしましては、レンコンを生産する若い担い手が規模拡大のために、耕作放棄された水田をレンコン田に再生する取り組みが増えているところであります。後継者育成やレンコンの産地化に向け、積極的に支援をしてまいりたいと思っております。

そこで、1点目の「耕作放棄地の拡大には歯止めがかかったのか、最新調査による現状把握と課題認識」についてお答えいたします。

耕作放棄地対策は、耕作放棄された農地を再生することに主眼が置かれていますが、現在耕作されている優良な農地を貸し借り等を推進し、継続して営農を続けることのほうが効率的であると考えます。町農業委員会では、利用権の設定を推進し、農地の貸し借りに対して農地流動化補助金の助成を行っており、平成22年度は237筆、約46ヘクタールの設定がありました。利用権の設定は、耕作放棄地化を未然に防止する意味で大変意義のある取り組みでありますので引き続き拡大、推進に努めてまいります。また、毎年、農地の利用状況調査を行うことにより、現状の把握及び対策に努めているところであります。

2点目の「6次産品化の推進など、耕作放棄地対策につながる総合的緊急的な対策プログラムの提示は可能か」についてお答えいたします。

現在、町では道の駅構想も計画していく中で、町特産の農産物や農産物等を加工し、特色のある商品を創出する必要があります。これからの農業者は、原材料供給者としてだけでなく、みずから、また連携して加工、販売等に取り組む経営の多角化を進め、そこから生じる付加価値を農業経営の中に取り込むことにより、個々の農業経営の所得向上を図るとともに、地域の雇用の創出等を生むことにより、地域全体の所得向上や地域の活性化につながることを期待されます。

平岡議員が御提案の梅の加工品を初めとして、干しいも、ヤーコンやレンコンを使った加工品などについて町も研究し提案いたしますが、新たな発想で農産物加工に取り組む意向がありましたら、農業の枠にとらわれず積極的な支援を行ない、地域ブランドを創出してまいります。

耕作放棄地対策を含めた農業に関する諸問題を解決するため、新年度から現在の体制である

農業振興課から農業委員会を分離独立させ、農業振興課内には耕作放棄地対策係を新設し、現存する農業関連の各種協議会を再編し、「農業再生プロジェクト100」を立ち上げ、町独自の農業政策を推進していきたいと考えております。今回の平岡議員の質問によって、また押されたような感じがします。今後やはり農業政策にお金をかけていくという、これはやはり町にとっても大事な政策になると思います。まあ、期待してもらいたいなど、そういう思いをしています。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤幸明君） 2番平岡博君。

○2番（平岡博君） 御丁寧な答弁、ありがとうございました。

それで、先ほどですね、利用権の設定というふうなことを町長のほうの答弁の中にございましたが、利用権の設定のただいまの利用状況ですね、阿見町でどのくらい使っているかというふうなこと、先ほど46%というふうな数字が出てきましたよね。

○町長（天田富司男君） ヘクタール、46ヘクタール。

○2番（平岡博君） ああ、ヘクタールね。ごめんなさい。

○町長（天田富司男君） 237筆で46ヘクタール。

○2番（平岡博君） はい。そのうち、要するに利用権の設定というのはどういうふうな感覚のあれなんですかね。その辺のとこと、農地法とは一応法律は別なんですか、これは。その辺のところを質問していきたいと思います。それと、続きでいいですか。

〔「1点ずつで大丈夫」と呼ぶ者あり〕

○2番（平岡博君） 1点ですね。じゃあ、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） それでは、お答えいたします。

まずですね、利用権設定とは何ぞやということであります。この利用権設定につきましては、国のですね、農業経営基盤強化促進法に基づくものでありまして、町の農業委員会が決定をしまして、それを町が公告、公に告示をするということで、借り主、それから貸し主、契約を結ぶものであります。

本来、農地を貸借する場合には、農地法の許可が必要となってまいります。ただ、この利用権を設定することによりまして、農地法の許可が不要となります。そうしたことで簡単な申し込みで農地の貸し借りを行うことができるというような制度でございます。この利用権設定がされた場合に対しまして、町としましては、平成8年から農地流動化補助金という助成をここで行っております。ちなみに参考までに、助成額としましては、認定農業者が3年以上の権利設定をした場合、借り主、それから貸し主とも年間1反歩10アール当たり2,000円。それから、その他の農業者も設定した場合は、年間10アール当たり1,000円の補助を行っております。

続きまして、2点目の設定状況は、実績ということになりますけども、今年度、今現在のところですね、240筆の約46ヘクタール設定がございました。それで、その内訳としまして、新規設定が119筆の22ヘクタール、それと再設定が118筆の24ヘクタールとなっております。ちなみに昨年度、21年度につきましては、141筆26ヘクタールの実績がございました。昨年度と比較しまして本年度は途中ですけども、約20ヘクタールが増加したということになっております。いずれにしても利用権の設定によりヘクタールが増えたと、増加したということは、耕作放棄地の解消まではいかななくても、耕作放棄地の歯止めにはなっているのではなかろうかということでもあります。

以上です。よろしいですか。

○議長（佐藤幸明君） 2番平岡博君。

○2番（平岡博君） ありがとうございます。もっともっとPRをしてですね、より進めていただきたく思いますのでよろしくお願いします。

続きましてですね、町内での耕作放棄地の地区別にはですね、どの辺の地域が多いのか。その理由とかを教えてくださいたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） お答えいたします。町長の答弁にもありましており、耕作放棄地については阿見町だけではなく、全国どの自治体でも大変な大きい問題になっていると。先ほど質問にもありましたが、茨城県が全国でも2位と。そのうち県南地域が特に多いということで、阿見町は9番目という形になっております。地区別というのは朝日とか阿見とかって数字で。

○2番（平岡博君） そうですね。

○生活産業部長（川村忠男君） 行政区ごとのですか。

○2番（平岡博君） はい。

○生活産業部長（川村忠男君） 地区別、朝日とか阿見とかでよろしいですか。

○2番（平岡博君） そうです。はい。

○生活産業部長（川村忠男君） 地区別にはですね、阿見地区が約56ヘクタール、朝日地区は152ヘクタール、君原地区が122ヘクタール、舟島地区が53ヘクタールということになっております。地区別に言いますと、朝日地区が一番ですかね。それから、君原地区ということですが。これはあくまでも面積の、面積割合です。それから、農地面積に対しての割合につきましては、阿見地区が9.6%、それから、朝日地区につきましては約17%、君原地区が16%、舟島地区については面積の17%ということで、面積的には舟島地区が一番多いということになります。

〔「舟島が一番多い」「平岡さん」「質問している人の……」と呼ぶ者あり〕

○生活産業部長（川村忠男君） 以上でよろしいですか。以上となります。

○議長（佐藤幸明君） 2番平岡博君。

○2番（平岡博君） ありがとうございます。何か自分でぼろを出しちゃったみたいで、これから気合いを入れてやらしていただきたいと思います。

続きましてですね、道の駅構想が先ほど町長のほうからちょこっとありましたので、それについて質問したいと思いますが、せんだって前回のときにですね、久保谷充議員が質問出しましたが、道の駅構想のその後の進捗状況ですね。私の調べたところ、ちまたの話ですが、各市・村のほうでも計画があると聞いてますんで、市のほうの野菜を直売するというふうなところなんですけど、こういうふうなことは、そしたらこの地域、稲敷台地ではまだ道の駅というのはないと思いますので、町長が先ほど答弁で、藤井さんの質問の答弁で23年度には1,250万の予算をつけて試験的にやってみたいというふうなことなんですけど、この道の駅構想は早急にやっぱり進めていただきたいと思うんです。なぜならば、やっぱりそういう野菜の直売場等々が周りにいっぱいできますと、なかなか地域でまとめるというふうなことができないと思うんですよ。ですから、その辺のところを強くお願いして進めていただきたいというふうなことで、どのようにこれから進めるのか、その辺のところをちょっとお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども藤井議員の話もさせていただきましたけど、やはり早急にやりたいというのは、もう県のほうにですね、やっぱり道路局のほうに町からも職員を派遣したりしますし、今実験もやるということで、やはり早くやりたいと私は思っております。

しかし、その点においてはね、検討準備会とか何かでやっぱりソフトの面、そういうものをやっぱりきちんとね、やっていかないと。ただ、つくりました、中身は何もありませんではだめなんでね、そういう面ではその準備会の中にやはりそういう専門家、やはりバイヤーとかね、そういうただ単に物をつくるだけの人ばかりじゃなくて、そこにはやっぱりいろんな人を入れて発想を豊かにしていただいてね、それでそういう形で積極的に進めていきたいなと思います。

それにはやっぱりまだすぐにとってわけにはいかないんでね、時間がやっぱり必要ですよ。私の最後の年になかなか難しいと思うんですよ、そういう面ではね。次の年あたりにはやりたいなという思いは私がやるわけじゃない、やらないかわからないんですけど、そういう思いはしてます。何とか改選の後あたりの年代になってくるんじゃないかなと。あと4年後ぐらいの形の中で何とかつくり上げていきたい、幾ら長くても。そういう思いはしております。

○議長（佐藤幸明君） 2番平岡博君。

○2番（平岡博君） それでは、できれば町長が在任期間中にですね、よろしくお願いして、

次の質問させていただきます。

農業再生プロジェクトっていうのを先ほど100、ございましたよね。これの具体的な内容についてちょっと、時期的なことも含めてお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） これはずっと私自身が町長になってから温めてきた企画で、何とかこれを緒につけたい。それは道の駅構想にもつながるし、地産地消にもつなげていきたいと思ってるんですよ。

それは、やはり今農業のいろんな協会だ何だがあります。これをスクラップしてね、やはり「農業再生プロジェクト100」という、今まで耕作放棄地もあるでしょう。しかし、やはり一番大事な今は今から失われつつある農地、優良な農地をどうやって使っていくかということ、あと担い手等の育成をどうしていくか。今、特に長男の人とか、そういうのがやはりUターン減少で結構来ているんですよ。そういう人たちを巻き込んだり、やはりJAとかそういう人たちも巻き込んでいく。平岡さんもそういう形の中で今やっていただいていますし、「のらっくす」とか。やはり、今現実に現場で一生懸命やっている人たちにアイデアをいただきながら、やはり積極的に進めていきたいとそう思ってるんです。

それはやっぱり現場主義で、やはりただね、机上でね、議論ばかりしていたんではだめなんですよ。だからそのためには、やっぱりある程度頻繁な形でこのプロジェクト100をね、立ち上げて、頻繁に皆さんに審議していただき、それを実りあるものならすぐ、やはり実行に移していくと、そういう面でのやっぱり予算づけということも、やっぱり町では考えなければならぬのかなと、そう思っております。

○議長（佐藤幸明君） 2番平岡博君。

○2番（平岡博君） それでは、ありがとうございます。その辺のところをですね、もう少し私どものほうも協力してですね、やりたいと思います。全般的な質問で、まとまりのない質問になっちゃったかもしれないですが、この辺で終わりにしますけども、最後に私、天田町長にお願いが1つありまして、よろしいですか。

○町長（天田富司男君） はい。

○2番（平岡博君） じゃあ、「町長」ということで、私一応作文を書いてきました。町長の前に人としてですね、人間として判断、是々非々の世界ですが、非の場合はですね、素直に認めていただき、正せばいいのだと思います。大所高所に立って阿見町の代表でありますので、自分を、自身を叱咤激励してですね、熟慮断行し、ぶれることなく阿見町のため、町民のため、王道を進んでいただくようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで、2番平岡博君の質問を終わります。

次に、9番浅野栄子君の一般質問を行います。

9番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

〔9番浅野栄子君登壇〕

○9番（浅野栄子君） 皆様、こんにちは。通告に従いまして、1点目、早急な水道普及率の向上について、2点目、路上駐車解消についてを質問させていただきます。

初めに、1点目の早急な水道普及率の向上を図っていただくための質問です。現在の水道普及率ですが、平成20年3月時点では全国平均97.4%です。東京、大阪、沖縄は100%、続いて神奈川、兵庫、愛知が99.8%と続いております。茨城県は91.7%で全国44位です。21年3月においては92%となって43位となりましたが、47都道府県中43位では低過ぎます。それに対して阿見町は80.6%、全国43位の県レベルより10ポイントも下回っている状態であります。まさに「どぎゃんかせんといかん」という状態なのであります。

平成17年12月の議会において、阿見町の水道整備計画についてを質問をいたしました。その年の3月に香澄の里、追原の工業団地に水道事務所、浄水場が開設され、町の上水道事業の拡張が実現すると大きな期待を持ったからです。しかし、なかなか期待どおりにはいかないものであります。

安全で安心して飲める水の供給は、大げさに言うと生命にもかかわり、生活と密着しているものでありますので、重大な問題という認識をしなければなりません。市街地で水道水を当然のごとく飲んでいる人々にとっては話題になることはありません。同じ町に住み、同じように生活をしているにもかかわらず、話題にされることのない地域があるという、この問題こそ大問題なのであります。

水道水が飲めない、つまり水道未整備地区は、井戸水が飲料水です。この井戸水、正式に言うと、飲用井戸と言うそうですが、飲用井戸は地下の水脈から吸い上げて飲んでいるわけですから、地下水の水質が適切かどうか、適切なものかどうかの問題となるわけです。昔から飲用井戸だったので気にせず飲んでいましたが、町で生活していた若い人たちが同居するようになって、エコキュートを入れたらだめになってしまった、ポットの中にこびりつくものがある、臭気がすると水に対して敏感に反応し、飲料水への不安が募っているのです。

水道水と飲用井戸、どちらも住民としては平等に安全、安心を届けなければ不公平が生ずるわけでありまして、このため、町では井戸水検査を年1回、行政区ごとに2世帯を選び、12項目について調査し、井戸水の水質状況を把握し、飲料としての安全性を確認しているということですが、平成17年、飲料水の質問については30地区60世帯を調べ、そのうち37世帯61%は基準内であり、残りの23世帯については基準値を超えたものがあり、主に一般細菌、硝酸性窒素が多く見られたという結果が出ました。一般細菌は病原性を有する物が少なく、硝酸性窒素は

乳幼児、主に1歳未満児へのミルク使用は避けるようにすることや、基準値を超えた項目に関しては、煮沸を行うことや生物処理を兼ねた浄水器を設置することにより菌が除去され、飲料水として使用できるという指導と啓蒙があったということです。しかし、これでは不安が残ることは否めません。

また、19年第2回定例会において、柴原議員が土壌汚染について質問していますが、そのときの調査でも24地区48世帯の飲用井戸検査の結果は、基準内が26世帯54%、残り22世帯は濁度——濁りや色度——色が基準値を超え、そのうちの6世帯は硝酸性窒素や亜硝酸性窒素が基準値を超えたという結果でした。この結果についても、成人が飲んでも特に影響はない、1歳児未満時の飲料には煮沸を行うこと、浄水器の設置をとという回答でありました。それからさまざまな対策を行い、土壌汚染及び水質汚濁を防止するとともに、良質な飲料水の供給を進めたいとつけ加えがありましたが、毎年検査をしても、その結果安心率100%は得られません。

水道未施地区も「33地区」と回答してから5年たった現在は、どう変わったのでしょうか。阿見66行政区中の33は50%、半分だという自覚はあるのでしょうか。不安と闘いながら必死に飲んでいる住民の気持ちをくみ取っていただきたい。地下水汚染にかかわる対策としてある土壌汚染対策法や水質汚濁防止法にのっとり、企業や工場、事業所、ゴルフ場などへ規制と調査、指導を実施していると言いますが、このような労苦は水道が整備されれば問題外の話となるわけでありませぬ。

現状を嘆いているそんなとき、先月2月8日の日本工業経済新聞の1面トップ、約4分の1の紙面を飾って阿見町の記事が掲載されました。「水道3次拡張に2.9億円」という見出しです。新年度当初の予算案で、景気対策の目玉として水道事業の第3次拡張事業に予算を重点配分し、2億9,380万円という数字で水道普及率の工場を回るための配水管網の整備を推進するという内容でありました。前段での飲用井戸の不安を吹き飛ばすこのニュース、まさに未整備地区の住民にとっては光が見える思いなのです。より早く町民が安心して飲める飲用水の供給をどのようにして確保していくのか、どのように水道整備を計画し普及率を高めていくのか、その事業の具体的な説明をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 浅野議員の質問にお答えいたします。

もう私は前々から水道普及率向上、それには、水道料金を値下げはできないと。非常に水で困っている地域がある。やはり平等に安心して安全な水を飲んでいただくためには、水道の普及率はこれはもう欠かせない。そういう意味では、本当に浅野議員の質問は非常に私に自信を持

たせてくれる質問であります。ありがとうございます。

まず、平成17年度から平成21年度までの普及率の推移についてお答えいたします。平成17年度は75%でした。平成18年度が75.8%、平成19年度76.9%、平成20年度78%、平成21年度は先ほど浅野議員が言われたとおり80.6%となっております。

次に、「安心して飲める水をどのように確保するのか」ということではありますが、従来どおり県水と地下水の併用により配水で、特に自己水である地下水については、施設の適正な維持管理及び法令に基づく水質の検査を実施し、安全、安心な飲料水の確保に努めてまいりたいと思っております。

次に、具体的な事業計画について御説明いたします。平成16年度に、平成17年度から平成32年度まで3期五カ年計画で整備する阿見町水道施設整備基本計画を策定しております。施設の整備に取り組んでおります平成21年度には、第1期五カ年計画である大環状管の整備が完了し、現在では第2期五カ年計画である基幹環状管、上本郷ルートの整備を進めております。さらに今年度に、阿見町水道施設整備基本計画の大幅な見直しを行い、第4期五カ年計画として支管整備計画を追加し、計画年次を平成36年度までとし、来年度以降、財源として企業債を借り入れながら積極的に施設整備を推進してまいります。

施設整備基本計画の内容につきましては、事業費総額95億3,000万、総延長約180キロメートルとなっております。支管の整備に当たっては、環状管の整備された地区を対象に、意向調査を実施しながら整備する計画であります。水道の整備は生活の基盤であることから、今後も普及率の向上に向けて各戸訪問を行うなど積極的に取り組んでまいりたいと思っております。御理解よろしく願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 御回答ありがとうございました。町民の皆様が安心して暮らすことのできる生活で、清潔で潤いのある生活環境は、やはり上水道の整備だと思います。また、上下水道の整備率は文化のバロメーターと言われております。ただいま答弁されましたように、水道整備普及率向上に向けての町の計画が報告されました。それに関して質問させていただきます。

まず1つは、水道整備の状況なんですけれども、17年は33地区ということでありましたけれども、未整備地区33地区が現在はどうのような状況になっているのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。前回17年ですか、33地区ということで答弁申し上げましたが、今回も同じように、一部でも給水可能な地域ということで、そういうものを省かせていただきますと、全く水道管が入っていないところは20地区ということに

なります。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） はい、ありがとうございます。20地区ということですから、少しは進展したということで、先ほど町長さんが、17年度が75%から21年度が80.6%ということで、徐々に徐々に普及率が向上しているということがわかりました。そしてまた、では、安心して飲める水道水ということをお願いしているわけですけれども、早急な対処を願うところですが、平成17年の質問のときには、水道の施設整備が第3期ということで、このような計画をいただきましたが、第3期が最終年度ということで、今回第4期が新たに計画に入り、最終年度が平成32年度から36年度ということで、当初17年度からとすると36年ですから20年を要するという事ですね。私、今60だとしてもですね、20年とすると水道が飲めるのが80歳ということになってしまい、大変待たされる思いがするのですが、前倒しをする可能性はあるのでしょうか。それが1点です。

それから、先ほど事業費が発表されました。平成23年度から36年までで95億3,190万。その財源として今年企業債を使うということでしたけれども、企業債は28億5,000万、利益剰余金が66億8,190万となっておりますけれども、その収益を確保できるのでしょうか。この2つについてお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。16年度に作成した水道整備基本計画——これは幹線の整備が32年までということで御説明したかと思えます。今回の整備計画では枝管も含めた整備計画ということで、36年までには枝管が終わるだろうという計画に、枝管も含めて水道の整備が終わるだろうという計画となっております。

それで、前回は32年まで幹線整備を終わらせるということで計画しておいたものですが、今回31年度までに幹線は終わらせたいというような整備の計画になっておりますので、幹線整備そのものは1年前倒しできるだろうと、来年度から起債を投入いたしまして整備を進めていくという予定でおりますので、1年間幹線は前倒しで整備したいということでございます。

それから利益でございますが、収益の確保ということでございますが、この収益につきましては、当該年度の利益剰余金——こういうものは減債積立金なり改良積立金、こういうものに積み立て、一度積み立てるということになります。それを次年度以降取り崩しながら今回の予算のほうでも第4条の資本的収支の中で御説明しておりますように、整備につきましては企業債並びに不足分については減債積立金、それから建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金、こういうもので補てんするというような計画になっております。

当然ですね、これから給水戸数、整備をしていけば給水戸数も増えていくだろうと、そういう計画のもとにこの利益を確保していきたいということで、今回の基本整備計画、水道の整備計画は作成してございますので、利益が確保できるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 確保できるということを聞きまして安心いたしました。確保できないとすると、ますますおくれまして、90歳になってしまうということになってしまいますので。

次は、受水量なんですけれども、ただいま受水量の現在の1日の最大量、1万5,700立方メートル——これは日本語で言うと立米ということでしたけれども、1日最大1万5,700立米になっておりますが、32年どんどん人口が入っていくとですね、1万7,900立米が必要になるということなんですけれども、その受水量というのは人口が増えても確保できるのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。水源につきましては、議員御存じのように、県からの受水と、それから追原の浄水場の井戸を使用して皆さんに配水しているということでございますが、現在の、今年度作成しました水道の整備計画につきましては、人口の自然増、それから事業者の増加ということを考慮いたしまして水量の計画を立てております。

ただ、東部工業団地等工場が入っていないようなところもございます。それからあと、水道課のほうにも事業を増やしたいので水量を増やせないかというような問い合わせ等もございます。そうなりますと、当然県のほうの企業局のほうと協議をいたしまして、水は確保していきたいと考えております。

水道法においても、水を一度配り始めたら配り続けなきゃならないということがございます。水道管を整備してところにつきましては、必要量は企業局と協議しながら確保していきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） はい、ありがとうございます。

それでは、現在整備されている地区の水道加入率、これはどのような状況になっておりますでしょうか。せっかく整備してもやはり未加入者が多いと経営上困るのではないかと思います。そして加入者ですね、加入率というんですか。加入率を高めるためにはどのような対策をとっているか、それをお聞きしたいと思います。

そしてまたですね、加入率が低いとやはり企業の経営というのは成り立ちませんよね。そうすると水道料金ですね、それは上がってしまうのでしょうか。その辺の考えをよろしくお願

します。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。水道の入っているところの水道の加入率ということでございますが、94.3%ということになっております。

それで加入の推進なんですけど、現在も加入分担金——これの減額ですね。新しく管を入れたところにつきましては、次年度から2カ年、それから今まで入っていたところにつきましては、今年度と来年度の2カ年で3万円の加入分担金の減額ということで推進をしております。今後もし新しく管が入ったところについては、この減額を続けて加入率の推進を図っていききたいというように考えております。

それとあと、加入率の推進については今年度も戸別訪問、管の入っているところで水道未加入の方の調査を行っておりますので、今年度から加入の促進ということで戸別訪問を実施しております。来年度も引き続き戸別訪問をして推進を図っていききたいと考えております。

それから、利用率が上がらなければ水道料金にはね返るのかということでございますが、そうでなくても今阿見町はちょっと水道料金が安いほうではございませんので、当然これは普及を推進していかなければならないんですが、料金の値上げのところは今現在考えておりません。そうなってくると整備のほうがおくれる可能性が出てくる。収益が全然上がらなくなれば整備のほうが多量におくれるということになるかと思っております。そうならないように収益のほうは今後PR等をして確保していききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） その収益を上げるために加入分担金、それを3万円減額してくださるという、こういうことを知らない方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですね。やはり、知っていると知らないで、やはり田舎のほうだと水道の管のところまで大変長いんですね。その長いところの負担金というのは自分でするわけですよ。ですから、その分担金の減額ということは、知っていればやはり、じゃあ入ろうかなという方もいらっしゃると思うので、この啓蒙ですね、皆さんにお知らせする啓蒙方法というのはどのようにしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。水道課のホームページには載せております。それから、先ほど申しました本管が、道路に管が入っててつないでいないという方につきましても、そのときにあわせて加入分担金の3万円の減額がありますので、できれば加入してくださいということで戸別推進のときにあわせてお話ししているということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 先ほど水道料金は低くないというお話がありましたけれども、私も調べましたところ、県南から水道水が送られて1立米当たりですね、県南地区は45円、県西地区は61円、鹿行地区は54円、県央地区は65円と県南が一番安いんですね。一番安いという金額なんですけれども、阿見町はこれに比べたら高いか安いかわ普通かと、その3つだとどれでしょうか。高いか安いかわ普通かだけでいいですから、ちょっとお答えしていただけますか。それは後でまた質問させていただきますので。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。料金につきましては、県内のほうでも高いほうでございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 高いと聞けば何か言いたくなってしまうんですけども、後でまた、後日お願いしたいと思います。

整備と加入はどちらも100%を目指すものだと思うんですけども、加入100%を目指すためには、今戸別訪問等しているということでしたけれども、やはり配水管を布設する前に、そういう意向調査をする必要があるんじゃないかと思うんですけども、この布設事業前の住民の意向調査というのはしているのでしょうか。しているとしたらどのようにしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。布設前にはやっております。先ほども申しましたように、31年度までには幹線は、これは全域にもっていきたいということでございます。その幹線が途中で、先の集落が今欲しいと言われても前から進めていかないと当然行かないということになりますので、幹線を整備するときにあわせてその集落の意向調査ということで現在調査をしております。そういう中では実穀地区と下吉原地区につきましては、意向調査を完了しております。

そのアンケートの内容ですが、一応5段階ですぐに利用したい、できれば利用したいというような5段階で、水道課のほうで集計して、それを参考に、幹線を終わった後の集落の整備を順位をどういうふうにしていくか、その辺の1つの参考にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 住民の健康のもとである安心、安全の飲料水供給のため、早急な水道普及率の向上を図っていただきたく、強く要望いたしまして1問目を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

続きまして、第2点目の質問をさせていただきます。路上駐車解消についてを質問いたします。

今や車は一家に1台は遠い昔となり、一家の人数分ある時代です。最初住んだときは車庫に入っていたが、家族が増えると車は必需品。購入したものの置く場所に困ることになるというわけであります。この背景はわからないわけではありませんが、駐車料を払って保管している方もいるということを念頭に置いて、路上に常に車をとめておかれて大変迷惑をしているという声があります。狭い道に奥まった路地の交通量の少ない道に、町を回ってみるとあります。庭があっても使用しない、車庫がないなど、理由はありますが、近所の方は迷惑に思っています。

でも、車のとめられた状態は近所迷惑だけでは片づけられない重大な危険性があります。何か事が発生し、救急車が通るとき、火災発生時、消防車が通るとき、いざというときに立ち往生する事態が起こる可能性があるからです。一刻を争う際には生命に及ぶ大変な問題となり得るのです。いつ何どき、どのような災害、災難が降りかかるかわからないのが現代です。障害物がなく、すっきりと見通しのよい道路が安全の基本だと思うのですが、この危険な状態についてどのような対応をしていらっしゃるのでしょうか。路上駐車対策、それから車庫に入れる、入れないでするので、車庫証明の交付についてを含めてお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、路上駐車解消についてお答えいたします。

最初に「路上駐車に対してどのような対策をしているか」ですが、基本的に路上駐車や歩道上駐車を取り締まりにつきましては警察の所管となります。町の対応といたしましては、町民の方々から問い合わせがあったときに警察に連絡をして対応していただいております。また、牛久地区安全協会阿見支部や町交通安全母の会等関係機関と協力して広報啓発活動・街頭活動に取り組んでおります。

次に、2点目の「町有地を駐車場として開放していると聞くが、その場所と状況について」ですが、町有地を駐車場として開放している場所でございますが、総合保健福祉会館の東側に位置する文化会館建設用地を暫定的に駐車場等に利活用しております。

駐車場利用の状況でございますが、総合保健福祉会館来館者及び職員駐車場、県立医療大学関係者駐車場、高速バス利用者の駐車場、民間事業所催事等の臨時駐車場として開放しております。

今後も、近隣の住民や関係者の利便性を考慮しながら、現状の範囲内で、用地の利活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の車庫証明の交付の仕方についてですが、道路上における違法駐車は、交通の円滑な流れを阻害するばかりでなく交通事故の原因となっており、また、住宅地においては生活環境を害し、緊急自動車の活動に支障を生じさせるなど社会生活全般に大きな影響を及ぼしております。このため、自動車の所有者は、保管場所を確保しなければならないことが義務づけられ、管轄する警察署——阿見町の場合は牛久警察署へ申請することになっております。

いずれにいたしましても、警察や交通安全関係機関と連携し、交通ルールの遵守と路上駐車をしない等の正しい交通マナーの実践を町民一人ひとりに広く普及、浸透を図るために交通安全教育、普及啓発活動を行っていきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） それでは、先ほど問い合わせということで、問い合わせを受けたら警察に連絡をしていただけたということなんですが、阿見町のどこへ問い合わせをしたらよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） はい、お答えします。答弁にもありましたけども、路上駐車に関して所管は警察署になります。ですから、警察——阿見で言いますと阿見交番、直接でもよろしいでしょうし、交通対策の所管であります、町で言えば町民活動推進課のほうに問い合わせをいただければ対応していくというシステムにはなっております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 家の脇道にいつも駐車場がわりにとめられていて、本当に迷惑ですという方がいらっしゃいますが、その隣の方に迷惑ですよと、これは言えませんね。近所づきあいが悪くなったら大変です。これから一生つき合っていく隣の方とトラブルを起こしたくないというこの気持ちはわかると思います。でも、だれかが注意しなければその車はどきません。私も何度も何度も行っていつもとめてありますから、だれかが注意しなければやはり本人もわからないのではないかと思うんですね。

その注意を今警察に連絡して警察にしてもらおうと、そのようにおっしゃいましたけれども、パトロールカーに、交番がなくなって駐在所になりましたよね。その駐在所を3交代でパトロールしていると、そういうお話を聞きましたので、パトロールをしているその警察の方にですね、パトロール中でしたがこういう駐車はいけませんと、そのように注意していただけるように、町からも駐在所のほうにお願いしていただけるんでしょうか。お願いしていただきたいんですけど。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） 午前中、交番署長が傍聴で見えてましたので、午前中の質問がよかったんですけども。それは当然ながらですね、パトロールの巡回の際には路上駐車のほうまでよく見守ってほしいと、取り締まりをしてほしいというところは、当然ながらこちらからさらに要望はしておきます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） それでは、町のほうでもですね、予算書の中には、地域安全対策費というのが3,053万3,000円と、昨年よりも613万1,000円ほど増額されております。その中に交通安全対策事業、そして交通安全母の会——今町長さんがおっしゃったように母の会とかっておっしゃいました。交通安全協会ということがあります。この方たちは補助金を受けてね、活動していると思うんですけども、こういう方たちを活用はできないのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） 路上駐車の取り締まりにつきまして、警察権を持ってなければできないということですので、直接そういった団体の方々が駐車違反の取り締まりはできませんが、いろいろそういった関係団体、これまでいろんな該当キャンペーンなり安全教室、それからいろいろ立哨運動などをやっていますので、その際にですね、よく路上駐車のほうもですね、よく監視していただいて、それなりの対応をしていただくようにということで、何らかの機会があるたびにこちらから団体のほうにですね、お願いしたいということにしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） それでは、広域事業で、警察も広域事業になっておりますよね。牛久の警察署、または阿見の派出所へ要請をですね、要請をしていただくということが1つ。それから、この駐車は大変迷惑をかけております、駐車をやめるという啓蒙ですね。そういうマナーの啓蒙を広報紙か何かに載せて広くそれを取り締まりますよという啓蒙をしていただけるかどうか、この2点をお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） お答えいたします。まず1点目の牛久警察署のほうにですね、要望ということですので、こういった形で、一般質問の中でそういう質問があったということで、署長のほうに、警察のほうにはつないでいきたい、要望していきたいと考えております。

あとそれから、マナーですね。やはりその駐車違反、交通マナーをやはり、当然ながら義務として守っていただくということが大前提でありますので、それにはやはりあわせてこちら、これまでもですね、今年度についても22年度も年3回ですか、交通安全に関する啓発という

ことで広報紙で取り上げております。その中でも交通マナーということで、当然ながら駐車違反については交通マナーの一部に入るわけですから、引き続き広報、あるいはホームページなりに啓発をしていきたいということで、特に5月号、広報5月号におきましては、路駐、路上駐車をしないようにというように掲載する予定であります。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 街中でどうしても自分の家に駐車場がないと、そういうことになるとやはり駐車するところがほしいわけですから、先ほど平岡議員の発表の中に耕作放棄地というのがありましたね。阿見町のほうでも放棄地があると。その耕作放棄地、または空き地をですね、町が仲介をして駐車場としてその提起をすると。そういうことはいかがなものでしょうか。空き地の活用にもなると思いますが。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） はい、お答えいたします。路上駐車の件に関しまして、私も秘書の時代に町民と語る集いとか、同席しまして、各行政区回り、40近くの行政区を回りましたが、その中に具体的に路駐の問題というのが出てこなかった、路駐で問題になっているという案件はなかったかなと思います。担当の町活のほうにもないということで、具体的、現在、阿見70平方キロメートルありますけども、これをすべて路駐をゼロにするというのは当然物理的に不可能な話でして、もし具体的にそういう場所がございましたら、あるんでありましたら教えていただきまして、そこを何とか対応していきたいと考えております。それに関しては議員が当然御提案いただきましたように、町のそういう遊休資産がございましたら、例えばですけども、行政区のほうに払い下げをしたりとかということで対応をしていくという形もできるかなと思います。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 私も町を回りますけれども、職員の方もですね、やはり町の状勢を知るという意味で、デスクワークだけではなく、町をまずパトロールするというね、それでその駐車があったと、または危険な箇所があった、それから通学路のいろんな物が置いてあって危ないとか、そういうのはやはり職員みずからそういう場面をですね、実際に見て指導啓蒙が実践されるのではないかと思いますので、時々パトロールをしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） わかりました。そういうことで、交通に限らず環境のほうで

もいろいろパトロールで町内を巡視したりしておりますが、いろんなそういった形で路駐についても特に目を光らせていきたいということで考えております。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） それでは、6月ごろまたその辺を、その車があったところに行ってみまして、それが除かれたかどうかを調べたいと思います。よろしくお願いします。

それで、安全な道路はすっきりと視界良好が第一です。積極的な検討をされて整備を行っていただきたいと思います。これを強く要望して終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（佐藤幸明君） これで、9番浅野栄子君の質問を終わります。

次に、5番紙井和美君の一般質問を行います。

5番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔5番紙井和美君登壇〕

○5番（紙井和美君） それでは、事前の通告に従いまして質問させていただきます。

近年、障害者の考えやニーズは日々変化しております。昨年12月、障害者自立支援法が改正され、平成23年度中に新法に移行するとあります。平成21年6月定例会でも質問させていただきましたが、障害者の自立支援における町内施設間の連携と個々に応じた支援を強化させるための当町の障害者施策についてお伺いいたします。

まずは、重度心身障害者への支援の強化についてであります。重度心身障害者を介護する家族が病気とあるいは冠婚葬祭などで介護ができなくなったとき、一次的に預けられる施設が阿見町にはありません。急な事態のときでも家族は遠方の施設に送迎をして預けに行かなくてはならず、大変な労苦があり、早急な支援策を講ずるべきであると考えますがいかがでしょうか。

次に、個々の障害に応じた訓練をするための取り組みについてお伺いいたします。障害者の自立を促進するためには、それぞれの障害に応じた訓練が必要であります。当町では、町が委託し、社協が運営する地域活動支援センターや阿見福祉工場が運営する就労移行支援や就労継続支援B型、ワークステーション若草園が運営する就労継続支援B型があります。しかしながら、せっかくの事業も利用者の中にはうまく適用できず、通所できなくて悩むケースが多々あり、路頭に迷ったり在宅を余儀なくされることがあります。そのような場合、恵和会が運営する社会復帰センターもあわせ、町内4カ所をよく連携をとり、受け入れ態勢を考えながら地域が一体となり、支援体制に取り組むことが大切ではないかと考えますが、当町の施策をお伺いいたします。

次に、社協に委託している阿見町地域活動支援センターの現状と今後の方向性について伺います。全国でも福祉事業の推進において、社会福祉協議会は大きく地域に貢献しています。そ

の運営においては、行政からも予算措置を講じていることから、民間と公的機関の両方のメリットを活かして事業を展開し、民間福祉事業やボランティア活動の推進など地域によってもさまざまな活動を行っております。当町でも福祉活動やボランティア推進などに大変貢献していただいておりますが、障害者施策である地域活動支援センターへの取り組みにおいては、以前から改善点も含め利用者からもさまざまな意見が寄せられております。そこで、阿見町地域活動支援センターの現状と今後のあり方についてお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 1点目の重度の肢体不自由者への支援策の取り組みについてお答えいたします。町では、現在障害者自立支援法に基づき、重度の肢体不自由の身体障害者の方々に、障害者福祉サービスとして居宅介護・重度訪問介護・短期入所・日中一時支援等のサービス事業を提供しております。一時的に預けられるサービスとして、短期入所及び日中一時支援事業があり、在宅において障害者の介護を行う介護者の疾病や、その他の理由により一時的に障害者支援施設で介護するサービスであります。しかしながら、町にはこのようなサービスを提供できる支援施設がないことから、近隣的美浦村・土浦市・牛久市・つくば市等民間支援施設を利用いただいているところです。

この施設を利用するに当たって、その送迎に福祉タクシーを使用した場合、その費用の負担軽減を図るため、福祉タクシー利用券助成事業を行っております。また、重度障害者の家族運転する自家用車については、病院の通院や施設等への送迎のため、負担軽減措置として自動車税等の減免措置があります。

今後も、急な事態の時でも、障害者の方やその家族の負担軽減が図れるよう、近隣市町村にある支援施設の利用可能な状況を把握し、情報等のサービス等を提供してまいりたいと考えております。

私の青宿にもそういう人がいて、やっぱり結婚式のときにね、預けられないと。水戸のほうまで行かなければだめなんだというようなことがありました。何とかそういうものを打開するために、やはり町のそういう施設、民間施設にお願いして、そういうこともできないのかなど。特老とか老健とか、そういうことも今部長ともいろいろ策を練ってね、やろうと今しているんですよ。これはやっぱり施設が受け入れてもらえないとなかなか難しいんですけど、そういうものもやっぱり考えていきたいなと思っております。非常に私はね、そういうものを持ってないんですけど、その人たちにとってみれば、非常に厳しい状況であるということは、切々と青宿のときも訴えられたんでね、何か町ができることを一生懸命やらせていただきたい、そう思

っています。

2点目の障害に応じた訓練をするための取り組みについてお答えいたします。町には障害者自立支援法に基づく就労継続支援B型事業支援施設として3カ所あります。

1カ所目は、精神に障害を持った方が通所しながら、生活の質の向上や生産活動を行い、社会復帰を目指すための支援施設としての「恵和社会復帰センター」。

2カ所目は、雇用されることが難しく、雇用に結びつかなかった方に就労や生産活動の機会を提供する支援施設として「AMI福祉工場あすなろ」があり、同事業所は、就労移行支援事業も併設することにより、一般就労を希望する障害者の方に、事業所での作業訓練や一般企業の見学・体験・職場実習・就労訓練等も行っております。ここも見学させていただきましたけど、何人か一般のところで雇用ができたなんて、そういう山下さんも喜んでおりました。そういうこともありますね。

3カ所目は、受託事業や自主製品販売を行い、就労の機会や生産活動の場を提供している支援施設として「ワークステーション若草園」があります。その他に町が社会福祉協議会に委託している「地域活動支援センター」においては、障害者デイサービス・共同作業所、それぞれにおいて地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作的な活動や生産活動等、日常生活に必要な便宜の供与を行っております。

このような中で、それぞれの支援施設の通所者は、法に基づき、障害者やその家族のニーズに添った形で自由に選択しながら通所しているのが現状です。

ご質問の利用者がうまく適用できず通所できなくなるケースについては、事業者と保護者、担当部署の立ち会いのもと、今後の対応等を検討しながら受け入れられる施設等を紹介してまいります。

町といたしましては、情報交換の場として、一昨年からは民間3支援施設等に呼びかけながら、「さわやかフェア」に参加して、障害者福祉の理解と生産製品の販売等を行い支援してまいりましたが、今後とも障害者の就労等や社会参加に向けた場の提供を図りながら、施設に通所できない方のないよう町内施設との調整を図りながら、情報の提供等、必要な支援を進めてまいります。

3点目の阿見町地域活動支援センターの現状と今後の方向性についてお答えいたします。地域活動支援センターは、通所者の「居場所づくり」を目的に、現在障害者デイサービスの定員は20名で、利用登録者が24名で、平均利用実人数は11名。共同作業所は定員25名で、利用登録者14名で平均利用実人数は7名ですので、まだ障害者デイ・共同作業所とも障害者の方の利用が可能な状態にあります。

また、障害者デイサービスにおいては、創作活動として小物入れ・ペン立て・連絡帳袋等々

を作成しています。それ以外に自動車電装部品用チューブ切りを生産活動として提供しております。また共同作業所では、現在、自動車電装部品組み立てや電子レンジ部品の箱入れ等を生産活動として提供しております。

本年度は、障害者デイサービスにおいて重度身体障害者3名の介護や入浴等に対応するため、常時1名の看護師を雇用し、その対応をしてきたところでございます。

地域活動支援センターの今後のあり方としては、23年度中に障害者自立支援法に基づく就労継続支援B型事業や生活介護サービス事業所への移行を検討する考えでおります。これにより、現在の委託事業から、法に基づき通所者1人当たりに対して町から福祉サービス給付費として支給することにより、民間事業者としてより一層の福祉サービスや受け入れ態勢の拡充ができるものと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。前回、21年にお聞きしたときには、デイサービス20名定員、共同作業所25名、そのうちデイサービスは1日16名ほどで、作業所のほうが12名というふうにあったんですが、今回24名ということで、デイサービスのほうがかなり増えていますよね。作業所のほうはそのままちょっと横ばい状態ということを見ますと、デイサービスのほうに人がこう流れていっているのではないかと感じます。

そのデイサービスについてですけれども、その中で重度の身体障害者の方は何人いらっしゃるか。また、その中で医療行為が必要な方は何人いらっしゃるかお尋ねいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。ただいまの質問の重度障害者、この方については3名の方が重度障害ということでございます。そのうちの1名が医療行為が必要な方ということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。看護師の方は今1名とお聞きしました。3名の方を、重度の障害の方を見ていくことと、あと痰の吸引等医療行為が必要な方が一人いらっしゃいますので、またゆくゆくはそういった方入っていらっしゃるのではないかと、美浦養護学校の卒業生の方なんかはそういう方がいらっしゃるようですので、入っていらっしゃる場合には看護師の募集も必要ではないかというふうに考えております。

先ほどのショートステイですけれども、今、青宿についていうふうにおっしゃってました。私のほうはまたちょっと違う方なんですけれども、24時間何しろ短期入所で見てもらおうというふうになるには、痰の吸引とか医療ケアを受ける加減で、水戸の「あすなろの郷」とか、県立こども医療センターとか、そちらしか受け入れてもらえないんですね。痰の吸引が必要な医療

ケアが必要ない方は、土浦とか美浦とかでも大丈夫なんですけれども、そういった方に関してはそこまで行くしかない。しかも土日空きベッドが1床しかないんですね。それを広域で使うものですから、何カ月も前から予約をするというような形なものですから、先ほど申し上げたような急病のときに利用するということには、もともと使えない状態になっております。

ですから、町長の答弁にもありましたけれども、私もこれは要望しようと思っていたんですが、当初はデイサービスの中でショートステイの短期入所の充実ができないかどうかなっていうふうに思ったんですが、老人施設、阿見から委託しているところが4カ所でしょうか。その老人施設に関してベッドをあけてもらって、そこでぜひ障害者と一緒に医療的行為を伴ったショートステイをしていただきたいというふうに思います。それは先ほどそういった話し合いがあるっていうふうにお聞きしたんですけれども、それは非常にありがたいことだと思っております。大体話し合いのめどはどのようにもっていけそうな状況でしょうか。教えていただきたいと思うんですけど、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えをいたします。重度障害者のショートステイの受け入れにつきましては、昨年度も阿見町障害者基本計画——これを策定の中で委員さんからも町内にそういう施設がないので、そういう施設の設置をしたらいいんじゃないかというような御意見もいただいております。そういう中で、現在の国等の補助等の支援、そういうものが、公共自治体にはそういう補助制度がないということで、現在はそういう民間の社会福祉法人、そういうものに補助をしていくというようなことをございます。

そういうことで、町としてはなかなか単独で整備していくのは難しいんじゃないかというようなことで、先ほど町長の答弁にもございましたように、既存の阿見町の特別養護老人ホーム、これが2カ所あります。と、老健——老人保健施設、これも2カ所ございます。そういうところでもそういう高齢者のショートステイというものもやっているわけでございます。ですから、そういう施設に対しまして障害者の受け入れ、これをそういう事業の認可を取得していただけるように、これから施設長のほうと協議を進めさせていただくというようなことで考えているところでございます。実際そういう形で牛久市さんのほうでは「さくら園」ですか、そこがそういう形でショートステイを行っているというようなこともありますので、町内の施設についても協力をお願いしていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ぜひ、他市町村の状況も踏まえながら早急に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、社協に関してなんですけれども、地域支援センターの中でデイサービス、ここでちょ

っと要望があるんですけれども、身体障害者がいらっしゃるにもかかわらず、理学療法士の方は老人のデイサービスのほうにしかいないんですね。医療大から来ている理学療法士ですけれども。理学療法士というのは御存じのとおり、いろんな身体的能力が衰えている方に対して、科学的な療法で動くように訓練をしていくということなんですけれども、先ほどの3名の重度身障者の方は、例えば車いすですから、1日車いすなんですね。そんな中でラジオ体操のようなちょっと体操の時間があるときにも床に寝たままじっとしているとか、車の上でじっとしているとか、そこで社協の方が少し手を動かしたり足を動かしたり、それはもちろん素人の状況で運動をするという形ですよ。

そういった中で重度の方々の声をお聞きしましたところ、医療大からも学生さんに来てもらってちょっと訓練をしていただけないかという声がありました。ところが、医療大の先生に保護者の方が確認をとりましたところ、御承知のとおり理学療法士と専門の人がいなければ学生を研修とか実施訓練で行かせることができないということになりました。そこで、デイサービス、老人のデイサービスと同じように、障害者のデイサービスにも一人理学療法士の方を医療大から来ていただくことができないものかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。今、紙井議員おっしゃったとおり、理学療法士は今健康づくり課のほうで高齢者のほうのリハビリというような指導のほうで当たっていただいております。障害者のほうにつきましては、社会福祉協議会のほうに障害福祉課のほうから委託しているということで、その理学療法士をそちらのほうのリハビリのほうに指導していただくということになると、委託の中で新たにそういう契約をしていくというようなことになろうかと思いますが、その辺につきましては、今後のそういう指導の仕方ですか、そういう障害者との、これからの障害者の希望とかそういうものも勘案しまして、人員を新たに配置するのか、それとも老人デイのほうと一緒にその一人で指導できるのか、その辺を今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ぜひですね、当町からは社協に3,500万でしたよね。地域活動支援センターの運営委託料が3,567万8,000円委託料として払っているんですけれども、これ以外にもまた契約を新たに発生した場合にはお金を払うのかどうかというふうには思うんですけれども。

まず、いずれにせよ社協の方々が自発的にいろんなカリキュラムを組んで、もっともっと発展させていくような努力をしていただきたいと思います。それに対するこちらの要望も、委託しているわけですのでどんどんと要望していただきたいと思います。この理学療法士のこ

とに関しては障害者のほうにも理学療法士がいたらいいねっていう社協の職員の若い方ですけども、そういう方が言っていらっしゃるので、ですから、ぜひ要望していただきたいというふうに思うんですね。その辺よろしくお願いします。

それと、先ほど就労支援Bに移行するという事をお聞きしました。就労支援Bに移行するに当たっては、かなりのいろんな、新法に移行するときには立案計画立てて個別支援計画のよなものを細かく立てていかなくはいけないんですけども、それを社協の方はよく把握していらっしゃるのかどうかというところが少々不安だったりするんですね。

例えばですね、作業所が継続Bに移行した場合には、利用者が20名だったとして3名の職員を配置して60万、水道光熱費とか5万円とか、ガソリン代5万円とか、作業備品最低賃金20名分、そういったことを全部入れますと毎月78万円ほど必要だと。これはちょっと専門の方から計算して教えていただいた金額なんですけどね。そういったことをよく把握して進めていってくださるのかどうか。

その辺の話し合いは、前回私、21年の質問のときに、自立支援協議会を置くことができると、国のほうからの法律の改正があったことに対しまして、当町では「阿見町地域ケアシステムの推進事業の充実を図っていきます」というお答えがあったんです。そういったことで、その中で話し合っているのか、新たに協議会を立ち上げるのか、また、協議会を立ち上げるとしたら一般の方も入れてほしいというふうに願うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほどの町長の答弁にありましたように、これから社協に委託している事業につきましては、多機能型の事業所に移行するというようなことで、23年度中に協議をして、認可を23年度中にとって24年度から実施していきたいというような考えでおりますが、これはあくまでも社協のほうの意識改革も当然必要であると思っております。

そういう移行するについて、自立支援協議会のほうでそういう中身の検討をするのかということにつきましては、そこではそういう協議の場ということではなくて、あくまでも民間の事業所として、社協がそういう多機能型の事業所を目指していくということで、それによって自主事業の経営の安定化とか、そういう障害者の受け入れ、そういうものに対してみずからどういったサービスが必要かというものを考えて経営していくというような方向になると思っております。

そういうことによって今の、町から委託している先ほど申しました金額ですね。先ほど3,500万とおっしゃいましたが、町の障害者が他の施設に利用している分も含めまして3,500万ということで、社協さんのほうには2,800万ぐらいというようなことでございますが、そういう部分の委託費が当然なくなるというようなことで、利用者について町が給付費を払っていく

というようなことになるわけで、かなりの町としての財源の圧縮ということも可能になってくるというようなことをございますので、23年度中に社協のほうと十分協議を進めながら実施していきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ぜひ、やる気のあるそういったセンターにさせていただきたいと思えますし、もしそうでなければどんどん民間の方がそこに入っていくということもあるのではないかなというふうに思っています。極端に言えば障害者と高齢者を分けてもいいのではないかなというふうに考えております。そういったことで、どんどんとやはり町のほうからも指導、監督をしていただきたいというふうに願っているんですね。

これは美浦養護学校の先生にいただいたんですけれども、高等部2年生の「進路の決定に向けて」ということで資料をいただきました。高校2年生ですから平成24年度の4月に入る希望者なんですが、阿見町に対して地域活動支援センターに希望する人は1名、ワークステーション若草園には6名、阿見福祉工場にはゼロということで、どうしても偏りができてしまうんですね。ですから、この人数は全部阿見の人ではないですけれども、したがって友部養護とか、ほかの養護学校から来る方もこちらへ見えたり、あと鹿島のほうからも要望して、若草園を要望して見えたりとかということで、1つの事業者に集中してしまうようなきらいが今あるんです。それは非常に懸念すべきところで、全部が、いろんな事業所がいろんなカラーを活かしながら進めていくべきものではないかなというふうに考えましたので、連携をしっかりと強化というふうなことを質問させていただきました。そういったことで、今後もぜひともそのように進めていただきたいということと、あと、必ずいろんな協議をするときには、利用されている方々、当事者をその中に入れていただきたいなって思います。

私のほうに寄せられている、若干5つほど絞った内容ですけれども、これはデイサービスに関してですけれども、障害者のお風呂に関しては週に2回なんですね。これは老人の方があいたときに利用するということだそうです。老人の方が優先になっているという。入力のボランティアを募ることができないかという要望がありました。機械浴でありまして、お湯はちょっと使いまわしなんではないかなとか、そういうことを心配している声が保護者の方からありました。

また、デイサービスのお弁当を持っていくんですけれども、お母さんは子供を出すだけで精いっぱいというところがあるんですが、給食サービスをできないかということがありました。また、お弁当を持っていっても電子レンジが中に入らないものですから冷たいまま食べると。それを温める電子レンジを用意することができないかということ。

また、阿見町の行事、いろんな運動会ですとか、そういった行事があるときには、障害の子

供を一堂に介して預けるようなシステムはないものかどうか、そういうことを聞かれました。

そういったことで、これはちょっと今頭に入れておいていただきたいと思うんですが、次回、また機会がありましたら進捗状況をお聞きしようと思いますが、そういったさまざまな要望が、これは本当の一部分なんですけれども、そういった要望がありますので、ぜひとも社協の方としっかりと話し合いをしていただいて、よりよい……、町がせっかく委託しているので、よりよいものにしていくためにはということで、だれかの意見がどーんと通ってその意見に従うという組織ではなく、社協も、全部若い人たちも本当に新しいことを考えてやっていきたい方がたくさんいらっしゃいますので、その辺のところを町からもしっかりと指導していただきたいなというふうに思っております。

以上で障害者の件に関しましては終わらせていただきます。

次に、続きまして、地域活性化のための公民館をもっと快適に利用するための改善について御質問させていただきます。

住民の生活に即した文化、教育、健康の向上を目指すための施設として運営されている公民館ですが、住民からは利用規定があいまいでわかりづらいと、そのような指摘がございます。開かれた生涯学習の充実が地域活性化につながるように、公民館の利用に関する改善と今後のあり方についてお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 「地域活性化のための公民館をもっと快適に利用するために」についてお答えします。

社会教育の中核施設である公民館やふれあいセンターにおいては、だれでも自由に学習機会を選択して学ぶことができます。また、公民館やふれあいセンター事業の情報は常に公開し、多くの皆様にお知らせしております。

利用規定があいまいでわかりづらいという議員の御指摘がありますが、現在、公民館及びふれあいセンターでは、統一した内部規定により運営しているところです。しかしながら、この内部規定については公開していませんので、利用する皆様には分かりにくい状況にあります。そのため、近隣市町村の状況や利用者の意見を踏まえながら、町民の皆様が利用しやすいように内部規定の見直しを図っているところでございます。今後、利用規定を策定し、町民の皆様が気軽に利用できるよう適切に対応してまいります。

今後のあり方につきましては、現在は平成20年に策定した公民館及びふれあいセンターの組織再編方針に基づき、中央公民館以外の4つの公民館やふれあいセンターを「地区館」と位置

づけました。それぞれの館で事業計画を立て進めていたものを、中央公民館に集約することで一体的に課題解決に向けた取り組みを行っております。

今後は中央公民館が核となり、それぞれの館の地理的条件や施設等の特色を活かした教室、講座、イベント等の事業を推進してまいります。また、各公民館相互の連携を強化し、地域に密着した公民館運営を目指しております。さらに、各公民館長とふれあい地区館長を兼務とすることで、町の生涯学習の特徴であるふれあい地区館事業をこれまで以上に推進できるよう図ってまいります。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） まずですね、統一した内部規定というふうにありましたけれども、内部規定の内容を、大体主なものを教えていただきたいんですけどよろしいですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えいたします。公民館施設の貸し出しに関するということで、1つ、個人への貸し出しは原則しない。それから、政治、宗教、営利に関する組織、団体には貸し出ししない。それから、稲敷郡内各町村以外の町外者への貸し出しは原則しない。ただし、官庁、公共の組織、団体、文化並びにスポーツ団体には貸し出しする。

ゆっくり行きますか。稲敷郡内各町村以外の町外者への貸し出しは原則として行わない。それから、パソコン及びパソコン室は原則として貸し出しをしない。それから、中高校生の貸し出しは原則しない。それから、中高校生の保護者より使用申請があった場合は貸し出しする。未成年者のみの団体の貸し出しは原則として行わない。ただし、特別の事由がある場合には貸し出しすることができる。これについては社会教育、また公共的な内容に関しての利用。

以上が主なものでございます。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） わかりました。公民館法の一部抜粋というような感じですよ。

○教育次長（竿留一美君） ……です。

○5番（紙井和美君） でですね、借りる方がね、毎回本当にわからないんですね。前に来てありませんかって言ったら、大急ぎで館の方が手書きで書いて渡していただいたことがあったんですけど、それは何年か前でしたけれども、そういったことがありますので、なかなか利用規定が本当にわからない。でも、そこの館長さんとのやり取りになるわけですね。で、この間はよかったのに今回はだめ。あっちのグループとこっちのグループは同じなのにだめ。でもおかしいじゃないですか言ったら使えるようになった。その辺がね、どうしても一番あいまいなところだということなんです。

ホームページの中で、公民館の利用ということで利用申し込みということがありますけれど

も、今おっしゃったようなことが書いてました。利用日の1カ月前から受け付け開始、スポーツ団体、官公庁の組織団体、文化・スポーツ団体に貸し出す。で、利用日の五日前までに申し込む。利用日の3カ月前から受け付け可というふうにあるんですけど、これは3カ月と1カ月と6カ月、貸し出すときのこの団体には6カ月前はいいですよ、この団体は1カ月前でないといふですよという、その線引きをちょっと教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。中央公民館長篠山勝弘君。

○中央公民館長（篠山勝弘君） ただいまの質問にお答えいたします。確かに期間がですね、1カ月前、これは同好会とか社会教育認定団体、そちらの方には1カ月前から予約をさせていただいております。もう一つは3カ月前というのがございます。こちらは大会、何らかの団体で大会を開くというふうなことで、周知する期間等もございます。当然「広報あみ」等にも掲載しまして、周知する期間がございますので、3カ月前というのがございます。今のところ半年前というのは貸し出しはしておりません。ほとんど大会等で利用させていただいておりますので、3カ月前からの予約ということで受け付けをしております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） わかりました。それでですね、そういった方々が館に見えたとき、各館長の方はそこで即答するものなのでしょうか。それとも教育委員会に確認をとってから答えるものなのでしょうか。それもちょっとお尋ねします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。中央公民館長篠山勝弘君。

○中央公民館長（篠山勝弘君） お答えさせていただきます。大会等につきましては、内容等よく聞き取りをしまして、その場での即答はできるものとできないものとあります。

1つは公共性があるのかとか、情操教育というふうな部分もございますので、その辺を判断させていただいてから後日連絡をとっている状況でございます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ちょっとそこをお聞きしたかったんですね。実はピアノの発表会と英語の発表会というのがあったのを御存じだと思うんですけども、ピアノの場合は1年半から2年に一度使うものであり、また、これはリハーサル、2コマしか使えないとか、月をまたがっているのであればオーケストラとか、物すごく大変な状況だったんですね。ピアノに関してはリハーサルのために使うのであれば民間のスタジオを借りてくださいと言われて探しまくってだめで、結局公民館を最終的に貸してもらえることになった。阿見町にはスタジオがないと。これは阿見の方ばかりなんですね。このピアノの発表会ですから、確かに月謝をとった先生

たちがやるかもしれませんが、ここで営利を目的としたものではないですよ。

今度英語の場合、やはりこれも営利目的ではありませんけれども、営利目的のために貸し出しできないということでした。ところが交渉した結果オーケーになったんですけれども、そのときに「一度貸すって言ったら来年も貸せって言うんでしょう」って言われたことが物すごく保護者の方々に反感を買ったというところがあるんですけれども。

予約に関しては、ピアノは3カ月前からオーケーなのに英語は何で1カ月前しかだめなんだろうかという理由を聞いたところ、ピアノは情操教育で英語は学校でも教えることがあるから学校教育だと、その理由を非常に憤慨をして言っていました。その辺の立て分けをね、ちょっとどうなのかお聞きしたいなと思うんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 貸し出し基準についてはですね、去年12月、藤井議員からも御指摘があった。今紙井議員から御指摘がある。それから、紙井議員御存じのとおり、5年前にも指摘があったと、こういう状態、スピーディーという部分がないつつうことで、今回はつくるように、今、近隣市町村の状況、それから各団体等のアンケートをやって、そういうものがないようにしますので御理解願いたいと思うんです。ただ、今の英語のですね、英語が学校教育でやっている、それから、ピアノは情操教育、そういう判断はどこにも私はないと思うんで、御理解のほどよろしく願いたいんですけど。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 竿留次長は本当に一生懸命やってくださってていじめるつもりは全くないんですけれども、これは本当に一たんなんです。枚挙にいとまがないぐらい、いっぱい、こういうこともありました、ああいうこともありました、メールで入ってくるもんですから、ほんの一部分なんですけれども。ただ次長、本当公民館の利用に関しては、「快適に気分よく使ってもらうために本当に頑張ります」って、就任以来おっしゃっていますので、ですから、ぜひぜひそれを進めていただきたい。本当に地域の方の活性化で、公民館ってすごく利用しやすいねって、行ったらいつもみんな笑顔だよねっていうふうなことを言われるようにしていただきたいと願っております。

そういったことで、次回どのように進捗していくかということ、進捗状況をまた今後お聞きするやもしれませんので、本当に「文化の薫る町、阿見町」という感じで発展していくことをお願いいたしまして質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで5番紙井和美君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後3時25分といたします。

午後 3時10分休憩

午後 3時25分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番細田正幸君の一般質問を行います。

18番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

〔18番細田正幸君登壇〕

○18番（細田正幸君） 私は、通告しました1点について質問をいたします。

阿見町住宅リフォーム助成制度の実施についてでございます。長引く不況の中で、町内の建築大工さん、塗装屋さん、瓦屋さん、内装屋さん、畳屋さんなどの職人さんの仕事が少なくなって非常に困っております。建築業者の倒産や仕事をやめる人も出てきております。個人の持ち家の人もどこに修繕の仕事を頼んでいいのかわからないで困っているというのが現実です。

このような状況の中で、全国的にも住宅リフォーム制度を実施する自治体が増えております。茨城県でも10自治体で取り組んでおります。10万円から100万円の工事で5万円から20万円の補助を町が行うという制度です。このことによって、町の職人さんは仕事が増えるし、家のリフォームをする人は安心して町内の業者に頼める。補助制度があるならこの際思い切って補修をするということになります。町が支出した予算の10倍20倍のお金が町内で回るようになり、実施した市町村では職人さんから住民からも喜ばれております。阿見町でも簡単な申請で実施できるような制度を研究し、町の職人団体とも協力し、早急に実現させる方向で取り組んだらどうかというふうに思っております。この住宅リフォーム助成制度について、不況打開のためにも1つの方向になるのではないかとこのように考えますので、町としてどう考えるのか、前向きな答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 住宅リフォーム助成制度の実施についてであります。この制度は緊急地域経済対策の一環として、市町村内の施工業者が実施することを条件とした個人住宅の改良・改修工事に対し経費の一部を助成するものです。それによる住民の消費促進と商工業の振興を目的として実施されるものです。

県内では住宅リフォーム助成事業を実施している自治体は、先ほど細田議員は10自治体ということでありましたが、こちらで調べたのでは9自治体ということになっております。単独事

業としてや国の地域住宅交付金を利用している自治体もあります。

現在、町では介護保険で要支援・要介護と認定された高齢者を対象に「高齢者住宅リフォーム助成事業」、そして重度障害者を対象として「重度障害者住宅リフォーム助成事業」を実施しております。また、国では円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策として、エコ住宅の新築・エコリフォームによるエコポイントが知られているところがございます。

以上のように、既に町では日常生活に困った方を対象として、国では環境対策としてのリフォーム助成制度があります。しかし、住宅リフォーム助成制度となると、個人財産に対する助成であり、限られた業種に対する振興対策となります。また、町の支出も大きくなりますので、実施するには慎重に検討しなくてはなりません。現在、県南地域で実施している自治体はありませんが、今後、近隣自治体の状況を参考にしたり、既に実施している自治体での効果などを調査・研究してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 県北、県西が多いわけですが、この近くでは水戸の近くの茨城町、それから神栖市ですね。県内で今実施しているのは9町村ですが、その前に実施した町村が1つありますので、茨城県内では10町村ということでしたわけですが、

今町長の答弁で介護保険、高齢者・重度障害者については補助制度があるということですが、これはこれとして実施する、それから兼ね合い、ほかでは兼ね合いがあれば一緒に補助を出すというふうにやっております。

今町の制度ですと、一般の個人の持ち家のいわゆる修繕については補助制度がないわけですよ。この住宅リフォームは主に町内に住む一般の持ち家の人に対して補助をします。お金がかかるつつうことも言いましたけども、お金はかけようで、一番最低のところで、北茨城市は100万円、それから城里町では200万円。一番お金をかけているので財政的に豊かな神栖市が21年度から24年ですか、それで4,000万円と。そういう状態になっているわけですよ。

あと、これは茨城県内の例ですけども、そのほか県外でも全国的にいろいろやっているところが多いわけですが、やったところでは、要するに今職人さんが仕事がなくて困っている。あと、住宅をリフォームしようとしている人も不景気はどこも同じなわけですから、この際補助が出るならば、じゃあ思い切ってやろうかということで、例えば20万円の工事なら、一番いいところで半分の10万円を補助するとかね、そういう例もありますけども、100万円なら20万円を限度にして補助すると。そのことによって、いわゆる町内の、これはまさしく町内の仕事量が増えるわけですよ。町内の業者さんがそれを請け負うっていうことで、当然町のお金が町内で補助制度ができたことによって、どこでも10倍から20倍のお金、例えば200万円を支出すれば、10倍ですと2,000万円になるわけですよ。20倍だと4,000万円になるわけですから、そう

いう形でお金が回って非常に住民から喜ばれていると。

職人さんは今本当に仕事がなく、いわゆる仕事をやめる人が多いわけですね。町でも職工組合があったわけですが、聞いてみたら3年ぐらい前に解散して、今あるのは太子講という名前で職人組合さんが任意でつくっていると。その会長さんは斉藤工務店で三区の人ですが、聞いてみたら、そういう制度があれば、今仕事がない時期なんでありがたいと、そういうことを言ってるわけですね。現実的にはそういう例があるわけですから、当然町でも商工会は補助を出しているわけですね。それから、農業団体にも補助を出しているわけですから、そういう点では、いわゆる私が言ってるのは職工組合の方ですね。前は商工会にも入っていたと思うんですけども、その人たちに補助を出しても別に私は不思議はないと。そのことによって一般の持ち家の人も喜ばれるという制度ですので、その辺、前向きに検討してもらいたいと。

御承知のように、県南はまだやってないわけですが、そういう点では阿見町が先鞭をつけて、広まればいいなというふうに私も思っておりますので、その辺、町長の答弁では今後検討していくということなんですけども、検討していくつつうのはいい言葉であって、何だかわかんないつつうかね。そういうふうになると思うんですけども。やる方向で検討するのか、やらない方向で検討するのか、はっきりさせていただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。先ほど町長から答弁もございましたように、県南ではやっていないと。やっているところが県内で9市町村、これにつきましては、いろいろ条件をつけているようなところもございます。その辺を鋭意検討してどうするか、検討していきたいということでございます。

〔「……か」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今後ろのほうから出てくるに、園芸業者が入ってねえんじゃないか、つつうことを言われましたけども、園芸業者も塀の補修とかそういうので入ると思うんですけども。

私は、今部長の答弁では条件がいろいろあると。書類もインターネットでとったんですけども、3枚も4枚も出すつつう町村もありますよね。そうすると、恐らく申請は仕事を頼まれた大工さんのほうがほとんどやっているんですよね。だから、そういう点では個人営業つつうかね、個人一人親方の大工さんなんかいるわけですから、その人が3枚も4枚も申請したら、大体面倒くさくてやらないですね。そういう点は研究して、これは間違いなく喜ばれるわけですから、商工会へ一千数百万出しているよりはお金がかからないじゃないかなというふうに思

っておりますので、前向きでやれる方向で検討してもらいたいなというふうに私は思うんですけども、都市整備部長の話だとその辺がはっきりしないんですけども、ニュアンスとしてはやる方向で検討すのかなっつう感じもするんですけども、その辺、町長どうなんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） いろいろ要求を聞いていたら幾ら予算があっても足りなくなっちゃうという話ですよ。やはり今の状況の中でね、何を優先順位にするのかということを考えていればね、この制度を今採用してやるという状況にはないということを、はっきり言わないといつまでも同じになってしまうんで、まず、やれる仕事をきちんとやらなければいけないので、今の状況ではこの制度を採用するという状況にはない、そういうことです。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） じゃあ、そうすると部長の「検討する」っつうのは外交辞令だっつうことなんですか。

〔「やらないために研究」と呼ぶ者あり〕

○18番（細田正幸君） やらないための研究っつうことなんですか。

あともう一つ。町民からそういう要望があってもやらないっつうことなんですか。私はお金はかかんないっつうことを言ってるわけですよ。これは研究してきちんとお金が回るようになればプラスになるし、町長が考えているような水道事業の2億9,000万円なんっつうことを言っていないわけですから、200万円、300万円の金でもできるわけですよ。で、状況がよければまた足してくっつうこともできるわけですから、それはきちんとやっぱり調べる必要があるんじゃないかなというふうに私は思っております。その点もう一度答弁を願います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 部長がやるっていうことは言えないんじゃないですか、ね。やっぱりそれは部長の権限じゃないわけだから、やっぱり部長がじゃあやりますっていうわけにはいかないんで、それだから私が今、今の状況の中では検討はね、いろいろな資料だ何だをとっていろいろ検討することはできるけど、だけど今すぐそういう仕事を、補助要項をつくってやる、そういう状況にはないということを言ってるんです。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今、町長の答弁でも資料をとって研究はすると。けども今やる状況ではないと、それが今の状況だと思うんですけども。私はやって悪いっつうことは提案するつもりはありませんので、きちんと今後検討して、じゃあ、どういうことならば一番いいやり方があるのかと。それから、今町長はお金がないって言ってましたけども、お金はいわゆる考えっつうかね、重点をどうするかっつうことで生まれてくるものであって、200万円、300万円

の金がないっつうことは言えないというふうに思いますので、研究はきちんとやっていただきたいと。で、その時期がくればやると。そういう方向が一番私はベターじゃないかなというふうに思いますので、その点はどうなのでしょう。都市整備部長に聞きます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

〔「できねえって町長が言ってるんだもん」と呼ぶ者あり〕

○都市整備部長（横田充新君） お答えいたします。先ほど各自治体実施しているところでもいろいろ条件等もございます。中には1年以上住んでいるとか、3年以上住んでいるとか、そういう条件をつけたり、先ほどありましたけど、造園業はなしで、あくまでも建物の本体だよというような条件等もあります。そういうところをいろいろ検討していきたいと思っております。

〔「できねえって言ってんだから町長がいがつぺよ……」と呼ぶ者あり〕

○18番（細田正幸君） だめだつぺよ園芸業者。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） この問題は今日初めて提起したわけですから、冗談は抜きにして、きちんと検討してね、どういうふうになれば一番いいのかわつうことは検討してもらいたいというふうに思います。引き続き、この問題については取り上げていきたいというふうに思いますので、これで終わります。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） これで、18番細田正幸の質問を終わります。

次に、3番川畑秀慈君の一般質問を行います。

3番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔3番川畑秀慈君登壇〕

○3番（川畑秀慈君） それでは、通告に従い質問いたします。

今、日本における学校給食は岐路に立っております。それは、大きく分けて2つの点です。その1つは、食育基本法ができたり学校給食法が改正され、法律の描く学校給食のテーマや、それをどう達成するかという方法が変えられたことです。戦後、学校給食法ができたときとその目的が異なってきました。学校給食に対する社会的要請が違ってきたという点にあります。なぜ、目的が違ってきたのかと言えば、すべての子供たちにとにかく必要な栄養を供給するという食料の逼迫した時代のテーマから、どう食べるか、育つ意欲をどう引き出すかへと子供の食にかかわるテーマが変わったからです。

2つ目は、各地で昭和40年代から60年代にかけて建てられた給食施設の建て替えが迫られているからです。民主党政権に変わった今でもコスト削減圧力を引き続き強めているため、建て

替えを規定する最大のテーマが「安上がり」とされる傾向にあります。そのことから、新自由主義政策に基づいて、施設の建設や調理を中心とした業務を民間業者に任せる方向が各地で打ち出されております。その中でまず確認しておかなくてはならないのは、食育基本法に押された学校給食法の改正によって、学校給食は大きく2つの意味でその目的を変えてきたことです。

1つは、「食育」という言葉に象徴されるように、教育の一環として教育との結びつきがより問われるようになったことです。2つ目は、地域の農漁業生産物を食材として意識的に取り入れる地産地消とも関連しますが、地域の伝統料理を取り入れたり、地域の食料生産や流通に目を向けた、つまり縦と横とでの地域との結びつきを強めた学校給食が問われている点です。

こうして学校給食が教育と地域とのつながりを強化するよう求めて法改正されたのを受ける中、阿見町においても給食施設の建て替えの計画がありました。昨年春、建て替えが始まる予定の給食センターがいつの間にかPFIから公設民営に変更され、ストップしてしまいました。現在、給食センターは老朽化が進み、設備においても耐用年数の限界に来ているのもあると思いますが、なぜ、説明をしないでPFIを急に取りやめ運営方針を変えたのか、これが1点目です。

2点目に、これまで阿見町は学校給食をどのように考え、運営してこられたのか。

3点目、これからの阿見町の学校給食はどうあるべきであると考えているのか。

以上、まずこの3点について質問いたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 川畑議員の質問にお答えします。しかし、2点目、3点目の質問につきましては、教育長から答弁していただきます。

学校給食について、1点目の「現在、給食センターは老朽化が進み、設備においても耐用年数の限界に来ていると思うが、なぜ、説明をしないでPFIを急に取りやめ運営方針を変えたのか」との質問につきましてお答えいたします。

現給食センターは昭和47年に開設され、昭和55年の増築・改修以降、大規模な改修はなく、建物・設備・備品等老朽化が進んでおります。また、献立内容の多様化、地場産物の積極的な活用など給食内容の変化は著しく、その対応に苦慮しているとの報告を受けております。

これらを改善するため、給食センターを建て替えることとし、平成25年4月の供用開始に向けて、事業手法を検討した結果、PFI方式で建て替え・運営を行うという方針で進めてまいりました。その経過については、平成21年2月の全員協議会で説明したとおりでございます。

しかし、私の就任前の事業計画には、米飯調理施設は含まれておりません。新給食センター

には、ぜひ、米飯調理施設を含めて建設することにしたいと考えているわけです。町内の農家で育てられた米を給食センターで調理し、町内の子供たちに少しでも早く食べてもらうため、米飯調理施設を追加することは、ぜひとも必要であると考えております。

また、保護者の負担を増やさずに米飯回数を増やすことができ、町内産の米を使うことは地産地消の最も重要な部分であるのではないかと考えております。さらに、長く使う施設なので、環境に配慮した省エネ施設として建設することも考えております。

このようなことから、米飯施設導入について事業計画の見直しが必要となり、事業を一時中断して計画変更について検討をしてみました。事業計画の変更については、昨年9月の全員協議会で説明したところであります。この間も全協等を開かせていただいて説明をしようと思いましたが、皆さんお忙しいので説明できませんでした。これは非常に残念です。

P F I 方式は公設民営方式と比較して経済的にメリットがあると試算されていますが、設計・建設・設備・調理・配送・施設管理等、それぞれの契約の段階で多くの業者に入札に参加していただき、競争性を高めることにより同等の経費で事業を進めることができるものと考えております。P F I 方式は、運営・維持管理等について15年という長期に及ぶ契約であり、3年から5年程度の期間で契約する公設民営方式のほうが、時代の変化に柔軟に対応できるものと考えられます。

施設の老朽化・正規職員の減少等の課題に対応し、次に教育長が答弁いたします、これからの阿見町の学校給食を実現するために、新学校給食センターの建て替えを早急に進めたいと考えております。

なお、今後の事業計画につきましては、議員の皆様全員協議会等で説明させていただきます。どうしてもこの事業を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 次に、教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 続きまして、2点目の「今まで阿見町は学校給食をどのように運営してきたのか」との質問につきましてお答えいたします。

学校給食は、明治22年に山形県鶴岡町——現在の鶴岡市の私立小学校で、貧困家庭の児童を対象として行われたのが始まりとされています。戦時中は一時中断されましたが、戦後再開され、昭和29年には学校給食法が制定されました。この法律における学校給食の目的は、「国民の食生活の改善に寄与すること」であり、児童の栄養不足を補うものとしての役割が主でした。その後、高度経済成長とともに日本人の食生活は大きく変化し、それに伴って給食の役割も変化してきており、平成20年には学校給食法が改正されました。

現在の学校給食の役割は、成長期にある児童生徒に、バランスのとれた栄養豊かな食事を提

供し、健康増進・体位向上を図ることにあります。また、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、好ましい人間関係を育てるなど、教育効果を高めるものであると考えられるようになりました。

当町の給食につきましても、栄養価の充足だけでなく、地場産物を活用した季節の食材を利用することや、節分や節句にちなんだ行事食を取り入れるなど内容の充実を図っております。特に地場産物の使用割合は、2年連続で県内1位となっている状況です。さらに、児童生徒の生きた教材として食に関する指導を栄養教諭を中心に行っております。

また、食育活動として、地場産物を納入していただいている生産者や生産に関する情報を子供たちに伝達することにより、食料の生産等に対する関心と理解を深めているところであります。

次に3点目「これからの阿見町の学校給食はどう考えているのか」との質問につきましてお答えいたします。

先ほども述べましたとおり、学校給食の役割は単なる栄養補給のための食事にとどまらず、学校教育の一環となっております。飽食の時代の現代にあっては、体に有害なトランス脂肪酸の摂取、肥満や小児生活習慣病、誤ったダイエットによる拒食症、朝食の欠食、極端な偏食など、食に関する課題は山積みしています。

今後も引続き、学校給食に係る教職員への研修、食に関する講演会・シンポジウム等の開催、保護者への情報提供を積極的に行いながら、これらの課題を少しでも解消するよう図ってまいります。

阿見町で育っていく児童生徒が生涯にわたって健康で、さらに阿見町の食文化を継承していけるようにしたいと考えております。そのためにも、給食センターが食育の中心となり、給食を生きた教材として、児童生徒や保護者、生産者、地域の方々に情報発信していきたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） ありがとうございます。PFIから一方的に公設民営の話が急に出たとき、私も実はびっくりしまして、建つはずなのがつまでも工事が始まらない、どうしたんだろうというのがちょっとありまして、まず、1点目、今町長が言われたように米飯施設をしっかりと給食センターの中につくって、町のつくられているお米を子供たちに食べさせてあげたい、この気持ちはよくわかります。ただ、ここでちょっとお聞きしたいのは、なぜこの変更する前に一言こういう状況なんでこうしたいんだという話が町長のほうからなかったのか、その辺をちょっとまず聞かせていただきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） この点に対しては本当に議会に対して、説明がなかったことに対して本当に私が謝らなければなりません。これはもう。ただ、学校給食の米飯に対しては、もう議員のときから、どうしても米飯は町の給食センターでやりたいという思いはしてました。それは河内町に行ったときに、本当に御飯のいらぬ……、違う、御飯じゃない、ごめんなさい、おかずのいらぬ、これは失礼しました。おかずのいらぬお弁当を倉持議員と一緒に食べた覚えがあります。本当におかずのいらぬ炊きたての御飯を食べさせていただいたこの感想は、ああ、こういうものを子供たちに食べさせたいなど、そういう思いをしました。そしてやはり今でも、小松沢議員は今だって知力、体力を要したね、学校給食だって言っております。そのとおり、やっぱり知力、体力、そういうものも踏まえた中での学校給食というものをやはり考えていきたい。そしてまた、先ほど平岡議員の問題に対しても、やはりそういう耕作放棄地、プロジェクト100の中で地産地消、そういうものもやはり学校給食の中に加えていきたいと、そういうものも考えております。

この素直な形でね、自分が説明しなかったことに対しては本当に重々皆さんには失礼だったなど。今後は皆さんも、怒られちゃいますけどなるべく全協等のときは学校給食に対しての説明をしますので来ていただいて、本当に皆さんが御理解できないのか、できるのか、それはそれぞれ考えがあると思いますが、説明だけは聞いていただきたい。そう思っております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） ありがとうございます。このPFIから公設民営の切り替え、この説明がなく一方的に切り替えてもう1年たってしまったことに対して、町長のほうから今謝罪がありました。やはり民主主義、この議会制民主主義のスタート、イギリスで13世紀の半ばにジョン王がそのときは封建社会の中でしたが、貴族の方針会議でマグナカルタ——大憲章にサインさせられたんですね。要するに住民の税金を勝手に集めて勝手に使うことに対して、そのときの貴族たちが住民を代表して、勝手にやることはだめだと。要するに議会制民主主義というのは、勝手か勝手じゃないかどっちかだと。やっぱり勝手にやるということに関しては、やっぱり非常に問題があったなど、1点私のほうで言ってまた伝えておきたいと思っております。

それはそれとしまして、お米を子供たちに、地元のお米を、おいしいお米を食べさせたい。で、これは食べさせる工夫は各自治体いろいろやっているとと思うんですが、この辺はどうでしょう、他の自治体、いろいろ研究、勉強されて御存じでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） 学校給食センター所長柳生典昭君。

○学校給食センター所長（柳生典昭君） それではお米についてお答えいたします。他市町村の事例ということでございますが、現在、ほとんど9割以上の給食センターにつきましては、学校給食会のほうを通しまして購入しているのが現状かと思っております。その給食センターにより

まして、地元産のお米ということで指定をかけて導入しているのが現状でございます。

そのうちの恐らく8割ぐらいは100%地元の米が入っているかと思いますが、どうしても購入できない場所、阿見のセンターもそうなんですけれども、阿見のセンターの場合はかすみ農協さんということで、阿見町産と美浦産のお米を購入しているということで、どうしても阿見町産の米が確保できないという今状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） じゃあ、続きましてもう一点、自分のお米を炊いて子供たちに食べさせるんですが、四国の南国市の学校給食に関しては御存じでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校給食センター所長柳生典昭君。

○学校給食センター所長（柳生典昭君） お答えします。申しわけありません。知りません。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） これは、昨年6月でしたか、9月でしたか、小松沢議員のほうから話があった内容です。南国市の学校給食、これをちょっとお話ししますね。自校調理方式で大きな特徴は、1.8リットル炊きのナショナルの電気がまで御飯を炊いているそうです、御飯は、電気がまで。

〔「1.8だって」と呼ぶ者あり〕

○3番（川畑秀慈君） 1.8リットルです。それで、一かま17名分で1つの学校でもかなりの数の電気がまを使うようになります。まあ、それでいろいろ疑念がわくと思うんですが、それがこの電気がまで週五日、つまり毎日御飯を炊いている。これは今地元産のお米、話がありましたが、地元の棚田米を全部買い上げてそれを炊いている。

それです、これはコストはどうなのかっていったところがあると思うんですね。電気がまで、じゃあそんだけ電気を使って一斉に炊いてとばないのかとか、電源はどうなんだと。これは計算をちょっとしたのを読んでみますと、米飯コストを下げる、要するに自校炊飯で自分の切り替えたことによって、まず米飯コストが安くなった。このかけた金額なんですが、市内13校と2つの幼稚園ですね。これに対して270台、電気がまを買いまして、その購入費が467万円。施設の改修費が1,839万円、そして電気工事に使った工事費——これが3,264万円、しかしそれでも委託よりも自分たちのところで炊いたほうが5円安く上がる。

それで、これの1つの大きな利点といいますのは、今まで確かに町長も言っていた委託してた御飯というのは冷たくておいしくない。それが自分のところで、要するに家庭用の電気がま、自分のうちにもあるような電気がまで炊いているわけなんです、それによって、家庭的で温

かくておいしいって圧倒的に支持され、御飯の残る量が非常に少なくなったそうです。

それで、南国市で白い御飯をつくってやることによりまして、いろいろとプラスの部分があるんですが、人気のある主菜っていうのが、一番人気があるのがカツカレーらしいんです。その次は白い御飯だそうです。主菜っていいですか、その次におかずのほうでは、アジの開きとかシャケが上位に上ってきている。それを含めまして非常に地産地消、地元の農家の方、そういう方たちが、自分たちのところのまず棚田米が、要するに今までなかなか売るのが大変だった、買ってもらえなかったのが全部買い上げてもらえて、非常にこれは助かる。では、農薬を少なくしてなるべく子供たちにいいものをとということで、工夫をして非常に薬を使わないでおいしいものをつくるようになった。そこから始まりまして、野菜であるとか、いろんなものも、やはりそこから地域の本当に地元産、また農家の方、そういう方たちが非常に学校とタイアップをしまして、本当に安心して安全な食を提供するようになってきた。このような事例がございます。

ですから、ある意味で先ほど町長が言われたようにおいしいお米を食べさせるということであれば、全部の学校一斉にとは行かなかったとは思いますが、方式を、逆に言うと変えなくてもそういうやり方もあったのかな、これは1つのものの考え方として、非常に1つの枠にとらわれず自由な発想でいったときにはいろんなものが参考となって検討の余地があると思うので、その辺もちょっと研究して、また見ていただきたいと、こう私は思います。

それとですね、先ほどちょっとPFIの話等、町長のほうから話がありましたが、PFIのメリットとデメリット、わかりやすくちょっと説明できればお願いしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。PFI事業のメリットとデメリットでございますが、1つはメリットとしては、食材調達業務、調理業務と一連の業務とした場合、コストの縮減と業務の効率化が期待できる。

デメリットでございますが、安全性における不安要素となる。それから、食品の品質管理等において責任が明確になりにくい場合がある。リスクを負担するため、かえってサービス料が高くなるおそれもある。

それから、食材調達業務については、メリットとしては、大量の食材調達に大幅なコスト縮減が期待できる可能性がある。デメリットとしては、食材費は市場変動が大きいことから、原則として当該リスクを民間が負担することは困難である。それから、食材が給食費を超過した場合、民間事業者がリスクを負担することになる。民間側への過剰なリスク移転にVFMの達成を損なうおそれがある。それから、給食費に制限があるため、民間事業側にとっては食材調達費を削減するメリットがない。

〔「何だかよくわかんない……」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（筈留一美君） わかんないですか。

〔「P F Iの説明と違うのはわかる」「……だめだよ」「P F Iの説明と違うよ。P F Iを説明したでしょう、P F Iがいいって。そのときの説明はどこいったんだ」と呼ぶ者あり〕

○教育次長（筈留一美君） ちょっと申しわけないんですけど、黒井課長にかかります。申しわけないです。

〔「何だよ、全協で説明したんだっぺ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） 昨年の2月に私が説明させていただきましたメリットとデメリットなんですけども、財政的な話でP F Iのほうが初期コスト、最初の3年間、4年間で支払うお金が安くなると、そういうことですね。ただ、実支払額なんですけども、そのとき説明した実支払額は、トータル17年間で実際に支払うお金なんですけども、そのときのシミュレーションで56億3,300万円がP F Iであると。従来型でやると55億1,900万円と。従来型のほうが約1億1,400万円安くなりますという説明をいたしました。ただし、これは支払い時期が変わりますので、こういうような長い期間の事業をやる場合には、「V F M」と言いまして現在価値化します。そうした場合にP F I事業のほうが8,800万円、約8,800万円ですね。V F Mがあるという説明をいたしました。

それともう一つ、P F Iの事業のときにですね、これは競争性が働かないと全然、今言ったのは絵にかいたもちになってしまいます。で、このときにですね、従来型でしたらこちらから指名をしますので、10社でも20社でも競争させられますが、P F Iの場合は非常に複雑なシステムをとりますので、手を挙げる業者がなければもう完全にだめなんですけども、そのときの段階では見込みがあるというふうに説明させていただきましたが、米飯給食の中断によりまして、その見込みが3社以上あるということが、何ていうんですかね、町のほうの長い期間の契約なので、信頼度が落ちてしまいましたので、その辺が競争性が保てるかどうかというのが今不安な状況になってございます。このような説明をさせていただいたたと思います。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 前町長の、川田町長もやはり一番懸念されたのは、そこに入札として入ってくる業者がどうしても少なくなる。せいぜい3社、4社のグループの中でやる。それが一番懸念されていて、それを引き継いだわけですが、これは。実際にはね。それはずっと懸念されてたのかなと思います、これは。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 前から何度も聞いている話でわかりにくい人はわかりにくい、わかる

人はわかると思うんですが、今、それはそれとしまして、給食センターの設備、また、中の調理器具も含めてもう耐久年数に来ていると。だましまし使っているっていうものがあるのかどうなのか。また、精いっぱい延ばしてどのくらいまで使えるものなのか。その辺ちょっとわかれば教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） それではお答えいたします。まず、最初に施設のほうなんでございますが、水道管、それから給油管、それから蒸気配管とも昭和55年以降、約30年経過しているわけでございますが、小規模改修はしておりますが、さびが発生し、漏水、蒸気漏れする箇所が年間10カ所以上ありまして、これは耐用年数、おおむね10年から15年とされておりまして、もう既に耐用年数は切れているというような形。それから、床面についても塗装も10年以上たっておりまして、欠けとかはげが見られる状態であります。それから、浄化槽ありますけれども、建設後30年以上経過しておりまして、構造物の劣化が非常に激しく、あちらへ行ってもらうとわかるんですが、においが非常にきついちょうような形となっております。

それから、電気設備、これは同様に老朽化しておりまして、漏電等が年間5回以上ありまして、その都度業者に依頼して補修している状況であります。それから、機械器具でございますが、中に洗い物とか、それから食器洗い機とかいろいろありますけど、そういう大型機械器具等は、導入後20年から中には38年経過しておりまして、すべて耐用年数を大幅に超過している状態で、交換が必要とされている状態であります。特に、洗浄機、焼き物機、揚げ物機はさびの発生が非常にひどい状況でありまして、故障の都度モーターの交換、さび発生箇所の溶接補強を行っている、限界に近い状況にあります。

実際これらの器具をです、新規更新しますと、約1億5,000万円が必要になるというような状況で、今必要に応じて修繕をしている状況であります。

以上です。

〔「PFIで去年やっちゃえばよかった」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 去年やっちゃえばよかったっていう話が後ろから出ておりますが、PFIのメリットとデメリット、これも当然途中でPFIを取りやめた自治体もあつたり、検討を取りやめた自治体もあつたり、また、契約をこのままではそぐわない、要するに当初の利益、要するにPFIに切り替えるメリットが著しく損なわれて解約したというところも出ておりますが、その辺の事例、また、教訓的なものは御存じでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えいたします。PFIに関する基本方針っていうのが

ですね、平成12年の3月13日、国から示されたちゅうことで、その実施方針が公表されたPFI事業は、昨年の12月31日現在で、その事業を取り組んでいる国とか市町村関係なんですけど375件ありまして、そのうち給食センター整備ちゅうことでは33件あるんです。その中で、PFI事業を断念した給食センター事業は2事業ありまして、うちのほうで調べたところによると福島県の川俣町——これは学校給食センター整備運営等事業。それから、これは新潟になるんでしょうかね、新津市つつうのがあります、これも中止になっております。

川俣町の場合はですね、PFI方針を進めると、行政が直接建設や運営するのに比べ1割余りの経費が削減を見込まれていた。しかし、それでも最大51億円余りですね、要するに15年にわたる債務負担、15年先の債務負担を今約束して、将来の少子化や人口減少の中でそれが課題ちゅうことを町長の判断でしようけど、最終的にはこれは公設民営方式に変更した例。これについては当初計画より3年おくれで実施したつつう例。

それからまた、新津市は、これは5グループが一次審査、これはPFIの一次審査を通過して、うち3グループが入札をこれは辞退しちゃったんですね。それから、残る2グループがですね、提案書を提出しましたけれど、金銭的な面で事業に対する事業者と市の相当な乖離がありまして、落札者がなしちゅうことになりました。だから、PFIでは落札がなしちゅうことで、最終的には公設民営方式に変更しまして、当初計画より、これについては1年おくれで公設民営で実施したちゅう例を把握しております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） わかりました。いろいろと前の説明のときは非常にPFIはいいんだということで、洗脳されるように私も話を聞いたような気がするんですが。それはそれとしまして、事態はここまで進んできた。これからどうするのが一番いいのかなといったところもちよっとあるんですが。

このPFIを考えたときに、教育委員会、また執行部のほうで、ほかにどういうパターンを考えて……、学校給食っていろんな形がありますよね、数種類。PFIもある、公設公営もあれば、公設民営もあれば、自校方式もあれば、いろいろあると思うんですが、その辺の検討はしたんでしょうか。それとも、給食センター、要するに公設民営か、それともPFIかという形で、この2つに絞って検討されたんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） 給食センターの建て替えについては、当初どういうふうな形で建て替えようかということで考えてございます。現在は、皆さん御存じのように「公設公営」ということで事業を進めております。現在、公設公営。

〔「現、今でしょう」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（黒井寛君） 今は公設公営で進めております。建て替える段階になりまして、民営民間委託というのが頭にございましたので、職員を削減して臨時職員に切り替えておりまして、これが平成25年ぐらいです、限界に来るということになってきております。そのため公設公営に戻るということは頭から外しまして、PFIの事業化をするときも公設民間委託です。丸々民営ではなくて調理部門を民間委託する、公設民営と申しております。

それと、PFI方式というのは事業方式なんで、運営方式は町のお金で建物をつくって民間が動かすということなんで、でき上がって動かすことは全然実態は変わらないんですけども、事業手法として全部町がお金を用意するか、PFIを活用して民間資金のお金を活用するかというふうな検討をさせていただきました。そういうことで、自校方式に関しては検討してございません。そういうような検討をしております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 私は自校方式をほかの自治体も見て計算してみたんですね。まあ、全国いろんな自治体がありますが、やはりどちらかと言いますと、住みやすいいいサービスをやっている自治体というのは、小さい自治体が大体主でして、その中でも吸収合併して大きくなったところでもいろいろ工夫をして給食センター、学校給食に関してはいろんな形をとって、センター方式じゃないところも結構ございます。ある意味で財政的に豊かなところは結構自校方式をとっているのかなと、こう思っております。神奈川であるとか、東京であるとか、京都であるとか、非常にその比率が高い、自校方式の。

建設費だけをちょっと見てみますと、ある高崎市の例なんです、公設民営方式のセンター方式と自校方式と建物設備、どちらが安く上がると思えますか。ちょっと御質問いたします。町長でもいいです。教育長でもいいです。学校教育課長でも結構でございます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） シミュレーションをしてないのでわかりかねるんですけども、一般的には分散型よりも集中したほうがですね、衛生管理、それから当然今のシステムはHACCPを基準でやりますので、そこまでの要求をされれば集中したほうが安くなるかと私は考えております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） ありがとうございます。私も絶対センター方式のほうが安いと思ってたんです。ところが、高崎市のほうでは自校方式で2003年に全部大体切りかわった。そのときに小学校で26校、中学校で15校、で、その設備・建物かかった金額、小学校で24億2,500万、中学校15校で18億7,500万。これ、単純に我が町に置き替えてみますと幾らなのかなと。これ、

設計料も当然別枠で入ります。1件につき、ここの高崎市では400万円で仕上げたそうです、設計料。で、これを我が阿見町に置き替えてみますと、小学校が8校で単純割で、人数割でいってませんので、ちょっとあれなんですけど7億4,400万。それに中学校が1校1億2,500万のそれが3つで3億7,500万で、11億1,900万でプラス設計費が入りまして、4,400万入って11億6,300万と。

ほかの北海道の自治体でも自校方式にするか、センター方式にするか、またPFIにするか、いろいろ検討してやったときに出てきたのが、先にセンター方式ありきで出てきたところを自校方式の値段を非常につり上げて出してきた。実際に計算してみるとそこまでは高くないのに、集中的にセンター方式に切り替えたというような経緯がございます。

これは高崎市……、後でこれはネットなり、またいろいろ連絡をとりあって聞いていただくと、また私が言っているよりも詳しい情報が入ってくるんじゃないかと思うんですが。

ですから、単に建設費のコストだけ見ると、また頼む業者にもよるでしょう。また、いろんな設計の仕方にもよると思うんですが、どこが安いのかというと、これもゼロからもう一回見直してみますと、果たしてセンター方式が一番いいのか、自校方式がいいのか、それも考える余地があるのではないかと。そういうことをちょっとお伝えしておきたいと思いました。

これから学校給食、いろいろあると思うんですが、地産地消——これを学校給食の中で今も取り組んでおられると思うんですが、これからはどのような形でまた進めていくのか、現在どのくらいで、目標はどのくらいにおいてるのか、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校給食センター所長柳生典昭君。

〔「……までやったら……」と呼ぶ者あり〕

○学校給食センター所長（柳生典昭君） それではお答えいたします。地産地消ということで、地場産物の活用についてちょっとお話しいたします。

現在のところ、阿見町では野菜の産地ということで、ほぼ野菜のみが地産地消というような形で流通しております。量的にはそれぞれ年によっても違うんですが、18年、19年あたりから比べますと、約1.5倍ほどに増えております。特に地元のものということで、特産のメロンとかスイカとか、例えばヤーコン、タケノコ等につきましては100%地元のものを使っている状況でございます。

現在、この地場産物、導入していただいているのが、業者さんといたしまして農協さんと産直センターさん、2カ所がございます。特に地産地消には力を入れるということで、そちらから提供していただける、入札応募があった農産物につきましては、ほぼ100%に近く導入しているのが現状でございます。

これからなんですけれども、一部検討しているのが、農作物だけではなくて、霞ヶ浦でとれるワカサギとかエビとかですね、そういったものも考えながら、そういったものがメニューの中で出せるかどうか等検討しながら進めているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） ありがとうございます。また、いろいろ他の地域、自治体でもこの地産地消に対しては努力をして工夫をして非常にいいものをつくっている先進的な事例もございます。先ほど言いました南国市、それとあと今治市、この高崎市、非常に給食がおいしいそうでございます。ぜひ、この辺のところもいろいろと工夫をしまして、阿見町にとって、またよりよい方法でぜひこれも進めていただきたいと思います。

今、るる私もいろいろ質問させてもらった中で、1つ言いたかったのは、阿見町においていろんな給食の仕方がある。その中でどういうシステム方式が一番いいのかといったところをある意味で議会とまた町長を初め、教育委員会を初め、執行部ともども本当に真剣になって、子供たちのためにどれが一番いいのかっていったところを考えるいい、私はね、挫折したこの1年、空白ではなくて、より実り多い1年にするためにも、しっかりとこれは取り組んでいいものをつくりあげていかななくてはいけないのかなと、こう感じております。

最後にちょっと、教育長のほうへ最後の質問で、食のテーマとは何か、ちょっと教育長の考えで結構ですのでお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 食のテーマですか。

○3番（川畑秀慈君） はい。

○教育長（青山壽々子君） 私は、日本人の血の中には弥生式、縄文式時代からずっと日本人の遺伝子が脈々と受け継がれていると思っています。ですから、私の考える食のテーマというのは、阿見町の子供達には、阿見町という土地に育った食物で育てることが一番大事だと考えます。私たちは粉文化の遺伝子は受け継いでおりませんで、粒文化の遺伝子を受け継いでおりますから、お米を食べて、みそ汁を飲んで、たくあんを食べて、白菜の漬物を食べて、ちょっとした魚を食べて、納豆を食べてというような日本人の遺伝子の中に受け継がれている食を大事にしていきたいと思っておりますので、ただし、今の子供たちはそれだけではとても耐えられませんので、時にはカツカレーなども大事かと思いますが、本質的には、そういう遺伝子が嫌がらないような食を次の世代の子供たちにもつないでいきたいと考えております。

〔「いやあ、全くだ。了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） ありがとうございます。今教育長のほうから話がありました、本当にこの阿見町の食を子供たちにどう伝えていくか、そこからやはり人と地域のつながりをどう学びとっていくかということが非常にこれは大事ではないかと私も考えております。

話はちょっと飛びますが、養老孟司さんと茂木健一郎さん、皆さんよく御存じだと思います。「スルメを見てイカがわかるか！」という本を出している、その1節の中にこのようにあります。こう言ってますね。「大学に行くとばかになる」。そして大学では——これは養老孟司さんの話なんですね。「生きて動いている物をとめて研究する。そのことから、情報処理をすることはうまくなるものの、生きている物を本当に相手にして扱うことがへたになってくる」。ちょっと非常に奥が深いことだと思うんですね。

それでもう一つ、世界放浪の末、フィリピンで医者になった色平哲郎さんという方がある著書の中で、「医学部の学生の能力で最も退化しているのが、人当たりの勘」だって言うんです。人に接するときの対応の仕方。で、この人が村の診療所へ研修に来る医学生たちを見てますと、はらはらするような言葉を平気で言うそうでございます。こっちが聞いてて大丈夫なのかっていう。相手の感情を逆なでするような発言がかいま見られる。

なぜかという、大学では医療、この複雑な人間関係を切り離しまして、医学部では単純化した人体として単なる物体として扱って教えているもんですから、どんどんそういう部分で生きている人に対するそういう感性が働かなくなる、非常に怖いって、そういうにぶい人がまた医者になってくるっていうんだから、医療の問題、これからもいろいろと大変だと思うんですが、それには、根本にやっぱり教育っていうものがどうしてもかかわってくるのではないかと思います。

食に対する感覚、これを育てていく中で、やはり人当たり、また人に感謝する、また人と接する、また、一緒に物を食べていく中で、いろんな話をしていく、これは家庭でもそうなんです、今家庭でその状況が壊れておまして、孤食をしている、一人で食事をとる、朝食をとってくる、とれればいいんですが、とらない子が非常に増えてきているのが現状で、そういう部分からしましても、阿見町の給食、食育、またそれを教育の一環として、周りの自治体では、周りの人からうらやましがられるような、あそこに行って見てくれば給食とはこうあるべきだというのがわかるんだというような、ぜひ施設もそういう施設であっていただきたいし、また、その中身もソフトの部分もそうあっていただきたいと思います。

まず、以上で1点目の質問を終わらせていただきます。

〔「よくやった」と呼ぶ者あり〕

○3番（川畑秀慈君） 続きまして、次、非常に厳しい生活を強いられている高齢者に対して、どのように町は対応をとっているかということとちょっと質問させていただきたいと思

いますが、昨年の国勢調査で、日本の統計が始まった明治以来、初めて人口減少に入りました。この人口減少に入ったということは、ある意味非常に大変なこととして、昭和20年、第二次世界大戦、またその前からずっとその間もとってましたが、あの戦争を行ったそのときでさえ人口は減ってこなかったと、増えているんですね。その中で今回初めて人口減少に突入した。

で、人口減少に突入した中で1つ何が変わったのかというと、人口の年齢的なバランスが非常に崩れてきたというのがありますが、高齢化が急速にこれから進んでいく、そのことをとりまして、将来この阿見町の年齢別の人口比率はどのように変化していくのか。

また将来の、2点目としまして、今現在どうなっているのかということと、将来これがどのような変化の仕方をしていくのか。

3点目に、生活保護制度の生活扶助基準額によると、阿見町は何級地の幾つになるのか。各自治体、ちょっとこれは違うと思うんですが。

それとですね、家族構成、また障害者、年齢によってもいろいろこれは違うんですが、母子世帯と生活状況によりこの支給額はこれは異なっています。その一覧表はあるのか。

5点目、生活保護制度の生活扶助基準以下で、生活をしている人は、この町の中で何人いるのか。

6点目としまして、その人たちに対して町はどのような対処をしていくのか。現在対処しているのか。将来これはどのように対応していこうと考えているのか、その辺のところを質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ここで本日の会議時間は、阿見町議会会議規則第9条第2項の規定によりまして、あらかじめ延長いたします。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは最後の、今日最後の質問ということで。町の高齢者に対するの対処についてお答えいたします。

1点目の、現在の阿見町の年齢別人口比率及び2点目の将来の変化の質問についてお答えいたします。平成22年4月1日現在で、人口は47,553人となっております。人口比率であります。0歳から14歳までが6,439人、13.5%です。15歳から64歳が31,479人、66.2%。65歳以上の高齢者は9,635人で20.3%となっております。

次に将来の人口比率であります。現在策定中の地域福祉計画のデータによりまして、平成26年には0歳から14歳は0.4%減少し6,198人。15歳から64歳は3.3%減少し29,687人。65歳以上の高齢者は3.7%増加の11,303人、割合にすると24%になることが推測されています。

3点目の阿見町の生活扶助基準額及び4点目の生活保護の支給金額についての質問にお答えいたします。生活保護法による地域の級地区分は、1級地の1から3級地の2までの6段階に

区分されており、阿見町は3級地の2に該当しております。また、各級地により国が定める生活保護の基準額も決まっております。それぞれの生活状況等により支給される金額は異なりますが、ケースワーカーが定期的に訪問調査を行い、適正な保護費の支払いが行われているところでございます。

次に、5点目から7点目の質問にお答えいたします。

生活扶助基準額以下で生活している人についてですが、現在、民生委員児童委員活動で把握しております生活困窮者は年々増加し、現在は407世帯となっております。今後、更なる高齢化社会が進むにつれ、多種多様なケースが生じることが予想されるもので、民生委員及び関係機関等との関係を深め、引き続き見守り、支援等を続けながら適切な対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） ありがとうございます。貧困高齢者、これは非常にこれから問題にだんだん大きくなっていくことと思います。

OECDの統計によりますと、日本の貧困比率っていうのは、単独の高齢者ナンバーワンですね。先進30カ国の中で一番貧困比率が高いという。で、その次に悪いのがアメリカと。どうもアメリカのまねをして進んできたその結果がアメリカよりも悪くなってしまったと。それが今の現状で、これから国の政策、また各自治体でどのようにそれに対して対応していくのかというのが非常に大事にはなってくるのではないかと思います。

今、人口推移の話もちよっとありましたが、茨城県の県内の市町村の人口の推移、将来的にどうなるのか、一覧があってちょっと見てみますと、将来——平成47年、約四半世紀後、茨城県で17.6%減少する、平均でね。多分持ってらっしゃると思うんですが。その中で増えるところはどこか。2つだけです。つくば市と守谷市。TX沿線は元気がいいのかなと、つくばから東京のラインは。阿見町はどうかというとマイナス8.9%、1割までは減りませんが、それでもこうなってくる。で、これは100年後は日本がどうなのかというと、標準の推移でいくと4,600万、人口が。最下位で一番悪いとすると3,800万で計算されています。一番もし人口が多くこのまあいって増えたとしても6,300万ぐらい。もしうまくいって今の半分。悪くすると3分の1以下。その中で福祉をどうするのか、医療をどうするのか、貧困の問題をどうするのかと、非常にこれは大きなこれからの問題になってくるかと思います。

貧困率、ちょっとこれは貧困率じゃないですね。高齢者の比率をちょっと見てみますと、先ほど言いました平成47年、約25年後どうなってるのかなと見ますと、県平均で35%が65歳以上になる。低いところは、高齢者の比率が低いところはやはりつくばと守谷、それでも約30%近

い数字になってきております。阿見町はというと32.7%、30%を超してくる。約3人に一人は65歳以上。

そこで1つ問題になってきますのが、先ほどちょっと高齢者の問題をしましたけど、阿見町の現在の高齢者の単独世帯というのは何世帯あるんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。これは民生委員さんがそれぞれの地域での調査なりの報告によりますと、全体で現在今448世帯がひとり暮らしというようなことで把握しております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） その中で後期高齢者に当たる方、75歳以上の方は何人で、男女の比率がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） これは65歳以上の高齢者ということですので、75歳以上はこのうち何世帯あるかということまではちょっと今現在把握してございません。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 1点は、単独の高齢者の単独世帯で、厚生年金、共済年金をもらっている方はそうでもないと思うんですが、後期高齢者の人たちはほぼ国民年金でいっている人が非常に多い。その人たちの中で公営住宅だったり、またアパートを借りて出したりする方、この方たちの国民年金、大体四、五万の方は非常に、3万から5万の間が非常に多いと思うんですね。そういう方たちに対して、そういう方たちがどういうことで困っているのか、また、そういうことを町で対策を立てていかななくてはいけないのか、その辺をちょっと町のほうでやっておられるかどうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。先ほど申しました単身高齢者の低所得者に対してどういう支援をしていくかというようなことでございますが、先ほども町長の答弁でもありましたように、その中で407世帯が低所得者であろうということで把握してございまして、この世帯につきましては、社会福祉協議会が毎年年末の「援護金」というような形で、民生委員を通じて低所得世帯に1軒当たり3,000円ということですが、支給しているというようなことでございます。

本来、生活がそれでできないということであれば、それぞれの民生委員を通じて生活保護へというようなことでつないでいくというようなことになっていきますが、そういう状態にならないということにつきましては、それぞれ生活保護の要件に該当してこないと。あるいは多少なりと

も今までの蓄えがあって、それを崩して生活しているとか、そういう状況があると生活保護のほうには結びついてこないというようなことがあります。

今、支援としては、具体的に金銭的に支給していくということは、当然そういう生活保護とか、そういうことでないとできないわけでございます。ですから、生活の中で困ったことがあれば、そういう民生委員なり周りの見守り等でお手伝いをするとか、買い物のお手伝いをするとか、いろんな部分で援助していくというようなことはあろうかと思いますが、当然町の中では経済的に救えるというような部分はなかなか難しいということでございます。そういう状況に応じてそういう融資なりそういうものに結びつける部分については、民生委員さんを通して町のほうでも支援できる部分はやっていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 1点は、生活保護を受けていらっしゃる方は、とりあえず最低生活で支給される部分で生活は滞りなくいくんですが、そうじゃない方でそれ以下の所得で生活をしている方、要するに届け出もせず、ただ自分で本当に必死な思いで頑張って、ぎりぎりの生活をしていらっしゃる方もこれは大勢おられます。行って聞いてどうやって生活しているんだろう。生活保護を受けていらっしゃる方は保険料の問題、また、医療費の問題、また、介護保険料の問題と、ある意味で解決しているわけですね。

ところが、それ以下で生活している高齢者の特に単独世帯、身よりのない方の場合は、保険料の負担の問題、また、医療費の負担の問題、介護保険の負担の問題も当然これは入ってくる。そうすると、ある意味で一生懸命国民年金の中で頑張っていらっしゃる方がこういう制度も知らずにくいしばってやっていることもあり得ますし、また、民生委員の方がそこまで把握してなかったということもあり得ると思う。何でもかんでもいろんな形で相談があるかということ、それもまた言えること、言えないこと、相談できないこと等もあるんじゃないかと思うんですが。こういう1つの生活扶助基準をやっぴり公開して、これは阿見町において生活していく上においての最低基準なんだという、そういうものをきちんとホームページ、また広報等に載せる、また載せていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

東京の自治体、新宿、またほかの自治体でも幾つか都内のほうではこれは実施しております。それによって自分が申請して苦しい生活の中で幾らかでもまた生きる希望といいますか、いろんな部分での経済的な負担も軽くなる部分もなる人もいるのではないかと、知らないがゆえに申請せずにそのまま苦しい、厳しい生活を強いられている人も非常に多いのではないかと思うんですが、その辺のところはどうでしょうか。要望としてちょっと伝えたいんですが、どういう方向でできるかどうか。今すぐやれというふうにはなかなかいかないと思うんですが。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） 議員提案がございましたように、既にそういう生活保護基準の金額を示しているというような自治体もあるというようなことをお聞きしました。私どものほうではまだそこら辺の情報をつかんでおりません、先ほど町長の答弁でも申しましたように、阿見町は生活保護基準で言うと「3級地の2」ということで、一番下の基準額というようなこととございます。

そういう中で、高齢者——60歳から69歳までの生活基準とひとり暮らしというようなことで申しますと6万1,640円というようなことになっております。これにつきましては、全く単身高齢ということで、そういう保護を受ける場合にはいろいろなまた状況の調査があって、該当する、しないということがございますが、1つの例としましてはそういう基準額ということが阿見町では該当してくるというようなこととございます。その点について、町の広報なりホームページ等で公開していくというようなことについては、いろいろ内部で協議しながら検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） ぜひ、検討していただいて、やはりそういう情報もきちんと載せていただいて、本当にそういう経済苦、また厳しい社会状況の中で、何も知らずに手も打たずに本当に孤独な死を迎えていく人もひょっとするとないとも限らない。知ってればもう少し何とかなったかもしれないということも当然これはあり得ますので、ぜひこれを進めていただきたいと思います。

先ほどちょっと貧困の話をしました。高齢者の貧困もそうなのですが、今、貧困率の問題で平均的な所得とまた平均値と、また最大値と、また一緒にグラフのあれを見ますと非常に金額が変わってくる。今200万から300万の所得の世帯が非常に増えてきているというのが現状でございます。その中で、いろいろと生活の苦しい中で、これはちょっと貧困の高齢者とは話が違いますが、私も相談を受けて、税金の滞納で、要は利子のほうがもう増えてしまって、それにどんどんどんどん加算されてしまって、これはどこからどう考えても払えないだろうという人も確かに中にはおります。財産があって処分して全部チャラになればいいんですが、それでもそこまで行くまでにもう少し何とか手を打てないのか。これはちょっと研究、検討してほしい内容でございます。

岩手県の盛岡市、ここで非常にセーフティネットは充実しております、職員とNPO、また地元の銀行等でいろいろチームを組んで研究して進めてきたそうです。で、どういうあれなのか。市民相談——「ほほえみと太陽のプロジェクト」というんですね。これは水道料金が払えない、それがしばらくたまっているとほかにもいろんな問題を抱えているんじゃないかって、ほかの部署とも連携しまして調べてみると、そうすると多くの問題を抱えている多重債務もあ

る。そういう中で、町のほうとしても来れば税金の相談、また納付金の相談には応じるでしょうけども、ここはそうじゃないんですね。そういう人がいると、職員が声かけをしていくそうでございます。何か生活に困ったことはないか。そしていろいろと内容を聞いていく中で、本人が非常に生活困窮して、これでこのまま行ってこの税金を払って、払えって言ったときには生活破綻して、もう生活再建できなくなる。そのときは市のほうで、自治体のほうで滞納している税金を全部チャラにしてゼロにして、そこから生活再建の支援を行っていく。そういうことをやっているというんです。

ある意味で、早目早目に手を打てばそこまでいかななくてもいいんでしょうけども、でも実際、経済がここまで疲弊して、ましてやその状況、またリストラにあって仕事がなくなったりしたときには非常に厳しいんで、そのときは税金をストップかけたり、また、どうしてもこれでは無理だとなったら全部ゼロにして、ゼロからの再建のスタート、生活支援のスタートを行っている。

で、ここはアメリカの放送局が昨年、もう既に取材に来そうで、日本のほうがちょっと疎いというような話をしておりましたが、やはりそういうこれからの貧困の問題、また、いろんな福祉の問題、医療の問題、入ってきますが、こういう問題も非常に大事になってくるのかなど。要するに払えない、生活が厳しい中でいつまでも督促が来るで、まじめな人はそれは苦に生きていく力を失い、自殺していく人もいるんじゃないか。また、自殺する人口ももう3万人を超えて交通事故を上回っている、これも先進——ロシアだけちょっと別らしいんですが、それを抜いて断トツで日本が1位だそうです。アメリカの2倍、ヨーロッパの2倍、3倍は当たり前、日本は非常に、そういう意味からすると働き盛りの人たちが自殺に走っている。ですから、こちらから黙って相談に来るのを待つばかりではなくて、そういうものも滞納整理、また、いろんな形で進んでいく中で、一步先んじてもう少し早目に立ち上がれるように、いろんなことを知恵を出しながら助けていっていただければと、こう思います。

高齢者の問題とまた給食センターの、学校給食の問題、2つに分けて質問させていただきましたが、一步前進して、明るいすばらしいまちづくりをしっかりと話し合いの中でいいものをまたつくり上げていければと思いますので、よろしくお願いします。今日は本当にありがとうございました。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） これで、3番川畑秀慈君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 5時05分散会

第 3 号

[3 月 11 日]

平成23年第1回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成23年3月11日（第3日）

○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
16番	櫛田豊君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

○欠席議員

11番	久保谷実君
-----	-------

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
消	防	長	瀬尾房雄君	
総	務	部	長	坪田匡弘君
民	生	部	長	横田健一君

生活産業部長	川村忠男君
都市整備部長	横田充新君
教育次長	竿留一美君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	篠崎慎一君
秘書課長	佐藤吉一君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	岡田稔君
児童福祉課長	高須徹君
健康づくり課長	朝日良一君
農業振興課長兼 農業委員会事務局長	大塚芳夫君
環境課長	大野利明君
建設課長	浅野耕一君
消防本部総務課長	小野栄一君
消防本部警防課長	川村益巳君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	大竹久

平成23年第1回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成23年3月11日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成23年第1回定例会

一般質問2日目（平成23年3月11日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 難波千香子	1. 支えあう地域社会づくりについて 2. 動物愛護施策について 3. 母子支援について	町 長 町 長 町 長
2. 吉田 憲市	1. 環境マネジメントシステム導入事業（新規）について 2. 阿見町入札契約制度改善について 3. 参与について	町 長 町 長 町 長
3. 柴原 成一	1. 町の防火対策と改善指導措置について 2. 消防団分団統廃合後の詰め所の利活用は進んでいるか？	消 防 長 消 防 長
4. 久保谷 充	1. 天田町政1年目の政策実行について 2. 生活道路の整備について 3. 入札について	町 長 町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（佐藤幸明君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、4番難波千香子君の一般質問を行います。

4番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔4番難波千香子君登壇〕

○4番（難波千香子君） 皆様、おはようございます。

通告に従い、質問させていただきます。

まず初めに、支え合う地域社会づくりについてであります。

昨年の夏、大きな社会問題となった無縁社会。地域から孤立する高齢者が増える中で、地域全体で高齢者を支えるネットワークづくり、支え合い、共助の構築が求められております。孤立から支えの社会、これをある程度仕組みをつくっていく、システムをつくっていくということが大切でありますけれども、共助というのが重要であっても、実際にこれを放置していてもでき上がってくるものではありません。やはりこれを再構築していく。これは町がしっかり手をかしていかなければいけないと思っております。

そこで、質問させていただきます。

1点目、団塊の世代が大量に高齢者の仲間入りし、地域に戻ってくる時代であることから、その知恵と能力の活用を図るべく、団塊世代のサポーター登録の取り組み、団塊世代の地域福祉の戦力化が大きなキーワードであると考えがどうか。阿見町のボランティア活動者の推移はどうか。社会福祉協議会や庁舎関係課にそれぞれ分散している情報の一元化、そして市民活動センターのコーディネートの機能の充実、町民が気軽に社会貢献活動に参加できる仕組みが求められているのではないのでしょうか。

また、県内では阿見町は少しおくれてしまった地域福祉計画策定ではありますが、昨年9月質問させていただきましたが、町長は全力で地域再生のためにもやっていかなければならない、協働でやらなければならない事業で、積極的にお声かけをしてやっていきたいと答弁がございましたが、策定後見えてきた課題から、当町の取り組みをお伺いいたします。

2点目、介護保険を利用しなかった元気なお年寄り・高齢者の方々に対して、介護保険料やサービス利用料の負担の軽減に通じるお元気ポイントというような制度を導入すべきではないか。非常にこれは高齢者の方々は熱望していらっしゃる。各自治体でいろいろ工夫して取り組まれております。

群馬県の渋川市、また県内の笠間市と先進事例もございます。また、介護ボランティアに参加した高齢者へボランティアポイントというものの導入も促進していく必要があると考えております。元気な高齢者が高齢者を支えていく、そうした元気な高齢者を増やしていく、また、その励みにもなっていく新たなシステムが必要だと思っております。

これは稲毛市で先行いたしましたけれども、県内では土浦市、石岡市が導入計画しております。ボランティアをする方が、介護保険の支給対象年齢65歳以上になっても元気で、そして介護保険を使わないでいらっしゃる。そんな方々に介護保険サービスに対して無理なくできる範囲で少しお手伝をしていただく。そしてボランティアの時間をポイントにしてためてお金に換算する。お金になりますとその分は翌年の介護保険料に充てていくことも可能でございます。

これを使っている方々も、お金が目的ではなく楽しみでそして人のためにボランティアを行っている。それが結果としてボランティアポイントにつながっていくというものでございます。

このお元気ポイントそしてボランティアポイント、この導入に対してお考えをお聞かせください。

3点目、阿見町でも高齢者の運転免許証の自主返納も進む中で、町民数の全体から見ると、食品や生活雑貨など含め十分な施設があるかもしれませんが、施設の偏在化も進んでいると思います。店舗の閉店、近くに店舗のない地域、年齢・家族構成や健康上の問題などから近所での買い物に頼らざるを得ない方々が不便を感じるなど、困っている方々の買い物をどのように支えてあげるか、待ったなしで知恵を絞り手当てをしなければならないと考えております。

全国では主体者も方法もさまざまであります。流通の視点では、商品宅配サービスやインターネットで注文を受けて商品を個人宅まで配送するネットスーパーも広まっています。移動販売用の車両を自治体が無償貸与したり、常陸太田市のように単身高齢者所帯の宅配買い物代行サービスの利用に1回100円の補助をしているところもあります。

福祉の視点から見ると、介護保険を受けていない高齢者所帯に対する家事支援サービスとしての買い物支援の助成、弁当配送サービスでございます。また、交通システムの視点からはオ

ンデマンド交通のメリットが指摘されているところでございます。国は今後支援策の普及に本腰を入れるとされています。当町の買い物弱者の認識、対応策をお聞かせください。

また、モデル地区での実態調査や高齢者への買い物支援の仕組みづくりへの見解、商工会、農協との協力などで買い物宅配店舗リストの体制と配布は可能かどうか。民間業者と連携した宅配や移動販売サービスについての見解をお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、難波議員の支え合う地域づくりについて、1点目の団塊の世代への取り組みや地域福祉計画についての質問にお答えいたします。

大きな社会問題としてNHKでも放送されましたように、無縁社会として、高齢者や障害者ばかりでなく若年層までも日本社会の中で、孤立化・無縁化が進んでいる状況があります。このような社会背景の中で、難波議員が御指摘のように、団塊の世代がサポーターとしてボランティア登録していただければ、地域福祉を推進する上でも大きな戦力となることは事実であります。

ボランティア活動者の推移を申し上げますと、平成19年が2,237名、平成20年が2,457人、平成21年2,487人と増加傾向にあります。しかし、福祉関係のボランティアは逆に少し減少傾向にあり平成21年は1,412人ととまっておりますので、なお一層の福祉関係のボランティアの育成が必要となってきております。

今年度作成中の地域福祉計画の中でも、高齢者や障害者等弱い立場の人を孤立させない支え合う地域のコミュニティーの構築が求められています。その中でも、団塊世代を含め地域福祉を担うボランティアの確保が大きな課題となっています。また、地域福祉計画を推進するに当たり、区長さんや民生委員・児童委員さん、またはそれ以外の適任者の方に、各地区の取りまとめ役として、コーディネーターをお願いすることを想定しておりますが、そのコーディネーターの選任が課題となっています。このためには、社会福祉協議会や町民活動センターと連携しながら地区座談会を開催し、行政区の意向も取り入れ、地域福祉を推進してまいりたいと思います。

次に2点目のお元気ポイントとボランティアポイントの質問についてお答えいたします。

お元気ポイント制度は、群馬県渋川市で実施され、高齢者に限定せず、幅広い年齢層を対象とした制度で、市が実施する介護予防事業等の催しに参加した場合に、ポイントを付与し、ポイントがたまると、市営の温泉施設の無料券に交換できるといった事業を実施している事例であります。

次に、ボランティアポイント制度については、平成19年に国において、高齢者が、介護支援ボランティア活動を通じて、社会参加、地域貢献を行うとともに、高齢者自身の健康増進を図っていくことを積極的に支援するという目的で、介護予防事業の一例として介護保険制度の中で実施できるように制度化されました。

具体的には、地域や介護施設等で介護支援ボランティアに取り組む高齢者の活動実績をポイントとして評価し、このポイント数に応じて、換金して交付金を受け取ったり、地域の特産品と引きかえることができるというような制度であります。

茨城県内においては、先ほど難波議員も言われたとおり、土浦市では今年度からこの制度が導入されているほか、石岡市では、平成23年度から開始予定とされておりますので、当町でも、まずボランティアの受け入れ先となる介護施設のニーズを把握するとともに、先進地の事例も研究しながら、実現の可能性を探ってまいりたいと考えております。

次に3点目の、当町の買い物弱者の認識・対応策、及びモデル地区での実態調査や高齢者への買い物支援の仕組みづくりへの見解について御質問にお答えいたします。

まず初めに、当町の現状は急速な高齢化が進んでおり、65歳以上の高齢化率は20%を超え、5人に1人となっております。そのような社会情勢の変化に伴い、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている買い物弱者が発生している可能性があります。

町では、そのような買い物弱者を含めた交通弱者の対応としまして、高齢者を初めとする移動手段の困難な方々の対応策として、2月1日からデマンドタクシー「あみまるくん」を運行しております。

このデマンドタクシーは、乗り合いタクシーをイメージするとわかりやすいと思いますが、比較的低料金でタクシーのように戸口から戸口まで送迎する便利さから、病院またはスーパー等への利用として活用されております。

また、町社会福祉協議会では、家事・買い物・洗濯などの日常生活関連の援助や通院の付き添い等サービスを、1時間当たりの利用料600円で提供する在宅福祉有償サービス事業を行っております。そして、一部の民間企業では、食料品や日常生活用品等の宅配サービスを行っているところもあり、民生委員から高齢者へ情報の提供をしております。

このようなサービスを、既に民間企業が行っており、今後拡大するような傾向も見受けられますので、状況を見守っていきたいと考えております。民間が出来ること公共がやらなければならないことを整理しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） ただいま16番榎田豊君が出席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は17名です。

4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。そうしましたら、団塊の世代の活用ということで、それについて今情報の一元化ということで取り組まれていると思うんですけども、今どこまで進んで、どこが担当して進めてこれからいくのか、まずその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） お答えいたします。ボランティアの一元化、そこをどこが所管しているかということですが、まずですね、生活産業部の所管であります町民活動センターの今のまい・あみショッピングセンターの中に——3階ですか——のほうに設けて活動しております。

で、この町民活動センターがですね、ボランティア活動の拠点。いわば第5次総合計画の一番のポイントとなっております協働のまちづくり、行政でできるもの、そして町民の方々ができるものということで、その第5次総合計画に基づいて、果たして町民の方々、NPO、そしてボランティアの方々がどのようなことができるのかと、活動できるのかということで、町民活動としましては、そういったボランティアの方々の育成への支援とかですね、場の提供を与えながら、なおかつ今現在かなり阿見町内にもボランティアそれからNPOの数がございます。

これまでは、それぞれの所管において処理と活動を事務局として行ってたところなんですけれども、やはりこれからはボランティア活動について一元化をしなくちゃならないというようなこともありまして、今現在町民活動センターが中心となりまして、関係各課からなるボランティア一元化連絡会というものを今年度組織しまして、今現在どのような形で一元化ができるかということで、検討しているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 今年から連絡会ということで、それがね、本当に1つのまた核となるといいかなと、また期待してるところですけども、まずこの、ただいまお話ありました町民活動センターなんですけれども、かなりまい・あみのショッピングセンターにあるということで、多くの議員も指摘してるところでありますけれども、目立たない、どこにあるかわからない、また、そこに行くという目的がなければ、ついで行くということはずない。

町民活動センターのスタッフの皆さんも大変御苦労されて、のぼりを立てたり、入り口にね、看板やったりしておりますけれども、なかなか関心がない方はまず寄ることはないというような状況だと聞いております。また、ボランティアの活性化ということで、そういうところがまず大事じゃないのかなって思う次第です。

今転換期でもありますし、また一元化ということで、本当にここはぜひその部分は考えてい

ただきたいなって思います。前向きに。まず、庁舎内の1階の一部でもいいのではないかなと思うんですね。また、総合福祉会館の中にも社協との福祉の協議会もございますので、もう連携も強化も図っていきけると思うんです。わざわざ行かなくても。

そういった、今まではやはりどこに行くっていう、そういうものがあると思うんですね。で、住民のやはり情報発信力を強化していくっていう、そういう意味でも、ぜひその部分は考えていただきたいなと思います。場所的にも、そんなに場所は必要ないっていう……。見てきたところでは広い部屋が必要という、そういうことはないと思いますので、そういったところもどうなのかという、ちょっと御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） お答えします。この町民活動センターが平成15年ですか、に開設しまして、約8年ですか、8年経過しております。で、これまでですね、今議員が言われましたとおり、いろいろこう懸案事項がやはり出てきております。1つには、大きくはその場所の問題なんかも出てきておりますし、それからそのセンターの場所自体のスペースが狭い、会議等ができないというようなところも確かに課題としてですね、上がってきてます。

そういう課題がありますので、今年ですね、そういったNPO、ボランティア団体の方々に、果たして町民活動の場としてどういうところがいいのか、それも含めて、実はアンケート調査を実施いたしました。今それ集計中でございまして、そのアンケート調査に基づきまして、担当事務局としましても果たしてどこがいいのか、また、そしてその活動センターの機能自体ですね、どのようにしていったほうがいいのか、そのアンケート調査をかんがみながらですね、今後検討していきたい。

そこには、各種団体の方の当然ながら御意見も含めながらということで検討していきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ぜひ、よろしく願いいたします。また、こういった問題っていうのは阿見町だけではないんですね。牛久、取手、守谷、いろんなところで、当初つくばも違いましたね。牛久の場合は市民活動センターを今は社協——社会福祉協議会——の中に設置されてますけれども、やはりそうなったらやはり10倍近い市民の方が来れる。

また、わざわざ行かなくても行ったついでにそこで情報を見れるという、やはりそういう気軽に寄れるということで、やはりそういったメリットがあるっていうことで、今ばんばん情報発信をして毎月活動センターのそういう模様を皆さんにお知らせして、やはり中心になってやってる。

勢いがあるっていう、やはりその場所的なこともあるのではないかなと、阿見町の場合は思

います。取手の場合も移転した経緯がございまして、そこにも行く機会がありましたけれども、本当に今はかなりの人が来てるといふ……。やはりいつどこで変えるかというのは本当に大切かと思っておりますので、時機を逸しないで、ぜひそれはやっていただきたいと。高齢者もおりますので、やはり3階というのはこれからどうかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、先ほどコーディネーターの役割が大変にこれからは重要だと。やはり人材・人で決まるのではないかなと思っております。そういった意味で、中には県のほうで、そういった意味で地域福祉住民参加促進事業というのがありまして、そこで地域福祉プロモーターの要請講座とか、阿見町でもかなり受けております。終了した方。また、コーディネーターの要請講座という、そういうのも県でやっておりまして、そこで阿見町の中でもコーディネーターの資格を持ってらっしゃる方がおります。

やっぱりそういう隠れた人材っていうのはおりますので、やはりそういう方を、やはり活性化させるためにもぜひ登用する、またいろんな意味でそういうのも大事かなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あとは地域福祉計画ですけれども、この策定は今終わって、今はどういった状況なのかなということと、また単位ですね、先ほどの御答弁では地区座談会で区長、民生委員、あと関係の方が行政区の意向を取り入れて、これからやっていきたいということなんですけれども、そうするとどこが単位で進めていくのか、やはりそれが答弁から見れてきませんでしたので、再度お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。まず1点目の地域福祉計画の策定の状況ということでございますが、素案がもうできまして、1回目の策定委員会でその素案に基づいて検討を行いまして、今月の末に最終決定ということで、そうですね、パブリックコメントを行いまして、その中で4件の大体意見をいただいているというようなことで、この最終の策定委員会の中でその意見を考慮しながら決定していきたいというふうに考えております。

それで、もう1点目のコーディネーターの、コーディネーターというか、地区座談会を開いて今後地域福祉を推進していきたいというような町長の答弁もございまして、地域福祉を推進するについては、やはり地域ごとにいろいろな生活課題がありまして、それぞれの地域によってそれぞれの課題があるということでございます。

ですから、そういう課題に対してどういう方が課題の調整役、コーディネーター役が適任だろうかとかいう部分も、その地域の中でそういう話し合いを通じながら決定していければいいのかなというようなことで考えております。それについては町の担当課とですね、社会福祉協議会、こちらと一緒に参加していただいて、ともにそういう地域の課題について、地域ができ

ることと自分でやれること、また町がやらなければならないこと、そういう部分を整理しながら協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） そうしましたら、単位はどうなんでしょうか。例えばね、牛久のように地区座談会、小学校単位でやる。まあ中学校単位、また行政区単位、やはりそういうものがあって、そういう中でニーズというのがあると思うんですね。それがないと、まず前に進まないと思うんですけれども、そういったのはどういったお考えでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。この地域福祉計画を策定するに当たっては、事前にそういう地域の課題等を、意見を聞くために中学校単位に座談会等を開催したところでございますが、実際その計画をつくってその地域の課題に対応していくという場合には、やはり行政区単位で取り組んでいかなければならないだろうというようなことで、今は区長さんを中心に、そういう地域福祉についての内容の説明とか、そういうものを行っているところでございます。

ですから、その辺がですね、本当に地域の行政区で解決すべき課題なのか、それとももっと大きなブロックの単位で考えていかなければならないのかという部分については、これからはそういう座談会等を通して進めていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい、わかりました。そうしましたら、地区単位、行政区でいかれましたときに、やはり66あるわけですよ。やはりそれをモデル的に進めていくのか、ある程度全部の行政区をまとめて……。それぞれ違うわけですよ。支え合う、要望、地域によって。

やはりそのコーディネーターというのは、今の中にもいらっしゃると思うんですけれども、それは町民は全然わからない、どうしていいかわからないと思うんですね。気持ちがあっても。やはりそれを指導していくのは町かなと、担当者だと思いますので、やはりこれは要望もあるんですけれども、区長さんも変わる、なかなかそこに周知が難しいという、そういう中で、ぜひ中に入ってどういうことをするのかという仕組みを丁寧に、一つ一つの行政区に大変でも入っていただきたいという、そういう声は——私自身もそう思ってますけど——、そういう声がありますので、それをお願いしたいなと思うところでございます。

ですね。あとは御存じだと思うんですけども、そのときに行きましたら、やはり阿見町でもいろんな防犯はすごいとか、子育てのあれはすごい、サロンはすごいといろいろあるんですけれども、それを一覧にして、やはり目で見てこういうのをやっているっていう、そういうものをぜひ提示していただいて、よそというか、身近でやっているっていうものを、やはりぜひそ

のときにはやっていただきたいなって思いますので、よろしく願いいたします。

もちろん筑見地区はね、御存じだと思ってるんですけど、もう筑見地区自体で自治会で地域福祉計画をつくって、その中でコーディネーターもつくってやっているっていう、そういうのは一部の方は知っていても、住民はわからない方がほとんどだと思いますので、そういったことも含めて、ぜひ御紹介をしていただけると、できる範囲が、できる方が見えてくるんじゃないかなと思いますので、ぜひそれはよろしく願いいたします。

あと次に行きたいと思います。お元気ポイントですけども、これはまたぜひ検討していただいて、そういった励みになるような、阿見で言えばそういう商品、町長の直筆のそれこそ色紙をいただいただけでもうれしいんじゃないかなという、中には。そういう何か阿見町独自のそういう感謝を込めた、そういうものがいただける。やっぱそういうのってうれしいんですよね。だから、そういうのをまた仕掛けていただければと思います。

また、ボランティアポイントのほうもしかりですけれども、そういった意味でぜひ阿見町ならではの、そういう高齢者が増えてきますので、ぜひよろしく願いいたします。

あと、買い物弱者に対しては、今交通機関のほうでは、デマンドタクシー「あみまるくん」ってかわいい名前がつけましたけれども、今現実に登録数、あと輸送人員は今どの程度なったんでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。デマンドタクシーにつきましては、皆様の御協力をいただきまして、先月2月1日から運行を開始したところでございます。

それで、お尋ねの登録者数ですけども、3月9日現在で704名、704名の方が登録をいただいております。それと、運行したときの人員、実績ということなんですけども、2月の1カ月間、実質には19日間でございますけれども、利用者数は総数で366名の方に利用いただいております。

それと利用状況、どういったところでお使いになられてるかということなんですけども、医療機関への利用というのが75%ございます。それと商業——買い物ですね——、商業施設への利用が20%、あと5%そのほかと——官公庁への、役場等の利用と——いうことになっております。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ありがとうございます。荒川沖駅に乗り入れていただきたいって、やはりちょっと弱者とはちょっと変わってくるんですけども、そういった御意見がどこへ行っても出てくるんですね。そういった検討していくということをお聞きしていたような気がす

るんですけども、進捗状況はどうなんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） このデマンドタクシーをスタートするまでに1年以上の期間で、公共交通活性化協議会という協議会の中で検討をしてきたわけなんですけれども、その中で荒川沖の駅も乗り入れということがかなり協議会の中でも話し合いが行われました。

で、その中に土浦市さんの代表の方もいらっしゃったんですけども。で、課題としては土浦市の市内に入るわけですので、荒川沖駅にはタクシーの業者の方が入っているということで、民間の企業の方の利権の問題が発生するので調整を図らなければいけないというようなことで、このスタート、2月には間に合わなかったということでございます。

それで、すぐにはできないけども、これから関係者、土浦市さんを初め、関係者と協議をしていきたいと思いますというところで、現在はまだ土浦市さんと協議をスタートした段階でございます。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい、わかりました。じゃあ、ぜひ進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なかなか企業も、いろいろ今はあの手この手で考えているってのは事実でありますけれども、買い物弱者ということで、お店がかなり阿見町でも閉店しているところがあるんですね。その中で、お店の方も来ていただきたいとの本音で、宅配もやってらっしゃるんですよ。

そういうのっていうのはなかなか隠れててわからない部分もあるんですけど、これは日野市のこういった宅配サービスリストなんですけれども、本当にここにクリーニング屋さんからお菓子屋さんからまんじゅう屋さんから、もうあるんですけども、それも一人しか営業してないときには2時間だけ販売するよという、そういったこういう一銭もお金がかかってないってことなので、やはりこれを障害者と高齢者の方にお渡しして、400部。で、あと公共施設に4,000部置いたっていう、そういうことで、やはりこれをやってから来ていただけるようになった。来てっていうか、注文が来るようになったっていう。

やはり私も行ったところがあるんですけども、やはり注文やっているっていうのを知らなくて、言ってくれたらもう絶対に行きますっていう、やっぱりありますので、そういった意味でもこういう何かつくっていただけると、また商店街の活性化、またそういう一部にでもなれるのかなという思いがあるんですけど、そういったものはできるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。ただいまの日野市のそういう先進事例

を紹介していただきましたけれども、そういう町内で宅配サービスができるような事業所、商店につきましては、今後商工会のほうに照会しながら情報を集めまして、高齢者の方に提供できればそういう形で取り組んでいきたいというふうに考えておりますが、現在のところはそういうなかなかやっているところが余りないというようなこともございまして、実際大きなところでコンビニさんとか、あとは生協さんとかそういうところの情報については、それぞれの民生委員さんを通じてそういう買い物ができない高齢者のほうには情報のほうは発信しておりますが、町内でそういう商工会、商店、個人商店で取り組んでいるというようなことが、これからちょっと調査したいと思いますので、そういうものがまとまれば民生委員さんなり通じて情報を発信していきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ぜひ、よろしく願いいたします。本当に日野市のほうでも今8,000部どんどん増えているということですので、やはり阿見町もそのようなことになるのではないかなと期待するものでありますので、よろしく願いいたします。

あと、やはり在のほうに行きますと、隣の市町村から月に1回配送というか、車で売りに来る、そういう車があるって、それが本当に涙が出るほどうれしいという、そういうのが現実なところがありますので、そういったところも、これからは本当にきめ細かな、そういう支えが必要なのかなというふうに思います。

一言だけ町長、そういった意味で何かそういう阿見町らしきモデル、10年、20年後お考えがあればぜひお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 前にもセブンイレブンの店長が来てですね、そういうことやりたいんだっていう話だったんでしょうね。でも、やはり個人保護条例っていう1つの壁があつてなかなかそういう情報をね、民生でも何でも出せないっていう状況でね、これがちょっと難しいんじゃないかって話になりました。

また、今ほらデマンド交通ができ、そしてそれぞれ老人の人がね、皆さんそういうことで届け出してもらったりしてますから、そういう中で、もしかするとできるんじゃないかなと。やはり何て言うんだらう。そういう人材を使い、シルバー人材センター等がね、やっぱりやれるような状況がもしもできてくるのかなあっていう、ますますこのデマンド交通が皆さんに使われるようになってね、そういう状況になると、またそこで1つの展開もできてくるのかなんていう、そういう将来展望はあるのではないかなと思います。

いろんなボランティアにしても何にしても、団塊の世代もやはりまだ63歳ですよ。やっぱり65ぐらいまではだれも働きたいという。そういうすると65を過ぎると相当ボランティアの人

たちの人数も増えてくるのかな。まあ、最初の質問になってしまうんですけど、そういう期待はしております。

そしてまあ、町民活動センターにしてもボランティアにしてもやっぱりきちんと一元化をしてね、やはり本当に、町が本当にボランティアの人で支えられてるなあという思いをこういう……。まあ、前にも言いましたけど、こういう立場に立たさしていただいて、よくわかりますんでね、そういうものの育成はやはりやっていかなければいけないのかなと、そう思っています。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい、ありがとうございます。次に行きます。

動物愛護施策についてお伺いいたします。人間社会においてみずから命を絶ってしまう自殺者が12年連続3万人を越えております。社会的さまざまな手が打たれ始めておるところでございます。一方現代は空前のペットブームといわれております。その陰で捨て犬や野良猫が増え、同じ命を持つ動物たちが年間28万匹の命が失われている。中でも犬の殺処分数は茨城県は5年連続で全国ワーストを記録しております。

無責任な飼い主による飼育放棄やペット売買などの問題があります。悪質なペット葬祭業者による不法投棄も記憶に新しいと思います。平成17年動物愛護管理法が改正され、悪質なペット業者に対しても営業停止命令が出せる規則強化など盛り込まれ、平成18年には10年間で殺処分数を半減させる基本方針も決まりました。

そこでお伺いします。

1点目、阿見町の動物愛護施策の現状と課題について御説明願います。

2点目、少しでも殺処分する犬や猫を減らすために、保護された犬や猫を自治体によってホームページ上で次の飼い主を募集するページを開設しているところがあります。阿見町のホームページ上での譲渡希望を募るコーナーを立ち上げられないかお伺いいたします。

3点目、死亡動物の処分方法について。例えば飼い主からペットの犬・猫が死亡したがどうしたらよいのか、こういった問い合わせに対してどのように案内しているのか。また道路上、公道で死亡している動物——犬・猫も含めますが——こういった場合にはどのように処分しているのか、処分方法をお尋ねします。

4点目、牛久市では動物の愛護及び管理に関する条例が今議会で提案されておりますが、野良犬が繁殖している、犬のふんで迷惑しているとよく苦情が寄せられますが、法的側面から愛護を促す罰則規定や犬・猫の避妊・去勢手術の助成制度を盛り込んだ阿見町のペット条例の制定ができないか、お考えをお伺いいたします。

5点目、人と動物の共生社会の実現を目指して、当町の動物愛護の教育の取り組みをお伺い

いたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） お答えいたします。

最初の1点目の動物愛護施策の、阿見町の現状と課題であります。

阿見町における平成21年度の犬猫の保護頭数は93頭となっており、県内では比較的少ない頭数となっております。

県動物指導センターによりますと、保護される犬や猫は鹿行地域や県西地域が多いとのことであり、理由としては、これらの地域は工業地帯等で、やはり転入・転出等の引っ越しが多く、飼えなくなったためセンターに持ち込まれている。または飼育放棄された犬や猫が捨てられてしまうというケースが多いからではないかと、そういう原因じゃないかなということがあります。

しかしながら、それらは飼い主の都合であり、ペットには責任のないことでもあります。やはり、飼い主の動物の命に対する責任の欠如が課題ではないかと思えます。

次に、2点目の町のホームページ上での保護犬や猫の飼い主募集についてですが、当町では、ホームページや広報紙等による犬や猫の飼育方法や飼い主のマナー等の啓蒙活動、さらに犬のしつけ教室や町内の獣医師の協力による動物よろず相談の実施をしており、犬や猫を保護する頭数が少数でありますので、現在ホームページ上での保護犬や猫の飼い主募集は行ってはおりません。

なお、県動物指導センターでは、ホームページ上で飼育希望者への犬猫の譲渡情報を提供しております。

町としては、今後とも動物愛護法の基本理念に基づき、一度飼われた犬猫が安易に保護依頼されたり、捨てられたりすることのないように、啓蒙活動を推進していきたいと考えております。

次に、3点目の死亡現場の処理方法についてですが、道路上に死亡している犬や猫その他の動物に関しては、平日の日中においては、シルバー人材センターに業務を委託しているところでございます。不法投棄パトロール業務の巡回中に監視員が回収したり、発見者から町環境課に連絡があった場合は、直接その場所に出向いて監視員が回収しております。また、夜間や土曜・日曜・祝日は委託業者にて回収を行っております。

なお、平成21年度の動物死体回収件数は218頭となっております。回収した動物死体については、簡単ではありますが供養させていただいた後、焼却とさせていただいております。

次に、4点目のペット条例の制定につきましては、県内市町村の調査を実施したところ、水戸市、日立市、古河市の3市において、罰則規定まで設け条例を制定しております。しかしな

がら、例えば犬のふん害に対して言えば、被害の特定が難しいなど、実際に施行された例はないのが現状とのことであります。

町では、犬のふん害に直接遭われている人には、飼い主が持ち帰ってくださいという看板を町環境課の窓口で交付したり、地域的にふん害がある場合には、その旨を記載した回覧を地域に回したりして対処しているところであります。

犬猫の避妊・去勢手術の助成としては、県内では、東海村、鹿島市、潮来市、神栖市、行方市、つくば市、坂東市、境町の8市町村が犬猫の去勢・避妊手術の補助を行っております。鹿行地域・県西地域において補助を行っている自治体が多いのは、先ほども述べましたが、この地域は特に犬の飼育放棄が多いため、行政が保護処分される犬や猫を減らす目的で行っているのではないかと推測されます。

町の条例化につきましては、現在、国の中央環境審議会動物愛護部会が動物取扱業の適正化を審議し、動物愛護法の見直し作業を行っており、その経緯を見ながら検討していきたいと思っております。

次に、5点目の動物愛護の教育の取り組みにつきましては、町は犬猫の保護頭数は、県内では比較的少ない頭数となっていることから、動物愛護の住民意識は高いのではないかと考えられますが、引き続きホームページや広報紙等による動物愛護の啓蒙活動や、犬のしつけ教室及び町内の獣医師さんたちの協力を得ての動物よろず相談の実施、さらには犬のふん害防止看板や注意回覧などを通して、動物の生命の尊重、飼い主の責任感とマナーの向上などを含めて、動物愛護の教育を行ってまいりたいと考えております。

以上のように、動物愛護施策については、今後も動物愛護精神の普及啓発に努め、また、避妊・去勢手術の助成や条例制定につきましては、法律の整備状況や県内市町村の実態を調査・研究し続けながら検討していきたい。そう思っております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい、ありがとうございました。また、このホームページ上ということで、今日も見てきましたけど、しつけ教室とか細かに出ているなど。それは本当に感謝する次第ですけれども、これは新宿のこういったホームページで、やはりカラー刷りでリンクするともう本当にぱっと見てわかりやすいという、やはりこういったことも工夫していただくと、これは11ページからなるんですけれども、やはりとてもこういう絵が入って、そういうのもぜひ工夫していただければと思います。

また、動物指導センターのリンクがちょっとわかりにくいなと思imasしたので、その辺もぜひ工夫していただければと、これ要望いたしたいと思imas。

それで今、死体放棄の211体ということですが、また問い合わせがあるかと思うんで

すね。亡くなったけれどもどこへ運んだらいいのかという、ここの住民じゃないとわからないという場合もございます。そういったときには、どこをどのように御案内しているんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） お答えします。その連絡先ということですが、ホームページ上でもそういった犬に関する啓発活動しております中でも入れておりますし、基本的にはやはり直接担当であります環境課のほうに連絡をしていただく、環境課のほうで委託しておりますシルバーセンターのほうで対処していただく、それが一番多いケースであります。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） わかりました。ちょっとお聞きしたいのは、以前犬のそういった葬祭場ですよね、そういった問題になった経緯があるんですけど、そういったこともやはり条例等がないと規制ができないのかどうか、それともそういう規制とかがないのかどうか。例えば聞かれた場合どちらにお知らせしているのか、もし答えられれば教えていただきたいと思うんですけど。シルバー人材の方が。よろしくお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） はい、お答えします。まず、その犬の死体の処理の仕方、先ほど答弁にもありましたように、例えばですね、道路上に犬が死んでいたという場合には、不要物という形になりまして、それにつきましては簡単な供養をしてクリーンセンターのほうで焼却をしているということですが、

あと、それから民間業者がこの近辺にもございます。龍ヶ崎・牛久それから阿見町内で島津ですか、3カ所にそういったところ、ペット霊園のところがありますので、そういった民間の業者を紹介はしております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 規制はないんですね。

○議長（佐藤幸明君） 生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） 先ほど申しましたように、犬・猫が死んだ場合には不要物ということになりますので、規制はございません。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） わかりました。その扱いはね、ちょっと疑問なところもあるんですけども、苦情なんかも、やはりね、そういうものが急に、どういうところにあるって余り好かれるものじゃありませんので、やはりそういった感情をね、的にもあれなので、そういった規制とかはないんですね。規制は。

○生活産業部長（川村忠男君） 特にはないです。不要物ですので。

○4番（難波千香子君） はい。そういったこともある程度これからは阿見町としてぜひ条例じゃないんですけど、できれば、これからつくる場合には入れていただきたい。これ要望でございます。

先ほどは犬と猫ということで、去勢なんですけれども、猫は1年間でどのくらい産むか御存じですか。猫は1年間でどれだけ産まれるか御存じですか。

〔「犬飼ってる人……」と呼ぶ者あり〕

○4番（難波千香子君） これはですね、生後10カ月で交尾すると100%産まれるんですよ。そうすると大体年に3回くらい産むんです。そうすると計算しただけでも1年で20匹、2年で80匹は増えるんです。去勢しないと。

そういった意味で問い合わせもあるんですけども、本当にいろいろ猫はいて、それで見かねて去勢を自分でやったって。そういう……。自分というか、知らない放置猫ですね。そういった話もよく聞きます。だからそういった意味でも、猫はそういう去勢っていうのは、ぜひ前向きにね、考えていただければなと思います。

それで避妊の去勢手術の費用は、今はどのくらいなんですか。わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） 1体当たり約2万円くらいだそうです。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい、わかりました。ありがとうございました。やはりかなり高価なものということで、もう一生これを飼うという、そういうモラルの教育も必要かと思えますけれども、そういったことも含めていろいろ前向きにお願いいたしたいと思えます。

また、広報等にも特集を組んで、ぜひ、そういったモラルの低下がありますので、犬のふんでもかなり苦情はいただいておりますので、ぜひお願い申し上げたいと思えます。

最後に、学校のほうで命の大切さ、こういったことがそういうモラルの低下にも影響があるのではないかなということで、ぜひ学校関係の教育の面でどのようにやっているのか、ぜひお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えいたします。昨年なんですか、新聞にですね、毎日新聞でしょうか、動物虐待ちゅうことで、人への暴力を予知するシグナルちゅうことがありますして、これアメリカなんですけど、1970年ごろ凶悪な殺人者がいまして、6人銃殺したんですが、これらの調査した結果、やっぱり動物を虐待を繰り返した。あともう1つ、放火魔ちゅう

ことで、そういう実績が出ております。

これ余談でございまして、それで学校ではですね、1年生2年生はですね、社会科と理科と
いうのがありませんで、たのしい生活ちゅうのがあるんですね。それについてですね、動物も
友達なんだよとか、生き物は大切にしましょうよというような形で、動物・生き物の大切さを
教えてるんです。それからですね、それ以外の小中学校、1年から中学3年まででございませ
が、道徳の授業に自然にすばらしさ、それに感動したり、それから親しんだりすることや、そ
れから動物を愛する心や命を大切にすることを育ててるっていうことで指導しておるそうでござ
います。

その実践場としては、学校獣医師設置推進事業を活用して、獣医師の来校してもらって生活
科の授業で、近くにありますが茨城大学農学部の農場を訪問して飼育している牛の観察をしたり、
それから遠足の際には動物と触れ合う時間を設け、それから学校では動植物を飼育している
というような状況でおります。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 御丁寧にありがとうございました。やはり動物を愛せない者は、や
はりいろんな事件につながっていくという、そういうデータもございました。小さいころの教
育がという。やはり本当にそういうことは伺っていますので、これからも御指導よろしくお願
いいたします。

続きまして、母子支援について伺いいたします。

まず初めに、赤ちゃんの駅の進捗状況をお伺いいたします。外出した際に、授乳やおむつ替
えができる場を提供する赤ちゃんの駅に関して21年12月に続いての質問です。

平成18年に東京都板橋区をスタートしたこの取り組みは着実に全国に広がり、22年から埼玉
県では赤ちゃんの駅設置事業補助金を出して県内4,000カ所を目標に取り組みが始まってお
ります。今後どのように進めていくのかお伺いいたします。

2点目、妊産婦検診時のHTLV-1対策について伺いいたします。発症してしまった患
者さんの声で、自分たちのこと以上に次の世代に同じ苦しみを残したくないとの強い思いをお
聞きし、啓発の意味を込めて質問いたします。

平成22年ヒトT細胞白血病（HTLV-1）特命チームが発足し、抗体検査を妊婦健康診査
時に検査項目に追加するとともに妊婦健康診査臨時特例交付金111億円に基づく公費負担の対
象とできるようになりました。感染すると現代の医学ではウイルスを排除することができず、
根本的な治療法は確立されていません。平成20年に難病疾患に指定されました。

ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）の感染者数は日本で100万人以上と推定さ

れ、致死率が高く、毎年1,000人以上が半年以内で亡くなっていく成人T細胞白血病（ATL）や進行性の歩行排尿障害を伴う脊髄疾患（HAM——ハム——）等を引き起こします。特徴は母乳からの感染がほとんどで、発病までの潜伏期間が40年から60年と期間が長いことです。そのため自分自身がキャリアであることを知らずに子どもを母乳で育て、数年後に自身が発病して初めて我が子に感染させてしまったことを知るケースがあります。この場合、母親の苦悩は言葉では言いあらわせないことです。

そこでヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）の公費負担による検査項目の早期追加、阿見町での取り組み、キャリアに対するケア、相談体制、母子手帳への対応、母子感染防止への対応についてお聞かせください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 母子支援についての御質問にお答えいたします。

まず第1点目の質問、赤ちゃんの駅は今後どのように進めていくのかであります。

平成21年第4回定例会の一般質問で、難波議員から赤ちゃんの駅の取り組みに関しての御質問をいただきました。当時、策定作業中であった平成22年度から26年度まで町の子育て支援に関する計画となる阿見町次世代育成支援対策後期行動計画の中に、ぜひ、赤ちゃんの駅の取り組みについても盛り込むよう要望をちょうだいいたしました。

その後、町では、同行動計画において子育てを支援する生活環境づくりの視点から検討し、新規事業の取り組みとして赤ちゃんの駅の推進活動を具体的な事業項目に加えて策定いたしました。

事業の内容は乳児を抱える保護者が、外出中におむつ替えや授乳などで立ち寄れる場所の町内での普及と、町民への周知を図りますとし、後期行動計画の取り組みとして「町立施設での対応推進と町内における設置場所の把握と町民への周知活動を行います」と表記しました。

これまでの事業の進捗としては、町内の商業施設等における授乳やおむつ替えスペース等の設置状況の確認を行いました。

今後は、さらに調査を進め、その結果をもとに町民への周知をしていく予定です。周知方法については、町のホームページや子育て支援センターで作成発行している子育てハンドブックへの掲載などを検討しております。また、引き続き役場内関係各課と調整を図りながら町立施設での対応を推進していくとともに、町内民間事業者等への事業啓発活動を進め、町内における子育てを支援する生活環境づくりに努めてまいります。

次に、2点目の妊産婦健診時のHTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）対策について、お答えいたします。

HTLV-1とは、白血病や歩行困難などの神経障害などの疾病が起こるウイルスで、感染

経路としては6割以上が母子感染、2割程度が性感染によるといわれております。母子感染に対しては、母乳哺育を行わず人工栄養を用いれば、感染の危険を減少させることが可能とされており、母子感染に対し適切な指導ができるよう妊娠中にHTLV-1の抗体検査を行うよう妊婦健診に追加されたところでございます。

妊婦健診では、阿見町を含めた茨城県内の全市町村が、第1回目に公費負担により抗体検査を行うようにしており、平成23年4月1日から実施する予定で準備を進めているところです。

妊婦健診の抗体検査では、陽性の疑いの有無がわかるだけですので、疑いがある場合には、さらに保険診療などで確認検査を行い、陽性の有無が判定されます。陽性となった場合にはキャリアと呼ばれるウイルス保持者となりますので、その際かかりつけの医師などから、妊婦に対し発病や母子感染予防などに関する説明がされることとなります。町としては、必要がある場合には、かかりつけの医師との連携を図りながら、個別相談などの対応をしていきたいと考えております。

また、母子感染防止の点からもHTLV-1の抗体検査の意義や実施の方法などについて、国・県が作成する資料などを活用し周知を図っていきたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ありがとうございます。また、赤ちゃんの駅でございますけれども、今後とも、これから調査を終えたということで、またさらなるそういう店舗が募っていただきたいと思っております。

また、要望でございますけれども、ロゴマークといって阿見町統一で、やはり非常口なんかもそうですけれども、目で見てもここであるという、やはり阿見統一で、例えば商店なんかではあるんですね、独自の。やはり、この阿見ではこうだよという、やはりそういったものをぜひ若い人のセンスでも、わかりませんが、そういったものでぜひお願いしたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、HTLV-1対策でございますけれども、第1週でやるということで、第1週ということでもよろしいんでしょうか。第1週ということは、行ったすぐそのとき……。

〔「1回目」と呼ぶ者あり〕

○4番（難波千香子君） はい、そうですか。わかりました。で、あと母子手帳にぜひ挟んで……。厚労省からもこれから来ると思うんですけれども、今こういったホームページで出ておりますので、自治体でこういうのを手帳に入れているところもありますので、そういったものもぜひ御利用していただいて、ぜひ啓発、また周知をお願いしたいなと思っております。

また、スキルアップということで、保健師さん、また関係者のそういった方は、そういった何か研修会とかそういうのに出る御予定……。ぜひ出ていただいて、やはりこういった病気っ

ていうのは、なかなかわかりにくい、それでいて危険な病気でありますので、その辺はどのようになっているのか、それ1点お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。町の保健師に対しましても、そのようなHTLV-1に関する研修が今後予定されているということですので、参加をして理解を深めていただきたいというようなことでございます。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） わかりました。ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） これで、4番難波千香子君の質問を終わります。

次に、12番吉田憲市君の一般質問を行います。

12番吉田憲市君の質問を許します。登壇願います。

〔12番吉田憲市君登壇〕

○12番（吉田憲市君） 皆さん、こんにちは。それでは通告に基づきまして、3点質問させていただきます。

まず1点目、環境マネジメントシステム導入事業（新規）についてであります。

平成23年度当町一般会計予算の環境政策課事業の中で、環境省の第三者認証制度エコアクション21取得のため、町の事業活動に伴う環境負荷削減に取り組むとありますが、そもそもエコアクション21認証は中小企業業者の幅広い事業に対して自主的に環境へのかかわりに気づき、目標を持ち行動することができる取り組みやすい方法を提供する目的で、環境活動評価プログラムを策定し普及を進めてきたわけであります。

そして2004年にエコアクション21環境経営システム、環境活動レポート2004策定、同年10月エコアクション21中央事務局が設置され、認証登録制度が開始されたわけであります。さらにPDCAサイクルを基準とし、持続可能な社会の構築という取り組みの点においては、国際標準化機構のISO14001の企画を参考として中小企業者にとって取り組みやすい環境経営システムであると規定されております。

よって、むしろ当町におきましてはISO14001認証取得の取り組みのほうに適しているのではないかとおもわれますが、エコアクション21認証取得に決定された理由をお尋ねいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 平成23年度の新規事業である環境マネジメントシステム導入の事業

について、その手法としてなぜエコアクション21の認証取得に決定したのかという質問にお答えいたします。

環境マネジメントシステムの認証の種類については、先ほども吉田議員が言われたとおりISO14001やエコアクション21など、何種類かの手法がございます。ISO14001については、国際標準化機構による国際規格であり、一方エコアクション21については、環境省が定めた国内規格であります。

ISO14001の認証取得状況についてであります。平成22年3月末現在の適合組織数は2万483件であり、県内では416件となっております。なお、県内の市町村関係では、つくば市、土浦市、東海村、牛久市及びうしくあみ斎場が認証を取得しております。

公共行政関係の全国的な認証の取得の傾向といたしましては、平成16年の514件をピークとし、年々減少の一途となっており、平成22年には212件にまで減少しております。

減少の理由としては、自治体のISO返上というような見出しで新聞等でも時折報道されているのを目にすることがありますが、コンサルタント費用並びに新規及び更新に関する審査費用の負担が大きいこと、また、書類作成やデータ記録等の事務が煩雑であり、それに費やす職員の労力や時間の負担が大きいこと、さらにISO14001取得が取引条件とされてしまう場合がある民間事業者とは異なり、自治体にはそのような条件はないこと、などが主な理由です。

実際、ISO14001を導入している近隣自治体では、導入時には約330万のコンサルタント費用と審査費用がかかり、担当職員の配置を3名要したとのことであり。また3年ごとの更新審査では約130万円の審査費用がかかるほか、毎年の継続審査では約70万円の審査費用がかかっており、現在も担当職員として0.5名分を要していることなどを聞いております。

一方、エコアクション21の認証取得状況についてであります。平成23年1月末現在で6,029件であり、県内では97件となっております。全国の自治体・行政機関等の登録件数は49件であり、平均従業員数にすると728人となっております。なお、県内の市町村関係では、常陸大宮市が認証を取得しております。

エコアクション21の一般的な概要として、ISO14001の規格を参考として、主に中小事業所を対象とした取り組みやすい環境マネジメントシステムであるというものです。費用及び労力については、ISO14001の5割程度と見込まれております。

例えば、労力については、審査様式からみずから考案しなければいけないISO14001とは異なり、審査される様式が整備されていること自体が、労力や時間という事務負担が軽減されるということになります。

また、他の特徴としましては、環境活動レポートとして組織の活動状況の公表が義務づけられております。この方式は町民や事業者への町の取り組みをPRし、環境への取り組みを普及啓

発するためによい制度ではないかと思えます。

最後に、第三者認証の必要性についてであります。すでに町施設では、平成14年度から阿見町地球温暖化対策実行計画に基づきエコオフィス活動を実践しており、温室効果ガスの排出量実績において、平成21年度は平成12年度と比較して17.1%の削減を達成できております。

しかしながら、この活動は第三者認証があるものではなく、自主的活動でありますので、さらに第三者による環境活動の改善指摘や省エネ診断などの審査を受けた上で、きちんと認証を取得することが必要であると考えたからであります。

以上、環境マネジメントシステムに対する2つの手法について、比較検討を行ってきたわけですが、環境マネジメントシステムを取り巻く社会的状況、認証取得の費用負担、職員の労力負担、当町のこれまでの地球温暖化対策への取り組み状況等から総合的に勘案して、当町としてはISO14001ではなくエコアクション21のほうが適していると判断し、エコアクション21の認証を取得しようということに決定した次第でございます。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） どうも、詳しい説明をしていただき、ありがとうございました。前回は、質問が短かったんで答弁拒否ということをされましたけども、今回は質問のほうが長かったかなというふうに思っております。まあ、答弁拒否じゃなくてよかったなという気持ちでいっぱいあります。

それはさておきまして、ISO14001、今町長が説明したとおりのことだと思います。結局、このデータに基づくものとかですね、そういうのが非常に煩雑で、それでその費用も労力もかかるということで、そのISOのミニ版といいますかね、ISO14000のミニ版といいますか、行動計画は全く同じで、まあ行動計画は自分でつくらなくてもある程度できると、それに基づいてやるんだという簡易型ISO、これエコアクション21という形であります。

確かに町長が今おっしゃられたとおりにですね、ISO14000でいきますと、200万から300万ぐらいのマネジメント、まあコンサルタント料がかかるわけですね。それで、その点でちょっとお聞きしたいんですが、今回ですね、環境マネジメント事業エコアクション21、それに対してですね、新規事業で認証業務委託料が209万2,000円という形でですね、エコアクション21にしてはですね、ちょっと高額かなと思われるのですが、この積算根拠と内訳、それからですね、あと職員さんの、臨時職員関係経費が179万7,000円、これ社会保険料とかいろいろ入っているようですけども、それはですね、何名の方を雇用してどの程度の活動をするのか、これをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） はい、お答えします。まず1点目のですね、エコアクション

21の費用、平成23年度、これはコンサル委託料ということで、209万2,000円ということで今回定例会で計上させていただいたものであります。

この根拠につきましては、今現在阿見町では阿見町環境基本計画を策定中であります。で、その策定のお手伝いをさせていただいているのがパシフィックコンサルタントというコンサルタントでありまして、今回のこの数字につきましては、そのパシコン——パシフィックコンサルタント——のほうから見積書を上げていただいたということでもあります。

それから2点目の臨時職員のほうですけども、これにつきましては、1名ということでもあります。その賃金ということでもあります。内容につきましては、直接コンサルの事務的なお手伝いということもありますし、その他そのエコアクション21、これからマネジメントをつくっていくに当たって事業者、それから町民の方々、対外的のPR・啓発的な、そういったものもこの臨時職員さんをお願いするという形であります。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 部長、さらっと今お話しして、金額もさらっとお話ししてるんですけども、209万2,000円というのはですね、パシフィックコンサルタントさん1社だけに見積もりをとらせたんですか。これですね、209万2,000円というのは、プラスしてこれ臨時職員は、これ役場のほうの職員でしょうからこれはいいとしてね、ISO14000シリーズのですね、コンサルタント料が約200万から300万なんですよ。それに匹敵しちゃうんですよね、これね。

ということは、先ほど町長が、今お話ししたですね、もろもろの経費がかかって、コンサルタント料さっき300万とか言いましたよね。それと匹敵しちゃうの、これ。エコアクション21っていうのは、一般的にはですね、コンサルタント費用が大体20万から30万なんですよ。ISOの10分の1が一般常識なんですけど、これ積算が何か間違ってるんじゃないでしょうかね。その内訳とね、それひとつわかる程度でいいですから。

じゃあね、ついでに。コンサルタントのね、このISO関係のコンサルタントの状況っていうのは物すごくいっぱいいるんですよ。審査人ってのはすぐなれるんですよね。そんなもんで、今、雨後のタケノコ状態なんですよ。ですから、コンサルタント会社によっては非常に程度がね、物すごくプロの人と、物すごく素人っぽい人と2つあるんです。

ただ金額的にはね、一般常識としてそのぐらいなんですよ。ですから、このコンサルタントが、パシフィックコンサルタントさんというのかな、この人は非常にレベルが高くて200万以上なっちゃうのかもわかりませんが、その内訳をね、ひとつね。

別にこのコンサルタント、要するにエコアクション21を取得するに対しては、何のために取得するんだという目的がね、ただ看板だけとればいいやということじゃないんだから。だから、

いろんなコンサルタントに当たるということ、これも必要じゃないかなというふうに私は思うんですよね。

で、最初の質問に戻りますけども、その内訳っていうの、わかればお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） はい。その積算根拠の前にですね、1つ御答弁ということで、先ほど町長の答弁の中で、近隣自治体では約330万という数字が……。

○12番（吉田憲市君） それはエコアクションか。

○生活産業部長（川村忠男君） ああ、失礼しました。ISO330万ということですが。これは契約時の金額でして、実際の見積もりは入札をかけていますのでそれ以上の数字になるということでもあります。

○12番（吉田憲市君） それ以上高くなるの。

○生活産業部長（川村忠男君） 設計の場合は高くなるということですが、で、入札をして330万になったということになります。近隣自治体の場合はですね。

で、この件に関しましては、当初阿見町としてもISOの14001で進めていたんですけども、先ほどありましたように全国で返上が多いということで勉強会を開催しまして、その中でISOとそれからエコアクションの違いということで、金額的に——その費用ですね——認証をとる費用ということで、ISOは約250から500万程度かかる。エコアクションの場合は50万から約200万という数字になっております。

ということで、今回コンサルのほうではじいた200万という数字には近い数字かなということでもあります。その積算につきましては、ちょっと私も資料もないもんですから……。今ちょっと資料のほう用意したいと思います。

○12番（吉田憲市君） ああ、いいですよ。後で。入札するんでしょうから、後で結構ですよ。

○生活産業部長（川村忠男君） はい。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 今、部長の話ですと、当初契約をして、入札すると高くなっちゃうとかいう話が今、出たよね。そうじゃないの。おかしいもんね、それじゃね。

まだあつから、ゆっくり、ゆっくりと。

このこれからコンサルタントの選定とかですね、発注の方法ね、いろいろ指名とか、または一般競争とかやるんでしょうけども、何でね、今この環境マネジメントシステムがね、阿見町に導入されるのかっていうの、私疑問なんですよ。ていうのは、先ほど町長もお話したとおりですね、ISO関係は当初数年前からね、周りの市町村ではもう既に認証とって始まっているん

ですよ。ところが、非常に手間暇がかかる割にはね、その成果としてのものがですね、金額に換算すると少ないんですよ。そんなもんで、みんな今だんだんだんだん少なくなってるんです。

阿見町はそれを逆行して今からやろうということなんですよ。そこら辺がちょっとね、私わからない。実際にはね、認証というのは、勲章とか看板とかですね、対外的なものなんですよ。その中の実際に取り組んでいる市町村もあるでしょうけど、普通は市町村っていうのは物つくってませんから、ですからサービスですよ。サービスに関して。

例えば1つの事例を言いますと、コピー用紙がありますよね、コピー用紙。今度はエコアクションやったから、じゃ裏紙も使おうじゃないかと。これ非常にいい目標なんですよ。裏紙を使うなんていうのはね。それだけ幾ら幾らの資源が減るんだということですから。ところが、裏紙を使ったおかげで、コピー機が詰まっちゃうんですよ。そうするとコピー機の修理代のがね、ぐっと上がっちゃうの。そういう現実があるんですよ。実際にやっているとね。

ですから、そういうものも含めて、いろんな政策施策をお金に換算すると、ISO関係、このマネジメントシステム、ね、環境システム、これをですね、取りやめてる市町村が多いんですよ。今町長も答弁あったでしょう。そのとおりなんですよ。

で、なぜ今、阿見町で新規でほかの市町村が取りやめてるやつを何でやられるのか、その理由を教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 他の市町村の首長ともよく話すんですけど、やはり私たちは霞ヶ浦というね、この湖を持った場所でもあります。そういう意味ではもう霞ヶ浦からいろんな恩恵を受けてるし、この地区でね、やはり環境というものをやはりひとつ重要視しなければならないと思っております。

エコアクション21、この庁舎になるでしょうけど、そういう意味では、やはりそういうものをとった時点で、やはりこの電気の負荷とかそういうものもよく考えていってですね、やっぱりLEDとかそういうものをやはり使ってCO₂削減をしていくと。

そういう意味でも、やっぱりこの町自体が置かれているものちゅうか、そういうものを考えたらやはりマネジメントシステムは必要だと、そういう考えで私は、自分のね、公約というか、マニフェストのほうにも入れていると……。

○12番（吉田憲市君） ああ、そうなの。

○町長（天田富司男君） うん、入れてる。

○12番（吉田憲市君） 初めて聞きました。

○町長（天田富司男君） 初めてじゃない……。入れてます。

○12番（吉田憲市君） ああ、そう。

○町長（天田富司男君） ええ。環境っていうのは。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） それではですね、この予算も組まれてるんで、当然にその業者選定をなさるわけですよ。その選定の方法、これを教えてください。今、考えてることでいいですからね。まだやってないんだから。だからその選定する方法、発注する方法だよ。どんな形で発注していくのか、それを教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） お答えいたします。まだ正式に決定したわけございませんけども。

○12番（吉田憲市君） 今、考えてること。

○生活産業部長（川村忠男君） はい。指名入札で行いたいと、今現在は考えております。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 一般競争入札じゃなくて指名競争入札ね。ね。指名競争入札ですと、ある程度業者が何社かいるんでしょう、もう既にね。

いやいや、部長に聞いてるんだ。町長じゃなくて。

何社かいるんでしょうが、その、例えばこの認証をとるに当たってのコンサルタントの、その適任者ってのはどのくらいいるんですか。今、頭に考えてる中で。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長（川村忠男君） はい、お答えします。先ほど勉強会っていうことで御答弁しました。そのときにはですね、国の環境省のほうに問い合わせをいたしまして、阿見町としても今後環境マネジメントシステムを導入したいということで、ISOがいいのかエコアクション21のいいのかということで、そのあたりをちょっと勉強したいということで、環境省から紹介がありました。

それが、茨城県の中企業団体中央会というところでありまして、で、その中央会に所属しているコンサルはANE環境経営研究所、これは茨城県の守谷市けやき台というところにあるコンサルであります。このコンサルに先般勉強会の講師としてお願いしたということでありまして。

当然ながら、このANEさんは1つの1社に入るということで、あと指名の数という、今現在把握している中では、ほかに3社程度ということで考えています。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 今度は町長にお聞きします。町長、阿見町建設業協会、ね、第2建設業協会っていうものがわかったんですよ。名前がね。阿見町建設業協会っていうのはですね、

阿見町大字阿見5335にですね、あるんですが、これは御存じですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） どこにあるかわかりませんが、阿見町建設業協会っていうのはつくったっていうことはわかっています。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 役員さんがですね、これはなぜこういうこと……。関係なくないんですよ。関係あるから聞いてるんですよ。役員さんがですね、会長1名、岩本さんって方ね。株式会社環境計画研究所。副会長が中村孝一さんとか、理事が柳生文明さんっていうのかな、本多さん、久保谷敦さんか、これ。——久保谷さんの子供だな——と、仁田さんというのと、川村さん——川村さんは倉持さんの御親戚——、それから松本敏之さん、名取さん、宮本さんと、こういるんですが、ここですね、株式会社環境計画研究所っていう膳本があるんですよ。

会社の膳本がね、それを見ますと、取締役がですね……。この中でね、目的があるんですけど、目的も当然のことながら、一般廃棄物からISO認証取得コンサルタント及び内部監査委員養成っていう形で書いてある。養成研修ってね。もちろんその会社もこれ、その中に入るんですよ。そういう指名出してくれば。

こういう形の中で、問題なのが……。この人はね、別に問題でも何でもない。この人の中で取締役が海野隆さんなんです。それで取締役が名取俊成さん、で、取締役が岩本信義さんかな。それで代表取締役が海野隆さんなんです。そういうことなんで、これ阿見町に、ひたちなか市かな、にあるんです。この会社ね。

しかし、これの建設業協会は、その環境計画の入ってる場所はね、上郷にあるんですよ。それで、この会社がね、もしかしてだよ、もしかしてこのエコアクション21の、この指名を出した場合、この海野隆さんってのは、こないだまであれだよ。参与でしたよ。ね。そうよね。その人たちがこういうものを、こういう会社がここにですよ、指名を出した場合に、町長はどのような、例えば「いいよ」というような形にするのか、当然指名委員会を通してね、それから上がってくる話なんですけども、それに対して町長の例えばこれがあつた場合に、対応としてはいかなる方法を考えてますか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今、資格審査か何か、もうやってんの。その会社。環境だか何だか知らないけど。おれもわからないけど、ただ岩本は、前々から、安田何だのね、検査員だったんだよね。今も検査やってますよね。

○12番（吉田憲市君） 岩本さん。

○町長（天田富司男君） 岩本信義っていうのはね。

○12番（吉田憲市君） ああ、はい。

○町長（天田富司男君） あとほら、海野隆もそうだよ。監査だったんだよね。検査をできる。先ほども検査はだれでも今できるんだって言ってたけど。

○12番（吉田憲市君） 審査員ね。監査じゃなく、審査員。

○町長（天田富司男君） ああ、そう。審査員。審査員ね。そういうことで、やっててね。じゃあ、今阿見町にね、そのあれが出てるのかどうか、おれも全然わかんないけど。

〔「新規に受付中」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） ああ、そう。新規に受付中なんで、今まだ受け付けも何もしてないで……。

○12番（吉田憲市君） 例えの話ね。

○町長（天田富司男君） あれをやらないうちにどうのこうのっていうこともね、今私が言うことじゃないと思うんですよ。実際にね、なってきた、ああそれはおかしいよということになれば、それはおかしいわけだから。

○12番（吉田憲市君） そうですね。

○町長（天田富司男君） 私が審査するわけじゃないから、これ。ちゃんとこっちで審査してくれんだから。そうでしょう。私が審査って……。私が中へ入ってこの人、この人、この人って……。

○12番（吉田憲市君） わかってっから。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） そうしましたらね、そういう形で入ってきたらですね、これは道義的にもですね、参与をやった人間がね、代表取締役なんだから、当然に町長の良識ある見解ではね、おれはカットすると思いますけども、そういうふう願って、これはしましますから。

○町長（天田富司男君） そのとおりだからね。

○12番（吉田憲市君） ああ、そう。ところがそういうのはちょっと心配なのよ。

○町長（天田富司男君） そんなに心配しなくっていいよ。

○議長（佐藤幸明君） 質問に入ってください。

○12番（吉田憲市君） そうですか。じゃあ、次に移ります。

それですね、そういうことが、疑いがですね、ないような形で進めていただきたいというふうに思います。また、そのエコアクションがですね、それが果たして、その金額的な問題、先ほど言いましたけど、これコンサルがたくさんありますんでね、その中で選ぶときにはですね、4社ぐらいじゃなくて、例えば指名競争入札でやれば4社しかないんであれば、一般競争入札でやれば何社もありますから。ですから、その中で実力のあるところ、なおかつ経費のね、

かからないところを選んで、ひとつエコアクションのね、事業をしていただきたいなと思います。

それじゃ、次の質問に移ります。

あ、いいですよ。答えなくて。何かあるの。

○議長（佐藤幸明君） 答弁があるそうですから。

○12番（吉田憲市君） いや、いいですよ。答弁は。

○町長（天田富司男君） 悪いことじゃないから。

○12番（吉田憲市君） いや、いいですよ。だって町長に答弁求めてないから。

○町長（天田富司男君） 今言ったとおりしっかりと……。

○12番（吉田憲市君） いや、いいって言ってんの。

それじゃ次移ります。

阿見町入札契約制度改善についてでございます。

公共工事の発生から発注までの流れの中で、入札参加資格審査会、俗に言う指名委員会が開かれるわけですが、公共工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性かつ適正化を図るためにも、指名委員会議事録の公開をされたらいかがでしょうか。また、議事録が作成されてないとすれば、以後作成して行われたらいかがでしょうか、お尋ねいたします。

次に、第三者機関による入札監視委員会の設置についてであります。国土交通省では、公共工事の発注者は、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律、俗に言う入札契約適正化法に基づき、入札及び契約の適正化に取り組むことが求められておりますが、9割以上の市町村が入札及び契約の公正性、透明性の監視や苦情の適切なための第三者機関による入札監視委員会の設置を行っておらず、このような状況を早急に改善する必要があると言っておりますが、当町においては、入札監視委員会等の設置についてのお考えはいかがでしょうか。

この2点について、お願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、お答えいたします。

入札契約制度改善について。これはもう吉田議員はプロですから、もう何でもわかってるでしょうけど、阿見町競争入札参加資格審査会の議事録の作成及び公開についてですが、阿見町建設工事等入札参加資格選定規程第7条第4項の規定により、同審査会の会議は非公開となっているとともに、同選定規程第9条では、委員及び関係職員に対し守秘義務が課されているところです。その理由は、公平公正な審査のためには、非公開や秘密の保持が必要であるとの判断によるものです。

同審査会の審査事項の主なものとしては、一般競争入札の参加資格の審査や指名競争入札の

指名業者の選定といったものがあります。審査結果の成果として、一般競争入札の場合には、入札参加条件については、入札実施の公告の中で公表していますが、指名競争入札の場合は、選定した業者、いわゆる指名業者公表の方法について検討が必要であると考えております。

次に、第三者機関による入札監視等委員会の設置についてです。

まず、入札監視委員会とはどういうものなのかということですが、入札監視委員会は、入札・契約の透明性を確保するため、手続過程や契約内容等について、中立・公正の立場で客観的に審査ができる学識経験者等の第三者の方に審査や意見具申等、監視していただく機関であります。先程吉田議員も述べられましたが、9割の市区町村が未設置であるという状況です。

当町としては、設置の必要性は認識していますが、適格な委員さんの確保や委員の具体的運営面等について情報が不十分ですので、研究課題にしていきたいと考えています。

○議長（佐藤幸明君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時からといたします。

午前11時49分休憩

午後 1時00分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（吉田憲市君） 町長答弁したんだっけ。ああ、失礼しました。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 町長の今答弁もいただきまして、確かに建設工事入札参加資格選定規程の中ではね、7条で会議は非公開にするというようなこと書いてあります。これももちろん条例改正しなきゃなんないんですけどもね、ただ12月のですね、定例でも私お話ししましたが、公共工事の発生から発注までの流れでね、指名委員会毎月2回開かれて、定例で開かれるんだと。

で、各課の担当者から、その公共工事が発生した場合には起工起案を提出して、阿見町事務決済規程に基づいてね、専決区分権者である部課長が決済をもらってですね、業者選定を推薦書をつけて総務課管財係へですね、指名委員会の審査をお願いするというシステムなんですね。

ですから、その指名委員会ですね、持つ役割というのは、大変この公共工事の流れでいくとね、大変重要なところなんですよ。ですから、その議事録をですね、公開するということは、これは町民に対してのですね……。

ここにもですね、阿見町のですね、行政改革大綱の実施計画にもあるようにですね、入札契約事務の適正化の促進を図ることにより、公正・公平・透明性ね、競争の一層の向上と不正な入札の抑止を行い、公共事業発生に対する町民の信頼を確保すると。また、財源の有効かつ効

率的な使用を目的としますよと書いてあるんですよ。

ですから、そのとおりね、この指名委員会ですね、公表というのは、決して難しい問題じゃないですよ。町民に対して、透明性をもってね、知らしめる、むしろ義務があったんだよね。だから、今まで非公開で会議をやりますよと。ですから、非公開の中で議事録をとってるかどうかはわかりません。私は見たことないですからね。

ですけど、こういう計画大綱があるんだから、この中でやはり広くですね、指名委員会の内容はこうであったよということですね、町民にひとつね、知らしめていくシステムをね、町長、町長、町長。システムをね、ひとつ早急に決断してください。これは町の義務でもありますから。町民に対してね。

え、部長が言う。いや、いいです。答えは。お願いしてんだよね。

それとですね、あと第三者委員会の件ですけども、もちろんですね、この第三者機関による調査・審査というのはですね、当然にこれ、また私が今言った理由のようにね、町民にですね、信頼を確保するという意味でもですね、当然にその入札制度からね、外された業者さんもいるだろうし、随意契約がどういうふうに決まってきたのか、その経緯も当然に疑問に思う業者さんもいたろうしね、町民の方もいるでしょうから、その中で第三者のですね、機関をつくってですね、指名の監視委員会、これをですね、つくられることがですね、町民に対する信頼、入札の不正防止につながると。抑止でしょう。不正防止してるっていうのは、抑止につながるということね。

これをですね、十分にですね、考えてですね、入札のですね、監視委員会、これを早急にですね、やはり町長ね、決断してですね、つくっていただきたいなというふうに思います。取手市ではね、もう既に20年にこれつくってます。それで、もちろん指名委員会もですね、議事録も公表してます。ですから、阿見町もできないことはないというふうに、私は思いますんでね、ひとつ取手市に見習ってつくってほしいなというふうに思います。それが町民への、私義務だと思いますよ。そこら辺どうですか、町長。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。今吉田議員から、先進事例のお話がありました。特に入札監視委員会、これは適正化の指針っていうの示された中で、第三者機関による委員会を設置すべきだろうという指針で出されておりますので、ちょっとここら辺の認識がですね、私ども不足しておりましたので、先進の、例えば近隣では土浦市さんも設けられているようですので、そういったものをよく調査研究させていただいて、公正公明な入札契約になるように進めてまいりたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） ぜひね、町長ね、早急なる決断のもとにね、町長の目で頑張っ
ててくださいよ、これ。ね、実現してくださいよ。そうすると町長の評価がまた上がるかもし
れない。

〔「かもしれない」と呼ぶ者あり〕

○12番（吉田憲市君） かもしれないんだよ。

じゃあ、続いてですね、次の質問に移ります。参与についてであります。

町長就任後まもなく専決処分により参与2名を阿見町非常勤特別職として、議会の反対を無
視して採用され、平成22年12月の全員協議会においては、あなた方には必要なくても私には必
要なんですよと言い切っておりました。その参与の中のうちの1名の方が、23年の1月いっば
いでおやめになられ、次にもう1名の方も23年の3月いっばいでおやめになられるというこ
とであります。その理由は何ですか。

また、町長にとって大変重要なお仕事をなさっていた、この両名ともですね、いなくなられ
た後は、どのような対策をとるおつもりですか。また新たな参与が就任なされるのでしょうか。
参与の制度は今後どうなるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 吉田議員の参与についての御質問にお答えいたします。

参与は、外部の人材を登用することにより、政策マニフェストの進行管理、政策提言、政策
決定のアドバイス等を行っていただくとともに、組織の活性化を図りたいとの考えから、2人
を委嘱したものであります。残念ながら1人は一身上の都合により1月に、他の1人は任期満
了により3月末で退職ということになりました。1年ではありましたが、初めての町政運営を
担う私にとっては適切なアドバイスが得られ、十分な活性化につながったものと考えておりま
す。私には必要な存在であったと確信しております。

しかしながら、議会の賛同を得られず参与を存続することは、町政運営に支障を来すとの考
えから、23年度予算には参与報酬を計上しておりません。今後、やはり重要な政策がある場合
には、よりよい町政運営のために、議会とも十分に協議を行い、政策に精通した人材を参与と
して登用することも考えております。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） どうも、何て言っていていいか。お答えいただきまして、ありがとうご
ざいます。

話は変わるんですがね、東北新幹線もですね、青森まで全線開通いたしまして、ともに急行
はやぶさというのがですね、走ってんですね。すごく早いスピードで走るそうです。300キロ
ぐらい出せるのかな。昔ですね、「はやてのようにあらわれて、はやてのように去っていく」

なんてね、歌があったんですよ。昔ね。記憶してるんですが、煙のようにあらわれて、煙のようになくなってしまったと。

議会の反対を押し切ってね、専決処分で居座った参与さんはね、なかなか私根性あるなと思ってたんですよ。ところがですね、ふたをあけてみたら、何はからんや、1期半ばでさようならしちゃったですもん。どこいったかわかんない。ねえ、甚だ無責任な人だったんだなと思われても仕方がないのかなというふうに思います。

さて、町長がね、専決処分で就任させた2名の参与さんがですね、町民の皆さんのためにですね、行った、今、私のために重要なことやってくれたって言ってましたけども、ね、大変重要な仕事をたくさんなさったと思うんですが、この参与さんがね、参与の2名の方がいっぱいやったんでしょうけども、代表的なものでいいですから、二、三挙げていただきたいんですよ。

で、海野隆参与、長南幸雄参与、それぞれですね、2つでもいいですよ。3つでもいいです。阿見町町民のためにね、どんな仕事をしたのかなと。これはですね、やっぱり特別職として月々20万円ずつのですね、報酬を町からお支払いしたわけですから、こうこうこうい大事な仕事をしてくれたんだよということですね、報告してしかるべき義務があるんじゃないかなと。議会は反対してたんですからね。町長が専決処分でやられたんだから、その辺ちょっとね、説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） これはもう前々から、いろんな点で言うておりますけど、まずパソコン等の、これはね、入札の問題に対しても、やはりこれは随契でやる問題じゃないだろうというそういうことでも、やっぱりアドバイスをいただいて、やはり形を変えなくちゃだめだと。

あともう1点、言うのであるならば、やっぱり外部評価の問題は、皆さんにこれ、だめだよと言われたんで、内部の中で、やはり事務事業の評価をしていくっていうことで、この点も非常にいい結果が出たんじゃないかなと。役場の職員と一緒にね、やったっていうことで。やはり外からの登用だったもんですから、それだけやっぱり真剣にできたのかなと、そう思ってます。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） パソコンのですね、入札問題は例の8,800万の件ですかね。それじゃなくて、違うパソコンなんですか。また問題あんの。

○町長（天田富司男君） 全部のほら、随契で1億……。

○12番（吉田憲市君） まあね、多分そのことだと私思うんですけども、そのことはね、議会でも質問状送ってるくらいのもんで、これは私は決して町民のためになってないと思います

よ。大騒ぎした問題ですからね。ですから、いや、町長はね、そういう評価されてるならそれでいいんですけども。

町長はね、それでね、参与を専決処分で任命されたでしょう。そんなときもね、町民の皆さんはね、どうなっちゃてんだろう、専決処分。ちょうど阿久根市のね、市長さんがそういうことやってたんだよね。何だろうなということで、町民の皆さんもかなり心配したんですよ。

で、私の政倫審のときもそうですよ。新聞に出て、阿見町議会何やってんだろうと。阿見町って何やってんだろうなというようなですね、町民の皆様非常にですね、混乱を与えて、そして心配をかけたんです。それに対するね、町長は、町民の皆さんに対する申しわけないって気持ちはあるんですかね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 参与についてって、政倫審の問題まで行っちゃいましたが、これはちょっと違うんじゃないですか。全然違うんじゃないですか。違うでしょう。質問が違うでしょう。今の。

○12番（吉田憲市君） いや、質問が違うかもわからないけど、どちらでもいいですよ。

○町長（天田富司男君） だから、違うでしょう。

〔「ごちゃごちゃ言わんで答えろ、質問に。何言ってるのよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 何言ってるのよ。自分たちの都合が……。今度は自分は言わないけど。

○12番（吉田憲市君） こっちこっちこっちこっち。そっちじゃなくてこっちね。

○町長（天田富司男君） もう私は参与をつくったことに、町民に対して申しわけないと思ってません。本当に、それはどういう人がね、町民が、「何だ、天田」って言う人が相当いるっていうんなら、それはそれとして受けますけど、やはり相当お力になっていただいたし、1年目ということで、やはり自分自身が行政にそんなには詳しくない。そういう中でやっぱり政策を一緒につくってきた人間とね、やっぱりやれたことに対しては、私はよかったなと、そう思っております。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） いろんなとらえ方があるんですが、これはね。ただ事実、町民の皆さんに混乱をさせ、そして心配をかけたことは事実なんですよ。私の政倫審は関係ないって言うけど、私の政倫審のときもそう。ね、阿見町議会何やってんだと。実際に議員さんで何遍も町民から電話受けた方いるんだから。でしょう。

そんなときに、混乱をさせたことはもう間違いない。だから、議会とかね、議員に申しわけないと気持ちの前にね——それはないんでしょうけども——、その前に町民に対してね、少しは

そういう気持ちになられてるのかなと思いましたが、全然ないということなんで、それはしょうがないなというふうに思っております。

また、そのときにですね、政倫審の話になっちゃって、それは違うよと言えば答えなくていいですけど、常陽新聞と茨城新聞の中でね、私に対して、議員との癒着と言われてもおかしくない。政倫審でどんな結論が出ても、町長として道義的責任は免れないと書いてあるんだよね。

○町長（天田富司男君）　そうですよ。

○12番（吉田憲市君）　だから、そういうことが書いてあるんで、それで、町民の皆様にも混乱をさせた、心配をさせたよね、そういうお詫びをしですね、大人ですね、道義的責任というものをきちんとですね、おとりになるべきじゃないかなと、私は思います。

それでずっと、今までの議会の流れ、町長が就任してからね、流れ見てると、もう既に円滑な町政運営をしてるというふうに私は思えないんですよ。ですから、その道義的責任も含めてね、町長、自主的にね、町長職をね、御辞退なされたらどうですか。

〔「それは……」「嫌だ」と呼ぶ者あり〕

○12番（吉田憲市君）　私はそう思うんですよ。で、町民の皆さんがね、安心できる正常な町政運営がね、一日も早く取り戻せるようにですね、町長が、そのためにはやっぱり天田町長が自主的な辞任をなされるということが、私一番だと思うんですが、どうですか。

○議長（佐藤幸明君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君）　こないだもいろいろ言ってますけど、まあ、吉田議員にもいろいろ聞きたいことがあるんで、ここでは言わないけどね。やはり今の言葉に対しては、政倫審の問題はやっぱり町が——ここで本当は政倫審じゃないんですけど——聞かれたんでね、じゃあ、これはね、やっぱり町がそういう仕事をその人に与えなけりゃ、こういうことは起きなかったんだから、町としては責任がありますよと。まあ、私のときは3件だけど、そのほか28件。

そういう中で、全然吉田議員は何にも真っ白だと、私は何も悪くないんだという、これはもうそういう見解でありますよね。そういう見解であるっていうことを、私も理解してます。ここで私が質問することはできないんで、質問はしませんけど、やはりそこには自分自身もですね、やっぱりちょっとおかしかったんじゃないかという意識、自分もやっぱり道義的責任はあるんじゃないかという意識はあっても、おれはしかるべきだなと。

○12番（吉田憲市君）　いや、道義的責任を聞いてんですよ。どうですかって聞いている。

○町長（天田富司男君）　だから、おれは道義的責任がありますよって言ってるんですよ。

○12番（吉田憲市君）　町民に対して申しわけないって気持ちがあるんですかってことを聞いているんだよ。

○町長（天田富司男君） それは、だからそういうことをね、注文をしたっていうこと自体がもう、町民に対して申しわけないってことですよ。道義的っていうことは、こういうことは町がやるべきじゃないんだと。そういうことを言ってるんですよ。そうじゃないですか。だって町が……。

○12番（吉田憲市君） 道義的責任は何ですかっていうことを言ってる。

〔「道義的責任を……」「黙ってる」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） だから、そういうことじゃないですか。道義的責任は、やっぱり町民には申しわけないって話ですよ。それは当たり前じゃないですか。普通では、こういうことはしちゃいけないってことを、やっぱりね、疑われるような行為はしてはいけないってことを言ってるわけですから。

ただ、参与についてとこの問題についてをね、やる、ここは場所じゃないんで、また別の機会に、吉田議員からもやっていただいてね、ここで……。参与についてはわかりますけど、政治倫理審査会のね、結論に対しては真摯に受けとめる。

昨日も吉田議員いなかったから。昨日はほら、藤井議員に質問の答弁もしてますよ。

〔「拒否されたやん」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 拒否されてないじゃない。そういうことで話はしてます。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 道義的責任をね、十分感じてるとね、いうことなんでね、それ以上は言いませんけども、参与に関してもね、やはり町長にとってはね、何かパソコンを買うときにどうのこうのって話ありましたけども、非常に町民のためになったと、ね、だから参与に対しては、町民の皆さんに騒がしたことはね、申しわけないと思ってるってないということだったですよ。

それで、政倫審のことについては、道義的責任は町民にあると。出したときにね、私が悪かった、道義的責任は感じてますということなんで、いずれにしてもね、町長、天田町政っていうのはね、もう円滑に流れてないですよ、これ。わかるでしょう、自分だって。これ見て。ね、ですから円滑に流れるような方向をです、ね、研究して考えてくださいよ。ね、そうしないと、いつまでも阿見町が前へ進みません。すべてにおいて。

ですから、そういう申しわけないって気持ちがあるんならば、そういうものでね、示していただきたいなというふうに私は思います。そうなることをね、お願いいたしまして質問を終わります。

○議長（佐藤幸明君） これで、12番吉田憲市君の質問を終わります。

次に、8番柴原成一君の一般質問を行います。

8番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔8番柴原成一君登壇〕

○8番（柴原成一君） 皆さん、こんにちは。通告に従いまして、2点について質問いたします。

1点目は町の防火対策と改善指導措置についてでございます。2点目は、消防分団統廃合後の詰所の利活用は進んでいるかでございます。2点目については、質問者席にて質問いたします。

消防署員及び消防団員の活動については、敬意を払うものでございます。また、瀬尾消防長におかれましては、37年間の長期にわたり町の発展に御尽力されたことに敬意と感謝を申し上げます。

話変わりますが、今週の読売新聞に書いてありましたが、最近の地方議会では一問一答制や無通告の方式が取り入れられることが増えてきているという記事がありました。私もいいかげんな性格もありますので、通告から外れる場合がありますが、よろしく願いいたします。

さて、3月春一番の季節、でも最近は春風が吹くと素直に喜べません。杉花粉やほこりが飛ぶからです。また、季節によってはセイタカアワダチソウの花粉もひどいようです。昨日の平岡議員の質問でもわかるとおり、耕作放棄地の拡大が進んでいるようです。私も最近ではトラクターで田起こしをしておりますと、隣の荒れた田んぼが気になります。管理の及ばない耕作放棄地の拡大によります。管理の及ばない土地が増えているということは、火災の発生が心配される条件であります。特に、乾燥した冬場には自然発火すら懸念されます。

これらの土地の防火対策をどのように考えたらいいのでしょうか。防火対策にはふだんの見回りが必要だと思いますが、阿見町ではこの役をだれが担うのでしょうか。消防署でしょうか。消防団員でしょうか。農業委員会でしょうか。はたまた警察署でしょうか。仮にチェックをし、防火対策上の改善点が見つかったとして、だれに改善を求めたらいいのでしょうか。防火対策ということで、半強制的な措置がとれるようなら教えていただきたいと思えます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防長瀬尾房雄君、登壇願います。

〔消防長瀬尾房雄君登壇〕

○消防長（瀬尾房雄君） 柴原議員の、町の防火対策と改善指導措置についての御質問にお答えします。

まずはですね、思いもよらずこのような機会を与えていただきましたことに対しまして、深く感謝申し上げます。

さて、雑種地やですね、耕作放棄地など管理が及びにくい土地の防火対策が心配になるが、

日ごろの防火についてのチェックと改善指導はどのように行っているのかということでございますけれども、昨年、同様の場所で消火作業ですけれども、を行ったものは19件ございます。火災の危険性が懸念されることは十分認識しております。

現在、阿見消防本部としましては、空き地、雑種地等からの出火防止を図るため、水利調査・警防調査等の巡回にあわせ、防火のチェックを行うとともに、場合によりましては文書により改善指導を行っております。しかしながら、耕作放棄地については行っていないのが現状であります。

耕作放棄地は、近年かなりの面積に上っておると聞いております。昨日の平岡議員の質問の中にも382.1とかということで答えられたところでございますけれども、議員御指摘のようですね、火災の心配もありまして、防火対策が必要なことは十分に理解できますけれども、農地につきましては、平成21年農地法の改正がありまして、耕作放棄地の所有者に対する指導、これはですね、農業委員会が一貫して行うということになりました。

農地は、適正に管理し有効に利用することが本来の趣旨であるため、耕作放棄地化している農地につきましては、所有者に対し、防火の対策も含めて指導していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

なお、仮の話として、改善点が見つかった場合だれに改善を求めたらいいのかという質問でございますが、また、半強制的な措置ということでございますけれども、改善を求めるとすれば、まずは所有者ということになろうかと思っております。また、半強制的な措置については、現在では、難しいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） ありがとうございます。昨年19件というのは、結構な数だと思います。私の近くでも都市機構URが持っているところが雑草刈りをしないでそのままに残っている畑——市街化区域ですけれども——も結構あります。見る見るうちに草が生えて今は枯れた状態でございますが、先ほどちょっと石井議員とお話しましたら、石井議員の前住地——前に住んでいたところ——は府中市で、府中市では市が草刈りを行い、それを所有者に請求をしているという制度があると聞きました。

阿見町の場合、要は未然に火災を防ぐという意味では一番有効な手だてだと思います。これは通告してないんですが、消防以外の管轄かとは思いますが、そういった所有者に通知をして町でそれをきれいにして請求をすると、そういう措置というものはとれないのでしょうか。先ほど言ったとおり通告してないんで、お答えにならなければそれで結構ではございますが。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防長瀬尾房雄君。

○消防長（瀬尾房雄君） お答えいたします。現在の町の条例規則等ではできません。で、恐らく先ほどおっしゃった市町村ではですね、そういう条例なり何かを立ち上げてやっていると思うんですけども、今の中では所有権、地権者の関係の権利のほうは強いもんですから、みだりに入ったり何かはできないというようなことがありますて、現状の町の条例規則等の中ではできないということになります。

ですから、今後それを考えるのであれば、また別の条例、新しくつくとかってことを考えないとできない現状であります。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） はい、ありがとうございます。1つにですね……。それはわかりました。それは、ある程度私も研究してみますけども、条例でそういうことができるのであれば、議員提案で条例化できるものはしたいというふうに思います。

それと、また話ちょっと変わりますけれども、耕作放棄地の火災を心配で質問したんですが、また逆な意見もあるんです。というのは、野焼きというのがありますよね。耕作放棄地をたん野焼きをして、農地再生の地ならしするというのも、1つのいい方法かと本気で思います。

そもそも野焼き禁止の法律っちゃうのは、産業廃棄物の取り扱いに関するもので、農業では禁止はしていません。で、野焼きはダイオキシンとはまるっきり無縁であります。専門家によれば、そもそも人体に有害な量のダイオキシンを発生させることはできないというふうになってるそうです。また、野焼きで出る二酸化炭素排出の、いわゆるカーボンニュートラルという考え方に従えば問題ないそうです。

ただ、そうはいつでも野焼きをしますと風向きによっては煙や灰の飛散で、周辺の苦情は避けられないと思います。また、消防などへの手続も煩雑なため、個々の農家がそれぞれに野焼きを行うのは現実的ではないと思います。

しかし、十分な安全を確保し、管理された野焼きというものはできると思います。住民の理解を求めながら町内の耕作放棄地を計画的に野焼きをしていくというようなシステムを町と農業者で構築できたらいいなというふうに思っています。それくらいやらないと県南で一番という耕作放棄地の解消拡大には歯止めをかけることは難しいと思います。

農住接近の阿見町のできるのであれば、その方法は他市町村にも技術移転というか、指導できますので、新しい産業になるかもしれません。この辺のところをぜひ検討いただきたいんですが、答えられるでしょうか。お願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防長瀬尾房雄君。

○消防長（瀬尾房雄君） はい。私が答えていいかどうか、ちょっとわからないんですけども、野焼きに関しましてですね、議員御存じだと思います。ただいま質問の中にありましたけども、

いろんな手法等、これはやはり議員がおっしゃいますように廃棄物の関係の法律からなっております、特に普通野焼きがやってるんじゃないかと言われるのが、よく有名なのは奈良の若草山だとかですね、山口の秋吉台ですか、とか、近くで言いますと渡良瀬遊水地あたりの野焼きやっておりますけれども、あれ、その法の中でも除外された、今までの歴史とか何かの中で除外されてできるというふうになっております。

で、農地につきましては、何ですか、稲わら等も、先ほど議員がおっしゃいましたように違法ではないんですけれども、やはり町民の理解が一番やはりないと、やはりそれも違反になるようなことだと思いますので、議員御指摘のような手法がとれるのかということ、やはり「はい」という答えはなかなか難しいと思いますので、やっぱり町としてですね、そういう手法を編み出せるかという研究をしないと、今の時点ではなかなか難しいのかなというふうに思います。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） ありがとうございます。研究をしてみないとわからないというお答えでした。確かにそのとおりだと思います。

また、私のちょっと調べたところによりますと、野焼きができる例外——野焼きってのは通常禁止なんです——野焼きをできる例外、今消防長がお答えになった若草山とか渡良瀬とかありますけども、政令ではですね、震災、風水害、火災、凍霜害——霜ですが——、その他の災害の予防。火災の予防のために燃せるというのが入っているようなんです。

ですから、今後阿見町の耕作放棄地とか火災予防の観点からも、そういった手法を研究していただくよう要望いたします。

続きまして、第2点目の質問に入ります。

消防団詰所は、消防団の活動の拠点として整備され、各種消防資材、機材、消防ポンプ車等が格納され団員待機室などが置かれることになっております。

阿見町では現在、第15分団まで統廃合が進んだようでございます。では、廃止された分団の施設の利活用はどうなっているのでしょうか。具体的には町の財産のはずでございます。建物が残っているならその施設の利用、土地なら跡地利用について、基本の方針なりがあるのならお伺いしたいと思います。

また、一部防災倉庫などになっているとお聞きしましたが、当該の地域の方と相談して決めていると思うんですがどうでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防長瀬尾房雄君。

○消防長（瀬尾房雄君） 消防団分団統廃合後の詰所の利活用は進んでいるのかということについての御質問にお答えします。

以前、阿見町消防団は15分団44部で構成され活動しておりましたが、平成12年度から再編を進めまして、平成15年度に現在の15分団15部に統合いたしました。

御質問の統廃合後の消防団詰所の利活用ですけれども、統合以前の消防団詰所は大半の土地が行政区持ちっというんですかね、または行政区の住民の方が所有していたということがあります。建物は行政区が建築したということになっております。

したがって、統合によりまして使用しなくなりました詰所については、行政区と協議をし、行政区が自主防災組織の倉庫として活用するところはそのまま活用していただいております。また、使用しないというところの詰所につきましては、町が撤去しまして土地を返却したという経緯がございます。

ただ、例外として鈴木ですか、現在の鈴木区と上長区にありました詰所につきましては、建物が町の所有だということがありまして、行政区との協議をしまして両区に現在も貸し付けしてございます。

なお、現在の詰所につきましては、第一分団——第一分団の担当区といえますのは、行政区で申し上げますと中郷東・西、西郷一・二、阿見台の地区になりますけれども——、この第一分団を除いた14分団につきましては、現在の14個の詰所は現在町が全部建築しております。で、その第一分団があるんですけども、現在かなり古くなりまして、いろいろ前からも要望がありましたけれども、昨年です、22年中です、土地の確保ができましたので、今年度23年度に詰所の建設を予定しております。

で、今回の予算計上という形で上げてありますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） はい。私たまに上長のほう通りますんで、使ってるのかなと思ってまして、利活用していないんであれば、何かほかのものに。例えば、この前二区保育所のあれですね、うずら出張所に、保育所にしたという例がありますけど、利活用できるものはそういう、何でも利活用したらいいんじゃないかというふうに思ったわけで、こういう質問に至ったわけです。

ですから、今現在使われていないっていうのは1つもないということではよろしいんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。消防長瀬尾房雄君。

○消防長（瀬尾房雄君） はい、当時のやつとして使わないということのままで残っているものはないと言えますね。当時うちのほうの行政区で使いますというところは、そのまま使っているところがあると思いますけれども。いらぬからということのままで野放し状態というか、そういうものはございません。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） ありがとうございます。この利活用もしくは土地の利用ということについては、過去に行政改革特別委員会がありまして、町で持っている遊休農地処分できるものはないのかということで調べたことがありました。ただ、そのときに案内されてみて回った中では、ほとんど利活用できないっていう、まあ1カ所ぐらいありましたかね、売却できんのかなというものです。

ですから、こういう財政難というか、利用できるものは、売れるものはどんどん売ったり活用したりというふうに思っておりますので、もし執行部の皆様そういう知恵を出していただいて、町の施設利用できるものがありましたらみんなで協力して知恵を出していただきたいということを要望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（佐藤幸明君） これで、8番柴原成一君の質問を終わります。

次に、6番久保谷充君の一般質問を行います。

6番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

〔6番久保谷充君登壇〕

○6番（久保谷充君） 皆さん、こんにちは。通告により、天田町政1年目の政策実行について質問をいたします。

昨年の2月、天田町政がスタートして1年が経過しました。天田町長は多くの分野で極めて具体的な政策を提示して選挙戦を戦いました。この約束は、任期である4年間で実現するべきことであると思いますが、最初の1年でできたことできなかったことについて、任期中のいつごろの時点までに実現のめどを立てていくのか伺います。

また、経済状況や議会の反対で実現できなかったものについて、今後実現を目指してどのような調整を図っていくのかお伺いをいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 久保谷議員の天田町政1年目の政策実行についての御質問にお答えいたします。

私が町長に就任して以来1年が経過しますが、この間町民の皆様にお約束した政策について、誠心誠意努力をしてまいりました。その主なものを申し上げますと、昨日も申しましたが小学6年生までの医療費の無料化、デマンド交通システムの運行、阿見小学校及び阿見中学校の耐震補強工事、食育に関する講演会の開催、阿見大使の任命、休日開庁時間の延長、黒塗り町長専用車の廃止、今月の18日になりますが、観光協会の設立等であります。

残念ながら、町長の多選自粛条例の制定、事業仕分けについては、議会の御理解をいただかず実施にはいたっておりません。また、町長退職金の廃止についても難しい課題があり、実施には至っておりませんが、退職金相当額を任期中に町長給料から減額することで対応したく、今定例会の初日に条例改正案を上程したところであります。

そのほか、来年度になります。学校ファームの導入、環境マネジメントシステムの導入、うずら出張所での保育事業等を実施する予定であります。道の駅構想、耕作放棄地対策、記念樹の森づくり等は、すでに就任当初から検討を進めておりますが、道の駅に関しては、来年度、道の駅立地調査事業として、あみプレミアム・アウトレットの近隣に、仮設の観光物産館を設置するなど、着実に政策を進めており、また国土交通省へ実務研修として町職員を派遣するなど、今後も引き続き政策実現に向けて取り組んでまいります。

以上、これまでの取り組みを中心に、簡単に述べてまいりましたが、その他お約束いたしました政策につきましては、議会の皆様と話し合いながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） どうもありがとうございました。今、阿見町は自治体の注目の的となっています。それは、国内3工場を集約する形で、250億円にも及ぶ設備投資を行う阿見東部工業団地への雪印の進出や関連会社の東洋科学の進出、そして年間500万人もの来客があるアウトレットに続く阿見吉原地区の開発継続など、多くの計画が具体的に動き出しているからです。

この計画実施で阿見町の業者は数年間仕事が確保できると言われているようです。また、天田町長が国に大きなパイプがあり、国の予算も県南地区にたくさんの箇所づけがされたと聞いております。天田町長の政権運営に対する手腕は十分発揮されているとは思いますが、今後さらなる企業誘致、または新たなプロジェクト計画などがあるかをお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） これは平岡議員の質問等にもありましたけど、やはり今の耕作放棄地に対してどのように阿見町が対処していくのかと。やはりこういう問題は積極的にやっていきたいなと思います。道の駅等もやはり国とのパイプを広げ、そして県とのパイプも広げてやっていきたい。特に企業局との関係は、非常に強固になってきてですね、企業局でもこの東部工業団地を何としてでも売り抜けるんだということで今積極的に企業との関係を強めているところでございます。

いろんな意味で、今後やはり霞ヶ浦湖畔の開発、やはり観光協会というものをつくり上げて

いくには、そういう周遊できるような、そういう施設も必要だと思います。サイクリングロードとか、または水辺を利用したやはりヨットが発着できるような、そういう施設。水辺を利用した、やはりいやしの施設とか、そういうものも考えていかなければならないと今考えているところです。

何しろいろんな人脈を使って、やはり積極的につながりを持っていきたい。ここURの土地においてもいろんな施設が——トマトの施設ですけど——、そういうものも今推進してるような状況でありますから、そういうものも着実に自分自身がトップセールスをしながらですね、実現していきたい。

やはり自分が積極的に現場に行き動いて、やはり人と接して、その事業に対しても真摯に受けとめて実行していきたいと、そう思っています。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） はい、どうもありがとうございます。町長の政策実現をしようとする意欲は、私自身も十分理解しております。多くの良識ある町民の皆さんも理解していると思います。町民は天田町長が自信を持って4年間の任期中に約束した政策を実現することを期待していると思います。

それでは、2番目の生活道路の整備について質問をいたします。

今回、生活道路の新設改良や配水の整備について、町は新年度予算で平成22年度と比較して5,000万円近くの大増額をして2億3,000万内外の予算を計上しました。最も身近な生活道路の整備が進むことは、税金を納めることで自分たちの生活環境が向上するということを実感させてくれるもので、納税意識を最も高めるものというふうに思います。

現在、町は生活道路の舗装整備について、幅員4メートル以上について対応すると言っています。しかし、町内には4メートル未満の幅員で生活道路として使用されている多くの道路があります。未整備道路になっている原因はさまざまであり、町の整備基準を満たすことができないこともあります。

今年の町長への手紙にもありました。住吉地区の住民と思われる方からの手紙でした。300メートルほど先の土浦市では、幅員2メートルに満たない生活道路も舗装されて、自転車で快適に通行しているという内容でした。生活道路とは、地域住民が住居などから主要幹線道路などに出るまでの道というのが一般的な定義だと思われそうですが、特に幅員何メートル以下などの定義はないようです。

そこでまず、阿見町における生活道路の定義について伺いたいと思います。その上で道路幅員を4メートル以上とした舗装整備の基準の妥当性について伺いたいと思います。

次に、私はさまざまな事情で整備基準に該当しない生活道路について、整備基準を緩和する

ことによって舗装道路を進めて、住民の満足度を高めることを提言したいと思います。そもそも、幅員4メートル以下の道路では、舗装基準も簡易舗装程度の低いもので十分ではないかと思われま。整備基準の緩和を実施する考えはないのか、考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 生活道路の整備についてお答えいたします。

阿見町では、阿見町道路整備事業に関する要綱において、道路整備の要件として道路幅員は有効4メートル以上を確保するとしております。道路幅員は4メートル確保の大きな目的は、一般車両の通行のしやすさもありますが、緊急時に消防車や救急車等の緊急車両が安全に通行して消火活動ができるために必要な最低の道路幅員が4メートルとされているためです。また、それを念頭において建築基準法42条でも道路幅員を4メートル確保するためにセットバックの義務が定められております。そのほか日照、通風、採光などを確保したり、日常生活に欠かさないごみ収集や福祉サービス活動のためにも道路の幅員は大きな役割を担っています。

整備基準を緩和し、道路幅員にこだわらず道路整備するということは、道路に求められている道路機能を十分に発揮できず、結果的には安全で住みやすい良好な住環境をつくり出せなくなります。また、一たん狭い道路のまま整備されますと、それが固定化し、後々の拡幅も困難になると懸念されます。

しかし、阿見町内ではまだまだ生活道路の多くが未整備であることも事実です。その原因はさまざまですが、道路整備の反対者がいて実施できないものや、建築基準法のセットバックが守られずに道路拡幅が困難と思われるものなどがあります。

既に地元から道路整備要望をいただいている路線については、生活道路の整備を優先するため、道路審査会において優先順位を決定し年次計画を立てて整備をしております。反対者が道路拡幅の同意が取れない道路につきましては、町も地元の協力を得ながら反対者の同意取得へ向けて積極的に働きかけをしていきます。また、道路拡幅が困難な場合の救済措置として、通学児童の多い道路に限りますが、狭い幅での道路舗装ができるような特例も定めております。現況が碎石道路である場合は、碎石の敷ならし等の処置も随時行ってまいります。

狭隘な道路を解消し、安全で快適な道路空間を創出することは町行政の大きな課題です。また、それには地域住民の全ての方に建築基準法のセットバックの意義を理解していただくことを初め、御協力が必要です。今後も行政と住民が協力し合い、阿見町の生活道路の整備が進みますよう努力いたします。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 大体いつも同じような結果というふうに、私は思っているんですけど、

舗装だから、砂利道だから消防車が通行というか、来たときに邪魔になるとか、それ何かちょっと違うのかなというふうに私は思うんですけど。また、ここ砂利道だとね、やっぱり何ていうか、ほこりね、またこれからやっぱり高齢者が進んでやっぱりシルバーカーと車いすと、するのにはやっぱり砂利道というか、それをやっぱりちゃんとした舗装じゃなくてもいいんでね、そういうことをやっぱりいろいろと考えながら、町のほうも考えてもらいたいというふうに重ねて思うんですけど、どうですかね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。今、町長の答弁にございましたように、建築基準法の42条のほうで、42条2項道路とよく言ってますが、その建築基準法以前の道路には、法施行前に家が建ち並んでたところは県のほうの指定によって、家が建てられるということがありましたが、その法以降につきましては2項道路、4メートル確保できるようにセンターから2メートルセットバックしなさいというようなことがございます。

これが、先ほど町長が申しました緊急車両の通行には4メートルは最低必要だろうということで、この建築基準法のほうが定められたようでございますので、4メートルは今後も確保していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 本当はね、やっぱり全国で、やっぱり材料を支給して住民の方が舗装やったり、いろいろとやり方というか、そういうような形でやっているところがたくさんあるというふうに思うんですが、セットバックするっても、やっぱりなかなか同意がとれなければ、これ10年でも20年でも同じというような形になるというふうに私は思うんですね。

そういう中で、中郷区画整理事業と西郷との間のところに3.何メートルぐらいの砂利道があるんですけどね、これ区画整理のときに、例えばそこを4メートルであれば、初めから下がってれば、区画整理もやれば、ちゃんときちっと、何ですか、舗装になったのかなというふうに思ってるんですけど、その辺はどうなんですかね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。場所についてでございますが、美浦のほうから来て、タイヤ館の先の道路を左側に入ったところでございます。多分、町道の2136号線だと思いますが、ここは、道路はちょうど中郷区画整理との境界になっておりまして、この道路につきましては、その区画整理の中でやろうという、舗装しようというような経緯があったようでございます。

それで今、砂利道になってるということにつきましては、区画整理外の方々がセットバック

はもうしてあるんで、申請が上がればできるような状況になっております。申請が出ていないということもございます。

ただ、ここの地区外の方は、その中郷区画整理やっているときのようでございますが、後ろ側にも道路がありまして、前と後ろ両方交通が多くなったんではうるさいんで、前側は、境界のところは別に舗装になんなくてもいいというような経過が過去にあったようでございます。

そういうこともありまして、その舗装の要望が上がってきてないのかなと思います。現在もうセットバックしてあるんで、要望が上がってくればできないことはない。ただ、当然上がってきてすぐということじゃなくて、その道路審査会等かけながら内部で検討して順位を決めるということになります。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 同じ道路かちょっともう1回、ね、後で行きますんで。聞いたところは区画整理がこっち側で、こっち……。まあ、向きもいろいろあるかと思うんだけど、片方はセットバックっていうか、もともとあれだったけど、裏口なのでね、何も下がる必要ないというふうな方もいるようなんで、まあ、これ後でまたそちらのほうに行きます。

それとですね、昨日もですね、昨日じゃなくて当初から、専決処分で側溝に落ちたとか、で、けがしたっていうことがありますけど、これまでも側溝に草がかぶってて車が突っ込んで修理代を請求されたとかいうふうなことがね、何回かあったというふうに思うんですが、それで、通学道路にですね、側溝のふたがやっぱりなかなかあいたままで大変危険な箇所が数カ所多分あるというふうに思うんですが、1カ所ではね、自転車が行き中に側溝に落ちてけがをしたという話も二、三回近所の人が見てるという中では、やっぱり通行量が多いところは、それぞれにやっぱりよくふたをして、そういうことがないようにね、やってもらいたいんですが、これからやってもらえるかどうか、ちょっとお伺いします。

〔「区長が要望する……」と呼ぶ者あり〕

○6番（久保谷充君） いや、区長に言ってありますから、これは。これは区長にも話してあります。

〔「すぐやる課があるから大丈夫。すぐやる課が」と呼ぶ者あり〕

○6番（久保谷充君） ああ、そう。

〔「町長の側近だもの……」「そうだよ、そうだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。そういうふたのかかってないところも、結構町内にはございます。それで、そういう要望等も勘案しまして交通量の多いとか、そ

ういうことを勘案しながら、どこも一気にできるってことはちょっと予算的なものもございまずんで、交通量が多くて危険だろうというような場所は検討して整備を進めていきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） じゃあ、場所等はですね、後でまた伺いますので、よろしくお願ひします、その節は。

〔「行っちゃだめだよ」「規則を守れよ、少しは」と呼ぶ者あり〕

○6番（久保谷充君） それでは、3番目の入札改革についてを伺います。

〔「プレッシャーをかけちゃだめだ……」と呼ぶ者あり〕

○6番（久保谷充君） ああ、そう。

昨年の学校コンピューターの入札では、さまざまな問題点が指摘されました。多くの業者が参入可能となったことにより、相当程度の入札差金が出たと思われます。また、その他の入札でも、各企業の努力により入札差金が出たと思われますが、その金額と使い道について伺いたいと思ひます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 入札についての質問にお答ひいたします。

どのような改革で、入札差金がどのくらいあったのか、またその使い道についてです。

入札制度の改革という点からいへば、現在検討を進めているところですが、すぐにできることとして、これまでであれば一者特命による随意契約であったものを、指名競争入札が可能なものであれば、指名競争入札にしたり、指名競争入札であれば指名業者数を増やしたりすることによって競争力を高めるといったことを行ってまいりました。

現行の入札制度では、10万円以上の契約案件については、入札形式で契約を行っているため、入札差金が発生します。3月1日現在での状況ですが、現時点で入札差金が約2億4,000万出ています。この使い道としては、基本的には補正予算で減額できる場合は、増額となる補正予算の財源としています。また、補正予算で減額できなかつた場合は、繰越金となり、翌年度予算の歳入となります。

次に、入札に関する必要な資格・免許等の説明会を行へないかとのことですが、幾つかのケースごとに区分して説明会を行うことを想定してみますと、適当な区分が難しい状況があります。したがいまして、説明会は開かなくても、役場の契約担当窓口で、ケースに合わせた説明をすることは可能であると思ひますので、そういった方向で対応を検討していきたくと思っておひます。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 入札差金が2億4,000万あったということなのですが、早い時期にね、これは出た分を別な仕事っていうか、そういうことに回して、幾らかでも町の景気対策とか、そういう活性化に使えたらいいんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺どうですかね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。現在、景気対策ということで、工事の前倒し——前半になるべく多くの工事——ということで取り組んでいるところでございます。それでも契約年度の上期に契約がかなりの件数が発生しますので、当然差金が出てまいります。

それにつきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、補正予算ですね、年度に必要な事業があった場合は補正予算を組むわけですが、こちらのほうの増額になる場合の財源に当てるということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） はい、わかりました。それでは、平成20年から22年の測量について地元資格でありながら、なかなか受注できないと聞いております。そこで、町外と町内に本店がある業者に発注した件数と割合、指名競争契約と見積もり契約と随意契約の件数について。また、指名願いの出ない業者に発注した10万以下の件数と発注した理由、今後の方針について伺いたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。平成20年から22年の測量業務についてでございます。

まず町内業者に発注した件数と割合ということでございますけれども、町内に本社がある会社でまず申し上げたいと思います。平成22年度ですけれども、総件数108件中ですね、その町内の本社があるのは44件でございます。割合で40.7%でございます。契約金額の割合ですと、総額は約7,800万円ですけれども、町内で限りますと1,600万円、割合で20.3%でございます。

平成21年度ですけれども総件数130件のうち74件で、この割合が56.9%、契約金額で総額が約9,500万円に対しまして1,200万円、12.8%でございます。平成20年度ですけれども、総件数が120件中53件で、この割合が44.2%。契約金額で申し上げますと総額が約5,500万円に対しまして町内で900万円、17%ということになります。

この数字からですね、町内のことですが、件数的には約半分近くが町内の業者さんに発注されておりますけれども、金額的には約2割ということになります。

あと、町外もでしょうかね。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 指名競争入札と随意契約と10万以下の随契，出ていないところと。これ20，21，22というふうに私は言ったつもりだというふうに思うんですが，分けてひとつお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい，お答えいたします。平成22年度で指名競争入札分の件数が16件，金額で約4,900万円。随意契約の10万円以上の件数が67件で，金額で約2,700万円。10万円以下の件数が25件で，約230万円です。平成21年度ですけれども指名競争入札分の件数が14件で，金額で約6,500万円。随意契約のものが10万円以上の件数が62件で，約2,500万円。10万円以下の件数が54件で，約500万円です。平成20年度です。指名競争入札分の件数が5件で約660万円。随意契約のもので10万円以上の件数が78件で，4,500万円。10万円以下の件数が37件で，350万円です。

また，指名競争入札参加資格申請の出てない業者に発注した件数でございます。平成22年度が3件，平成21年度が12件，平成20年度が18件です。この主な理由でございますけれども，公有地と民有地との境界確認のための測量で，先行していた民有地の測量をその所有者が行っていることから，同一測量業者に発注することで測量費が節減できるということのため，こういった資格審査申請の出てない業者さんにも発注しております。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 指名競争入札でも町外と町内ではかなりの率ちゅうか，物すごく町外のほうが高く町内のほうが低いというふうな結果になっているというふうに思います。また，随意契約でも町内が20%ぐらいかな，20ですよ。そういう中で，町内の業者にはこれだけ低いつてことは，町長これどういうふうに思ってますかね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今，いろいろ聞いて……。前も藤井議員も言われたとおり，やっぱり町内業者は全然やってないっていうことは，これはやっぱり問題かなという気がします。そういう面では，ただその仕事がね，どういう案件でどういう仕事ができるかっていうそういう業者のね，やっぱり能力があると思うんですよ。そういう能力等を踏まえないと，個々の分析がどうかっていうことはすぐは言えないですけど，ただ今の数字から言わせると余りにも町内業者が少ないのかなっていう，そういう考えは持ってます。

そういう面でやっぱり町内業者を育成するためには，少し考えないといけないのかな，そういう考えは持っております。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 先ほども話しましたがですね、町内の業者にね、本当に今大変な仕事量が減少してる中で、やっぱり町内の業者にね、こういうことだったらば、こういう免許あれば、能力を高めればね、こういう仕事ができるというふうなことを、やっぱりきちっと町のも提示してね、それで町内の業者は60%、70%の率で全体のやつは、私は仕事をとれるような体制をとっていただければなというふうに思います。

それとですね、10万円以下の指名出ていない業者がという欄ですけど、みんな32件ですか、これ何者ぐらいですかね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。競争入札参加資格申請が出てない業者に発注した件数、先ほど申し上げた件数ですけども、業者数は3社でございます。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） わかりました。あと、50万以下の……。測量は50万以下ですよ。これはどういう形式で入札はやっているんですかね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。50万円以下の随意契約でもですね、見積もり合わせをやっております。複数の業者を指名しまして、それで見積もりを出していただいて、そこで低いものに発注するという形をとっております。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） これは3社以上とかですよ、きっと。

○総務部長（坪田匡弘君） そうです。

○6番（久保谷充君） それで、この中で一者単独っていうのはこれ、余りないんですかね。あるんですか。その辺をお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 先ほど申し上げましたとおり、複数の業者で見積もり合わせをやるというのが原則ですけども、一者特命の随意契約の場合のほうが有利——町にとっては安い金額でできる——というような理由があった場合は、一者で特命でやっております。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） なるべくですね、3社以上の見積もり合わせですか、そういう形でやっていただければなというふうに思いますので、最後になりますが、いずれにしても測量その他いろいろな業者がありますが、町内の業者の育成のためにもね、何とかね、その辺を考慮しながら入札制度も今後変えていっていただきたいなというふうに思います。

それとですね、入札後の変更契約が多く見られるが、なぜそういうことが起きるのか、ひと

つお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい。入札後に変更契約が多くあるのはなぜかという御質問にお答えいたします。幾つかの例を挙げてみますと、例えば工期の変更というのがあります。当初見込んでいた工期内に予測ができなかったことが原因で、工期内に完了することができないような場合、工期の契約変更というのをを行います。

また、工事等の場合で、実際の現場で施工してみると設計書どおりに施工すると問題が生じることがわかり、その現場に適した設計に変更する。いろんな地質の問題とか水が出ないとか、いろんなケースがあるかと思います。そういった場合は設計の変更……。その問題が回避できるような場合は、設計の変更を行います。あわせて契約の変更を行って、変更契約を行うと。この場合は、契約が増える場合とか、場合によっては減る場合もございます。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） わかりました。なるべく変更契約がないように、また変更契約っても内容が違ふ変更契約もありますよね。多分、これ県でもどこでもね、現場によって総金額の3割までいってということにはこれ当然なってるところあるんでね、そういうことはまた別にね、普通のところで仕事やっててね、そんなに余り差がないような、せっかく例えば入札ね、安くなったけど、後から追加になっちゃったよでは、またこれ、ないような形の見積もりとか設計をしてもらいたいなというふうに、私は思います。

あと、契約についてなんですけど、土木建設については予定価格が公表されているが、業務委託、例えば測量、耐震補強管理業務、また樹木の管理業務、その他いろいろ管理業務ありますよね。こういうやつで、予定価格が提示されていないのはどういうことなのかお聞きいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えをいたします。建設工事に関しましては130万円以上の、指名競争では公表してると。事前公表でいろんな経過があるかと思いますがけれども、その業者さんと町との癒着というのは防ぐという意味が大きくあって、事前公表ということになっているかと思います。

で、それ以外ですけれども、国のほうですすね、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針というのが出ておりまして、その中で予定価格については、入札の前に公表しますと予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高どまりになると。それから、建設業者の見積もり努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があることというふうなおそれがあるので、国の場合は入札の前には公表しないということをやってるそうで

ございます。

地方公共団体においても、こういった懸念がある場合は事前公表はやるなというようなことですが、毎年度同じ金額でこう、大体同じような金額で発注してるような場合は、公表してしまいますと、金額が、予定価格がそれでいってしまうと、わかってしまうというようなこともございますので、こういったいろんなケースを考えながら、できるだけ公表っていうのは前提でございますけれども、そういったケースを考えながら公表については、公表するというを前提にしながら進めていきたいと思えます。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 土木建設の場合はあれですけど、だから、例えば造園だとかね、いろいろ……。これ周りの例えば土浦、つくば市とか、いろいろなところで管理業務ね、その他そういうやつをほとんど予定価格がついてるやつがあるんですよ。そういう中で、公表してないってことは、本当に幾らのやつが幾らになったか全然何かわからない部分が、私からすればね、見られるんで、今後何か周りのそういうところをいろいろ考えながらね、そういう形のものをつくっていくのかどうか、ちょっとその辺伺います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 先ほど国で示している指針というのもございましたけれども、公正公明な入札契約を進めていくという観点からですね、いろんな決め事をですね、公表していくということは大事かと思えます。例えば指名競争入札の基準の公表とかですね、指名業者の公表、それから理由の公表、そういったものも進めているところもございますので、そういったこと、先進の市町村も研究しながら、できるだけ公正公明に公表のほう進めていきたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） さっき、よその話になっちゃいますが、これ指名業者もですね、執行後公表というやつもありますよね。そういうこともやっぱり今後いろいろ考えながら、入札には、これ本当にね、今日も吉田議員ね、あと昨日は藤井議員と、いろいろな提案しているというふうに思いますんで、阿見町にね、一番合ったいい方法をこれからは……。今までは今までのとしてもね、今後別な形で、そういう形で一番よりいい方法を考えていってほしいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで、6番久保谷充君の質問を終わります。

休会の件

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、3月12日から3月23日までを休会にしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時32分散会

第 4 号

[3 月 24 日]

平成23年第1回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成23年3月24日（第4日）

○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
16番	櫛田豊君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
消	防	長	瀬尾房雄君	
総	務	部	長	坪田匡弘君

民 生 部 長	横 田 健 一 君
生 活 産 業 部 長	川 村 忠 男 君
都 市 整 備 部 長	横 田 充 新 君
教 育 次 長	竿 留 一 美 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	宮 本 寛 則 君
総 務 課 長	篠 原 尚 彦 君
企 画 財 政 課 長	篠 崎 慎 一 君
国 民 年 金 課 長	吉 田 衛 君
町 民 課 長 兼 う ず ら 出 張 所 長	松 本 道 雄 君
商 工 観 光 課 長	鹿 志 村 浩 行 君
環 境 課 長	大 野 利 明 君
町 民 活 動 推 進 課 長	飯 野 利 明 君
建 設 課 長	浅 野 耕 一 君
水 道 課 長	坪 田 博 君
学 校 教 育 課 長	黒 井 寛 君
生 涯 学 習 課 長	建 石 智 久 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 口 勝 美
書 記	大 竹 久

平成23年第1回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成23年3月24日 午前10時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第3号 阿見町立学校体育施設使用料徴収条例の制定について
- 日程第3 議案第4号 阿見町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第5号 阿見町特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第6号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第7号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第8号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第9号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について
- 日程第4 議案第11号 平成22年度阿見町一般会計補正予算(第6号)
- 議案第12号 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第13号 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第14号 平成22年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 議案第15号 平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第16号 平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第17号 平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第18号 平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第19号 平成23年度阿見町一般会計予算
- 日程第6 議案第20号 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計予算
- 議案第21号 平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第22号 平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第23号 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算

- 議案第24号 平成23年度阿見町介護保険特別会計予算
議案第25号 平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号 平成23年度阿見町水道事業会計予算
- 日程第7 議案第27号 町道路線の廃止について
議案第28号 町道路線の認定について
- 日程第8 議案第30号 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第7号）
議案第31号 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
議案第32号 平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）
議案第33号 平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第34号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第35号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第36号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第37号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第38号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第39号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 請願第1号 常陸川水門（逆水門）の柔軟運用を求める請願書
- 日程第11 意見書案第1号 常陸川水門（逆水門）の柔軟運用を求める意見書（案）
- 日程第12 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。

まず、東北、東日本ですか、巨大地震の被害者に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。なお、この地震により亡くなりました方々の御冥福を心よりお祈り申し上げ、ここで1分間の黙とうをささげたいと思いますので、議場内の皆さんの御起立をお願い申し上げます。それでは、黙禱を始めます。

[黙 禱]

○議長（佐藤幸明君） 御協力ありがとうございました。御着席ください。

定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

諸般の報告

○議長（佐藤幸明君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長より報告をいたします。本日、町長より議案第30号から議案第39号が提出されました。以上で諸般の報告を終わります。

議案第3号 阿見町立学校体育施設使用料徴収条例の制定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第2、議案第3号、阿見町立学校体育施設使用料徴収条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月8日の本会議において、所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇]

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） 皆様、おはようございます。

委員長報告の前に、今回、東日本大震災でお亡くなりになりました皆様の御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果を、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は3月17日、午前10時に開会し、途中緊急を要する事態が発生し暫時休憩がありましたが、午後2時47分まで、慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名でありました。佐藤議長の出席をいただき、議案説明のため執行部より天田町長を初め関係職員19名、議会事務局から局長以下1名の出席をいただきました。つけ加えまして3名の傍聴者がありました。

初めに、議案第3号、阿見町立学校体育施設使用料徴収条例の制定についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。

体育館1回の使用料200円となっているが、1回というのは1時間であっても3時間であっても同じ使用料なのか、時間制限はないのかという質問があり、これに対しまして、学校開放の時間帯が6時から9時で、夏季時間によって9時半もあるが、それを1つの単位と考えているので、その時間内を1回ということで、1時間であれ3時間の場合であれ、1回と考えているとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第3号、阿見町立学校体育施設使用料徴収条例の制定につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第3号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第3号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第4号 阿見町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

- 議案第5号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第6号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第7号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第8号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第9号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第3、議案第4号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第5号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第6号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第7号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について、議案第8号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について、議案第9号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、議案第10号、阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について、以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る3月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は3月22日午前10時に開会し、午前11時15分まで、慎重審議を行いました。出席議員は全員の6名で、議案説明のため執行部より天田町長を初め関係職員13名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第4号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、退職金返納計算の基礎が85万円でしたが、現にもらっている金額が72万2,000円です。その72万2,000円からの計算をして退職金相当額を給料から減らすほうがいいと思うが、再度確認したい。85万円からの計算でいいのかと、町民にでもそれで説明がつ

くのかということをお願いしたいとの問いに対して、基礎的には、85万円が基礎になるという思いはしております。しかし、それではだめだということになれば、考えなくてはいけないと思います。退職金は4年後、町長でないときであれば、それを町に返納するとか寄附をするという形にしたほうが、数字的にはかえってはっきりするのかという思いはしていますと答弁がありました。

次に、退職したときに返納するという考えがあるならば、最初からそのような計算で返納するほうが良いと思う。また、みんなから意見を聞いて、それから答えを出せばよかったとも思う。もう少し考えて、次の6月または9月でもよかったと思うがという問いに対して、自分自身は、早くそういうものにけじめをつけたいと思うため、今回提出しました。町長としての退職金をやめた時点で寄附をするというのは、売名行為になるのではないかとも思うため、4年間の間で給料の減額をしながら補てんしていったほうが良いという思いで出したことだと答弁がありました。

次に、町長が退任した後に寄附行為はできるのかという問いに対して、可能ですが、現職でいる場合は公職選挙法に違反するため、公職から離れた場合、可能だと解釈していると答弁がありました。

次に、退職金は返納するとマニフェストに書いたが、他の自治体の長の了解を得て法改正をしなければできないということ、広報等で表明できないのかという問いに対して、町民の皆様にお知らせはできると答弁がありました。

次に、報酬72万2,000円ですが、それは前の川田町長から引き続いて85万円からマイナス15%であるが、本来は町長がかかった時点で85万円に戻るのかという問いに対して、これは前町長が行政改革の中で減額し、前町長も減額した分を認識しており、行政改革の金額の成果の中に計上していました。行革の流れがあるが、本来は85万円ということで、町長がかかったときに戻さなければいけなかったと思うと答弁がありました。

次に、過日、書類でいただいた計算の方法ですが、町長の退職金は72万2,000円からはじいているのかどうかを伺いますという問いに対して、72万2,000円で計算して負担をしていると答弁がありました。

次に、今提案している60万4,000円の報酬にするということになった場合、退職金には満たない。その不足分は寄附するお考えなのかという問いに対して、60万4,000円の場合、退職金はそのまもらうような状況になる。しかし、これではだめだというのであれば、自分が公職をやめたときに退職金を返納したほうが、数字的に明確になるため、そのほうが良いのかという思いですという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許しましたところ、現在72万2,000円で退職金の負担も

しているという返事を伺いました。ゆえに、72万2,000円で負担しているならば、72万2,000円から計算すべきと判断し、この議案には反対いたしますと反対討論がありました。

次に、討論を許しましたところ、本来であれば85万円ということで、戻るのが普通であり、85万円からの計算が妥当であると思うので賛成すると賛成討論がありました。

次に、討論を許しましたところ、60万4,000円になったとしても、本来の町長が退職金はいらないと言った金額に満たない。また、町長の返答では、そこから退職金をいただいたときに寄附はしないと言われたので反対しますと反対討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、議案第4号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、賛成少数により、原案は否決されました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

次に、議案第10号、阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、この14.6%という利率に対して、町長は今の時代に沿っていると思っているのか。阿見町は阿見町の考えができないのかお伺いしたいという問いがありました。

14.6%の利息は高いと思います。しかし、法律の中で決められた数字を私たちは履行していかなければならない。そこで、1カ月目を4.3%に減額されるわけです。払わないような状況を少なくするためにも、私債権に対しての減免措置を実施していくのに、皆様に御理解いただきたいと思いますという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許しましたところ、町として独自に考えることもこれからは必要であると思う。ましてや、この14.6%という利率ができたのも何十年も前の話であり、今の時代にそぐわないと思う。ゆえに、この議案に対して反対いたしますと反対討論がありました。

次に、討論を許しましたところ、この議案に関して賛成とさせていただくが、執行部をお願いしたい。14.6%は国が決められているのだから仕方がないというのではなく、どこかに必ず下げる方法があるはずだ。ぜひ、利率を下げる工夫をしていただきたいと賛成討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、議案第10号、阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正については、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 次に、民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） 先ほどに引き続き、御報告申し上げます。

議案第5号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改

正について、うち民生教育常任委員会所管事項についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。

1 問目。値上げの条例ということだが、今なぜ値上げなのか。これは生涯学習部門の中で「いきいき学びの町推進会議」という協議会があり、従来附属機関としての位置づけがされていなかったもので、今回位置づけを成立すると、それに伴い、非常勤の特別職のものの報酬という、町の規定どおりの5,300円ということに改める内容であるの答弁がありました。

これに対し、そうすると、今までは附属機関になっていないにもかかわらず、費用弁償費を出していたことになるのかという再質問がありました。

この質問に対し、今までは謝礼という予算項目の中での形で支出をしてきたが、今回その金額をきちんと町の規定どおりのものに改めたのであると答弁がありました。

答弁に対して、あえて言えば、現行の金額、時間給でもよいのではないか。改めて高くするいきさつ、背景を確認したいという質問があり、これに対して、条例の中に、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例があり、その中で、教育委員会部門では、社会教育委員、日額5,300円、公民館運営審議会委員、5,300円、青少年問題協議会、5,300円、文化財保護審議会委員、5,300円ということで、同じ額に統一したという経緯があるので御理解くださいという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第5号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第6号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。

教育振興の基本計画の委員のメンバーの構成と、小学校の選定審議委員会は常属的にあるのか、または小学校の位置を変更するのに予定があるから設けたのか、この設置理由についての説明を伺いたいという質疑がありました。

これに対し、教育振興計画の委員については、要項を定め、1号から5号まであり、1号が教育委員会の委員、2号が学識経験者、3号は教育の組織の代表者、4号は議会議員、5号が一般公募となっており、その5項の中から12名を選ぶ予定で、具体的にはまだ決まっていなくても、そのような委員の構成である。また、小学校の選定審議委員会は常設のものではなく、現在は組織されていないが、過去に学校がマンモス化し、阿見小が一小、二小と分離した

り、阿見中から朝日中、竹来中と分離したそのときに、どこに分離するかということを検討したものであるので、近々この委員会が必要ということはないと思っているとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第6号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第7号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について、審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。

質問1、住基カードができて何年になるのか。現在阿見町では住基カードを持っている人は何人か。65歳以上で所有している率はどのぐらいなのかという質疑がありました。

これに対しまして、住基カードの交付が始まったのは平成15年8月からで、現在の所有者は3月1日現在、1,986人で、住民登録の住基人口は4.2%程度になり、65歳以上の所有割合は40%を占めているとの答弁がありました。

質問2、65歳以上とした理由は何か。

これに対しまして、高齢者の方で免許証を持っていない人が非常に多く、窓口で本人確認が義務づけられて1年になるけれども、本人確認できない高齢者にとっては、家族状況など質問することがあるので、不便な部分がある。また、窓口事務の効率性と高齢者対策という2点をあわせ、65歳以上を平成20年11月から交付税措置を無料化した。県内の市町村については、無料化から有料化に戻すような形だが、阿見町は4月以降も無料化で取り組む方向を考えていると答弁がありました。

問い3、無料化を継続することは町民にとっては一つの安心だが、住基カードが普及していけば、コンビニなどでの交付はどうか。

この質問に対して、コンビニ交付については、特定の自治体で平成22年2月から開始されているが、法務省調査では全国で22市町村が実施している状況で、県内では、3月1日現在、古河市のみの実施である。コンビニ交付は、コンビニ内の複合コピー機を活用してカードを使って自分の操作で住民票や印鑑証明書が取得できるので、サービス時間も昼間を問わず便利だととらえている。町でも昨年5月にどうですかという応募意向調査があったが、概算費用としてかなり初期投資があるのと、ランニングコストがあり、費用対効果を考えた上、住基カードも4%の保有率なので、まだの状態ということで、5月の時点ではコンビニ交付は希望しないと回答したけれども、コンビニ交付は300円の手数料がかかり、コンビニに対して1件120円を払わなければならない、国では1件200円にという話もあり、すると80円の収益だけで、トータル

的に考えれば、費用に対してそれだけ効果があるのか、町民に対していいのかという点を踏まえて、今後十分な検討期間が必要だと思っている状況であると答弁がありました。

質問4、現在の1,986人、4.2%という普及率は、他市町村と比べてどうなのか。また、どのぐらいまで上げたいのか。

この質問に対して、4.25%、これは1月末現在の交付率だが、これは44市町村中2番目で、1番が古河市で12.6%で、目標値は平成25年までに7%と公表しているという答弁でした。

これに対し、町ももちろん、持つ人も便利なわけなので、ぜひどんどん普及して、コンビニで交付して、近くで歩いても行けるよ、便利だよと町民のためによりしく願いますという要望が入りました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第7号、阿見町手数料徴収条例の一部改正につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第8号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について、審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第8号、阿見町国民健康保険条例の一部改正につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第9号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第9号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定につきまして、議員皆様の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 次に、産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告いたします。

当委員会は3月16日午前10時から午後12時37分まで、審議を行いました。出席委員は6名で、議案説明のため執行部より天田町長を初め関係職員、議会事務局合計13名の出席をいただきました。

まず、議案第5号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち産業建設常任委員会所管事項の審査経過と結果を御報告いたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。討論なし。阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち産業建設常任委員会所管事項は、全員賛成により、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

16番櫛田豊君。

○16番（櫛田豊君） 私は議案10号に対して反対討論をいたします。

先ほど、委員長から報告がありましたが、この条例に関しては、委員長の報告のとおり、一部緩和される条例だということはわかっております。けど、やはりこの条例のもとである14.6%という数字が、私は納得できません。今、地域を全国見ても、金融機関でも同じだと思うんですが、このような大きな利率というのは最高利率だと、私は思っております。ましてや、役場という組織の中で、これを維持をしていくということ自体が、私はちょっと考えるべきじゃないのかなと、私は思います。委員会でも質問をいたしました。ただ漠然とこれが国、県の方向であるという方向じゃなくて、町は町で独自でやはりこの14.6%を少しぐらいは考えて下げてもらえればと、私はそう思います。

以上な点から、私はこの議案第10号に対して反対をいたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 私はこの議案に対して賛成討論させていただきます。

なぜかと申しますと、先だって、前の本会議のときにもこの議案は提出されました。14.6は相変わらず変わっておりません。私もこれは非常に高い、今こんな高い利率でとっているのは、アコムか役場かっていう感じだと思います。それで、これに対しては本当に憤慨しておりますが、この議案を通さないと、1カ月、2カ月待っていただければ払えるという方が救済されないということなので、これを通すために、私は救済するために賛成いたします。

それで、ぜひまた委員長報告にもありましたように、今地方の時代と叫ばれておりますので、ぜひとも14.6を下げる方法を模索していただくことを条件に賛成いたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに。

11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） 私は反対討論をいたします。

今、2人の意見にあったように、14.6というのは非常に高いと。ただそれが答弁の中では、総務委員会の中では、国の決まりだからそうするしかないんだという話があったと、委員長の報告ありましたけれども、1カ月間4%で阿見はやっていると。これを2カ月、3カ月にすることは幾らでもできたんじゃないかなと思っています。本当にこう、税金というか、こういう税外徴収を払いたくても払えない人、そういう人が現にいるんだと、払う気がないんじゃないかと払いたいんだと、それでもいろんな経済的な事由で払えないんだと、その人に対する愛情っていうか、その町の思いやりがもっともあっていいはずだと思っています。そういう意味で、この案に私は反対いたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

13番小松沢秀幸君。

○13番（小松沢秀幸君） 私も反対討論をいたします。

今さまざまな意見が出ました。そういう中でもう1つ。14.6%の利率を払うんならば、例えば10万未満の滞納者の方が民間の金融から借りて支払おうとするときの利率は幾らか。今5%台というのがあります。だとしたらば、14.6%を払うんならば、民間から借りても払ったほうが安いと。結果的には、行政が、民間の高利率にどんどん手を出すことに手を貸すという結果になるのではないかと。で、14.6%をずっと継続して払えないときに利率がついていくとしたらば、ますます払えなくなる。そういう町民が増えるというふうになるのではないかと。そういうことを懸念するとき、反対といたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって討論を終結いたします。

反対討論がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第4号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、否決であります。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立少数であります。

よって議案第4号は、否決されました。

次に、議案第5号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第5号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第5号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第6号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第6号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第6号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第7号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第7号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第7号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第8号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第8号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第8号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第9号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第9号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第9号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第10号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第10号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（佐藤幸明君） ちょっとそのまま、そのままお立ちになってください。

御着席ください。

起立少数であります。

よって議案第10号は、否決されました。

議案第11号 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第6号）

議案第12号 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第13号 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第14号 平成22年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第2号）

議案第15号 平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

議案第16号 平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第17号 平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第18号 平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第4、議案第11号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、議案第12号、平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第13号、平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第14号、平成22年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第2号）、議案第15号、平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、議案第16号、平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第17号、平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第18号、平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る3月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇]

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） 先ほどに続きまして、御報告申し上げます。

議案第11号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第6号）うち、総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、国勢調査事業の統計調査員報酬が135万4,000円減額。そして委託料が115万6,000円減額の理由はという問いに対して、統計調査員の報酬については、当初予算において285名分を計上していましたが、実際には224名でした。その差額が減額となっております。委託料の支援委託料は、これは今回、国勢調査のほうの調査方法が封入方式というふうに変った関係で、事務的に労力が必要だろうということで、当初から臨時職員と派遣の職員を想定していました。しかし、実際にはこの派遣の職員については、頼まなくてもできたため、その分を減額していますと答弁がありました。

次に、行政情報ネットワーク運営事業の209万5,000円と、住民情報ネットワーク運営事業の委託料900万の減額の理由はという問いに対して、行政情報ネットワークは電話料で113万7,000円ですが、これは回線をかえたことによって、月額でいうとこれまで110万円程度かかっていたものが1割ほど削減できたことで、その分です。それから、電算システム使賃料ということで、職員それぞれにパソコンを配置しておりますが、この使賃料の契約差金です。もとの額が1,800万程度の額に対して差金が生じているというものです。住民情報ネットワークのほうですが、これも契約差金です。税関係、住民基本台帳関係、国保税関係等、一括して契約する形になっており、総額としては7,000万、電算システムの委託料としては総額としては6,000万規模、それから賃借料として8,000万程度のものであるため、契約差金としては大きく感じられます。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第11号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第6号）うち、総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 次に、民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） 先ほどに引き続き、御報告申し上げます。

議案第11号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第6号）うち、民生教育常任委員会所管事項について、審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。

質問1、予科練の寄附金について、その累計額と今までどのように使ってきたのか。

この質問に対して、累計額の平成21年度以前については5,844万5,844円、22年度は269万7,000円あり、実際6,115万2,844円になっていて、すべて予科練平和の基金に充当しているところで、今回の400万についても、積立金という形で基金に保管しているとの回答でした。

質問2、緊急医療機器等整備事業補助金250万の減について、これはどのような仕事なのか。

この質問に対し、この補助金は、阿見町及び稲敷地域、つまり稲敷市と美浦村の3市町村の救急医療体制の確保並びに高度専門医療の充実を図るため、阿見町にある東京医科大学茨城医療センターが整備している救急医療機器整備に要する費用の一部を3市町村で補助するというもので、250万は平成22年度の補助金であったが、東京医科大学茨城医療センターで診療報酬の不正請求という事件が過去にあり、補助金を辞退したいという申し出があったので、今回、減額となったということでした。

また、3市町村で幾ら出しているのか、阿見町の負担金は幾らかという質問もあり、稲敷市と阿見町が250万、美浦村は100万という答弁もありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第11号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第6号）うち、民生教育常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。11時40分。

ここで、執行部へ緊急事態が発生し、暫時休憩となり、再開は1時を予定し、解散いたしました。午後1時、全委員が集合しましたので、天田町長より報告がありました。報告内容は、福島県からの避難民の受け入れについて、県からの要請は、現時点では県の施設で十分だが、不足した場合は町へ依頼するという事。そして、県立医療大体育館へは、350人の受け入れ要請があったので、町として対応を検討していたということでありました。

報告後、引き続き議事進行をいたしました。

議案第12号、平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第12号、平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第14号、平成22年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。

質問、医療給付費減額1,060万、これは、医者にかかる人が少なかったという解釈でいいのかどうか。

この質問に対し、老人保健特別会計については、平成20年度から後期高齢者医療が始まっているので、この老人保健特別会計については、平成22年度をもって23年3月31日で廃止となるが、後期高齢者医療制度後の老人保健の清算分、月おくれ請求があった場合の見込み額を計上したが、その請求が少なかったので減額となったとの回答でした。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第14号、

平成22年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第17号、平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

質疑を許しましたところ、質疑あり。

質問、介護給付費準備基金の総額は幾らかということと、介護従事者処遇改善特例基金の使い道について伺いたい。

この質問に対して、介護給付費の積立金の残高は、平成22年3月末で5,799万円となっている。そして、介護従事者処遇改善特例基金というのは、3年にわたり国から交付されているもので、処遇を改善するというものではなく、介護の保険料が急激に上がらないように抑えるためと、それを広報するためのお金であり、介護従事者の処遇改善の経費ではないということが答弁されました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第17号、平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第18号、平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、審査の経過と結果について御報告いたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第18号、平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 次に、産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） それでは、議案第11号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第6号）のうち、産業建設常任委員会所管事項についての審査経過と結果を御報告いたします。

質疑を許したところ、農業費で新規就農者支援事業の90万円の減額となっているが、新規就農者の現状はどうなっているのかという質問があり、今までに3名の方がこの支援を受けています。そのうち2名は、3年間を経過したので、補助金の支援を終えています。1名は、スイカ、白菜を栽培し、大規模に機械を取り入れて営農し、もう1名は薬物中心だが、安定経営は難しいような状況です。あと1名は、薬物及びトマトの栽培をしていますとの答弁がありました。

また、農業振興費、農業振興推進事業委託料減額665万円及び水田農業構造改革対策事業1,287万4,000円の減額がありますが、減額の理由とその事業の内容、執行状況を説明願いますとの発言があり、まず、農業振興推進事業委託料の減額ですが、ふるさと雇用再生特別基金事業補助金を活用し、失業者対策として町内産の米の消費推進要員として2名を雇用したわけですが、その2名を指導する方の人件費を減額しました。また、水田農業構造改革対策費ですが、これは転作事業の補助金、転作助成金の減額です。当初予算を組むときに、国の戸別所得補償モデル事業が明確でなかったためですとの答弁がありました。

続きまして、耐震診断事業で、木造住宅耐震診断士派遣事業委託が減額となっているが、やっていたのか、及び揺れやすさマップ作成、499万8,000円の減額について、もう作成されたのかという質問があり、木造住宅耐震診断士派遣事業については、3カ月募集をかけていたが、応募がなかった。揺れやすさマップは、3月31日までにでき上がってくるので、来年度早々、各戸に配布しますとの答弁でした。

また、住宅維持管理費委託料、弁護士委託料518万円の減額は何かとの質問に対し、滞納者に対し、明け渡し訴訟を考えていたが、建設課の職員で月2回訪問するようにして、退去していただいた件が数件ありますので、今回使用しないで済んだということですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第11号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第6号）うち、産業建設常任委員会所管事項は、全員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第13号、平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして申し上げます。

質疑を許しましたところ、維持管理費の中で、霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金が3,900万円増えているが、どういう理由なのかとの質問があり、汚水処理の量が426万立米から488万6,000立米増加したことによります。

続いて、なぜ増えたのかという質問に対し、アウトレット等の事業所の流量増加ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第13号、平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第15号、平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑を許したところ、本郷第一土地区画整理地の残っている区画数は幾つか、あと、商業用地はどれだけ残っているのかとの質問があり、142区画売り出して、残っているのは22

区画です。大体84%ぐらい売れています。商業用地は約1,200坪の販売予定がありますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第15号、平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第16号、平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑を許したところ、使用料及び手数料で、福田地区121万6,000円の減額になっている。福田地区の加入が30%だという話も聞いているが、正常ではない。加入促進をするための補助制度、融資制度を利用した対応はどうなっているのかとの質問があり、接続補助金は1戸当たり、町2万円、県2万円、合計4万円です。無利子の融資の限度額は200万円です。区長さん等と一緒に戸別訪問をして早期の接続をお願いしてまいりたいとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第16号、平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は、日程第4のうち、議案第14号、平成22年度阿見町老人保健特別会計補正予算について、反対討論をいたします。

ただいま委員長の説明ありましたように、老人保健会計は今年度で終了、廃止するという方向がとられております。私は、この廃止する前に、阿見町の後期高齢者医療制度、これは民主党政権でも廃止するという公約でありましたけれども、今の時点では、差別医療制度を存続するという方向できております。私は、この後期高齢医療制度を廃止した場合の受け皿として、老人保健特別会計は存続しておくべきだというふうに思いますので、22年度、この補正予算で廃止することには反対をいたします。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって討論を終結いたします。

反対討論がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第11号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第11号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第11号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第12号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第12号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第12号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第13号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第13号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第13号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第14号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第14号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立多数であります。

よって議案第14号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第15号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第15号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第15号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第16号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第16号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第16号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第17号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第17号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第17号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第18号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第18号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第18号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第19号 平成23年度阿見町一般会計予算

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第5、議案第19号、平成23年度阿見町一般会計予算を議題といたします。

本案については、去る3月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） 先ほどに続きまして、御報告申し上げます。

議案第19号、平成23年度阿見町一般会計予算、うち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、国際交流推進事業の旅費の費用弁償40万2,000円と特別旅費40万2,000円の内容はという問いに対して、まず、費用弁償のほうで、来年度は中国のほうを予定しております。それで、こちらの費用弁償につきましては、町議会から代表1名分それから国際交流協会の事務局長の1名分、そして特別旅費につきましては、町幹部の分それから職員の分ということで2名ということで計上しておりますという答弁がありました。

金額的には少し高いと思う。また、どのようにして予算を決めているのかという問いに対して、7日間ということで見積もりをしました。金額については、一昨年も中国に派遣しており、大体これに見合った額になります。また、見積もりは3社程度聴取しており、一番安いところをお願いしています。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第19号、平成23年度阿見町一般会計予算、うち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 次に、民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） 先ほどに引き続き、御報告いたします。

議案第19号、平成23年度阿見町一般会計予算、うち民生教育常任委員会所管事項について、審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。

質問、放課後児童健全育成事業の中で、295万3,000円、児童育成指導士報酬とあるが、これは何人いるのか。また、放課後児童クラブ指導員の報酬と各小学校何人いるのかを伺いたいという質問があり、この質問に対して、児童育成指導士は現在2名であるとのこと。そして、放課後児童クラブの指導員の賃金については、23年度予算は40名で計上していて、各学校ごとの指導員数は、第一小学校区クラブが9名、舟島小学校クラブが5名、阿見二小クラブが4名、実穀小学校区クラブが4名、阿見小区クラブが7名、本郷小学校クラブが7名、君原小区クラブが2名、吉原小区クラブが2名となっているとの答弁がありました。

そして次に、育成指導士2名はどのような仕事をしているのかという質問があり、それに対して、町の規則で、阿見町児童育成士設置規則が定められており、平成21年4月から施行されている。職務は、各クラブの指導員の指導、監督がメインで、クラブの指導員は、当初は保育士と教員免許など資格を持った人や現場経験者を原則としているが、現在のサービスニーズにそれだけの資格者を配置するのは困難のため、資格、経験のない方も採用しているので、きちんと子供の保育に携る者の指導、主に研修を重ねて指導、監督することをしているとの答弁が

ありました。そして、この件につきましては、児童育成指導士のあり方についての議論がありました。

次の質問、子ども手当9億2,820万ですが、マスコミは子ども手当が出ないので、もとの児童手当に戻るといっているのですが。仮にこれが通らなかったときは、町はどのようなことになるのかという質問に対し、阿見町は22年度ベースで同等の支給をするという前提で予算を計上しているが、来年度については、町独自の判断ではなく、国、県の指導のもとで行っていくと考えているとの回答がありました。

この答えに対し、今回の地震のように、突然来るわけではないので、県や国の指導を仰ぐばかりでなく、何らかの対応が必要ではないかという質問があり、これに対して、法案自体も二転三転していて、どういう形で23年度、国が実施していくかということも決まっていないことから、現状のシステムがどのように変更していくのかわからないので、変えていく見当が見つからない現状である。であるけれども、法案が通らなかつたら児童手当に戻すということも、断言はできない。しかし、もとのデータは、茨城計算センターに保存してあるとの答えがありました。

次の質問は、173ページ、7,400万、これが予科練平和記念館にかかる経費だと思うが、一方で14ページの教育使用料、予科練平和記念館観覧料2,947万。まあ3,000万としても、4,400万の差額が出てしまう。予算2,900万は、どのぐらいの入場者を見込んでいるのか。そしてこの4,400万の差額をどう考えているのか、これを伺いたいという質問がありました。

目標10万人、そのうち有償率という、無償ではなくお金のとれる部分は88.2%ぐらいということをお含みおきいただきたい。町としては観光の拠点と位置づけて、商工観光部門と連携して、引き続き10万人を目標にしていきたいと思うと教育次長からありました。そして、この施設が実際入場料でペイできるとは思えないが、もう阿見町の象徴的な建物という位置づけはかかないのではないかと。やはりリピーターは1回来るとなかなか来ない状況で、今後その赤字補てんに対して、どういう形にしていっていいのか、これは議員の皆さんと一緒に考えていかなければならない。指定管理者という問題も踏まえて、人件費の抑制もしていかなければならないとも思っている。やっぱり皆さんと本気になって考えないと、真実最初から思っているという町長からの答弁がありました。

これに対して、指定管理者という話も出たが、教育委員会管轄ではなく、商工観光課に回してみたらどうかという質問があり、答弁では、今後、観光協会等つくりながら、やはり移行していきたいと思う。教育施設では1つの枠にはめられてしまうので、そういう面では、商工観光というそういうものを踏まえて内部の中でも意見を合わせながら、いかに町の財源を使わないような状況をつくっていくか。いろいろなアイデアをいただきながらやっていきたいと町長

からの答弁がありました。

次の質問は、23年度予算要望をし、回答をいただきましたが、その回答の中で、この23年度の予算にどのように反映しているのか。その1つ、障害者の町への障害者入所及び短期宿泊施設の建設という、この回答に、グループホーム及びケアホーム入所づくりを支援し、誘致を図るなど、サービス提供事業者の拡大に努めると答えているが、23年度のどこに反映されているのかという質問がありました。

これに対して、グループホーム、ケアホームの誘致については、民間の協力がなければ進まないが、現時点では、そういう相談はない。しかし、相談があった場合には、町としても一生懸命努力して、施設の建設等に協力していければというような形を考えています。ショートステイ、短期入所については、特別養護老人ホームでもショートステイの事業ができると聞いたので、その事業所をお願いして、短期入所をとっていただく形で進めていき、予算化については、介護給付、訓練給付事業のサービスの中で対応していくという答弁がありました。

次に、民間による認可の保育所の整備と、早急に推進していくという回答がありましたが、この点についてはどうか。

これに対しては、民間保育所施設の誘致については、優遇策、優良な民間事業者が手を挙げていただくために、その建設用地を確保しようと検討している。その用地確保の中で、一般公募をし審査する委員会を設置して、民間業者を選定していきたい。23年度、そういう形で進めていき業者を選定し、次の24年度に県、国の補助をつないで建設をして、25年度4月に開所をしたいと予定を考えているとの答弁もありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第19号、平成23年度阿見町一般会計予算、うち民生教育常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（佐藤幸明君） 次に、産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） 議案第19号、平成23年度阿見町一般会計予算のうち、産業建設常任委員会所管事項についての審査経過と結果を御報告いたします。

質問を許しましたところ、さくらクリーンセンター維持管理費の中の公用車等燃料代が1万7,000円とあるが何かとの質問があり、不燃残渣及び灰等の埋め立てに使うブルドーザーの燃料代ですとの答弁がありました。

また、環境マネジメントシステム認証取得業務委託料209万2,000円ですが、もう少し慎重に

審議してからでも遅くないのではないかと。詳細をお伺いしたいとの質問があり、環境マネジメントシステムを、今回環境省が定めたエコアクション21を採用させていただいた理由は、かなりハードルが高いので各職員の緊張感が高まるという意味もあり、また経済効果もあるということでエコアクション21を採用したということでございます。また、これを認証することにより、行政改革等の推進にもなるのではないかと。行政改革の面においても非常に大事な認証取得になると思っておりますとの答弁がありました。

続きまして、あみ観光協会を設立するために、運営費で489万8,000円となっているが、その内容はとの質問があり、これまで町の商工観光課でやってきた観光PR等を、各商店とか企業とか、個々の事業者がやりやすくするために観光協会を立ち上げて、町と一体的に観光政策をやっていききたいという趣旨から設立するものです。協会への補助金285万3,000円は、まい・あみ・マルシェの予算をベースにしており、基本的には町の支出を増やしているということではありません。緊急雇用創出事業の県からの10分の10を活用して、観光協会の臨時職員を採用します。この観光協会の事業の1つとして、臨時観光物産館をやっていききたいと思っております。これは、道の駅の構想を図るための社会実験という形でやっていききたいと思っておりますとの答弁がありました。

また、臨時観光物産館設置運営委託料の関連ですが、道の駅の青写真、説明計画をお願いしますという質問があり、今年度は、関係各課による庁内検討会を立ち上げてあり、検討議論しております。道の駅の基本構想を取りまとめるため作業を進めております。来年度はさらに、民間の方々を入れて検討していききたいという答弁がありました。

また、青写真はできていないのか、できているのかとの質問があり、まだできてはいませんとの答弁がありました。

続きまして、道路新設改良費が合計2億2,498万円と格段に増えているが、内容はという質問があり、主要事業の概要の39ページに記載されておりますが、道路改良ということで、延長1,390メートルを予定しています。そのほかに道路排水整備で4路線530メートルを予定し、歩道の整備及び危険箇所の改良で4路線530メートルを予定していますとの答弁がありました。

ここで、質問を終結し、討論に入り、環境マネジメントシステム認証取得業務は全く必要はないとの反対討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、議案第19号、平成23年度阿見町一般会計予算のうち、産業建設常任委員会所管事項については、2対3の賛成少数にて、原案を否決いたしました。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午前11時45分からといたします。

午前11時32分休憩

午後 0時01分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論に入ります。

討論を許します。

12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 私は、議案第19号に対して反対討論をいたします。

その内容としては、特別職の給与関係1人、1,501万5,000円というのがありますが、これは月額ですね、72万2,000円を基礎に予算を組んでると、こういうことであります。それで、その金額はですね、72万2,000円のいきさつというのが、前町長の川田町長が15%減ということで、これはその思いがありまして、それでまあ、町政にですね、議会にかけて承認をもらって条例を改正した条例です。ですから、川田町政のときに決めた金額が72万2,000円。それで、天田町政において、この金額は、72万2,000円という条例が生きていますから、当然に町長の給料として72万2,000円を払っているというふうに思います。がしかし、天田町政で、天田町政は川田町政とは違います。ですから、天田町政では、この72万2,000円、この条例は変わりませんから金額は同じです。が、果たして、適正な給与なのか。または適正でない給与なのかを、まず審議はしていないんですね。まあ、審議はしなくていいですよ、条例があるから。がしかし、この間の総務委員会の、私、傍聴してましたらば、天田町長がおっしゃるのにはですね、選挙は終わってちょっと取り込んでたんで、この72万2,000円に対しては、その滑り込みでやったんだという話。ただ、そのときに、85万円で給料がどっから出たんだかわかりませんけども、85万円に1回戻して、それからやるべきだったっていうお話をされたんですよ。ですから、そうなればね、やはり天田町政においては、15%なのか20%減なのか、それとも10%減が適当なのか、適正なのかはですね、私にはわかりませんが、それは自分のお考えで、議会にですよ、きちんと、こんだけの減額をしますからと、条例を改正してですね、で、ここに上げるべき予算じゃないかと私は思うんです。ですから、この金額が、議会の、いいですよ、議会通さなくたって、条例あるんだから。がしかし、天田町長がこの間総務委員会で発言した内容からいうと、これは一回ですね、議会の承認をもらって、適正なる金額を上げてくるべきだと私は思うんです。ですから、この72万2,000円、これはですね、私は納得できません。

それとですね、次にですね、この予算書の中で、臨時観光物産運営委託料というのがあるんですよ。これは、町長の施政方針の中でもね、道の駅の推進を図るためにということを行っているんですね。それでまあ、私の委員会でしたんで、委員会でも質問したんですが、道の駅構想の現状について、事あるごとにね、道の駅、道の駅と言ってますんで、道の駅ってそんだ

けおっしゃるのであれば、青写真ぐらいはあるんですかと、構想はどうなってるんですかという質問に対して、これから検討するんだという話です。これだけ施政方針にもうたってあって、なおかつ、あなたのマニフェストの中にもあると。その中で、町民はですよ、道の駅構想、道の駅っていうのはできるものだと思っていますよ。それに対して、先ほどの委員長報告にもありましたけども、来年度においては、今から検討委員会の中で町民から公募するという話なんです。ですから、まだ考えだけであって、何の計画もないというふうに私は判断いたしました。ですから、それに基づく臨時観光物産館設置運営委託料というのも、これは大変私は疑問に思っておりますので、これも私は反対をいたします。

それと、最後にエコアクションですが、いろいろ市町村のですね関係、この近隣市町村の中では、ISO及びですね、エコアクション関係については、数年前からもう既に取り組んでいる市町村が多いんですが、町長の私の一般質問の答えの中にもありました。それぞれの市町村は数年前からやって、その認証をとるのに非常に経費がかかると。認証は、ただ単に看板とかで、勲章とかそういうもんじゃないという話で、その労力とどういうものを換算してみればね、これは費用が大いにかかって、その割にはですね、成果が出ないということですね、取りやめているまたは取りやめようと検討しているというのが現状なんですよ。町長の答えの中にも書いてありますよね、それは。そうしたら、そういう状況にありながら、なぜ今エコアクションなのか。それともう1つ、金額的、予算がですね、200万それから一般事務費も入れてですね380万ぐらいなっていました。コンサルタント料は200万と何がしですが、これがですね、一般的には5分の1、10分の1ですね、コンサルが頼めるというような状況なんですよ。それも町長はおわかりになってた、質問したときにね。それで、そのおわかりになってる中で、その金額を、200万という金額をですよ、上げてきている。それが私は理解できません。ですから、この件について、19号は私は反対をいたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は、19号の23年度の一般会計予算について反対討論をいたします。

これは、今まで系統的に言ってきたこととございますけれども、特に国民健康保険税ですね。これは今、町の税金の中では、一番税負担の割合の多い税金になっております。例えば、所得200万の人が年間40数万国保税を払うと、まあ20数%払うというような事態になっております。そういうことを軽減するためにも、私は一般会計から国保会計へ繰り入れをして、最低でも1世帯1万ぐらいの値下げをするべきだというふうに思っております。

あとそれから、今年度の一般会計予算の中で、後期高齢者の存続がされているわけですけども、その中で、老人保健特別会計予算がゼロになって廃止されようとしております。私は、こ

の老人保健特別会計は存続をして、後期高齢者医療制度を廃止して、当面それに戻すという制度にすべきだというふうに考えておりますので、その考えがなされていない。その2点について承認できませんので、反対をいたします。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 私は賛成の討論をいたします。

今、先ほど、最初からですね、大災害が起きて、いろいろな意味で雇用対策、どうしたら働く場所があるのかなというふうなことも、これは阿見町でも当然ね、そういう中であらわれないう災害っていうかね、その材料がなくていろいろな仕事がないとか、そういう意味でもね、早くこれは雇用対策ね、景気対策をする意味でも、早く予算を通して執行するべきだというふうに思いますので、私は賛成をいたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 私は、19号に賛成討論をさせていただきます。

私は、産業建設委員会所管の環境マネジメントシステム委託の内容につきましては不本意な点がありますが、東日本大震災というこの未曾有の災害発生事態に陥っているこの時期に、本年度の予算を不成立でよろしいのかと思うときに、混乱を招いている場合ではないでしょう。その余力を、日本の将来に目を向けて、被災地の皆さんへ復興に全力を注ぎ支援する方向で進むべきと強く思わざるを得ません。また、原発問題の発生によって、茨城県の農産物出荷停止になり、先が見えない。そういう危機感が身近に起こっているわけであります。こういうときに予算が不成立になり、これから今、早急に支援する、そういう資金源も断たれてしまうわけでございます。こういう時期に、反対をして、この不成立というのは、やはりいかななものかと思えます。よって、本案を賛成いたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって討論を終結いたします。

反対討論がありますので、起立により採決いたします。

議案第19号についての委員長報告は、総務常任委員会は原案可決、民生教育常任委員会は原案可決、産業建設常任委員会は否決であります。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 御着席ください。

起立少数であります。

よって議案第19号は、否決されました。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時15分からといたします。

午後 0時13分休憩

午後 1時15分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第20号 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第21号 平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計予算

議案第22号 平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算

議案第23号 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算

議案第24号 平成23年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第25号 平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号 平成23年度阿見町水道事業会計予算

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第6、議案第20号、平成23年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第21号、平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計予算、議案第22号、平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算、議案第23号、平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算、議案第24号、平成23年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第25号、平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号、平成23年度阿見町水道事業会計予算、以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る3月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） 休憩前に続きまして、御報告申し上げます。

議案第20号、平成23年度阿見町国民健康保険特別会計予算について、審査の経過と結果について御報告いたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論

を終結し、採決に入り、議案第20号、平成23年度阿見町国民健康保険特別会計予算につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第24号、平成23年度阿見町介護保険特別会計予算について、審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第24号、平成23年度阿見町介護保険特別会計予算につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第25号、平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算について、審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第25号、平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 次に、産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） 議案第21号、平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計予算につきまして、審査経過と結果を御報告いたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第21号、平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計予算につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第22号、平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第22号、平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第23号、平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑を許したところ、今後の農業集落排水事業の対応はどうかとの質問があり、非常にお金がかかり過ぎるので、今後は進めていきませんという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第23号、平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第26号、平成23年度阿見町水道事業会計予算についての審査の経過と結果を御報告いたします。

質疑を許したところ、質疑なし。討論を許したところ、水道の基本料金は上限が決まっているわけだが、私は使っただけ払うっつかね、そういう態度に変えていくのが一番ベターだと思っているので、この予算には反対しますと反対意見がありました。

討論を終結し、採決に入り、議案第26号、平成23年度阿見町水道事業会計予算については、賛成多数で、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は、3つの議案について反対討論をいたします。

議案第20号、平成23年度阿見町国民健康保険特別会計予算に反対をいたします。国保税につきましては、先ほど補正予算のときでも言いましたけれども、国保税の負担が非常に重くなっております。国保会計は、いわゆるサラリーマンや働いている人ではなしに、自由業それから無職の人が加入しているわけでございますけれども、それならばなおさら、どちらかというところ所得の低い人が加入している。そういう中で、国保税が高いということは、非常に加入者に負担をかけ過ぎているということになりますので、当然、国保税はもっと引き下げる努力をすべきだというふうに思います。

それから、議案第25号、平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算。この予算については、1年前できました民主党政権で、公約で廃止をすると、75歳以上の差別医療はすべきでないという公約をしたのにもかかわらず、相変わらず継続をされております。私は、直ちにこの後期高齢者医療制度は廃止すべきだというふうに考えておりますので、この予算に反対をいたします。

それから、議案第26号、平成23年度阿見町水道事業会計予算。阿見町水道会計は、大幅な黒字になっております。そのことを考えるならば、今阿見町は水道料金が、例えば一番最低限が10立方になっているわけですが、30%の人は10立方未満で使用していると。したがって、水を使わない人まで料金を取るという制度になっているわけです。そういう点では、近隣市町村、特に阿見町と土浦市ですね、住吉は共通、同じ町民でも土浦から来てるわけですが、土浦市は1立方からの料金制度になっております。聞くとところによりますと、住吉については、土浦のほうが料金安くなっているわけですね。で、阿見町からも水道つなげるわけですが、

ども、料金が安いっつうことにつながっていないと。そういう点では、私は、余裕があるわけですから、土浦並みに料金制度も改正すべきだというふうに思いますので、この予算についても反対をいたします。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって討論を終結いたします。

反対討論がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第20号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第20号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立多数であります。

よって議案第20号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第21号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第21号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第21号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第22号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第22号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第22号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第23号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第23号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第23号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第24号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第24号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第24号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第25号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第25号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立多数であります。

よって議案第25号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第26号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第26号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立多数であります。

よって議案第26号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第27号 町道路線の廃止について

議案第28号 町道路線の認定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第7、議案第27号、町道路線の廃止について、議案第28号、

町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

本案については、去る3月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） 議案第27号、町道路線の廃止についての審査経過と結果を御報告いたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第27号、町道路線の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第28号、町道路線の認定についての審査経過と結果を御報告いたします。

質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第28号、町道路線の認定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第27号から議案第28号までの2件についての委員長報告は、原案可決であります。本案2件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第27号から議案第28号までの2件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第30号 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第7号）

議案第31号 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

議案第32号 平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）

議案第33号 平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第8、議案第30号、平成22年度阿見町一般会計補正予算（第7号）、議案第31号、平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、議案第32号、平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）、議案第33号、平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、以上4件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、議案第30号から33号までの補正予算について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第30号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に2,812万円を追加し、歳入歳出それぞれ141億7,952万6,000円とするほか、繰越明許費の補正をするものであります。

その内容としましては、平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震により、当町にも相当な被害が生じているところであり、災害復旧等に必要な経費として、災害対策費、公共下水道事業特別会計繰出金、公共公用施設災害復旧事業及び予備費を補正するものであり、その財源調整としましては、歳出の財政調整基金への積立金を減額するほか、歳入の特別交付税を充てるものであります。

次に、3ページの第2表、繰越明許費補正であります。庁舎維持管理費ほか8件について、地震災害により、それぞれ年度内に事業完了とならないことから、翌年度に繰り越すため、追加及び変更をするものであります。

次に、議案第31号、公共下水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に3,300万円を追加し、歳入歳出それぞれ15億4,899万4,000円とするほか、繰越明許費の補正をするものであります。

その内容としましては、一般会計同様、災害普及に必要な経費として管渠維持管理費を補正するものであり、その財源としては一般会計繰入金を充てるものであります。

次に、3ページの第2表、繰越明許費補正であります。管渠維持管理費ほか1件について、地震災害により、それぞれ年度内に事業完了とならないことから、翌年度に繰り越すため、追加及び変更をするものであります。

次に、議案第32号、土地区画整理事業特別会計補正予算であります。

本案は、繰越明許費の補正をするものであります。

2ページの第1表、繰越明許費補正であります。一般会計同様、本郷第一土地区画整理事

業について、地震災害により年度内に事業完了とならないことから、翌年度に繰り越しするため、変更をするものであります。

次に、議案第33号、農業集落排水事業特別会計補正予算であります。

本案は、繰越明許費の補正をするものであります。

2ページの第1表、繰越明許費補正であります。一般会計同様、実穀上長地区農業集落排水事業について、地震災害により年度内に事業完了とならないことから、翌年度に繰り越しをするため、変更をするものであります。

以上、提案理由を申し上げました。慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号から議案第33号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第30号から議案第33号までの4件については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第30号から議案第33号までの4件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第34号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第35号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第36号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第37号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第38号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第39号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第9、議案第34号、阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第35号、阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第36号、阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第37号、阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第38号、阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第39号、阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて、以上6件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 次に、議案第34号から第39号までの政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることにつきまして申し上げます。

阿見町政治倫理審査会の委員は、阿見町政治倫理条例第6条第3項の規定により、地方自治の本旨に理解があり、かつ、政治倫理等の審査に関し専門的知識を有する者又は地方自治法第18条に定める選挙権を有する町民で、公募に応じた者のうちから、いずれも議会の同意を得て町長が委嘱することになっており、委員の任期は2年となっております。

戸ノ岡氏、今田氏、川村氏、黒田氏は、これまで委員として熱心に取り組み、本年3月31日に任期が満了するものであります。

各氏は、専門的知識を有し、人格、識見ともに優れており、最適任であることから、引き続き選任したいと考えております。

また、塚口氏、大崎氏は、一般公募の応募者の中から選考した結果、人格、識見ともに優れており、適任であると考えております。

つきましては、以上6名を阿見町政治倫理審査会の委員として委嘱いたしたく本日提案する次第であります。慎重審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

本案6件については、質疑、委員会への付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。

本案6件は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第34号を採決いたします。

本案を原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第34号は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第35号を採決いたします。

本案を原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立少数であります。

よって議案第35号は、同意しないことに決しました。

次に、議案第36号を採決いたします。

本案を原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第36号は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第37号を採決いたします。

本案を原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第37号は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第38号を採決いたします。

本案を原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第38号は、原案どおり同意することに決しました。

次に、議案第39号を採決いたします。

本案を原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立少数であります。

よって議案第39号は、同意しないことに決しました。

請願第1号 常陸川水門（逆水門）の柔軟運用を求める請願書

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第10、請願第1号、常陸川水門（逆水門）の柔軟運用を求める請願書を議題といたします。

本案については、去る3月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） 請願付託事項の審査。

請願第1号、常陸川水門（逆水門）の柔軟運用を求める請願書の審査の結果を報告いたします。

まず、紹介議員の諏訪原実議員より説明を求めました。質問を許しましたところ、この提案資料を見ると、よいところばかりですが、なぜ今までできていなかったのかという質問があり、これから運動をして関係者を説得し実現に向けるということだという説明がありました。

続いて、茨城県もこういう柔軟運用をしたらいいという考えになっているのですかという質問があり、茨城県市議会議長会が国土交通省に要望書を提出した経過がありますという答えがありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、請願第1号、常陸川水門（逆水門）の柔軟運用を求める請願書については、全委員が賛成し、原案どおり採択しました。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第1号についての委員長報告は、採択であります。本案は、委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって請願第1号は、委員長報告どおり採択することに決しました。

意見書案第1号 常陸川水門（逆水門）の柔軟運用を求める意見書（案）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第11、意見書案第1号、常陸川水門（逆水門）の柔軟運用を求める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

8番柴原成一君、登壇願います。

〔8番柴原成一君登壇〕

○8番（柴原成一君） 常陸川水門（逆水門）の柔軟運用を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成23年3月24日。

提出者、阿見町議会議員柴原成一。賛成者、同じく難波千香子。同じく細田正幸。同じく大野孝志。同じく平岡博。

提案理由、別紙意見書（案）のとおり。

意見書の提出先、内閣総理大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、茨城県知事。

失礼しました。賛成者の中で、同じく吉田憲市さん、抜けました。失礼しました。

それでは、意見書（案）を朗読して、趣旨説明にかえます。

常陸川水門（逆水門）の柔軟運用を求める意見書（案）。

霞ヶ浦の自然を回復し、特に水質浄化と漁業活性化を実現することは、すべての人が望んでいることです。そして、逆水門の柔軟運用がそれらの実現に極めて効果的で、しかもほとんどコストがかからないという、まさに有効な方法として存在しています。

霞ヶ浦の水質浄化には、湖の富栄養化の原因となる窒素やリンの除去が大きな課題となりま

す。逆水門の柔軟運用（湖と海との間の生物移動を可能にする管理）によって、湖の水産資源の回復を図り、漁業を活性化させることで、漁獲を通して魚体に含まれる窒素やリンを湖から除去することが可能となります。NPOアサザ基金の推計によれば、逆水門の柔軟運用による水質浄化効果については、漁獲増に伴い、年間窒素を約255トン、リンを約51トン、湖から除去できると予測しています。湖から窒素やリンを除去する目的で国土交通省が実施している底泥しゅんせつは、漁獲より除去効率が低い上に、取り出したヘドロの処理に大きな費用がかかり、その効果は専門家からも疑問視されています。また、既に1,500億円もの巨費を投じて進められてきた導水事業も、取水もとである那珂川の水に含まれる窒素やリンが、これまで以上に霞ヶ浦でのアオコなどの植物プランクトンを増殖させるおそれがあり、結果として霞ヶ浦の水質をさらに悪化させるという研究結果が発表されています。

漁業活性化に関しては、大手シンクタンク（UFJ総研、当時）は2004年、逆水門の柔軟運用による地域経済効果を予測し、年間193億円の漁業利益増を見込む試算結果を発表しています。その後も、この提案は、単に湖の水質浄化や生態系保全への効果のみならず、地域の活性化にもつながるものとして高く評価されることになりました。（長期的には年間308億円の漁業利益増を見込んでいます）

例えば、霞ヶ浦を天然ウナギの産地として再生し、湖のブランド価値を高めたり、観光を振興、雇用創出などという付加価値も生まれます。特に、かつて国内最大のウナギ産地であった霞ヶ浦、北浦を再びウナギ産地として復活させることは、大きなインパクトを与えると考えます。世界的に資源量の減少が問題化し希少価値が高まっているウナギ（特に天然ウナギ）は、高値で取引されており、地域経済の活性化に寄与することは確実です。また、逆水門の柔軟運用とあわせて、植生帯の復元が進めば、湖の生態系や水産資源の回復が確実に進むと確信します。それは同時に、湖の自浄力を高めることにもつながります。

記

常陸川水門（逆水門）の柔軟運用を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月24日。茨城県阿見町議会議長佐藤幸明。

○議長（佐藤幸明君） 以上で説明は終わりました。

お手元に配付してあります意見書（案）第1号ですが、賛成者、阿見町議会議員、吉田憲市氏の名前が抜けてました。大変失礼いたしました、お詫びとさせていただきます。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第1号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第1号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって意見書案第1号は、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって、可決された意見書の配付といたします。「案」の文字の削除を願います。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第12、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長、並びに特別委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これで本定例会に予定されました日程は、すべて終了しました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、発言を許します。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 平成23年度第1回定例会の閉会に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

まず、このたびの東北地方太平洋沖地震において被害に遭われました皆様に、改めまして心

よりお見舞いを申し上げます。また、先日は、中島梱包運輸さん、議員初め関係者の皆様の御尽力により、福島県への救援物資支援を届けていただきましたこと、心より敬意を表する次第であります。

今回、23年度の予算が否決ということになりました。これによって、特別会計又は今回の補正、皆さんに可決はしていただきましたが、この地震に対しての緊急な措置ができなくなったということで、非常に残念に思っております。今後、やはりこの予算案に対して迅速に今後対応していかなければならない。そのためには町民にもやはりきちんとした説明をしていかなければならないと感じております。議員各位も同じ立場でありますので、どうかそういう面においてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

議員各位におかれましても、阿見町のさらなる発展のため、なお一層の御尽力、御指導をいただきますようよろしくお願ひ申し上げまして、閉会に当たりましてのあいさついたします。

本日は本当に御苦勞さまでした。

閉会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにそのすべてを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上にも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、平成23年第1回阿見町議会定例会を閉会いたします。御苦勞さまでした。

午後 2時02分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 佐 藤 幸 明

署 名 員 浅 野 栄 子

署 名 員 藤 井 孝 幸

参 考 资 料

平成23年第1回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第4号 議案第10号 議案第11号 議案第19号</p>	<p>阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について 阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第6号） 内 総務常任委員会所管事項 平成23年度阿見町一般会計予算 内 総務常任委員会所管事項</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第3号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第11号 議案第12号 議案第14号 議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第20号 議案第24号</p>	<p>阿見町立学校体育施設使用料徴収条例の制定について 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 民生教育常任委員会所管事項 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 阿見町手数料徴収条例の一部改正について 阿見町国民健康保険条例の一部改正について 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について 平成22年度阿見町一般会計補正予算（第6号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） 平成22年度阿見町老人保健特別会計補正予算（第2号） 平成22年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号） 平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） 平成23年度阿見町一般会計予算 内 民生教育常任委員会所管事項 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計予算 平成23年度阿見町介護保険特別会計予算</p>

	議案第25号	平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
産 業 建 設 常 任 委 員 会	議案第5号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 産業建設常任委員会所管事項
	議案第11号	平成22年度阿見町一般会計補正予算（第6号） 内 産業建設常任委員会所管事項
	議案第13号	平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第15号	平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第16号	平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第19号	平成23年度阿見町一般会計予算 内 産業建設常任委員会所管事項
	議案第21号	平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
	議案第22号	平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算
	議案第23号	平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
	議案第26号	平成23年度阿見町水道事業会計予算
	議案第27号	町道路線の廃止について
	議案第28号	町道路線の認定について
	請願第1号	常陸川水門（逆水門）の柔軟運用を求める請願書

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成22年12月～平成23年3月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	1月6日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回臨時会会期日程について ・その他
	3月1日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回定例会会期日程について ・その他
行政改革 特別委員会	2月16日	全員協議会室	勉強会 <ul style="list-style-type: none"> ・「町保育行政について」 ー待機児童0を目指してー 講師 高須 徹 児童福祉課長
議会だより 編集委員会	12月24日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第127号の発行について ・その他
	1月6日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第127号の発行について ・その他
	1月14日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第127号の発行について ・その他
全員協議会	1月11日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町一般会計補正予算（第5号）について ・その他
	1月11日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・倉持松雄議員の監査委員罷免について ・その他

全 員 協 議 会	2月4日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度予算内示について ・行政改革大綱及び実施計画素案について ・その他
	2月16日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町政治倫理審査会の調査結果について ・その他
	2月28日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について ・阿見町教育振興基本計画の策定について ・阿見町水道施設整備基本計画について ・消防の広域化の進捗状況について ・阿見町立学校体育施設使用料徴収条例の制定について ・政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて ・その他

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	2月24日	第1回定例会 ・龍ヶ崎地方衛生組合議会副議長選挙について ・龍ヶ崎地方衛生組合公平委員会委員の選任について ・平成22年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第2号） ・平成23年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算 ・専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）	原案可決 原案可決 原案承認	大野孝志 吉田憲市
牛久市・阿見町斎場組合	2月10日	第1回定例会 ・平成22年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計補正予算（第2号） ・平成23年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計予算	原案可決 原案可決	細田正幸 小松沢秀幸
茨城県後期高齢者医療広域連合会	2月17日	第1回定例会 ・議席の指定について ・副議長の選挙について ・茨城県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び	小島由久氏 （八千代町） 原案可決	藤井孝幸

<p>茨城県後期高齢者医療広域連合会</p>	<p>2月17日</p>	<p>・茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙について</p> <p>・閉会中所管事務調査について</p>	<p>選挙管理委員 中川庄一郎氏 (阿見町) 馬場 實氏 (古河市) 實川正明氏 (鹿嶋市) 本多喜久男氏 (東海村) 同補充員 多田和夫氏 (結城市) 塩谷満枝氏 (取手市) 伊東三代治氏 (那珂市) 蓮沼武彦氏 (水戸市)</p>	<p>藤井孝幸</p>
------------------------	--------------	---	---	-------------

請 願 文 書 表

平成23年第1回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提住 所出 者氏 者名	紹氏 介議 員名	議決 結果
1	平成 23 年 3 月 1 日	<p>1. 件 名 常陸川水門（逆水門）の柔軟運用を求める請願書</p> <p>2. 主 旨 霞ヶ浦の自然を回復し、特に水質浄化と漁業活性化を実現することは、すべての人が望んでいることです。 そして、逆水門の柔軟運用が、それらの実現にきわめて効果的で、しかもほとんどコストがかからないという、まさに有効な方法として存在しています。 霞ヶ浦の水質浄化には、湖の富栄養化の原因となる窒素やリンの除去が大きな課題となります。逆水門の柔軟運用（湖と海との間の生物移動を可能にする管理）によって湖の水産資源の回復を図り、漁業を活性化させることで、漁獲をとおして魚体に含まれる窒素やリンを湖から除去することが可能となります。NPOアサザ基金の推計によれば、逆水門の柔軟運用による水質浄化効果については、漁獲増にともない年間窒素を約255トン、リンを約51トン湖から除去できると予測しています。 湖から窒素やリンを除去する目的で国交省が実施している底泥浚渫は、漁獲より除去効率が低い上に、取り出したヘドロの処理に大きな費用がかかり、その効果は専門家からも疑問視されています。また、すでに1,500億円もの巨費を投じて進められてきた導水事業も、取水基である那珂川の水に含まれる窒素やリンが、これまで以上に霞ヶ浦でのアオコなどの植物プランクトンを増殖させる恐れがあり、結果として霞ヶ浦の水質をさらに悪化させるという研究結果が発表されています。 漁業活性化に関しては、大手シンクタンク（UFJ総研・当時）は2004年、逆水門の柔軟運用による地域経済効果を予測し、年間193億円の漁業利益増を見込む試算結果を発表しています。その後、この提案は単に湖の水質浄化や生態系保全への効果のみならず、地域の活性化にもつながるものとして高く評価されることになりました（長期的には年間308億円の漁業利益増を見込んでいます）。 例えば、霞ヶ浦を天然ウナギの産地として再生し、湖のブランド価値を高めたり、観光を振興、雇用創出などとい</p>	茨城 県土 浦市 川口 一丁 目10 番6 号	諏訪 原 実	

1	<p>う付加価値も生まれます。特に、かつて国内最大のウナギ産地であった霞ヶ浦・北浦を再びウナギ産地として復活させることは、大きなインパクトを与えると考えます。世界的に資源量の減少が問題化し希少価値が高まっているウナギ（特に天然ウナギ）は、高値で取引されており、地域経済の活性化に寄与することは確実です。</p> <p>また、逆水門の柔軟運用と併せて植生帯の復元が進めば、湖の生態系や水産資源の回復が確実に進むと確信します。それは同時に、湖の自浄力を高めることにもつながります。</p> <p>以上の主旨から地方自治法第99条に基づいて、逆水門の柔軟運用を求める意見書を、政府と県に対して提出していただくよう請願するものです。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定により請願します。</p> <p>(請願事項) 常陸川水門（逆水門）の柔軟運用を求めること。</p>			
---	--	--	--	--